平成 14 年　第 1 回定例会

上富良野町議会会議録

開会　平成 14 年３月　４日
閉会　平成 14 年３月２２日

上　富　良　野　町　議　会

目　　次

第　１　号（３月４日）

○議　事　日　程　……　1
○出　席　議　員　……　1
○欠　席　議　員　……　1
○遅　参　議　員　……　1
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　1
○議会事務局出席職員　……　2
○開会宣告・開議宣告　……　3
○諸 般 の 報 告　……　3
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　3
○日程第　２　会期決定の件　……　3
○日程第　３　行 政 報 告　……　3
○日程第　４　報告第　１号　例月現金出納検査結果報告の件　……　5
○日程第　５　報告第　２号　委員会所管事務調査報告の件　……　6
○日程第　６　報告第　３号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）　……　7
○日程第　７　議案第１０号　平成１３年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）　……　8
○日程第　８　議案第１１号　平成１３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　……　２２
○日程第　９　議案第１２号　平成１３年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第２号）　…　２３
○日程第１０　議案第１３号　平成１３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）　…　２４
○日程第１１　議案第１４号　平成１３年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）　……　２６
○日程第１２　議案第１５号　平成１３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）　……　２７
○日程第１３　議案第１６号　平成１３年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）　……　２９
○日程第１４　議案第１７号　平成１３年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）　……　３１
○日程第１５　議案第１８号　平成１３年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）　……　３２
○散　会　宣　告　……　３３

目　　次

第　２　号（3月5日）

○議　事　日　程　……　３５
○出　席　議　員　……　３５
○欠　席　議　員　……　３５
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　３５
○議会事務局出席職員　……　３５
○開　議　宣　告　……　３６
○諸般の報告　……　３６
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　３６
○日程第　２　執行方針　……　３６
〔町政執行方針　町　長　尾　岸　孝　雄　君
〔教育行政執行方針〕　教育長　高　橋　英　勝　君
○日程第　３　議案第１号　平成１４年度上富良野町一般会計予算　……　３６
○日程第　４　議案第２号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算　……　３６
○日程第　５　議案第３号　平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算　……　３６
○日程第　６　議案第４号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算　……　３６
○日程第　７　議案第５号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算　……　３６
○日程第　８　議案第６号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算　……　３６
○日程第　９　議案第７号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算　……　３６
○日程第１０　議案第８号　平成１４年度上富良野町水道事業会計予算　……　３６
○日程第１１　議案第９号　平成１４年度上富良野町病院事業会計予算　……　３６
○予算特別委員会の設置について　……　６４
○休会の議決　……　６４
○散　会　宣　告　……　６４

目　　次

第　３　号（３月１２日）

○議　事　日　程 …… ６７
○出　席　議　員 …… ６７
○欠　席　議　員 …… ６７
○遅　参　議　員 …… ６７
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名 …… ６７
○議会事務局出席職員 …… ６７
○開　議　宣　告 …… ６８
○諸般の報告 …… ６８
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件 …… ６８
○日程第　２　町の一般行政について質問 …… ６８
１５番　村　上　和　子　君 …… ６８
１　協働型社会の推進について
１７番　小　野　　忠　君 …… ７２
１　男女共同参画社会の推進について
２　役場職員の町内居住対策について
１１番　梨　澤　節　三　君 …… ７５
１　市町村合併について
２　自治労問題について
１番　中　村　有　秀　君 …… ８２
１　地域高規格道路「旭川十勝道路」について
２　町民証の発行について
３　町立病院の運営について
１８番　向　山　富　夫　君 …… ９０
１　本町の産業活動化策について
８番　仲　島　康　行　君 …… ９７
１　雇用対策について
２　時間外手当について
○散　会　宣　告 …… １００

目　　次

第　４　号（３月１３日）

○議　事　日　程　……　１０３
○出　席　議　員　……　１０３
○欠　席　議　員　……　１０３
○早　退　議　員　……　１０３
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　１０３
○議会事務局出席職員　……　１０３
○開　議　宣　告　……　１０４
○諸般の報告　……　１０４
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　１０４
○日程第　２　町の一般行政について質問　……　１０４
１２番　米　沢　義　英　君　……　１０４
１　保健福祉施設について
２　保育所・学校給食の委託について
３　使用料・手数料について
４　教育行政について
３番　福　塚　賢　一　君　……　１１３
１　健全財政維持方針について
２　国営土地改良事業の負担金について
３　職場の活性化について
４　新学習指導要領について
日程第　３　議案第１９号　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例　……　１２２
日程第　４　議案第２０号　上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例　……　１２３
日程第　５　議案第２１号　上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例　……　１２５
日程第　６　議案第２２号　上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例　……　１２６
日程第　７　議案第２３号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例　……　１２７
日程第　８　議案第２５号　上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例　……　１２８
日程第　９　議案第２７号　上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例　……　１２９
○休会の議決　……　１３０
○散　会　宣　告　……　１３０

目　　次

第　５　号（３月２２日）

○議　事　日　程　……　１３３
○出　席　議　員　……　１３３
○欠　席　議　員　……　１３４
○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名　……　１３４
○議会事務局出席職員　……　１３４
○開　議　宣　告　……　１３５
○諸般の報告　……　１３５
○日程第　１　会議録署名議員の指名の件　……　１３５
○日程第　２　議案第２４号　上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例　……　１３５
○日程第　３　議案第２６号　上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例　……　１４２
○日程第　４　議案第２８号　上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例　…　１４４
○日程第　５　議案第２９号　上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例　……　１４４
○日程第　６　議案第３０号　上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例　……　１４４
○日程第　７　議案第３１号　上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例　……　１４４
○日程第　８　議案第３２号　富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件　……　１４９
○日程第　９　議案第３３号　富良野地区介護認定審査会規約の変更の件　……　１４９
○日程第１０　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消の件　……　１５０
○日程第１１　議案第３５号　上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件　……　１５０
○日程第１２　議案第３６号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件　……　１５１
○日程第１３　議案第３７号　上富良野町道路線廃止の件　……　１５１
○日程第１４　議案第３８号　上富良野町道路線認定の件　……　１５１
○日程第１５　予算特別委員会付託　……　１５２
議案第　１号　平成１４年度上富良野町一般会計予算
議案第　２号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第　３号　平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第　４号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第　５号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第　６号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第　７号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
議案第　８号　平成１４年度上富良野町水道事業会計予算
議案第　９号　平成１４年度上富良野町病院事業会計予算
○日程第１６　議案第３９号　監査委員の選任の件　……　１５３
○日程第１７　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦の件　……　１５３
○日程第１８　議案第４０号　北海道市町村総合事務組合規約の変更の件　……　１５４
○日程第１９　議案第４１号　泉町北団地町営住宅新築工事（建設主体工事）請負契約締結の件　……　１５４
○日程第２０　議案第４２号　特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例　……　１５６
○日程第２１　報告第　４号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）　……　１５８
○日程第２２　発議案第１号　懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議　……　１５８
○日程第２３　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議　……　１５９
○日程第２４　発議案第３号　町長の専決事項指定の件　……　１５９
○日程第２５　発議案第４号　中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件　……　１６０

○日程追加の議決　……　１６０
○追加日程第１　発議案第５号　防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件　……　１６０
○日程第２６　閉会中の継続調査申出の件　……　１６３
○町長あいさつ　……　１６３
○議長あいさつ　……　１６４
○閉　会　宣　告　……　１６５

第１回定例　会付託事　件一覧表

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
1	平成１４年度上富良野町一般会計予算	３月22日	原　案　可　決
2	平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	３月22日	原　案　可　決
3	平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算	３月22日	原　案　可　決
4	平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算	３月22日	原　案　可　決
5	平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	３月22日	原　案　可　決
6	平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	３月22日	原　案　可　決
7	平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	３月22日	原　案　可　決
8	平成１４年度上富良野町水道事業会計予算	３月22日	原　案　可　決
9	平成１４年度上富良野町病院事業会計予算	３月22日	原　案　可　決
１０	平成１３年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）	３月４日	原　案　可　決
１１	平成１３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	３月４日	原　案　可　決
１２	平成１３年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第２号）	３月４日	原　案　可　決
１３	平成１３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）	３月４日	原　案　可　決
１４	平成１３年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）	３月４日	原　案　可　決
１５	平成１３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	３月４日	原　案　可　決
１６	平成１３年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）	３月４日	原　案　可　決
１７	平成１３年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）	３月４日	原　案　可　決
１８	平成１３年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）	３月４日	原　案　可　決
１９	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	３月13日	原　案　可　決
２０	上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例	３月13日	原　案　可　決
２１	上富良野職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	３月13日	原　案　可　決
２２	上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	３月13日	原　案　可　決

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
２３	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	３月 13日	原　案　可　決
２４	上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	３月 22日	教育民生常任委員会付託
２５	上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例	３月 13日	原　案　可　決
２６	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	３月 22日	原　案　可　決
２７	上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例	３月 13日	原　案　可　決
２８	上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例	３月 22日	原　案　可　決
２９	上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	３月 22日	原　案　可　決
３０	上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例	３月 22日	原　案　可　決
３１	上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例	３月 22日	原　案　可　決
３２	富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件	３月 22日	原　案　可　決
３３	富良野地区介護認定審査会規約の変更の件	３月 22日	原　案　可　決
３４	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	３月 22日	原　案　可　決
３５	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	３月 22日	原　案　可　決
３６	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	３月 22日	原　案　可　決
３７	上富良野町道路線廃止の件	３月 22日	原　案　可　決
３８	上富良野町道路線認定の件	３月 22日	原　案　可　決
３９	監査委員の選任の件	３月 22日	同　意　可　決
４０	北海道市町村総合事務組合規約の変更の件	３月 22日	原　案　可　決
４１	泉町北団地町営住宅新築工事（建設主体工事）請負契約締結の件	３月 22日	原　案　可　決
４２	特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例	３月 22日	原　案　可　決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第１号　平成１４年度上富良野町一般会計予算 議案第２号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算		

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
	議案第３号　平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第４号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第５号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第６号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第７号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第８号　平成１４年度上富良野町水道事業会計予算 議案第９号　平成１４年度上富良野町病院事業会計予算	３月 22 日	原　案　可　決
	諮　問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	３月 22 日	適　　任
	執　行　方　針	３月５日	
	行　政　報　告	３月４日	
	町の一般行政について質問	３月 12 日 ３月 13 日	
	報　　告		
1	例月現金出納検査結果報告の件	３月４日	報　　告
2	委員会所管事務調査報告の件	３月４日	報　　告
3	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	３月４日	報　　告
4	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	３月 22 日	報　　告
	発　　議		
1	懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議	３月 22 日	原　案　可　決
2	町内行政調査実施に関する決議	３月 22 日	原　案　可　決

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
3	町長の専決事項指定の件	3月22日	原　案　可　決
4	中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件	3月22日	原　案　可　決
5	防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件	3月22日	原　案　可　決
	閉会中の継続調査申出の件	3月22日	原　案　可　決

平成１４年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第１号）

平成１４年３月４日（月曜日）

○議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　会期決定の件　　３月４日～２２日　１９日間
第　３　行政報告　　町　長　尾　岸　孝　雄　君
第　４　報告第　１号　　例月現金出納検査結果報告の件
　　監査委員　吉　武　敏　彦　君
第　５　報告第　２号　　委員会所管事務調査の件
　　議会運営委員長　佐　藤　政　幸　君
第　６　報告第　３号　　専決処分の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第　７　議案第１０号　平成１３年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）
第　８　議案第１１号　平成１３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
第　９　議案第１２号　平成１３年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第２号）
第１０　議案第１３号　平成１３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）
第１１　議案第１４号　平成１３年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
第１２　議案第１５号　平成１３年度上富良野町公共下水道特別会計補正予算（第４号）
第１３　議案第１６号　平成１３年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）
第１４　議案第１７号　平成１３年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）
第１５　議案第１８号　平成１３年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）

○出席議員（１９名）

１　番　中　村　有　秀　君	２　番　中　川　一　男　君
３　番　福　塚　賢　一　君	４　番　笹　木　光　広　君
５　番　吉　武　敏　彦　君	６　番　西　村　昭　教　君
８　番　仲　島　康　行　君	９　番　岩　崎　治　男　君
１０番　佐　藤　政　幸　君	１１番　梨　澤　節　三　君
１２番　米　沢　義　英　君	１３番　長谷川　徳　行　君
１４番　徳　島　　稔　君	１５番　村　上　和　子　君
１６番　清　水　茂　雄　君	１７番　小　野　　忠　君
１８番　向　山　富　夫　君	１９番　久保田　英　市　君
２０番　平　田　喜　臣　君	

○欠席議員（１名）

７　番　石　川　洋　次　君

○遅参議員（１名）

６　番　西　村　昭　教　君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町　長	尾岸孝雄君	助　役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
監査委員	吉武敏彦君	農業委員会会長	小松　博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	上村　延君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	佐藤　修君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	越智章夫君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	早川俊博君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ﾎｰﾑ所長	林下和義君
上下水道課長	田中　博君	町立病院事務長	三好　稔君

○議会事務局出席職員

局　　長	北川雅一君	次　　長	菊池哲雄君
係　　長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開会
（出席議員　１９名）

◎開会宣告・開議宣告

○議長（平田喜臣君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１８名であります。

これより、平成１４年第１回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

今期定例会は、３月１日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、２月４日、２月２８日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第１号ないし議案第３９号までの３９件、諮問第１号の１件、報告第３号の１件であります。

議員からの提出案件は、発議案第１号ないし第４号の４件であります。

なお、人事案件の議案第３９号、諮問第１号につきましては、御案内のとおり後日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。

議会運営委員長から、委員会調査報告がありました。

町長並びに教育長から、平成１４年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成１３年度分建設工事発注状況及び今期定例会までの建設工事発注状況をお配りをいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

２月４日までに受理いたしました陳情要望の件数は、２件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な事業は、別紙配付のとおりでございます。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１５番　村　上　和　子　君
１６番　清　水　茂　雄　君

を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（平田喜臣君）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から３月２２日までの１９日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月２２日までの１９日間と決しました。

◎日程第３　行政報告

○議長（平田喜臣君）　日程第３　行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用なところ、第１回定例町議会に出席いただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る１２月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、２月１８日、１９日の２日間にわたって実施した十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、平成７年度から、十勝岳火山防災会議協議会を構成する上富良野町と美瑛町の合同形式により開催しているもので、今回で７回目の実践訓練となりました。

訓練の内容は、十勝岳噴火による大規模泥流の発生を災害想定として、通信連絡訓練、避難訓練、救助、救出訓練、避難路確保、道路閉鎖、ＪＲ富良野線遮断の４項目を柱に実施いたしました。

今年も昨年同様、平成１２年の有珠山噴火災害を教訓とした新たな取り組みを継続実施し、郡部地域の緊急危険区域には早い段階で避難指示を、市街地の緊急危険区域には、大規模泥流の発生報告を受けた想定で避難指示を発令し、火山活動をにらんだ段階的な避難指示を試みました。

また、避難指示後の訓練にも重点を置き、１軒１軒を回っての未避難者の確認活動、緊急危険区域内にある指定避難所からより安全である二次避難所の社会教育総合センターへの輸送を自衛隊、警察、消防の協力により実施いたしました。

また、今回初めて、北海道上川支庁主催によります十勝岳噴火災害対策現地合同本部会議が開催され、関係機関による総合的な災害応急対策が検討されました。ここに参加されました多くの町民の方々を初め、各関係機関、団体の方々に対しまして、御協力に厚くお礼を申し上げます。

なお、災害対策本部内の関係機関相互間情報伝達の方法、要請事項などの課題については、今回災害対策本部会議と関係機関との連絡調整会議を分離して開催したことによって、より明確にできましたことは大きな成果であったと思いますが、今後の取り組まなければならない多くの課題も検証することができましたので、日ごろから関係機関と連携調整を図り、連携の強化に努めてまいりたいと思います。

次に、要望関係でありますが、２月２８日から３月１日にかけて、平成１４年度防衛施設周辺整備事業について、地域住民の生活の安定と継続事業の促進並びに新規事案の採択、当該事業にかかわる予算確保について、基地対策協議会役員とともに防衛施設庁、防衛庁陸上幕僚幹部に要望を行ってまいりました。

次に、町の四季彩イベントでありますが、第３８回上富良野雪まつりが去る２月１０日、寒い中１,５００名の参加をいただきまして、日の出公園特設会場で開催されました。会場には、上富良野駐屯地の第２戦車連隊、第１３１特科大隊製作による滑り台１基と幼児用滑り台１基、商工青年部製作による十勝岳安政火口の滑り台、イベントでは町民参加のおもしろ雪だるまコンテスト、親子、ちびっこボブスレー大会、スノーモビル試乗会、お楽しみ抽選券の入ったもちまきや、本年初めて行った豚サガリを食べての絶叫大会など大いに盛り上がり、多くの方々に楽しんでいただけたことと思います。

雪像づくり期間中または当日に御支援いただきました上富良野駐屯地、商工会、建設業協会初め関係機関の皆様に深くお礼を申し上げます。

次に、振興公社の委託関係でありますが、吹上保養センターにつきましては、利用者数、売り上げとも前年度を若干下回っておりますが、２月２３日には、開設からの利用者数が７０万人に達したところであります。

７月オープンのオートキャンプ場につきましては、１月末で利用者８,３１３人、売上金１,０８０万円となっており、黒字決算の見通しで、１２月からスキー場の運営につきましても、当初雪が少なくオープンがおくれていましたが、7万３,０５０人の利用で、３月閉鎖期までには前年実績の１１万人の利用があるものと期待しており、収支につきましても予定の決算ができそうな見通しであります。

次に、町の指定金融機関についてでありますが、富良野信用金庫の合併に伴い、本年１月４日から旭川信用金庫に変更になり、その変更手続を済ませたところであります。

次に、陸上自衛隊と米陸軍との実動訓練についてでありますが、両国の部隊がそれぞれの指揮系統に従い、共同して作戦を実施する場合における相互連携を目的として、２月１８日から３月６日までの１７日間、上富良野演習場において訓練が行われています。

また、あす５日には、日本の文化や家庭の雰囲気を理解していただくことを目的に、町内の五つの家庭においてホームビジットが予定されているところろであります。

次に、陸上自衛隊の東ティモールへのＰＫＯ関係についてでありますが、上富良野駐屯地から２１名の隊員の方々が派遣されることになりました。去る２月１２日と２４日に、上富良野駐屯地及び北部方面主催の壮行会が開催され、出席して激励してまいりました。

次に、成人式でありますが、本年は１月１４日が成人の日でありましたが、本町では成人者が出席しやすいよう考慮しまして、前日の１３日の日曜日に社会教育総合センターで、来賓各位の御出席をいただき成人式を挙行いたしました。新成人１０７名の出席のもと、厳粛なうちに式を終了し、成人者の旅立ちを祝ったところであります。

次に、体育施設の突風災害についてでありますが、１月２１日夜半から２２日明け方にかけての異常な大風と突風によりまして、富原野球場のバックネットを支えている両方の支柱が根本から曲がり、片方が折れて使用できない状態になりました。調査の結果、当施設は昭和５２年の設置から２５年が経過し、支柱の金属疲労が著しく、突風に耐えることができなかったため損傷したもので、新年度に改修して、シーズンに間に合うよう復旧を図ってまいる予定であります。

最後に、建設工事の発注状況でありますが、お手

元に配付しました建設工事発注状況のとおりであります。１２月定例会報告以降、入札執行した建設工事は２月２２日現在で８件、事業費総額１億６,５２１万７,５００円であり、前回までと合わせますと、９４件で２０億９,２５６万９,０００円となっております。

なお、お手元に平成１３年度建設工事執行状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

また、私事になりますが、昨年末からかぜをこじらせ、年始早々検査入院しまして、皆様に大変御心配をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

２月上旬から復帰しまして行政執行しておりますので、この場をかりまして報告させていただきます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第４　報告第１号

○議長（平田喜臣君）　日程第４　報告第１号例月現金出納検査結果報告の件につきまして、監査委員から報告を求めます。

監査委員吉武敏彦君。

○監査委員（吉武敏彦君）　例月現金出納検査報告につきまして、朗読をもって報告いたします。

報告第１号例月現金出納検査結果報告の件。

例月現金出納検査結果について、御報告を申し上げます。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

１ページをお開きください。

地方自治法第２３５条の第２第１項の規定により執行したのであります。

平成１３年度１１月分から１月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の支出状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されいることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、１０ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば、賜ります。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　付表でついております１０ページの税収納状況についてお尋ねしたいと思います。

たばこ税の未納が４,２６９円となっております。収納率現年１００とありますけれども、未納があって１００ということは、どのように理解すればいいのか御説明いただきたいと思います。

この際、もう１点お尋ねしておきたいと思います。

町民税の個人、現年度分につきましては、出納整理期間５月ですから、あと４カ月で５,５００万円の、少なくとも９０何％は納めていただけることと考えますが、滞納繰越分、これは３月、今月で締め切られると思いますけれども、７６９万円、７５６万９,４９５円、これについては金額が多いか少ないかは別にいたしまして、このうちでいわゆる特別徴収義務者の関係で、滞繰となっている事業所があるかないか、あるかないかでいいですからお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　税務課長、答弁。

○税務課長（上村延君）　福塚議員の質問にお答えします。

４,２６９円の収納未済額が、割り返して１００になるかという質問ですけれども、割り返したら１００になります。それで、４,２６９円につきましては、この次に入ってくると思います。

それから、町民税の滞納繰越分の特別徴収義務者の滞納者があるかないかという御質問ですが、これはありません。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　ただいま課長の説明、理解できないわけでないですけれども、少なくとも１００ということは、未納額がなくて１００だと思うのですよ。課長の答弁してくださった考え方については、そういう理解もしなければならないのかなと、こういうぐあいに思っておりますけれども、では４,２６９円というこの少額の未納については、どのような内容で未納になっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　税務課長、答弁。

○税務課長（上村延君）　後ほど調べまして御報告したいと思いますので、申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御質疑がなければ、これをもって報告を終わります。

◎日程第５　報告第２号

○議長（平田喜臣君）　日程第５　報告第２号委員会所管事務調査の報告を行います。

本件の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤政幸君。

○議会運営委員長（佐藤政幸君）　ただいま上程いただきました報告第２号委員会所管事務調査報告の件につきまして、別紙のとおり御報告を申し上げます。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を次のとおり報告いたします。

記。付託事件名、先進市町村行政調査の件であります。

１、調査の経過。

議会運営委員会は、平成１４年１月２１日から１月２３日まで、先進市町村である弟子屈町議会、音更町議会を訪問し、調査を行いました。

それぞれの町村の調査の結果について御報告申し上げます。

調査項目は、一般質問の取り組み、議員定数条例の制定の状況、その他議会運営についての調査であります。

弟子屈町の町の状況でありますけれども、昭和２２年町制を執行し、現在に至っております。御承知のように、阿寒国立公園の３分の２が行政区域にあり、摩周湖、屈斜路湖、硫黄山、温泉等があり、観光、農業、酪農、林業の町であります。人口は、１３年度当初におきまして、9,６２１人という町村であります。

調査の概要について、要点のみ御報告申し上げます。

一般質問の取り組みについては、規則を制定し、規則に従って実施しているということであります。主な内容は、次のとおりでありますが、議会開会前の議長の報告につきましては、本町と余り変わりはございませんけれども、内容は具体的に書くということでございます。

質問の順序は、議会運営委員会において決定をいたしておりました。

質問は６問以内とし、発言時間は１問につき３０分以内とするという時間制限を設けて秩序を保っているということでございます。

質問は、１問１答方式を採用しておりました。

次に、議員定数条例についてでありますが、まだ自治法の改正に伴ったところの定数は決めてはおりませんが、現在のところ法定数２２人に対して、条例定数は１８人であるということでございまして、この条例の制定については、おおむね現状のとおりではなかろうかというふうに推察されたところでございます。

その他につきましては、特別委員会においても１問１答方式で実施をしている。

なお、当初予算であるとか、補正予算等特別委員会に付託した審査につきましても、それぞれ発言時間を制限していると、そしてその効果を図っているということが報告されておりました。

まとめといたしましては、本町にも課題として取り上げられている諸問題について研修をしたし、御意見を承りながら参考になるところがたくさんあったように思っております。

音更町議会について申し上げます。

調査項目につきましては、おおむね同じでありますけれども、一般質問の取り扱い、政務調査費の状況、議員定数条例の制定、その他議会運営について御意見を賜ってまいりました。

町の状況は、十勝のほぼ中央に位置し、帯広市に隣接しておりまして、おおむね平たん地であり、水理に恵まれ、地味もよく、道内屈指の穀倉地帯であることは御承知のとおりであります。十勝川温泉もありまして、広く知られているところであります。

昭和２８年町制執行、平成１２年には開基１００年を迎えたと言っておりました。人口３万９,５６４人、比較的大きな町であります。

調査概要について要点を申し上げます。

一般質問の取り扱いについて、ここでも答弁、再質問を含めて９０分以内という時間制限を設けて秩序を保っておりました。その他は、おおむね本町と同じような形態で一般質問がとり行われている状況であります。

政務調査費についてでありますが、政務調査費につきましは、この町村におきましては、相当早くから支出しているということでございます。その概要を申し上げますと、平成１３年４月１日に政務調査費の交付に関する条例を施行して厳正にとり行っているということでございます。

政務費の内容でございますが、１議員１０万円ということでございます。

あと、そこに概要を述べておりますけれども、相当厳しい査定を行いながら、収支の責任者をつくるなど厳正に対処しているということでございました。

３番目に、議員定数条例の制定についてでありますが、音更町議会におきましては、地方自治法の改定に伴った条例を目途にいたしまして、特別委員会をもって既に決定をいたしておりました。現在定数は２６人でありますけれども、さらに２名を減ずるということに決したそうであります。

人口は、先ほども申し上げましたように、帯広市の近く、あるいは十勝川温泉等がありまして、人口は微増の状態でありますけれども、社会の情勢に従って、特別委員会で２名減ということになりまして制定をいたしたということでございます。

その他でありますけれども､その他について一つ、海外研修の件でありますが、十勝地方におきましては、近隣の町村と議員団が結集いたしまして独自の研修を行っていたところでありますけれども、最近の情勢から、また元に戻って全国及び全道議長会主催に派遣することに決定したそうであります。

まとめといたしましては、大きな町村でもありますので、会派制をとっておりますし、比較的早くから政務調査費を出しているということがわかりました。

全体のまとめといたしましては、本町の当面する課題等について、いろいろ両町において参考になるところが多かったと思っております。

以上で御報告を終わります。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　ただいまの議会運営委員長の報告を承りまして、大変恐縮ですけれども、政務調査費について、所属議員１人の場合も含むと、議員数１０万円を乗じた額と。中で委員長のお話によりますと、査定については厳しい査定をして交付している。金額を定額で決めておいて、厳しい査定ということについては、どのように理解をすればよろしいのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　１０番佐藤政幸君。

○議会運営委員長（佐藤政幸君）　お答えいたします。

音更町の政務調査費の取り扱いでありますが、先ほども一部申し上げましたけれども、最近になりまして、政務調査費の交付に関する条例を施行しております。その条例に従いましてとり行っているということでございます。

先ほども申し上げましたように、１人１０万円の支出でありますけれども、規則に従っておりますので、すべて支消するということなく、年末において返還する会派も多数あるというふうに伺っております。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

◎日程第６　報告第３号

○議長（平田喜臣君）　日程第６　報告第３号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました報告第３号専決処分報告の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、昨年の１２月に、町がこの冬初めての大がかりな排雪作業を行ったところでありましたが、その中で町道東２丁目通り、北１条通りの路盤の雪を削り取った際に、交差点内の一部に２０センチ程度の雪の段差が残ってしまったことから、翌２１日でありますが、早朝通行しました相手方車両に損害を与えてしまったものでございます。

この事故の示談交渉におきましては、町は道路管理者としての管理上の瑕疵、一方の相手方には、道路交通法上の義務違反があることをお互い認め合うことで合意しましたことから、平成１４年２月１４日に、相手方車両の損害額１８万９,１４７円に対する町の責任割合の６割相当額１１万３,４８９円を損害賠償することで専決処分しましたので報告するものでございます。

このように、相手方に損害を賠償しなければならない交通事故に至ったことにつきましては、大変申しわけなく心から深くお詫びを申し上げるところでございます。

今後は十分に注意を払い、同じことを繰り返すことのないよう、職員に対する指導の徹底に努力してまいります。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第３号専決処分報告の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定より、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので､同条第２項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらん願います。

専決処分書。

町が管理する道路内での交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成１４年２月１４日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。１、和解の相手方。上富良野町●●●●●●●●●●●●●。

２、和解の内容。（１）上富良野町は、相手方●●●●に対し金１１万３,４８９円を支払う。

（２）相手方●●●●は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き、一切の請求をしない。

以上、専決処分報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第７　議案第１０号

○議長（平田喜臣君）　日程第７　議案第１０号平成１３年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程されました議案第１０号上富良野町一般会計補正予算（第５号）につきまして、まずその概要を申し上げます。

１点目は、懸案でありました北２４号道路にかかってございます富原橋の架換事業につきまして、補助側などとの調整が整ったことから、繰越明許費を設定し、実施設計業務に着手するなど事業の推進を図ります。

２点目は、狂牛病発生に伴い影響を受けた大家畜経営者へ融通資金に対する利子補給と、農業者が経営改善のため農地及び畜舎を取得する資金に対する利子補給を行う必要から、それぞれ債務負担行為を設定し、農家などの負担軽減策を講じます。

また、畜産基盤整備を初め、道営事業の用排水路整備など５事業につきまして、計画変更されたことに関連し、平成１３年度の予算により効果的に事業の推進を図るため、繰越明許費の設定を行います。

３点目は、来年から年次計画により建替えを予定していました泉町北団地町営住宅につきまして、北海道との間で調整が整ったことから、債務負担行為を設定し、１棟８戸につきまして、前倒しの建設に着手いたします。

４点目は、４月１日から業務開始となる各施設の清掃及び管理などを初め、バス運行業務などにつきまして、事前に受託業者の選定を行うことで、適正な業務の委託を進めるために、それぞれ債務負担行為を設定いたします。

５点目は、既定の各事務事業につきまして、執行実績などに応じた予算の調整を行うとともに、その結果一般財源に余剰が出る見込みから、来年度以降の調整財源とするため、７,０００万円を財政調整基金に積み立てを行います。

ただいま申し上げましたようなことを主な内容としまして、既決予算の補正を行ったところでございます。

以下、議案を朗読しながら、その要点につき御説明を申し上げます。

議案第１０号平成１３年度上富良野町一般会計補正予算（第５号）。

平成１３年度上富良野町の一般会計の補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,８４３万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億７,１０１万１,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第２条、地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第３条、債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第４条、地方債の追加及び変更は、「第４表　地方債補正」による。

１ページをお開き願います。

内容につきましては、既に御高覧いただいていることと思いますが、この１ページから７ページまでは、議決対象項目となってございますので、予算の各項目ごとに概要を申し上げます。

まず、最初に、第１表、歳入歳出予算補正でありますが、ここでは各款ごとに補正額を申し上げます。

１、歳入。

１款町税３７０万円、１０款分担金及び負担金４４３万４,０００円、１１款使用料及び手数料１８０万円の減、１２款国庫支出金２,４９６万２,０００円、１３款道支出金６３６万６,０００円、１４款財産収入７２５万円、１５款寄附金１４６万５,０００円、１６款繰入金１４３万６,０００円の減、１８款諸収入６２０万２,０００円の減。

２ページに移ります。

１９款町債３０万円の減、歳入合計３,８４３万９,０００円でございます。

次、３ページの２、歳出に移ります。

２款総務費６,９８１万２,０００円、３款民生費５,０６８万９,０００円の減、４款衛生費２,０３０万７,０００円、５款労働費５０万５,０００円の減、

６款農林業費１,７９０万３,０００円、７款商工費２０６万８,０００円、８款土木費１７４万７,０００円の減、１０款教育費７３１万２,０００円の減。

４ページに移ります。

１１款災害復旧費４７０万円の減、１２款公債費５７９万１,０００円の減、１５款予備費９０万７,０００円の減、歳出合計３,８４３万９,０００円となります。

次、５ページの第２表繰越明許費として新たに設定します５事業につきまして申し上げます。

まず、畜産基盤整備事業につきましては、草地整備や尿だめ施設整備を翌年度計画から前倒ししまして全体の事業促進を図るものでございます。

次に、草分及び富原地区、富原南地区の道営事業につきましては、計画変更や天候不順によります工事施工のおくれなどに対応するために設定するものでございます。

最後の富原橋架換事業につきましては、翌年度計画を前倒し、全体事業の促進を図るものでございます。

次、６ページに入ります。第３表債務負担行為補正の内容について申し上げます。

最初に、追加事案ではございますが、まず１点目と２点目につきましては、融通資金に対します利子補給を後年度に向けまして行うものでございます。

１点目の農業経営基盤強化資金につきましては、７件で７,９５０万円、基準金利につきましては１.８５％を町の補給０.１７５％に、国及び道が０.５２％補給しまして、実質金利１.１５％とするものでございます。

２点目の大家畜経営維持資金につきましては、２億６,６００万円で、基準金利につきましては２.８５％でございます。それに対しまして、町の０.４１５％の補給のほか、国、道などが同様に対応しまして、実質金利につきましては０％とするものでございます。

３点目の町営住宅の建設事業でございますが、本件につきましては、旧西保育所跡地に１棟８戸の町営住宅を建設する事案でございます。

以下、スクールバス運行事業から、最後のその他事業までの事案につきましては、４月１日の業務開始に備えまして、事前に受託業者を決めるための債務負担行為でございます。

次に、下段の変更事案につきまして申し上げます。

１点目の無線放送施設につきましては、先の入札執行の結果によりまして減額をいたすものでございます。

２点目につきましては、ここ非常に農業情勢が悪く、思わぬ離農者が相次ぎましたことから、繰上償還したことなどによりまして、利子補給を当該年度で終えることで減額をいたすものでございます。

次、７ページ、地方債補正につきまして申し上げます。

最初の追加事案でございますが、減収補てん債につきましては、町民税法人税割りにおきまして、一定基準により減収する見込みとなることから、表記の起債方法等におきまして地方債の発行をいたすものでございます。

次、変更につきまして申し上げます。

最初の畜産基盤整備の関係につきましては、当初予定してございました資金先、北海道貸付金が、この制度運用の変更によりまして、対象外となることによりまして全額減額するものでございます。

以下、７事業につきましては、それぞれ事業調整より増、減額を行うものでございます。

次、８ページ以降につきましては、地方自治法施行令に基づく予算に関する説明書の内容となりますが、事前に御高覧いただいてますことから、特に要点となる部分につきまして御説明をしてまいりたいと思います。

それでは、８ページから１１ページまでにつきます事項別明細の総括の部分につきましては、説明を省略させていただきまして、１２ページの歳入に入らせていただきます。

１２ページ、歳入の最初につきましては、１款町税でございますが、ここでは各税目ごとに滞納繰越分の収入額が増加となる見込みから増額計上をいたすものでございます。

次、１４ページの１０款分担金及び負担金につきまして申し上げます。

特に、記載の中央及び西保育所の入所負担金の増額につきましては、当初見込んでいました所得階層以上の高い所得階層部分に属する世代が多くございましたので、その関係で増額となるものでございます。

次、１６ページ、１１款使用料及び手数料につきまして申し上げます。ここでは、予定の墓地区画数が結果としまして大きく減となったことで減額をするものでございます。

次、１８ページから２０ページにわたりましては、１２款国庫支出金につきまして記載をしているところでございます。

まず、１８ページの４目土木費補助金にあります富原橋の架換事業の件につきましては、冒頭申し上げましたように、事業の促進を図るべく明許費の設定をしているところでございますが、それに基づきます実施設計業務経費に対します新規の補助金でございます。

次に、２０ページに移りますが、２０ページの３目農林業費委託金にあります国営白金地区の関係でありますが、この地区は、いよいよ事業完了直前になりまして、受益者農家からの聞き取り調査や、通水試験のために受ける委託金でございます。そのほかにつきましては、各事務事業の実績見込みに沿いました増減となってございます。

次、２２ページの１３款道支出金に入ります。

道支出金につきましては、２４ページにわたりまして記載をしてございます。年度末を迎えての各種の事務事業にかかわります実績見込みに沿いまして調整するものでございます。

特に、２２ページの下段にございます４目農林業費補助金の中では、冒頭申し上げました畜産基盤整備事業に伴います補助としまして、それぞれ４０万円と２,３３３万３,０００円を見込んで計上をしたところでございます。

次、２４ページの方に移ります。２４ページの上段にございます説明欄に、大家畜経営維持資金利子補給ということで掲げてございますが、これにつきましては、冒頭申し上げました利子補給を行うことに対します道の補助金を新たに受けるものでございます。

次、２６ページに移ります。１４款財産収入につきまして記載してございますが、２目の利子及び配当金につきましては、各種基金につきましての運用益につきまして計上いたしております。

歳出におきましては、それぞれ基金に積み立てをするべく所要額を計上いたしたところでございます。

次、財産売り払い収入の中で町有地につきまして掲げてございますが、本件につきましては、道河川のコルコニウシベツ川の改修工事に伴いまして、隣接する北栄公園用地、面積にしますと１４５.２平米でございますが、その分の売り払い額を計上したものでございます。

次、２８ページに移ります。１５款寄附金の内容について申し上げます。

まず、２目の民生費寄附金につきましてでございますが、この関係につきましては、保健福祉施設整備資金にということで、５件の方々から御寄附をいただいたものでございます。その趣旨に沿いまして保健福祉施設整備基金へ積み立てることで所要額を歳出予算に計上したところでございます。

次に、３目の総務費寄附金につきましては、１件の方から文化会館の整備ということでちょうだいしたものでございますが、その趣旨に沿うべく公共施設整備基金へ積み立てを行うために歳出予算で所要額を計上したところでございます。

次、４目教育費寄附金におきましては、２件の方からちょうだいしたわけでございますが、１件につきましては、西小学校の図書ということでちょうだいしたところでございます。この件につきましては、３０万円でございますが、その所要額を歳出予算に、図書購入すべく所要額を計上したところでございます。

それともう１件につきましては、公民館の図書室に図書整備の資金ということでちょうだいしたところでございますが、同図書室につきましては、年次計画でそれぞれ図書整備の費用を予算化してございますので、その費用に充当することで歳出の予算調整をしたところでございます。金額につきましては、１万円でございます。

次、３０ページに移ります。１６款繰入金に入りますが、記載の二つの基金からは、当初予算におきまして、その目的に沿いまして、その経費に充てるべく基金の繰り入れを予定していたところでございますが、実績が予定に達しなかったことによりまして、その額を減額いたすものでございます。

次、３２ページに入ります。１８款諸収入でございますが、特に雑入におきます畜産基盤整備の件につきましては、繰越明許費の中で申し上げました前倒し施工に伴いまして、その受益者負担相当分を歳入計上したものでございます。

次、３４ページの１９款町債につきましては、ごらんをいただきたいと思います。

次、３６ページからは、歳出についてでございます。歳入同様につきまして、年度末を迎えたことから、各種の事務事業の予算につきまして、実績あるいは実績見込みに沿いまして予算の調整を行ってございます。特別なものに限り御説明をしてまいりたいと思います。

まず、２款総務費につきましては、次ページ、３８ページにわたりまして記載してございます。特に、この３６ページの１目の一般管理費につきましては、冒頭申し上げました余剰となる見込みの一般財源を財政調整基金へ７,０００万円積み立てることで計上したものであります。今後も引き続き一般財源の見きわめを行いながら、当初予算におきまして１億円財調から支消したところでございますが、全額積み戻しするよう努めてまいりたいと思います。

また、次１２目の防災対策費におきましては、２カ年国債ということで、無線放送施設の更新を行ってございます。先般、総額が決定したところでございまして、債務負担行為の補正を行ってございますが、１３年度及び１４年度の年次割り額が変更となることから、その相当分を予算調整を行ってございます。

次、４０ページに移ります。４０ページは、３款民生費でございます。特に３目の老人福祉費におきましては、介護保険特別会計及びラベンダーハイツ特別会計にありまして、保険給付費などの実績見込みが変わりましたことによりまして繰り出し、大きな額で減額となったところでございます。

また、児童措置費におきましては、わかば愛育園の入園幼児数の減によりまして、運営負担が減額となったところでございます。

次、飛びまして４４ページの４款衛生費に入ります。ここでは、５目の一般廃棄物施設整備費におきまして、現在建設中でございます富良野地区環境衛生組合の施設建設費に対しましての費用を計上したところでございますが、今般建設費の精査などによりまして、組合に対します負担金の減額が生じることから減額措置を行うものでございます。

次、４６ページ、５款労働費に入ります。ここにつきましては、記載の協議会等に対します必要に応じた減額措置を講じたところでございます。

次、４８ページに入ります。６款農林業費でございますが、冒頭申し上げました繰越明許費におきまして申し上げました各事業に伴いますもの、それと債務負担行為でも申し上げましたように、それぞれ利子補給等行うことから、新たな事案としてそれぞれ所要の計上をしてございます。

ほか、既定の事業費等につきましては、実績見込みに沿いまして精査をいたしてございます。

次、飛びまして５２ページの７款商工費に入ります。ここでは、特に商工振興費におきまして、企業振興措置条例に基づきます助成策を追加で予算計上してございます。条例の規定に基づきまして、指定を受けました工場等に対します助成策でございまして、この指定を受けた工場等につきましては、三つの事業所がございます。一つは株式会社北光電子工業でございます。二つ目は、株式会社カミホロ荘でございます。三つ目は、株式会社後藤美術研究所でございまして、それぞれ条例の規定に基づきまして雇用助成、固定資産税に対する助成、それと用地造成などに対する助成策を講じるものでございます。

次、５４ページに入ります。８款土木費でございます。ここでも説明欄に書いてございます各事業などについて、実績見込みに沿いまして予算の調整を行ってございます。特に橋梁新設改良費におきましては、冒頭申し上げましたように、富原橋の架換事業に伴います実施設計費を新たに計上をいたしてございます。

次、飛びまして５８ページに入ります。１０款教育費でございます。ここにおきましても、それぞれ事務事業にわたりまして予算の調整を行ったものがこの内容でございます。特に、中学校費の１目の学校管理費におきましては、１９節でございますが、予定以上に上位大会への出場資格を得ていることから、当初予算に不足する経費２９万９,０００円今回追加計上いたしてございます。

次、飛びまして６２ページに入ります。６２ページの１１款災害復旧費でございますが、ここにつきましては、本年度の夏場の集中豪雨などに伴いまして災害復旧対応したところでございますが、現段階で不用となる費用につきまして、今回減額をいたすものでございます。

次、６４ページ、１２款公債費に入ります。ここでは２目の利子におきまして、長期債の利子額が確定になったことから、それぞれ相当額を減額いたすものでございます。

次、６６ページに入ります。１４款給与費でございます。ここでは、歳入でも申し上げましたように、国営白金事業につきまして、国からの委託金を受けるわけでございますが、それらの特定財源につきまして、職員給与費に充当することから財源の調整を行ってございます。

次、６８ページの１５款予備費につきましてでございますが、ここでは一般財源として不足する分につきまして減額を行ってございます。

次、７０ページにつきましては、給与費の明細書でございます。この補正予算に伴いまして、各種の統計調査員などを初め、附属機関の委員などにつきましての、その他特別職の報酬につきまして一部減となってございますので、その内容をこの表として記載をしてございます。

それから、７１ページにつきましては、冒頭申し上げました債務負担行為につきましての関係、事案を記載してございます。財源の内訳につきましても、調書に基づきまして記載をしたところでございます。

それと、７２ページにつきましては、地方債の補正に伴いまして、各区分ごとの内容が変更になることから調書としてつけてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

次に、７３ページから最後の８０ページにわたりましては、この５号補正予算におきます内容のそれぞれ各事務事業ごとにしまして、それぞれの内容、さらには財源内訳を記したものとして、主要事業調書としてつけてございます。補正予算審議の参考としていただきたいと存じます。

以上が、一般会計補正予算（第５号）の概要説明でございます。御審議賜りまして、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の

説明を終わります。
　これより、質疑に入ります。
　１５番村上和子君。
○１５番（村上和子君）　２８ページの１５款寄附金でございます。寄附金１４６万5,０００円今回補正で上がってきておりますけれども、この中で民生費寄附金、総務費寄附金、それから教育費寄附金とございますが、中でも社会福祉協議会へ寄附される方が多いと思うのですけれども、その中に保健福祉センターに役立ててほしいという方もいらっしゃると思うのですけれども、それらは明確な扱いになっているのでしょうか、その寄附される方の趣旨に沿った扱いがなされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。
○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。
○総務課長（田浦孝道君）　１５番村上議員の寄附金に関します御質問にお答えします。
　ただいま歳入予算の中で申し上げましたように、今回保健福祉施設整備資金にということで、５件の方から御寄附をちょうだいしたわけでございまして、歳入予算におきましては説明申し上げましたように、民生費寄附金ということで予算の計上をいたしたところでございます。この趣旨に沿うべく、歳出におきましては、民生費の中で保健福祉施設整備基金に積み立てることで予算の措置をしたところでございます。したがいまして、今後この整備にかかわる費用等に基金を支消して、その趣旨に沿うべく対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。
　以上でございます。
○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。
　３番福塚議員。
○３番（福塚賢一君）　歳入についてお尋ねしたいと思います。６ページの債務負担行為の補正について、追加の末尾のその他業務委託、一般廃棄、十勝岳４,９８７万円、これでは理解しづらいのですよね。十勝岳線バス運転の委託については、限度額幾ら予定されているのか、その点お尋ねしたいと思います。
　それから、７ページの４表の地方債の補正の利率の文言ですけれども、相も変わらず５％なのですよね。間違いだという考え方に立っているわけでないですよ。今日ゼロ金利の時代が長く続いているわけですけれども、右肩上がりの考え方でこの５％にこだわりを持っておられないと思いますけれども、今後このバブルがはじけてデフレ経済の世の中で、５％で、以内という表現ですから何ら問題ないのかもしれませんけれども、少なくともやっぱり今日の実態経済に合った利率に変えることが、今後ですよ、まあ極めて適切に配慮されるという考え方に立つのでないかと。今後このパーセントを下げて表現していく考え方があるかないかお尋ねしたいと。
　それから、２０ページの国庫支出金の２,８７５万８,０００円、農林業委託費、しろがね地区土地改良事業調査ということになっておりますけれども、先ほど少しく総務課長説明、言及されておりましたけれども、どういう調査をするのか、だれがするのか。後段で聞いたのですけれども、給与費に振りかわっているわけですね。職員がやるということで２,８００万円いただいたというぐあいに承知できるわけですけれども、では職員が２,８００万円も対価の業務を限られた人数でやるということに立っておられると思いますけれども、ではどんな調査をするのかお尋ねしたい。
　最後の質問になりますけれども、２５ページ、道支出金、道道美沢線の駐車公園維持管理費、歳入で１５０万円減って、歳出で１５０万円減額してゼロになっているわけですけれども、どうして１５０万円の大きな当初予定した委託業務内容が減ったのかその原因を、確定減になってますので、まあ半分以上のものが減ったと推察するわけですけれども、原因がどうで１５０万円確定されたのか、その点をお尋ねしたいと思います。
　以上です。
○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。
○総務課長（田浦孝道君）　３番福塚議員の１点目と２点目の御質問にお答えさせていただきます。
　まず、１点目の債務負担行為の関係で、その他業務委託の中がわからないという御質問でございますが、お答えいたします。
　一般廃棄物の収集関係につきましては、4,３００万円程度でございます。大変申しわけございません。予定価格等々の関係がございますので、その程度で御理解をいただきたいと思います。
　バスにつきましては、６００万円程度となってございます。
　それと、２点目の地方債の補正の中で、限度設定してございます利率の関係でございますが、私どもにおきましても、この低金利時代の中で、この限度設定につきまして非常に苦慮しているところでございますが、私どもも十分知識がない中で、変動、先のことは読み切れませんので、現行の５％を上限ということで設定してございます。
　御案内のとおり、非常に低金利ということから、なかなか実態につきましては、その水準にはないということは承知してございますが、一応上限設定ということでございますので、５％以内ということで設定してございますので、御理解を賜りたいと思い

ます。
　以上でございます。
○議長（平田喜臣君）　農業振興課長、答弁。
○農業振興課長（小澤誠君）　福塚議員の３点目の御質問にお答えいたします。
　しろがね事業の調査委託の関係でありますけれども、これらにつきましては、内容的にはパイプライン等の通水試験の関係でございます。それから、あと１４年にもかかりますので､それらに伴う残工事、いわゆるパイプラインの残った分でありますけれども、これらの関係、それから保全関係、いわゆる暗渠等の関係でございますけれども､これらの説明会、それからこれらを全部合わせました地元に対する聞き取り調査、これにつきまして開発とともに回って歩くということで委託を受けてございます。内部的には、私どもの農業振興課の職員、管理職を除く９名につきまして、これらについて携わっているというようなことから、それらにかかわる人件費分ということで考えてございます。
　以上でございます。
○議長（平田喜臣君）　商工観光まちづくり課長。
○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　３番福塚議員の４点目の美沢線の管理委託の費用の件につきましての御答弁をさせていただきます。
　この件につきましては、平成１３年度に初めて委託が道から受けたわけでございますが、本年度の予算編成の時期までに、道の方から委託金についての額が示されなかったということもございまして、町の方での独自の算定によりまして算定をいたして計上をいたしたところでございます。その後、道の方からこのような数字で、額が確定したということで数字が減額となったということでございますので、御承知をくださいますようお願いいたします。
○議長（平田喜臣君）　３番福塚議員。
○３番（福塚賢一君）　ただいまの質問に対して、総務課長から、いわゆる地方債の利率の関係ですけれども、こだわるわけでないですけれども、これは本当にバブルの時代の遺物だと僕は思っているわけですよ。定番でこうやって出てくるわけですよね。見通しがつかない。つかないということは、極めて総務課長として、１５０億円からの財政を預かっている総務課長が、少なくとも今日の経済情勢の見通しはつかめないまでにしても、今日まで、この政府資金あるいは市中銀行から借りてきた考え方で、５％以内ということですから自分はよろしいということで申し上げているのですけれども、少なくとも自分としては、今日までの借入実績、実勢価格に対する利率については、少なくともまあ３％以内という具合に考えられるのでないかなという期待感を持っているわけですよ。この点に対しては、見通しがつかないということで考えておられるようですから、努めて今後は十分持っている能力を発揮されることを期待して、質問終わりたいと思います。
○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。
　１２番米沢議員。
○１２番（米沢義英君）　まず、最初に予算全般にかかわってお伺いいたしますが、今回７,０００万円を繰り越すということになりました。そういった意味で、事業評価という点で、町長は当初住民のサービスを向上させる、あるいは経費の節減等を取り組むという状況の中で、この財政についても再建をすると、あるいは住民の要求にもこたえるという状況の中で、この間やってきたのは乳幼児医療費の有料化、所得制限撤廃等を行うという状況の中で、負担が新たに増すという状況にもなってきてます。医療の原点から言えば、こういう補助制度があって、やはり医療費そのものが軽減されるという状況が見受けられます。
　これは有名な長野県の平均的な自治体で行っている、いわゆる包括的医療という形の中で、やはりそういう医療制度があって、あるいは１人当たりの医療負担も軽減できるという状況になってきています。そういう意味では、本来のそういった意味からすれば、そういった制度を、逆に政府の主導のもとで、やはり所得制限撤廃して乳幼児医療費の有料化に取り組むということになれば、そういった町長が常日ごろから訴えてますいわゆる包括的な医療、あるいは健康的なまちづくりという立場からも、私は逆行するのではないかと。そういう意味で、そういった財源が、削った分が余剰財源となってあらわれているということになれば、町民にとってはうれしい話ではないというふうに思いますが、全体的な財政含めて、どういうものを節減に心がけて、いわゆるどれを柱としてこの１年間住民の暮らしや農業の問題に取り組んできたのか､総括的な問題ですから、この点について、まず町長の見解についてお伺いいたします。
　次、１２ページでありますが、滞納繰り越し分という形で個人､法人等の補正額が組まれております。ここでお伺いしたいのは、現年度分と過年度分、どういうことで、何件この滞納克服されているのか、現状では何件まだ残っているのか、そして滞納になっているいわゆる業種というのは、一体どういう業種が多いのか、あわせてこの点についてお伺いしたいというふうに思います。
　次に、１６ページの衛生使用料、墓地使用料ということにあわせてお伺いいたしますが、町の今の墓地、造成は今しておりませんが、将来的にこの造成

しなくても十分対応できるような現状があるのかどうかなのか、その点。

それともう１点お伺いしたいのは、この墓地の売買、使用をめぐって賠償責任、補償責任が町の方にいわゆる寄せられているというふうに聞かれます。本来の人の墓地に、他の人の墓地が建ったということの話かというふうに思います。これは、事は重大に問題ですから、どういう経過の中でそういう誤りが生まれたのか、あわせてそれに対する点検指導というか、そういったものがどういうふうにこの間やられてきたのか、その確認等も含めて、こういったものについてどういう対処されてきたのかお伺いしたいというふうに思います。

次に、４９ページの国営しろがねの促進事業という形で調査費等がつきましたが、それで通水、いわゆる水を通す工程において、かなり工事等の不手際があって、いわゆる破裂するという状況が聞かれます。こういう部分の負担というのは、当然原因者が仮にそういう工事業者、施工業者とすれば、これは大事な問題ですから、これはどういうふうな形の中でそういった事態が頻繁に発生しているのか、この点。

さらに意向調査ということで、住民にこの国営土地改良しろがねかんぱいにかかわっていろいろ意向調査するということでありますが、その内容というのは、一体何を意向調査という形でされようとしているのか、この点。

さらに、１９節の負担金補助金という形で担い手農業支援対策事業の補助が減額になっております。この点、どういう理由でどういう人が対象になっているのかお伺いいたします。

次に、５２ページから３ページに当たって、商工費の商工振興費についてお伺いいたしますが、信用保証料補てん補助という形で、近年かなり商店街の経営も苦しいと、なかなか融資も厳しいという状況が聞かれます。そういう意味では、町として、その実態等をどのように押さえられているのか､この点。

それと、企業誘致補助についてお伺いいたしますが、それぞれの該当する事業種、何人雇用が、どれぐらいの雇用があるのか、造成費にかかわる部分、それぞれの該当する部分で、それぞれどういう部分が該当になって、雇用があるとすればどういう雇用体制があるのか、この点お伺いいたします。

それと、５６ページの住宅建設費にかかわってでありますが、町営住宅の建設が行われています。たまたま見てますと、施工が恐らく原因だと思われるる内装のひび割れ、あるいは壁がやはり出張って、なかなか修理、修繕してほしいと言っても、なかなか来ないという状況が見受けられます。この部分には、係の方にも言ってありますが、こういった施工管理における点検等がきっちりなされてないのでないかというふうに思われるような節が見受けられます。そういう意味では、町民の皆さん方の税金を使って、これが原因者であれば、当然施工業者の責任で負担する部分が当然あると思いますが、そういった施工管理等については、どういうような指導がなされているのか、さらにお伺いいたします。

もう１点ですが、いわゆる工事入札に当たっての工事の事前公表というのが、この間やられてきてます。それで、何件その対象になって、どういう効果があったのか、金額的にもどうなのか、平均的な落札率というのはどういう状況になっているのかお伺いいたします。

もう１点お伺いいたしますが、いわゆる借入に当たって、政府の借り入れというのがいわゆる高金利という形の中で、これは縁故債と違って借りかえができないという状況になってきてます。町の全体の財政を圧迫している要因としても、この政府の借入資金の高金利というのが、相当なやはり財政を圧迫している一つの要因にもなっているというふうに思います。そういう意味では、この部分のやはり借りかえを則するということ、これはなかなか規定があって難しいという話も聞いておりますが、現行で政府のいわゆる借りたお金の中で利率、それぞれ何％の利率が何本あって、こういう状況わかれば、その実態等についてお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の最初の御質問でありますが、予算執行に当たっての基本的な考え方について御質問があったものというふうに思いお答えさせていただきたいと思います。

基本的に御議決をいただきました予算につきましては、当然にして適正に、かつ有効な執行を図っていかなければいけないということを基本に持たせながら、各それぞれの予算執行をさせていただいているところでありますが、常に私は口を開くと、予算消化型の執行は決してしてはならない。その予算があるからということではなくて、その事業の内容を十分に精査しながら予算執行を図るようにというような指示をさせていただいているところであります。そういった意味からして、予算執行に当たって、私は基本的には適正に、かつ有効な執行を図っていくことを基本として考えているところであります。

また、医療費等々の高騰についてのお話もございました。確かにそういうような状況下にあるわけでありますが、私としては、医療費の高騰を抑止するためには、予防医療が重要であるというようなことから、それらの施策について整備事業を推進させて

いただいておりますし、健診等々の対応の充実を図りながら予防医療の体制に取り組んできているところであります。

また、こういう財政的に厳しい状況下にあるわけでありますので、応分の適正な御負担をいただくということが、基本的に避けて通れないというふうに私自身は認識しているところであります。それぞれにそれぞれの行政サービス、これらについても応分の御負担をいただくというような考え方を基本としながら、今後の財政運営を図っていかなければならないというふうにも認識しながら、１４年度に向けても、そういった観点の中での予算の編成をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、税務課長、答弁。

○税務課長（上村延君）　１２番米沢議員の御質問にお答えします。

滞納繰り越しが過年度分何件残っているかという御質問ですが、町民税の個人につきましては、実人員８４名、７５６万９,０００円の未済額です。それから、町民税の法人につきましては４社、４８万３,０００円の未済額となっております。

それから、固定資産税につきましては、実人員６６名、１,５６３万円が未済額となっております。

それから、軽自動車税につきましては、実人員９名、６万１,０００円の未済額となっております。

それから、職業別と御質問ですが、商業とか、あとサービス業、あと土木作業に従事されている方などが滞納となっております。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　３点目の墓地の関連でございますが、今回の歳入の減額にかかわりましては、さきに造成をいたしました墓地用地の区画の端の部分で一部区画の基盤といいますか、土地自体にひずみがございまして、これらの手直しをさせていただく以前に、なかなかその部分に使用の御希望がなかったということでございまして、これの手直しをさせていただいたということで、若干おくれたことから、当該年での使用の状況が進まなかったということでございます。現在は、手直しを了しているところでございます。明年度以降の貸し出しといいますか、使用の強化に期待をしたいというふうに考えてございます。

なお、現在の墓地の区画状況でございますけれども、記憶の範囲ということで、誤った点あろうかと思いますが、おおむね１００区画程度残っているのではないかというふうに思ってございますが、これらにつきましては、年度ごとに非常に変化が激しいということもございまして、将来的にということになれば、当然にしてまた新たな区画を考えていく必要もあろうかというふうに存じます。

もう１点の、土地のいわゆる墓地の使用許可にかわかりましての取り違えでございますけれども、いずれも相当早くの時点で使用の許可をさせていただいた区画でございまして、たまたま平成１１年程度だと思いますが、使用許可を受けた方から、その場の問い合わせがございまして、それにお答えをしていた内容が同性であったことから、一部誤って他の方の区画をお話し申し上げたということが窓口でございました。結果といたしまして、いずれも墓標等ございませんでしたので、そちらの方にお建てになったということが原因でございまして、発覚いたしましたのが１３年の７月でございまして、これら同性の方でございまして、いろいろとお話を申し上げていたところでございますが、既に建ち上がったということもございまして、これらの移転にかかわりまして、新年度予算にその移転の補償をしようということで、改めて予算措置をさせていただくということが原因でございました。

なお、これらの誤りをなくすために、その発生以来、それぞれ担当においてコンピューター入力を進めながら、誤りのない事務の展開を進めたいというふうに整備を図ったところでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　次に、農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　米沢議員の御質問にお答えをいたします。

国営しろがね事業の関係の委託調査の関係でありますけれども、昨年からパイプラインを設置してございまして、これらの漏水というか、通水試験をやってございます。一部漏水等の関係が出てきてございます。原因でありますけれども、いわゆるパッキンのつけ忘れ、あるいはふたのつけ忘れ、いずれにしても単純なものでございまして、これらにつきましては、施工業者の負担というようなことになります。

それから、今後の委託の内容でありますけれども、新たにパイプラインの設置を希望する受益者もございます。そのような中から、これらといわゆる暗渠等の保全、こういったものに対する聞き取り調査ということが主になります。

それから、４９ページの富原地区あるいは富島地区の担い手育成基盤整備事業の関係でありますけれども、いずれにしましても１３年度の事業の精査をしているのと、富原南地区におきましては、国の経済対策の関係から暗渠の関係を３０ヘクタール予定しているところでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　次に、商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の信用保証料の件でございますけれども、この実態につきましては、当初計画よりも約３分の１といったようなことで推移をされております。今現在町の融資の貸し付け状況につきましてはね１２月末実現在で４５.６といったような半分以下の利用となっておりまして、議員御案内のとおり中小企業の融資につきましては、非常に厳しいものがございまして、なかなかすぐに融資に結びついていないといった実態にございまして、先般も町長が信用保証協会、それから金融機関に対しまして中小に対します融資をもう少し柔軟に対応してほしいというようなことの申し入れも行ってきたわけでございますけれども、依然として厳しい実態にあるということでございます。

それから、３点目の企業振興にかかわります今回の補正の内容でございますけれども、まず北光電子さんにつきましては、当初これは雇用の補助でございまして、当初１２名の雇用ということでございましたけれども、結果、本年は２７名ということで、１５名の増となったところでございます。

続いて、カミホロ荘さんでございますけれども、カミホロ荘につきましても、当初１２名の雇用ということでございましたけれども、確定では１５名ということでふえてございます。

それから、同じくカミホロ荘の固定資産税につきましては、当初家屋の部分を推計で計上していたわけでございますけれども、それに償却資産等もございまして、固定資産の部分で９１万２,０００円ほど増額ということになったわけでございます。

それから、後藤美術館に対しますいわゆる便宜供与でございますけれども、これにつきましては、昨年の６月に規定をしてございます関係上、本年の１３年度会計におきまして支出ということで、２２４万６,０００円という額を補助するということで設定を見たところでございます。

次に、公営住宅関係でございますけれども、議員御質問の公住のひび割れ等々があるといったような御指摘でございますけれども、去年おととしと建てております東町公住の新築の部分については、そういったことの部分についてはあると思っておりません。確かに古い公住につきましてはひび割れ等も激しく、また雨漏り等も激しいことで、それの修繕にそれぞれ対応しているわけでございますけれども、これら新築に対します私どもの施工の間の管理監督でございますけれども、中間検査もしくは竣工検査等々を厳格に行っております。

また、完了後もそれぞれ団地に管理人を配置しておりまして、そういった情報を受けて対応しているといったことでございます。

今後建てます公営住宅につきましても、そういったことのないような管理監督をしていくということで御承知おきをいただきたいというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　それでは、７点目の工事の入札の関係について御説明申し上げますが、けさほどお配りしてございます１３年度の建設工事施工状況の資料の一番末尾に書いてございまして、事前公表につきましては、現在試行的に実施してございます。若干申し上げますが、件数的には全件数の２割程度ということで、２１件となってございます。落札率につきましても、平均にしますと公表分におきましては９６.７６％ということで、未実施分と比較しますと１.６８％下回っているということでございます。

この４月以降につきましても、本町におきましては、いろいろ実態把握に努める目的で、この試行を継続する考え方でございますので、また後ほど資料をごらんいただきたいと思います。

それと、８点目の政府資金の借りかえの関係につきましてでございますが、議員も御理解いただいてございますように、この資金原資につきましては、広く国民からお預かりしている資金を運用しているという実態から、なかなか高金利時代のものにつきまして、現在の水準に置きかえるようなことについては、今現制度ではできないということでございます。私ども財政運営上は非常に大きな課題としてとらえてございますが、制度的にはそのような実態でございまして、今後また制度の移り変わりを十分見きわめていかなければならないというふうに認識はしてございます。

金利の水準ごとの実態でございますが、現在手元資料を持ち合わせてございませんのでお許しをいただきたいと思いますが、１０年程度前の高金利時代のもの、７％台になりますが、それらについて一部残っている実態にございますので、非常に今現状から見ると、高いものが残っているという実態にございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　今の財政問題で言えば、政府の金利の高いもの、これが一定、これだけではないと思いますが、財政的に大変なウエートを占め

るという状況になってきているということ。こういう問題一つ一つ考えたときに、国の本来は補助金等で交付しなければならないものを交付税に算入させるという状況の中で、いわゆる超過負担を自治体に押しつけてきているという実態が明らかだというふうに思います。そういう現状を見たときに、そういう現状あるにもかかわらず、これを公平負担の原則で、あるいは使用料、手数料を、あるいは所得制限を撤廃して住民に押しつけるというところに、やはり問題があるのではないかと、私はこういうふうに考えるわけであります。こういう財源をやはりもっと住民の側に、切実なところに振り向けるという手法をとるべきだと。確かに行政サイドから言えば、財政の融通金というのは、各種事業を行った結果だという理由をつけますが、私そういうものではないというふうに考えますが、この点について、町長はどのようにお考えなのか、もう一度確認いたします。

次に、墓地の許可の問題めぐって、もう１点お伺いいたします。

同性だったから確認しなかったということなのですね。普通でしたら性も名前もきっちり確認して、確認すればそこではっきりと、初歩的な問題なのですが、誤りというのがわかるわけです。そういうことをしなかった、だからそういう問題が生まれた。仮に、これは戸籍の問題、そういうことにはならないというふうにおっしゃるかもしれませんが、戸籍にいろいろな重要な問題が書かれていて、記載されていて、これが仮にＡの人の戸籍がＢの人に渡ったと、そこでさっと見たときに、このいろいろな問題が書かれていたということに置きかえてみたら、これは重要な問題だというふうに思います。単なる誤りだとか、そういう済まされる問題でないというふうに考えています。

そういう状況の中で、賠償補償責任という問題も当然生まれてきているわけですから、やはりこういうことを今後やっぱり事務の手続上で生かすべき教訓というのがあると思います。その部分については、どういうふうな問題があって、どういうふうにして今後そういう教訓を生かすということについては、言葉では表現はされてますが、細かくどういう手法が間違っていて、その手法をこういうふうに改善すれば、そういう問題が生まれないのではないかというところまで具体的なチェックを、やっぱり機能というものをやはり明確にすべきだと思いますが、もうここに来て、そういう問題というのは整理されていると思いますが、その点が一番聞きたい部分であって、その点どういうふうになっているのか。町長はこの事態をどういうふうに考えているの、この点についてもう一度確認しておきたいというふうに思います。

次に、しろがね地区にかかわって、パイプラインの施工の問題なのですが、いろいろ業者の方に聞きますと、これ下請だとかやられているような話であります。相当そういう中で、本来の業務にいわゆる精通してない業者等が参入しているというような話も聞かれています。そういう状況の中で、パッキンだとか、いわゆるふたを閉め忘れるというような初歩的なミスが、結局こういった問題に発展しているという状況になっているところだというふうに思います。

住民には、結局それは原因者負担になりますから、業者の負担だということでありますが、しかしそういった実態を町は十分承知されているのか、もしもされてないとすれば、こういった元請業者に対して指導点検、あるいはその部分についての体制のチェック機能はどういうふうになっているのか、きっちりとやはり確認する必要があると思いますが、この点もう一度お伺いいたします。

次に、商工融資の問題でありますが、町長もかなりこの陳情要望等行かれている。あるいは、その関係筋に対して、もっと弾力的な運営がなされないのかという話でありますが、それはもっともな話だというふうに思います。

やはり、信金も合併するという状況の中で、相当な国からの指導監督のもとで、いわゆる自己資本を上積みしなければならない。そのためには、いわゆる中小のちょっと経営状態が思わしくないようなそういうところには、結局貸さないというような現象が生まれてきているのだと話聞いてたら考えます。そういう意味で、町の将来的な融資のあり方も含めて、あるいはその関係機関のその指導問題についても、もっと末端のやっぱり商工振興、商店街の実情を踏まえた融資のあり方というものをもっと要望すべきだというふうに思いますが、この点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の御質問の中で、私の部分につきましてお答えさせていただきたいと思います。

まず、政府資金の利息の問題であります。現実に総務課長からも報告いたしました古い部分で７％なんていう高金利の部分がございます。こういった部分につきましては、借りかえ償還をしていきたいということは常日ごろから全道町村会、全国町村会を通じて国の方に働きかけてきているところでありますが、当初は全くシャッターが閉められておりましたけれども、最近はシャッターがあけられました。

あけられましたが、これをするということは財政的に自治体の財政が十分あるのであろうと、あれは何年間だったかな、５年だったかな、ちょっと記憶忘れましたが、３年か５年か、その期間償還はさせるが、起債は一切今度は認めんぞというようないろいろな条件がまた厳しい。これらについての緩和をするということで、今町村会挙げて国の方に働きかけているところであります。

そういう中にありまして、何とか町としてもそういった対応をとり進めれるように、今後も国に働きかけていきたいなというふうに思っているところであります。

そういうようなことを含めながら、国の地方財政計画が、現在どうも十分に見きわめ切れないという状況下にあるわけでありまして、地方分権一括法の制定とともに地方分権は推進され、地方の時代が来たとは言いますが、残念ながら地方財源の位置づけが全くなされていないというようなことで、一方的に地方交付税の削減というようなところに手がついてきている現状の中で、自治体はその自治体の限られた財政運営を図っていくためには、やはりそれ相応の国に対する地方財源の位置づけの要望をより一層していくとともに、やはり自治体の財政運営を健全化していくためにも、やはり今後は必要な最小限の公平なる住民の負担もいただかなければ、財政運営ができ得ないというのが今後の地方財政の現状ではないかな、そういういうふうに思っているところでありまして、そういったことを十分見きわめながら、やはり今後は行財政改革の促進を図りつつ、健全財政維持のための努力をしていかなければならないというふうに思っております。

それからもう１点、墓地の問題でありますが、まことに議会議員の皆さん方、町民の皆さん方に申しわけなく深くお詫びを申し上げるところでありますが、ただ名前が同じ名字だったと、それだけのことで職員がうっかり別な場所を指示してしまったと。現地踏査もしないままで、図面の上から対処してしまったというようなことでありまして、これらの問題につきましては、誠意を持って両方の方々に町としても調整をさせていただいたところでありますが、このことにつきましては、次年度、新年度予算におきまして対処していくための予算措置をお願いしているところでありまして、このことの報告を受けて、私といたしましては、それぞれの関係した職員からてん末を提出させ、即日厳重注意処分をいたしたところでございます。その後現場の改善を図って、事務処理の改善を図って、二度とこのようなことのないように指示をいたしておりますので、それらの改善報告も受けているところでありますが、その細部につきましては、担当所管から報告をさせたいと思います。

このことにつきましては、まことに申しわけなく遺憾に思っており、町民の皆さん方、議会の皆さん方に深くお詫びを申し上げたいと思います。

また、次の商工資金の問題でありますが、このことにつきましては、道央信組が空知商工信組に、また富良野信用金庫が旭川信金というようなことで、この地域に根ざした金融機関が大きくさま変わりをいたしてまいりました。そういうようなことから、従前の零細商工業に対する資金手当というものが、なかなか厳しい状況下になってくるというような予測をしながら、空知商工信組並びに旭川信用金庫に対しましては、この広域地域を挙げて、従前のような資金対応を図るようにというようなことで、要望運動を各広域圏の市町村長並びに商工会議所並びに商工会等々と要望陳情もいたしました。その後も、私といたしましてもお願いをしてきたところでございます。

また、保証協会等々におきましても、補償の査定についての対応を促進するように年明けてからも要望に行ってまいったところでございます。

今後も、なかなか厳しい状況が続くものというふうに思うわけでありますが、これからも商工会との連携を十分にとりながら、商工会にあります金融委員会との連携をとりながら、要望する商工業、零細業の皆さん方の資金対応につきましては、行政としても中小企業振興措置条例等々の円滑な利用促進が図れるように努力をしてまいりたいというふうに思っているところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　２点目の米沢議員の御質問でございます。初歩的なミスであったということにつきましては、全く申し開きのできないものでございます。

なお、そのことを機会にいたしまして、今次までの強化の内容につきましては、区画自体が新しいものにつきましては、縁石等で十分整理がなされているところでございますが、それ以前のものについては、縁石等ございませんものですから、現況図というのがございます。現況図のみで整理をできるものではございませんで、さらに詳細図ということで、段階を追って確認をしつつ進めていく必要がございまして、これらの検索にかかわりまして、許可書に従った入力をいたしまして、順を追って検索をしていくことにつきまして、指導の徹底を了しているところでございまして、なおさらに現地踏査ということで、非常に微妙な部分につきましても数多くござ

いますので、これら現地踏査を当然にして行うことを基本に現在進めているところでございます。御了承を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長。

○農業振興課長（小澤誠一君）　米沢議員の御質問にお答えをいたします。

国営白金事業の関係のパイプラインの施工でありますけれども、いずれにいたしましても漏水等が発生した場合、完成品として受け取るわけにいかないわけですから、これらについては開発含めまして、本町もそうですけれども、しっかり点検等を行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

８番仲島議員。

○８番（仲島康行君）　１点だけひとつお願いしたいと思うのですが、滞納ということなのですが、今課長の話では、約２,０００万円ぐらいだろうと思うのですが、これから出てくる水道、特別会計も出てくると相当の金額になると思うのですよ。それで、今町長おっしゃったように地方財政は非常に厳しいんだと言いながらでも、これだけの金額が毎年毎年出ていると。それならば、平成１２年から１３年にかけて、どのぐらい収納率が出てきたのかという比較もしてみる必要性があるだろうと思うのですね。

この間、新聞をちょっと見ますと、旭川あたりではもう強制執行で裁判にかけるというところまできている自治体もあると思うのです。そういうところを十分に認識しながらやっていかなければならない問題だろうと。しかも商業、サービス業という問題が出てくるということになってくると、厳しいのはよくわかるのですが、公平さということになってくると、非常に大きな問題になってくるのだろうというふうに私は思うのですが、おととしだったか去年だったか、監査さんの報告の中でも、もう強制的に水道事業でもやりなさいと、明確に書かれている部分もあるわけですよ。

今、課長皆さんで手分けして一生懸命努力していると言うのですが、１２年、１３年度の収納率等、それあたりをもうちょっと示していただき、１４年度にかけて、どのような考え方でまた進んでいくのかというようなこともお聞かせを願いたいなというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　この際、暫時休憩いたしまして、答弁は休憩後に行います。

暫時休憩いたします。

午前１１時００分　休憩

午前１１時１５分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、８番仲島議員の質問の答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（上村延君）　８番仲島議員の質問にお答えいたします。

滞納繰越額ですけれども、５月３１日付の滞納繰越の数字で報告したいと思います。

１０年から１１年につきましては、町税で１.１倍、３２４万５,０００円増えてます。それから、１１年と１２年度を比較しますと１.４倍、５３２万９,０００円増えております。

それから、国保税に関しましては、１０年から１１年は１.０倍、８４万２,０００円増えています。それきから、１１年から１２年につきましは１.１倍、３８９万８,０００円の増となっております。それから、１３年度につきましては、担当課、それから管理職全員によりますプロジェクトを編成して徴収に努力しております。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　まず、３７ページの納税貯蓄組合の補助の関係で、６５万６,０００円の減ということなのですけれども、平成１３年から１５年、納税貯蓄組合の補助金の削減を３カ年計画でやるということでなっておりますけれども、これとは直接関係ないと思いますけれども、恐らく納税貯蓄組合の統廃合の関係、それらも含めてというような気がしますけれど、これらの内訳について１点お尋ねしたい。

それから、２点目は４１ページの敬老年金、それから敬老会記念品の関係です。敬老年金３６万円の減、それから記念品９７万円の減ということでございました。恐らく敬老年金の関係は、人数的には大体押さえていて、その間の死亡、転出等もあろうかなという気がいたしますけれども、ちょっと金額的に多いので、これらの内訳についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、３点目は企業誘致補助の関係でございます。先ほど商工観光まちづくり課長等の答弁の中、それから私どもに配付をされた資料の中のこの７７ページ、企業誘致補助、雇用補助２７０万円、便宜供与２２４万６,０００円、固定資産９１万２,０００円とありますけれども、この便宜供与の言葉自体

は、昨年の１２月の定例議会で条例が改正になっているはずなのです。それが、これ私が一般質問をして、自治体が一企業に対して便宜供与という言葉は適切ではないのでないかということを言ったことに答えて、この３年から５年を延長する関係も含めて、今度は協力援助という言葉になっているはずなのです。ですけれども、課長の答弁、それからここの資料では、あくまでまだ便宜供与となっておりますので、この点について、やはり条例が改正していれば、この条例どおりの形で提案もしくは答弁をすべきではないかという気がいたします。

それから第４点目、墓地の用地の問題でございます。同僚議員の担当課長の答弁等もありましたけれども、やはりこの経過をもう少し明らかにしていかないと、平成１４年度の予算書の中で、補償補てん及び賠償金の中で１００万円計上されております。できれば、今出たから、この場でこの問題について、やはりきちっとした方がいいのでないかということで申し上げたいと思うのです。

というのは、我々議員が聞いたのは、昨年の９月７日の教育民生常任委員会で、この話を前助役の田中助役から、こういうことで間違いがあった、それらの原因を調査中、それから墓地の借受人に対して現在協議中だから、追ってまた御報告をするという答弁があったので、その後議会の委員会構成があったので、その後私は十分承知をしておりませんけれども、ただ松浦栄一さんが昭和５６年に土地を買った。その後、また松浦勝一さんが自分の土地のいい場所を買おうとして順番を待ちながら買ったというのが私の調べた経過の中ではなっているのですね。そして、先ほど課長の答弁では、平成１１年に照会があった。そして、後継者といいますか、松浦栄一さんが亡くなりましたので、かわって松浦正子さんが墓を建てたいと。それが平成１３年２月に墓を建てたという状況を私聞いております。しかし、その後毎年松浦弘さんは、墓地は建ててないけれども、お墓の用地の草刈りに毎年行っていて、昨年の７月初めてわかった、それで役場に言ってきたということの経過だろうと思いますけれども、その点、その経過を明らかにして、はっきりそういうことで担当者に対しては厳重注意のてん末、当然財務規則に沿った損害調書等も出されているだろうと思いますけれども、それらの経過を今議会で出た以上明らかにして、その点の平成１４年度の予算審議の中では、その点はもう終わったというような形。

それからもう一つ、再発防止対策の関係では、町長、それから担当課長が報告したとおり、当面あったとおり、このような形できちっと進めていただきたいと思います。それらの４点についてお伺いをいたしたい。

○議長（平田喜臣君）　税務課長、答弁。

○税務課長（上村延君）　１番中村議員の質問にお答えします。

納税貯蓄組合６５万６,０００円減った原因ですけれども、事務費で当初３６万円組んでいましたのが、３４万５,２００円で１万４,８００円の減。それから軽自動車税で１２万２,０００円の予算が、見込みで１１万１１０円、１万１,８９０円の減。それから固定資産税で、３５４万円の予算に対して２８０万１,７７０円、７０万２,２３０円の減。それから町民税につきましては、１３５万５,０００円に対しまして１４２万７,１８０円、これは逆に７万２,１８０円ふえております。それで、合計しますと６５万６,７４０円で、６５万６,０００円の減額となっております。

○議長（平田喜臣君）　次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　２点目の敬老年金並びに敬老会に関する御質問でございますが、まず敬老年金につきましては、実績を精査いたしまして、１,０１４人の方に年金を支給したところでございまして、その部分の３６万円が当初予算より減額となったところでございます。

それから、敬老会の参加記念品等についてでございますが、これにつきましては、参加記念品、品目の見直し、それから節目の７７歳とか、米寿とかいうその節目の祝い品を予定に若干見込んでおりましたけれども、実際の敬老会の対象者の確定時において、その部分が減になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　次に、商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　中村議員の３点目の企業振興措置条例にかかわります便宜供与の件でございますけれども、昨年の１２月議会において、条例の一部改正をお認めいただいたところでございます。その中で、附則の方で、これら以前に受けているものについては、従前の例によるということでございまして、その取り扱いのままでいけば、この後藤美術館につきましては、便宜供与ということの言葉になるということで御理解を願いたいというふうに思っています。

○議長（平田喜臣君）　次に、町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　議員御質問のとおり、経過につきましては先ほども申し上げましたが、１１年の段階で御紹介をちょうだいしたことが事実でございます。したがいまして、以降１３年に松浦正子さんの方では御主人の関連の墓石を建立され、そのことにお気づきいただいたのが松浦弘さんでご

ざいますが、１３年７月ですぐ私どもにお問い合わせをちょうだいしたということでございます。その以降、御両人に何度かの接触をさせていただきながら善後策を御協議申し上げてまいったわけでございます。新年度予算でこれらの移転にかかわります補償をさせていただく方法をそれぞれお話を申し上げながらといいますか、いろいろな条件下でのお話をさせていただいたわけでございますが、それぞれ許可の用地での対応をしたいということが申し出をごちょうだいいたしまして協議を進めてまいったわけでございます。結果といたしまして、８３万円程度にかかわります墓石の移転、それからかかわります催事といいますか、それらの内容を含めまして１００万円の移転の補償をさせていただきたいというのが経過でございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１７番小野議員。

○１７番（小野忠君）　今、課長墓地の問題言っているの私たちわからないんだわ、実際。何かさっぱり、意味がはっきりしないのですよね。例えば墓石を１１年に売ったということでしょう。そして、１３年にそれがわかったということでしょう。何かそこら辺のあれがわからないんだわ。この間所管でちょっと言われたけど、全くわからん。今言っているとおりで、全く全体耳に入らないんだわ、はっきり言うと。ですから、何年に、その例えば松浦さんに売ったと。そうしたら、また松浦さんが買いに来たと。同姓同名だから間違ったというのは、それは絶対にあかんと思うわ。どこにね、必ず売ったら、これは図面があるでしょう。これ売り上げ済みとしてきちっと提示しなければならない問題だと思いますよ。それが全然されてなかったということは、これはね、職務怠慢なんだ、正直言ったらですよ。そして､そこへまた買いに来たからそれ売ってしまった。それはなかなか建てた人は、簡単に出なさいと言っても出ませんよ。だからそれに１００万円を出すんでしょう。そうしたら、それに１００万円の、違うの、それわからないんだわ。もうちょっと詳しく聞かせてもらわなかったら、もう一辺詳しく聞かせてください。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　大変説明が要領を得なくて申しわけございません。

使用の許可をさせていただいたのは、松浦弘さんに関しましては、４０年代だったというふうに記憶してございます。

それから、松浦正子さんといいますか、ここの部分については、それ以降で５０年代ということでございまして、既に用地の許可につきましては、既に終わっておりました。ただ、いずれも墓石がございませんでしたものですから、墓石をお建ていただいたのが、１１年に照会をいただいたとき、お建てになっていただくということで御照会をちょうだいしたのかどうかということについては、担当者につきましても十分把握をしないままに現況図、先ほど申し上げました現況図の中に墓石がないものについては空地となっていたものですから、それで取り違えをしてしまったというのが大きな原因でございます。したがいまして、その後１３年に松浦正子さんの方で、松浦弘さんの方にお建てになったということが経過でございます。したがいまして、新たに許可をしたということではなくて、取り違えをしたということで御理解をちょうだいしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

５番吉武議員。

○５番（吉武敏彦君）　ただいまの件でありますけれども、私は墓地を購入した人が現地を全然見てないのだろうか、現地を知らなかったのか、図面の上で購入したのだろうか。もし現地を見ていれば、そういう間違いが起きないのですけれども、これは行政側の責任もあるけれども、墓地を買った人にも責任があるのでないかと思うのですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（平田喜臣君）　関連ですか、３番福塚君。

○３番（福塚賢一君）　動議を提出したいと思うのですけれども、今回上程されている議案とは関係ないのですよね。したがって、この件については、以降時系列別にちゃんと書類で出してもらって、本件議題に上程されてない議案外については、今後の関連議案で審議を深めることを提案したいと思います。

○議長（平田喜臣君）　ただいま３番福塚議員の方からの、本件については時系列的な一つの資料を提示した中で審議をするという御提案ですが、本件について答弁を求めるか、３番議員のお話の方向でするか。

助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　この墓地の問題につきましては、いろいろと経過等がわかりにくいということでございます。私ども新年度予算に、この補償する経費として計上してございますので、予算特別委員会の中に、それらの経過報告がわかるような形で御報告をさせていただくということで御理解賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　よろしゅうございますか。

では、他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１０号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第１０号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第１１号

○議長（平田喜臣君）　日程第８　議案第１１号平成１３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第１１号平成１３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正予算の概要でございますが、歳入では課税所得の修正及び資格遡及等によります一般退職被保険者の国民保険税の増と療養給付費等に係ります国庫支出金の増、税収増によります支払い基金からの交付金の減、高額医療費に係ります共同事業交付金の増であります。

また、財産収入として国保財政調整基金の利子を計上し、補正の総額１,２５２万２,０００円の増額補正をしようとするものであります。

歳出につきましては、高額療養費に関しまして、その額等の増に対応するものであります。

また、財産収入としての基金利子を加えまして基金に積み立てしようとするものであります。

さらに、収支の総額につきまして、予備費に計上するものであります。

以下、議案の朗読をしながら説明いたします。

議案第１１号平成１３年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）。

平成１３年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１,２５２万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億４,９９３万７,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きください。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。補正額のみ申し上げます。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税５８５万３,０００円。２款国庫支出金、１項国庫負担金６８１万円。３款療養給付費交付金、１項療養給付費交付金１７７万６,０００円の減。５款共同事業交付金、１項共同事業交付金１３０万７,０００円。７款財産収入、１項財産運用収入３２万８,０００円。歳入の合計、１,２５２万２,０００円。

次に、２、歳出でございます。

２款保険給付費、２項高額療養費２５０万円。７款資金積立金、１項基金積立金３２万８,０００円。１０款予備費、１項予備費９６９万４,０００円、歳出合計１,２５２万２,０００円でございます。

次に、３ページ、４ページの歳入歳出予算事項別明細書は、説明を省略させていただきます。

５ページをお開きいただきたいと存じます。

２、歳入。

１款国民健康保険税、１項国民健康保険税、１目一般被保険者国民健康保険税４０７万７,０００円。これにつきましては、修正申告、資格の遡及等によります増減と介護納付金に係ります滞納繰越分の増によるものでございます。

２目退職被保険者等国民健康保険税１７７万６,０００円、これにつきましても、退職被保険者の修正申告、資格の遡及等によります増であります。

２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目事務費負担金３万７,０００円、これにつきましては、２号被保険者の増によるものでございます。

２目療養給付費等負担金６７７万３,０００円、これにつきましては、療養諸費分、老人保健拠出金分、介護保険納付金分、それぞれの対応をするものでございます。医療費に対応するもの、それから老人保健拠出金分につきましては、療養給付費等の交付金算定変更によるものでございます。介護納付金分につきましては、基盤安定の確定による内容でございます。

７ページをお開きいただきたいと存じます。

３款療養給付費交付金、１項療養給付費交付金、１目療養給付費交付金１７７万６,０００円の減でございます。これにつきましては、退職者医療分に係ります税の収入分についての見合いの額の減額でございます。

５款共同事業交付金、１項共同事業交付金、１目共同事業交付金１３０万７,０００円、これにつきましては、高額医療費の共同事業にかかわるものでご

ざいまして、対象額の増に対応するものでございます。

７款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金３２万８,０００円、これにつきましては、先ほど申し上げました財政調整基金の利子分で、歳出上でも計上いたしまして、基金への繰り入れをしようとするものでございます。

９ページをお開きいただきたいと存じます。

３、歳出。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、これにつきましては､財源の組み替えでございます。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費、これにつきましても、財源の組み替えでございます。

２目退職被保険者等療養給付費、これにつきましても、財源の組み替えをしようとするものでございます。

２款保険給付費、２項高額療養費、１目一般被保険者高額療養費、これにつきましては対象額の増であります。

３款老人保健拠出金、１項老人保健拠出金、１目老人保健医療費拠出金、これにつきましても財源の組み替えでございます。

１１ページをお開きいただきたいと思います。

４款介護納付金、１項介護納付金、１目介護納付金、これにつきましても財源の組み替えでございます。

７款基金積立金、１項基金積立金、１目財政調整基金積立金３２万８,０００円。これにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、利子分につきまして積み立てようというものでございまして、現在高に加えまして合計いたしますと、1億4,６４２万７,０００円になろうというところでございます。

１０款予備費、１項予備費、１目予備費９６９万４,０００円、これにつきましては、収支の差額を計上するものであります。

以上、説明といたします。御審議いただきましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第９　議案第１２号

○議長（平田喜臣君）　日程第９　議案第１２号平成１３年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第１２号平成１３年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第２号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要であります。医療費等の増嵩に対応するもので、これに伴います財源として、支払い基金からの２,４０７万７,０００円の増額、一方国、道におきます負担につきましては、当該年度予算枠を基本に負担額の設定を行っており、必ずしも当該年度支出に対応し得ないことから、翌年度精算をもって対応されており、保険者としての支払いにかかわります財源を､当面町の一般財源の繰り入れを願い、対処しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第１２号平成１３年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第２号)。

平成１３年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３,５８３万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億２,５２７万４,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開きいただきたいと存じます。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。補正額についてのみ申し上げます。

１款支払基金交付金、１項支払基金交付金２,４０７万７,０００円。２款国庫支出金１,９０６万円の減、１項国庫負担金１,９００万円の減、２項国庫補助金６万円の減。３款道支出金、１項道負担金１,０１７万９,０００円の減。４款繰入金、１項一般会計繰入金３,９８０万１,０００円。６款諸収入、１項雑入１１９万９,０００円。歳入合計、３,５８３万８,０００円でございます。

２ページ、歳出でございます。

２、歳出。

１款総務費、１項総務管理費８万１,０００円。２款医療諸費、１項医療諸費３,５７５万７,０００円。歳出合計３,５８３万８,０００円でございます。

次の３ページ、４ページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括は説明を省略させていただきます。

５ページをお開き願います。

２、歳入。

１款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目医療費交付金２,４１４万９,０００円、これにつきましては、医療費等の増に対応し、支払基金からの交付金であります。

２目審査支払手数料交付金７万２,０００円の減でございます。これは医療費の交付にかかわりましての対応のものでございます。

２款国庫支出金、１項国庫負担金、１目医療費負担金１,９００万円の減、これにつききましては、国庫の予算措置上において生じた減で、翌年度精算となるものであります。

２款国庫支出金、２項国庫補助金、１目事務費補助金６万円の減、これにつきましては、医療費適正化対策事業といたしまして、レセプト点検に対する補助分の減でございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

３款道支出金、１項道負担金、１目道負担金１,０１７万９,０００円の減、これにつきましては、国庫負担金とするもので、同じく翌年度精算のものでございます。

４款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金３,９８０万１,０００円、これにつきましては、そこにかかります医療費等に係りまして３,９５３万１,０００円、事務費分につきまして２７万円それぞれ不足にかかります町の一般財源の繰り入れを願うものでありまして、町の負担につきましては、町の負担分を除きまして翌年度において精算繰り入れをいただくところでございます。

６款諸収入、１項雑入、１目第三者納付金１１９万９０００円、これにつきましては、他の保険者からの納付金であります。

９ページをお開きいただきたいと存じます。

３、歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費８万１０００円、これにつきましては、国費分減に伴いますものに係りまして、振り替えまして繰り入れる増額分でございます。

２款医療費、１項医療諸費、１目医療給付費３,５７０万円、これにつきましては、いわゆる医療費の給付でございます。

３目審査支払手数料５万７,０００円、これにつきましては、国保連合会からのものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議賜りましてお認めいただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

この際、若干早いですが、昼食休憩といたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１０　議案第１３号

○議長（平田喜臣君）　次に、日程第１０　議案第１３号平成１３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程されました議案第１３号上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）につきまして、提案理由を申し上げます。

補正の要旨でございますが、居宅介護サービス、施設介護サービスなど、保険給付費の実績見込み、精査によります減額補正と、その給付費用減に伴います財源の国庫負担金、道負担金、一般会計繰入金と歳入予算の減額補正が主な内容でございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第１３号平成１３年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第４号）。

平成１３年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ７,９５４万９,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億１,３１８万円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

１ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算補正。

以下、補正額のみを申し上げます。

１、歳入。

２款国庫支出金２,６８６万５,０００円の減、１項国庫負担金１,８１６万８,０００円の減、２項国庫補助金８６９万７,０００円の減。３款道支出金、１項道負担金１,１３５万４,０００円の減。４款支払基金交付金、１項支払基金交付金２,９９７万６,０００円の減。６款繰入金、１項他会計繰入金１,１３５万４,０００円の減。歳入合計の補正額が７,９５４万９,０００円の減。

次、２、歳出。

２款保険給付費９,０８６万２,０００円の減、１項介護サービス等諸費８,４７９万９,０００円の減、２項高額介護サービス費６０６万３,０００円の減。６款予備費、１項予備費１,１１１万３,０００円。歳出合計の補正額が７,９５４万９,０００円となるところでございます。

次、３ページ、４ページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括につきましては省略させていただきまして、５ページでございます。

歳入歳出につき、補正額のみを申し上げます。

２、歳入。

先ほど申し上げましたように、保険給付費の減額に伴います国、道、町など、それぞれの財源負担率に応じた介護給付費負担金等の減額であります。

その概要でございますが、１、介護給付費負担金の減１,８１６万８,０００円の減につきましては、保険給付費減額分の２０％相当分の減であります。

２款国庫支出金、２項国庫補助金、財政調整交付金でありますけれども、８６９万７,０００円の減につきましては、保険給付費減額分の５.９５％相当分の減でございます。

以下、同じように３款道支出金、１項道負担金１２.５％相当分の１,１３５万４,０００円の減。４款支払基金交付金、１項支払基金交付金３３％相当分の２,９９７万６,０００円の減。６款繰入金、１項他会計繰入金、一般会計からの繰入金でありますが、１２.５％、１,１３５万４,０００円の減となるところでございます。

次、７ページをお開きください。

３、歳出。

２款保険給付費、１項介護サービス等諸費８,４７９万９,０００円の減、これにつきましては、各保険給付費目につきまして、それぞれ実績見込み額の精査によります減額補正であります。

減額の理由としましては、居宅介護サービス費、施設介護サービス費におきまして、当初見込んでおりました給付額、それから利用者数が下回ることが見込まれることから減額となる主な内容であります。

２款保険給付費、２項高額介護サービス等諸費６０６万３,０００円の減、高額介護サービス費の給付状況、事業費精査によります減額であります。

６款予備費、１項予備費でありますが、歳入歳出補正額の差額分１,１３１万３,０００円を計上するものでございます。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

◎日程第１１　議案第１４号

○議長（平田喜臣君）　日程第１１　議案第１４号平成１３年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第１４号平成１３年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、初めに補正の主な要旨を御説明申し上げます。

歳入の１点目としまして、水道使用料及び水道管移設補償工事費用確定によります雑入の減、２点目としまして、東中地区配水管布設事業費確定によります国庫支出金及び町債の減額でございます。

歳出の１点目としまして、補償工事及び東中地区配水管布設事業の工事執行残などによります一般管理費並びに事業費の減でございます。

２点目としまして、償還金利子確定によります減額でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第１４号平成１３年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）。

平成１３年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３７９万４,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８,６５１万３,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第２条、地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

１ページをお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。補正額のみ申し上げます。

１、歳入。

１款使用料及び手数料、１項使用料１７１万円の減、２款国庫支出金、１項国庫補助金６９万８,０００円の減。５款諸収入、１項雑入６８万６,０００円の減。６款町債、１項町債７０万円の減。歳入の合計といたしまして、３７９万４,０００円の減でございます。

２、歳出。

１款衛生費、１項簡易水道事業費３０９万４,０００円の減、２款公債費、１項公債費７０万円の減、歳出の合計としまして３７９万４,０００円の減でございます。

第２表、地方債補正。

１、変更。起債の目的、簡易水道事業の限度額は７０万円減の６,４９０万円でございます。

次の３ページ、４ページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

５ページをお開き願いたいと思います。

２、歳入。

１款使用料及び手数料、１項使用料、１目衛生使用料１７１万円の減につきましては、予定見込みに対しまして、東中地区では１０４万円、江花地区では６７万円が節水などにより減になったものでございます。

なお、整備地区については、横ばいの状況でございます。

２款国庫支出金、１項国庫補助金、１目簡易水道国庫補助金６９万８,０００円の減につきましては、東中地区簡易水道配水管布設事業費確定による減でございます。内容といたしましては、執行残でございます。

５款諸収入、１項雑入、１目雑入６８万６,０００円の減につきましては、東中地区簡易水道配水管布設事業費確定による行政区域外負担金の減及び水道管移設工事確定による工事補償費の減でございます。

行政区域外につきましては、中富良野町の住民１２戸分でございます。場所につきましては、東４線北２０号から北１６号２００軒までの間、延長にしまして２,５６２メートルの重複区間のアロケーションによる精査でございます。

６款町債、１項町債、１目簡易水道債７０万円の減につきましては、東中地区簡易水道配水管布設事業費確定による減でございます。

次の７ページお開き願いたいと思います。

３、歳出。

１款衛生費、１項簡易水道事業費、１目一般管理費１９３万６,０００円の減につきましては、歳入のところで申し上げました補償工事費用の確定並びに検満工事の量水器取りかえ戸数の減などによります工事請負費の減及び江花地区簡水の事業費割負担金の精査によるものでございます。

２目事業費１１５万８,０００円の減につきましては、東中地区簡易水道計装整備更新事業費確定に伴いましての事業費の減並びに同事業の設計委託料の執行残及び歳入のところで申し上げました東中地区簡易水道配水管布設事業の工事費確定などによります工事請負費の減でございます。

２款公債費、１項公債費、２目利子７０万円の減につきましては、借り入れ見込み利率２.１％から、今回１.６％への低減及び借り入れ予定期間の短縮などによるものでございます。

９ページをお開き願いたいと思います。

地方債につきましては、現在高見込みに関する調書につきまして、補正額のみ申し上げます。

７０万円減の補正後の額は、６億７,９３３万６,０００円でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第１５号

○議長（平田喜臣君）　日程第１２　議案第１５号平成１３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第１５号平成１３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、初めに主な要旨を御説明申し上げます。

歳入の１点目としまして、水洗化等改造資金預託金元利収入の減額でございます。

２点目としまして、交通事故損害賠償補償保険金の計上でございます。

３点目としまして、事業費確定に伴いましての町債の減額補正でございます。

歳出の１点目としまして、施設管理費用の精査及び事業費確定によります減額でございます。

２点目としまして、地方債の償還金利子１２年度分の借入期間の短縮及び一時借入金の精査などによります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第１５号平成１３年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）。

平成１３年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１６０万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億５,９５７万８,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出補正」による。

債務負担行為の補正。

第２条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第２表　債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第３条、地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

１ページお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。補正額のみ申し上げます。

１、歳入。

６款諸収入３０万円、３項貸付金元利収入３０万円の減、５項雑入６０万円。７款町債、１項町債１９０万円の減。歳入の合計としまして、１６０万円の減でございます。

２、歳出。

１款下水道事業費４１１万円の減、１項下水道管理費２２０万円の減、２項事業費１９１万円の減。２款公債費、１項公債費４００万円の減。３款予備費、１項予備費６５１万円。歳出の合計といたしまして、１６０万円の減でございます。

次のページお開き願いたいと思います。

第２表、債務負担行為補正。

１、追加。浄化センター維持管理業務につきましては、現行の契約年が平成１３年３月をもって期間満了となり、新年度からの水処理、汚泥処理などの機器類の稼働に支障が生じないよう業務契約を年度内で行うため、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

なお、新年度から従来の運転、保守点検のほかに、この業務を行うために必要な各種消耗品、薬剤、電力、資材、燃料などの調達並びに計画的に行う修繕、汚泥の分析などを含めまして、一部包括委託をしようとするものでございます。

また、このことによりまして、施設管理費用及び人件費などの削減も図られるところでございます。

期間につきましては、平成１３年度から平成１４年度、契約は平成１３年度、支払いは平成１４年度、限度額４,２００万円でございます。

２、廃止につきましては、平成１３年度の水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金としまして１０件を見込んでおりましたが、申し込み希望者がなかったことにより廃止するものでございます。

第３表、地方債補正。

１、変更。起債の目的、公共下水道事業の限度額は１９０万円減の２億３,０３０万円でございます。

次の５ページから６ページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

７ページをお開き願いたいと思います。

２、歳入。

６款諸収入、３項貸付金元利収入、１目水洗化等改造資金預託金元利収入３０万円の減につきましては、貸付対象元金残高の件数が１９件から１６件に件数が減になったことによるものでございます。

５項雑入、１目雑入６０万円につきましては、交通事故損害賠償補償保険金の計上でございます。

この事故につきましては、２月１５日、発生場所町道北基線本町６丁目におきまして、下水道の汚水管渠工事本町４工区の工事完了に伴いまして、現場の出来高を確認するため現地へ到着し、左側へ停車する際、付近が民家の車庫前方にトラックが駐車し

ていたことから、左側への駐車が困難と判断し、右側車線に駐車するため、一たん道路左側路肩に寄せた後、方向転換しようと右にハンドルを切ったところ、後方から走行してきた相手方車両の左側面部分と当方の右前方部分が接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

原因としまして、当方の安全と後方確認が不十分であったことにより起こったものであり、今後このようなことが発生することのないように、さらに一層気持ちを引き締めて日々の業務に努めてまいります。まことに申しわけありませんでした。

７款町債、１項町債、１目下水道事業債１９０万円の減につきましては、起債対象事業費の精査により、事業費２０１万９,０００円に対しましての充当率９５％相当分でございます。

次の９ページをお開き願いたいと思います。

３、歳出。

１款下水道事業費、１項下水道管理費、１目一般管理費３０万円につきましては、需用費としまして雑入のところで申し上げました当方車両の修繕費用の計上でございます。貸付金の減につきましては、貸し付け対象件数が減ったことによるものでございます。２２節の補償補てん及び賠償金につきましては、今回の相手側への交通事故賠償補償金の計上でございます。

２目施設管理費２５０万円の減につきましては、運転、水質管理などに使用いたします光熱費、薬品費、燃料費などの需用費の精査及び汚泥分析、管渠清掃、管渠管理図の作成など委託料の精査によるものでございます。

１款下水道事業費、２項事業費、１目建設事業費１９１万円の減につきましは、汚水管渠の調査及び設計委託料の執行残でございます。工事請負費につきましては、取りつけ管及び公共汚水枡設置箇所４カ所の減などによるものでございます。補償補てん及び倍償還につきましては、汚水管渠工事光町４工区の水道管移設工事費用の設計精査及び事業費確定によるものでございます。

２款公債費、１項公債費、２目利子４００万円の減の内訳としまして、地方債償還金利子につきましは、借入期間の短縮及び利率の低減などによるものでございます。一時借入金につきましても、利率の低減及び資金の運用などによるものでございます。

３款予備費、１項予備費、１目予備費６５１万円につきましては、収支の差額分を計上しようとするものでございます。

１１ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

１２ページお願いいたします。

地方債につきましては、現在高見込みに関する調書につきまして、補正額のみ申し上げます。

１９０万円減の補正後の額は、３３億７,５０７万９,０００円でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

８番仲島議員。

○８番（仲島康行君）　また交通事故ということで、うちらの担当なのですが、これ１人で車運転したのか､またもう１人いたのかという問題があると思う。どうもこれ町長、事故が多い。単純ミスだと思うのですが、こういうものというのは、規律が非常に緩んでいるのでないかと思うのですよ。事故あるたびに、今後一切ないようにするとしょっちゅうおっしゃるんですが、事故というのは喜んでするものではないと思うのですが、もう少しきちっとした体制というのをつくっていく必要性があるのでないかなと思うのですが、その辺どうなんでしょう。

○議長（平田喜臣君）　上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　８番仲島議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

このときちょうど下水道の完了に伴いまして、乗車していましたのは私と課長補佐と、それと担当者の者３人です。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　仲島議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

たび重なる交通事故ということで、本当に申しわけないものと思います。過日もこのような件数がふえているというようなことで、課長会議におきましても十分気持ちを緩んでいるんでないかというようなことで、その辺十分反省をいたしまして、その車に乗るときには、必ず交通安全に気をつけるんだという意識を持ってもらうというようなことで、そういう運動の展開をしようということで、重点的にその辺職員に周知しまして、そのような形で取り組んでいくというようなことで、今そういう対策を講じてまいりたいということで、非常にまことに不注意なわけでございますので、気持ちの持ち方をしっかり持ってということで、職員の周知徹底を図ってまいりたいということで考えておりますので、御理解

いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　今回補正を事故に関してなさったということであろうかと思いますけれども、ついては担当課長にお伺いいたしますけれども、処分書は、まだ賠償額が決まってないから専決処分の議案が出てこないというお考えかどうか、その辺見えてきませんので、答弁を承りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　３番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

専決処分の件でございますけれども、今現在まだ処理等が整っておりませんので、整い次第、今回に専決としてお願いをいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもっと質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１３　議案第１６号

○議長（平田喜臣君）　日程第１３　議案第１６号平成１３年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　ただいま上程いただきました議案第１６号平成１３年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第１点といたしまして、利用者の増によりまして介護給付費及び予防給付費並びに自己負担金収入を増額補正するものでございます。

第２点といたしまして、道補助金につきまして、利用者の増によりまして補助金を増額補正するものでございます。

第３点目といたしまして、施設整備充実のためと寄附の申し出がありましたので、関係する経費を補正するものでございます。

第４点目といたしまして、繰入金につきまして、収入、歳入及び歳出を精査し、一般会計繰入金を減額補正するものでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第１６号平成１３年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第３号）。

平成１３年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２９５万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億３３９万６,０００円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

１ページをお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算補正。

１、歳入。

補正額のみ申し上げたいと思います。

１款サービス収入、１項介護給付費収入１８０万円、２項予防給付費収入８０万円、３項自己負担金収入５００万円。２款道支出金、１項道補助金７０万円。３款寄附金、１項寄附金５万円。４款繰入金、１項繰入金１,１３０万円の減。歳入の補正の合計は、２９５万円の減額でございます。歳入の合計は、３億３３９万６,０００円となります。

次のページお開き願いたいと思います。

２、歳出。

１款総務費、１項施設管理費１００万円の減。２款サービス事業費、２項施設介護サービス事業費１９５万円の減、歳出の補正額の合計は、２９５万円の減額でございます。歳出の合計は、３億３３９万６,０００円となります。

第２表、債務負担行為。

施設警備業務委託、期間は平成１３年度から平成１４年度、限度額３２３万４,０００円。

施設清掃業務委託、平成１３年度から平成１４年度、限度額は２９４万円。

施設洗濯業務委託、期間は平成１３年度から平成１４年度、限度額は２９４万円でございます。これは４月１日からの施設管理委託業務を事前に債務負担することによりまして、業務開始に支障のないように債務負担行為をお願いするものでございます。

次、４ページ、５ページの歳入歳出予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

次、６ページ、７ページをお開き願いたいと思い

ます。

２、歳入。

１款サービス収入、１項介護給付費収入、１目居宅介護サービス費収入１８０万円、１項サービス収入、これにつきましては、ショートステイの利用者の増に伴うものでございます。

１款サービス収入、２項予防給付費収入、１目居宅支援サービス費収入８０万円、これはサテライトデイサービス利用者の増に伴うものでございます。

１款サービス収入、３項自己負担金収入、１目自己負担金収入５００万円、これは特養老人ホーム及びショートステイの自己負担金でございます。

２款道支出金、１項道補助金、１目受託支援サービス事業補助金７０万円、利用者の増に伴うものでございます。

３款寄附金、１項寄附金、１目一般寄附金５万円、これは施設整備充実にと寄附の申し出によるものでございます。

４款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金１，１３０万円の減。歳入及び歳出を精査いたしまして一般会計繰入金を減額するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

３、歳出。

１款総務費、１項施設管理費、１目一般管理費１００万円の減、事業精査により不用となるため減額するものでございます。

２款サービス事業費、１項居宅サービス事業費、２目居宅支援サービス事業費、これは財源組み替えでございます。

２款サービス事業費、２項施設介護サービス事業費、１目施設介護サービス事業費１９５万円の減でございます。需用費、使用料及び賃借料につきましては、事業精査により不用となるため減額するものでございます。

備品購入につきましては、寄附の申し出により施設備品を購入しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をいただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１８番向山議員。

○１８番（向山富夫君）　１点お尋ねさせていただきます。

今回の補正の収入の増は、大半利用されている方の負担金の増加によるところが多いようでございますが、ちなみにラベンダーハイツの特養の入所希望されていて、入所が空きがなくてできないという、潜在的に待機をされている方はどのぐらいおられるのかなと、また、それらの方がおられるとすれば、どれくらい希望してからお待ちいただいて入所できるような状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　特別養護老人ホーム所長、答弁。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　１８番向山議員の質問にお答えいたします。

現在、３月１日の待機者は５８名、上富良野町が３０名、中富良野町が９名、富良野市が１３名、その他が６名ということです。

現在、平成１３年度、１２年度の実績でいくと大体８名前後ですから、７年ぐらいかかるかなというように思っております。これはあくまでも推計ですから、順調に、その年にもよりますので、大体そういうような実態でございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　１８番向山議員。

○１８番（向山富夫君）　ありがとうございます。そういうような状態だという実態のようでございますが、当然高齢化が進む中で、これが待ち時間が短くなるというような状況は非常に考えにくいと思いますが、こういうような状況の中にあって、町長にお尋ねしたいのですが、現在どのようにこういう状況を認識されていて、さらにどういう方向に考えておられるかね御見解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１８番向山議員の御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、各議員からいろいろと御質問をいただいているところでありますが、この種のラベンダーハイツ特別養護老人ホームにつきましては、基本的に広域圏の中で対応していきたいということを基本に持ちながら取り進めさせていただいております。ただ、この施設の増設等々につきましは、今国の方は非常に厳しい状況の中で、今これができ得ないと。

今現在この種施設が占冠村にないというようなことで、占冠村の建設に向かって占冠村も努力しておりますし、これも広域圏域の中で、占冠村に設立に向かって圏域でともに運動を展開しているところでありますが、なかなか難しい状況にございます。ただ、今施設長の方から、特別養護老人ホームの所長の方から人数的な報告がなされました。我が町にも三十数名いるわということでありますが、ただ、その中で、全員の皆さん方を即入所を希望していると

いう状況下の人も何人かいらっしゃるわけでありますが、多くはと言うとちょっと語弊ありますが、中には、言うならば特別養護老人ホームの位置づけをしておきたいというようなことで、今順番が来ましたからあなたどうぞと言うと、いや、まだ私はいいから次の人にあれしてくれと、まだ家族で面倒見れると、将来的に家族で面倒見たり周りで対応できなくなったときにはお願いしますというようなことで、そういうような状況下の方々が多いという部分もございますので、ひとつそういうようなことも御理解いただきたいのと、そのうち老健だとか、富良野市にあります、その人数の中には老健に入所されている方、あるいは療養型病床群の中に入っておられる方々、そういった方々もいらっしゃいますし、長期入院されている方々もいるというようなことで、また我が町のケアハウスの中にいるという方々も申し込んでいるというようなことで、それらの方々全員が今希望されている数字の中で、大体２９名が今現在それぞれの施設の中に入っているのと、また在宅で今はいられるという方々が、２９名の方々がいるというようなことでありまして、町といたしましても町単独でということにはなりませんので、圏域の中で、先ほど申し上げましたような形で施設利用が促進できるように努力してまいりたいというように考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第１７号

○議長（平田喜臣君）　日程第１４　議案第１７号平成１３年度上富良野水道事業会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第１７号平成１３年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、補正の要旨といたしましては、収益的収支の精査による増及び資本的収支の事業量、事業費精査によります減額補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成１３年度上富良野町水道事業会計補正予算（第２号）。

総則。第１条、平成１３年度上富良野町水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。第１款水道事業収益、第３項特別利益３２万１,０００円。

支出。第１款水道事業費用３２万１,０００円、第１項営業費用７万７,０００円、第２項営業外費用６５万８,０００円、第３項特別損失４７万８,０００円、第４項予備費８９万２,０００円の減。

資本的収入及び支出。

第３条、予算第４条本文括弧書き中「不足する額７,８１５万４,０００円」を「不足する額６,３５４万１,０００円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金７,８１５万４,０００円」を「過年度分損益勘定留保資金６,３５４万１,０００円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入。第１款資本的収入、第１項負担金９４万２,０００円の減。

支出。第１款資本的支出、第１項建設改良費１,５５５万５,０００円の減。

次のページお開き願いたいと思います。

次の１ページから２ページの平成１３年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、説明を省略させていただきます。

次の３ページをお開き願いたいと思います。

収益的収入及び支出明細書。

１、収入。

１款水道事業収益、３項特別利益、１目その他特別利益、１節その他特別利益３２万１,０００円につきましては、建物の過年度損益修正益の計上でございます。

２、支出。

１款水道事業費用３２万１,０００円、１項営業費用、５目減価償却費７万７,０００円、１節建物減価償却費１１万３,０００円の減につきましては、減価償却年数を超えているため、今回精査したものでございます。２節構築物減価償却費１９万円につきましては、内容の精査によるものでございます。

２項営業外費用、３目消費税、１節消費税６５万

８,０００円につきましては、事業支出の減に伴い増になったものものでございます。

３項特別損失、２目その他特別損失、１節その他特別損失４７万８,０００円につきましては、不納欠損処分の計上でございます。内容といたしまして、死亡者４名分８万８,９４０円、居所不明者１８名分３８万８,５６０円の内容でございます。

４項予備費、1目予備費８９万２,０００円の減につきましては、収支の差額分を計上しようとするものでございます。

５ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出明細書。

１、収入。

１款資本的収入、１項負担金、１目工事負担金、１節工事負担金９４万２,０００円の減につきましては、東２線道路改良工事及び公共下水道新設工事に伴いましての水道管移設工事補償の事業費精査によるものでございます。

２、支出。

１款資本的支出、１項建設改良費１,５５５万５,０００円の減、１目機械及び装置費、２節工事請負費１９６万１,０００円の減につきましては、検満工事の取りつけ設置費用の減によるものでございます。

２目配水管設備費、１節工事請負費１,３５９万４,０００円の減につきましては、東２線道路改良工事及び公共下水道新設につきましては、収入のところで申し上げました内容によるものでございます。北２７号西道路につきましては、現地調査の結果、水圧不足のため、江花簡水により対応を図ったことにより減になったものでございます。

また、東１線道路及び道道留辺蘂・上富良野線などにつきましては、事業費精査によるものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第１５　議案第１８号

○議長（平田喜臣君）　日程第１５　議案第１８号平成１３年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程されました議案第１８号平成１３年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）につきまして、提案の要旨について御説明申し上げます。

補正の１点目は、寄附金の計上であります。町民の方お二人から寄附金１１０万円をいただきましたことから、御寄附の趣旨に従いまして、病棟の患者さんに御利用いただく什器備品の購入について、所要の経費を計上させていただくものであります。

２点目は、債務負担の決定であります。洗濯、清掃、警備など施設の管理業務については、新年度４月１日から即稼働させなければならないことから、本年度において業務契約等の事務手続をさせていただくため、債務負担行為を設定するものであります。

以下、議案の朗読をもって御説明といたします。

議案第１８号平成１３年度上富良野町病院事業会計補正予算（第３号）。

総則。第１条、平成１３年度上富良野町病院事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第２条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額のみ申し上げます。

収入。第１款資本的収入１１０万円、第３項寄附金１１０万円。

支出。第１款資本的支出１１０万円、第２項建設改良費１１０万円。

債務負担行為。

第３条、債務負担行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、次のとおりと定める。

事項につきましては、町立病院管理業務、期間平成１３年度から平城１４年度、限度額１,７０４万２,０００円でございます。

１ページ、２ページにおきますところの予算実施計画、この事項につきましては省略をさせていただきます。

３ページ、４ページをお開きいただきたいと思います。科目及び補正予定額のみ申し上げます。

資本的収入及び支出明細書。

１、収入。

１款資本的収入、３項寄附金、１目寄附金、１節

寄附金１１０万円、これにつきましては、町民の方お二方からの寄附金でございます。

支出。

１款資本的支出、２項建設改良費、１目資産購入費、２節什器備品１１０万円でございます。これにつきましては、什器備品ということで、病棟の患者さんに御利用いただくおむつ交換車でございます。おもつの交換時に要する用品、また収納する装備等備えたものでございます。

また、車いすの購入もいたしたいと思っております。

さらに、５ページでございますが、前段で申し上げました警備、洗濯、清掃など施設管理業務の委託についての債務負担行為の設定でございます。限度額につきましては、１,７０４万１,０００円ということでございます。

以上、御提案させていただきます。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願いをいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１８号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

閉会前に当たりまして、先ほど３番福塚議員の方から税の答弁漏れがございましたので、ここで答弁をいたさせます。

税務課長。

○税務課長（上村延君）　先ほどの３番福塚議員からの質問にお答えいたします。

たばこ税の少額未納の内容はどうかとの質問でございますが、このたばこ会社は、外国のたばこを専門に扱っておりまして、毎月２,０００円から５,０００円の申告となっております。４,２６９円は、１２月に売られた分が１月に申告納付となりまして、納付がおくれたことによりまして、１月末現在で未納となっております。

なお、この未納額につきましては、２月１５日に納付されております。

以上です。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につきまして、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

明３月５日は本定例会の２日目で、開会は午前９時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

午後　１時５７分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１４年３月４日

上富良野町議会議長　　平　　田　　喜　　臣

署名議員　　村　　上　　和　　子

署名議員　　清　　水　　茂　　雄

平成１４年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第２号）

平成１４年３月５日（火曜日）

○**議事日程**（第２号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　執行方針
〔町政執行方針〕　町　長　尾　岸　孝　雄　君
〔教育行政執行方針〕　教育長　高　橋　英　勝　君
第　３　議案第１号　平成１４年度上富良野町一般会計予算
第　４　議案第２号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第　５　議案第３号　平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算
第　６　議案第４号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算
第　７　議案第５号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
第　８　議案第６号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
第　９　議案第７号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
第１０　議案第８号　平成１４年度上富良野町水道事業会計予算
第１１　議案第９号　平成１４年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（１９名）

１　番　中　村　有　秀　君	２　番　中　川　一　男　君
３　番　福　塚　賢　一　君	４　番　笹　木　光　広　君
５　番　吉　武　敏　彦　君	６　番　西　村　昭　教　君
８　番　仲　島　康　行　君	９　番　岩　崎　治　男　君
１０番　佐　藤　政　幸　君	１１番　梨　澤　節　三　君
１２番　米　沢　義　英　君	１３番　長谷川　徳　行　君
１４番　徳　島　　稔　君	１５番　村　上　和　子　君
１６番　清　水　茂　雄　君	１７番　小　野　　忠　君
１８番　向　山　富　夫　君	１９番　久保田　英　市　君
２０番　平　田　喜　臣　君	

○欠席議員（１名）

７　番　石　川　洋　次　君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
農業委員会会長	小松　博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長上	村　延君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長佐	藤　修君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	越智章夫君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	早川俊博君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ホーム所長	林下和義君	上下水道課長田	中　博君
町立病院事務長	三好　稔君		

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１９名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　昨日に引き続き、御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１９名であります。

これより、平成１４年第１回上富良野町議会定例会２日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

本日、議会審議資料として、平成１４年度一般会計予算（案）の概要、平成１４年度総合計画実施計画書、行財政改革実施計画推進状況、道路河川課主要事業箇所図の図及び平成１４年度上川南部消防事務組合一般会計予算書、平成１４年度富良野広域串内草地組合一般会計予算書並びに平成１４年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書をお手元に配付いたしておりますので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

なお、一般質問の通告期限は、本日午後３時までございます。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１　７番　小　野　　忠　君
１　８番　向　山　富　夫　君

を指名いたします。

◎日程第　２　執行方針から
日程第１１　議案第９号まで

○議長（平田喜臣君）　日程第２　町政執行方針、教育行政執行方針、日程第３　議案第１号平成１４年度上富良野町一般会計予算、日程第４　議案第２号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第５　議案第３号平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第６　議案第４号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第７　議案第５号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第８　議案第６号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第９　議案第７号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第１０　議案第８号平成１４年度上富良野町水道事業会計予算、日程第１１　議案第９号平成１４年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　平成１４年第１回定例議会の開会に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べさせていただきます。

さて、我が国経済は、世界経済のグローバル化の流れの中でさまざまな影響を受け、戦後最悪の不況に直面しております。経済発展を支えてきた企業システムや金融システム、そして国の中央集権的制度が時代の変化に対応できず、むしろ経済発展の足かせとなっていることが、不況の大きな要因と言われております。

国は、今、こうした経済不況から脱却を図るため、その根本を変える構造改革政策を強力に推進する中で、国民にある程度の痛みを伴うことへの協力と共感を求め、経済再生に向けた取り組みがなされようとしております。しかしながら、経済再生や構造改革が遅々として進まない中にあって、国、地方とも、財政環境は国税などの大幅な減収と膨大な公債残高を抱え、危機的な状況に至っております。

本町の産業、経済など、町民生活を取り巻く環境は、現下の不況経済のもとで一段と深刻さを増しており、町財政もその影響を大きく受け、一層厳しい状況にあります。こうした厳しい時代を乗り切っていくことこそが、町政のかじとり役とての私に課せられた使命であり、町民の期待と負託にこたえ、まちづくりに全力を尽くしてまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様の特段の御支援と御協力をお願い申し上げます。

まず、町政執行の基本でありますが、第４次総合計画を柱とし、行財政改革大綱に基づく行財政改革実施計画を着実に実施することによって、健全財政を維持しながら、基本計画の各分野における各種施策の実現に向け、最善の努力を傾注してまいります。

次に、財政運営の全般的取り組みについて申し上げます。

本町においても、自主財源である地方交付税収入

が減額傾向で推移する一方で、公債費などの義務的経費が増嵩することから、財政の硬直化、悪化傾向は例外ではなく、その中にあって、平成１５年度からは予定された国営事業償還が始まるなど、ますます財源確保に苦慮する厳しい状況にあります。

このような厳しい財政状況に対処し、健全財政を維持していくことが本町にとって緊急かつ最優先課題と考え、この実効性を高めるため、平成１２年１１月に健全財政維持方針を策定いたしました。

さらには、この方針の具体的な実行プランとして、平成１３年度から１５年度の３カ年を実施期間とする行財政改革大綱及びその実施計画に基づき、着実な実施に向けて、職員ともども取り組みを進めてきているところであります。

平成１４年度予算案の編成に当たっては、ただいま申し上げました健全財政維持方針と行財政改革大綱に基づき、収支バランスのとれた財政構造への変革を目標に、限られた歳入一般財源の中で、いかに町民の負託にこたえ、効率的な行政サービスを提供していくかを主眼に、予算編成を行ったところであります。

以下、予算執行に当たっての施策推進策を申し上げます。

第４次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」を目指し、中長期財政計画を遵守しながら、ハード事業とソフト事業の有機的な連携により、創意と工夫のあるまちづくりを推進してまいります。

まちづくりの４本の柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」からなる施策を推進するために、新時代を開く取り組み、町民主役の取り組み、ソフト重視の取り組み、情報発信、受信の取り組み、連携のとれた取り組みの五つの基本方針に基づいて、次の施策を推進してまいります。

まず、一つ目の柱は、豊かな心の人のまちづくりついてであります。

本年度から新学習指導要領が本格的にスタートし、完全学校週５日制が実施されるなど、さまざまな教育改革が推進されます。このことから、これまで以上に教育委員会、学校、家庭、地域社会との協力、連携による教育、文化、スポーツなどの振興と充実に努めてまいります。

現在、町において給食センターを運営し、学校給食の提供を行っておりますが、財政と運営の効率化を図るため、本年度より米飯の炊事と給食の配送と回収及び施設管理業務の一部を民間に委託し、運営を行ってまいります。

また、懸案でありました上富良野高等学校の校舎改築については、町民挙げての熱意が功を奏し、本年度から３カ年計画で新校舎建設の決定がなされたとの情報を得ております。

人材育成については、平成９年に本町と三重県津市が友好の提携を結んで以来、本年度で５周年の節目を迎えることから、民間レベルでの交流がより推進されるよう支援してまいります。

カナダ国のカムローズ市との国際交流についても、英語指導助手の招聘による国際理解教育を進めるなど、継続した交流を推進してまいります。

また、男女共同参画の社会づくりを進めるため、附属機関等の設置及び運営に関する規定や、現在策定作業を進めている上富良野町職員人材育成ビジョンに基づいた行政面における男女区別のない人材登用や人事管理に努め、町民生活の中においても、男女共同のまちづくりが推進されるよう啓発に努めてまいります。

福祉対策については、健康対策と連携し、町民のだれもがいつでも健康で安心して暮らすことができるよう、町民の健康寿命を延ばす取り組みや介護予防事業、生活支援事業、さらには子育てサークル学習会を初めとした子育て環境づくりへの支援など、福祉と健康のまちづくりを積極的に推進してまいります。

保健福祉活動の拠点となる保健福祉施設の整備については、保健福祉施設調査特別委員会の審議結果や、町民参加の計画検討協議会の意見などを参考にしながら、本年度は実施設計を行い、建設事業費、財源の見きわめなど、総合的な判断のもとに、平成１５年から１７年の３カ年計画で整備を進めてまいります。

高齢者福祉、介護保険関係については、上富良野町新老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護保険サービス内容の一層の充実を図るとともに、生活支援、生きがい活動を支援して、引き続き町独自の在宅福祉サービスの充実に努めてまいります。

特に、高齢者が要介護に陥ったり、要介護状況がさらに悪化することがないよう、脳卒中、転倒骨折、閉じこもりなどを予防する介護予防事業を積極的に展開してまいります。

また、3年目を迎えます介護保険制度については、事業の円滑な運営と定着化を図るために、低所得者の利用料負担軽減措置や在宅サービス利用促進補助などの費用負担の軽減策を引き続き実施してまいります。

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者夫婦世帯を対象に設置している緊急通報装置は、老朽化が著しいため、センター装置及び端末機２３０台を本年度に更

新してまいります。

障害者対策については、特定疾患者、腎臓機能障害者への交通費の助成、重度身体障害者へのタクシー料金の助成、日常生活用具の給付事業を引き続き実施してまいります。

また、本年度は、精神障害者福祉関連事務が、平成１５年度には知的障害者福祉関連事務が市町村に権限移譲されることから、障害者福祉システムの導入など、事務処理体制の整備に万全を期してまいります。

児童福祉については、利用者の期待にこたえる保育所運営を目指し、障害児や乳幼児、一時的に保育に欠ける児童などの受け入れについても積極的に対応してまいります。

また、民間活力を導入することにより、特色ある保育サービスの提供と、より効率的な保育所運営、さらに財政負担の軽減効果を期待できることから、平成１５年度に向け、西保育所を委託するよう条件整備などの諸準備を進めてまいります。

保健予防関係については、新寝たきり老人ゼロ作戦事業として、寝たきりの主な原因となる脳卒中などの生活習慣病や、筋骨格系疾患の予防活動に引き続き取り組み、自立高齢者の多いまちづくりを推進します。

また、各種健診事業については、受診率向上を目指し、住民検診と胃がん、大腸がんのセット検診日をふやすとともに、老人保健法の改正により、新たに盛り込まれたＣ型肝炎ウィルス検査を本年度から実施し、早期発見、早期治療に取り組んでまいります。

国民年金事務については、本年度より国が保険料収納事務を直接行うことになり、加入者が直接納入することとなりました。まちでは、これまでも保険料の収納率向上と無年金者の解消を図るため、推進員を配置して業務の推進を図ってきたところでありますが、当面制度の移行による加入者の不安解消や各種の相談業務に対応するため、引き続き推進員を配置してまいります。

特別養護老人ホームの運営については、利用者一人一人の状態やニーズに合わせた質の高いサービスの提供やプライバシーの保護に努めるとともに、ケアプランに基づいた介護サービスを提供してまいります。

また、介護請求事務を一元的に処理するため、請求事務システムを整備してまいります。

また、デイサービスセンターの運営については、在宅福祉の拠点施設として、利用者ニーズに合った諸行事を取り入れ、健康管理と生きがいのある生活が送れるよう、サービスの向上と地域に密着した施設運営に努めてまいります。

国民健康保険事業については、さらに制度改正が予定されているなど、その環境がめまぐるしく変化しております。そのような状況にあって、国保事業の安定した運営を目指すためには、財政基盤安定と医療費の軽減が何より重要であります。

本町の疾病の特徴として、循環器系疾病、とりわけ高血圧症が挙げられることから、日常的な生活対応により発生する当該疾病を抑制するため、引き続き住民検診事業等の連携を図り、眼底検査、心電図検査などにより、高血圧症に伴う各種疾病の早期発見、早期治療を促し、後年の医療費の縮減に努めてまいります。

老人保健事業については、高齢化時代を反映し、毎年対象者が増加しております。国においても、対象年齢の引き上げなどの制度改正が検討されておりますが、制度自体が確立されるまでには、まだ若干の時間を要すると思われますので、今後の動向を十分見きわめながら対応してまいります。

病院事業については、急激な年齢構成の変化などにより、国の医療保険財政は危機的な状況にあると言われ、安定した保険財政を堅持するため、利用者負担の引き上げを伴う改正など、医療費の抑制策が進展しております。

本年度は、診療報酬のマイナス改定が行われることから、病院経営を取り巻く情勢は一段と厳しいものとなっておりますが、病院経営の健全化に努め、地域医療の中核となるべき公的病院の使命と役割を担うため、年次計画で医療機器の整備を進め、診療体制の一層の充実に努めてまいります。

次に、二つ目の柱の、活力ある産業のまちづくりについてであります。

今、農業においてもグローバル化が進み、野菜を初めとする農畜産物の輸入が急増している中、消費者や食品産業は、良質で安全な食料を求めております。

まちの基幹産業である農業の振興を図るため、これらの動向を踏まえ、農業者みずからの発想と創意工夫により、第４次農業振興計画に基づく地力増進対策として、国の農業生産総合対策事業の活用と、まち独自の心土破砕推進事業、堆肥増産事業や奨励作物振興事業、水田圃場条件整備事業などの諸施策を引き続き実施し、関係機関の協力のもとに共同生産体制の推進と生産性向上、経営安定が図られるように努めてまいります。

農用地の確保と適正な農地行政を推進するため、農業委員会や農協などの農業関係機関との連携を図り、地域農業の担い手に対する農地利用の集積と土地利用の調整を進め、地域の土地と人の諸対策を講

じてまいります。

農用地利用集積実績事業については、農業経営基盤強化促進法に基づき、効率的で安定的な農業経営を育成するため、国の補助制度を取り入れ、農用地利用改善団体による利用調整活動を通じ、認定農業者などへ農用地の利用集積を行うために、利用権を設定する受け手農業者を対象として、事業を実施する農用地利用改善組合への運営支援を引き続き実施してまいります。

野菜価格安定基金造成事業については、輸入野菜の増加などから、国内産の野菜価格が低落し、農業経営に大きな打撃を与えております。このため、キャベツなどの指定野菜の計画的な生産出荷体制の確立を図り、野菜の生産振興を引き続き推進してまいります。

畜産基盤再編総合整備事業については、規模拡大や経営の効率化を高めていくための自給飼料の基盤整備を重点に、畜舎や家畜排せつ物処理などの関連施設整備を進め、経営体質の強化に努めてまいります。

農業の家族経営形態を確立するため、家族経営協定の締結を推進してまいります。

また、農業者の老後の生活、福祉向上を図るという農業者年金制度については、本年１月１日から大幅な制度の改正が行われたところであり、政策支援を受けるための青色申告と認定農業者制度を積極的に推進し、農業者年金への加入促進と経営移譲年金などへの受給指導に努めてまいります。

農業後継者の配偶者確保対策については、農業後継者対策協議会と富良野地方アグリパートナー協議会との密接な連携のもと、諸対策を講じてまいります。

道営事業については、畑地帯総合整備事業、担い手育成基盤整備事業、農地防災事業、農道整備事業を引き続き実施してまいります。

国営畑地帯総合パイロット事業しろがね地区については、本年度の完成を目指し、支線用排水路などの整備と通水試験を実施してまいります。

また、平成１５年度から事業負担金の償還を迎えることから、受益農家、町の負担軽減に向けて関係機関並びに関係自治体などとの協議、調整を進めてまいります。

民有林の育成については、森林の公益的機能が発揮できるよう人工造林や除間伐事業などへの取り組みに対し、道補助事業への上乗せ補助のほか、町独自の助成策を講じてまいります。

商工振興については、長引く消費の低迷が続く中、大型店の進出とともに、近隣商業圏への顧客流出によって、町内の商工業の取り巻く環境は、大変厳しい状況が続いております。

こうした状況の中、商工会による経営指導をより一層強化するとともに、次の支援策を講じてまいります。

商店街の活性化を図るため、商業振興条例により、小規模事業者を対象とした店舗の増改築及び商店街が共同で行うサービス向上への取り組みや、空き店舗利活用事業などを効率的に進めてまいります。

商工会活動については、商工振興事業に基づき、経営改善普及事業に対する人件費や事務機器の購入などの事業や各部会の活動などに助成をし、支援してまいります。

また、本年４月から預金の支払いを１,０００万円まで補償するペイオフ制度が実施されますが、本年度についても預託方式により、これまでと同様に中小企業に対する融資を行い、借入金の利子補給に対する助成と事業資金の円滑な供給に努めてまいります。

企業の振興関係については、国内の製造業が国外に生産拠点を移す中で、本町の企業においても厳しい経営環境にあります。このため、企業立地とともに、進出企業及び既存企業の定着を進めるため、本年１月には、企業振興措置条例の一部を改正し、工場の指定要件の拡大を図り、固定資産評価額を５,０００万円以上から３,０００万円以上に緩和するとともに、借入金の利子助成の期間を、これまでの３年から５年に延長する措置を講じたところであります。

また、新たに小規模事業者の３００万円以上の生産設備を対象に加え、後継者の確保とともに地域の産業資源を有効活用し、持続性のある経営基盤の確立を支援してまいります。

労働行政については、雇用情勢が厳しさを増す中で、北海道の失業率は全国的にも非常に高い状態にあります。このため、国の緊急雇用対策により、本町においても事業を展開してまいりましたが、引き続き新たな国の緊急雇用対策事業を活用しながら、公園などの整備による雇用の創出を図ってまいります。

また、富良野地域人材開発センターに対する費用負担を行い、機動的な職業訓練の実施に努めてまいります。

観光客誘致については、地元観光協会を初め、富良野地域の市町村等の連携により、広域的観光を一層推進するとともに、地元産業との結びつきを強め、体験型観光の推進、観光ボランティアの育成、パンフレットの見直しや改善を図ります。

また、旅行会社などにリアルタイムな観光情報をインターネットで提供するなど、安価でより効果的

な観光宣伝活動に努めてまいります。

また、昨年実施して好評でありましたラベンダーシーズンの駐車場無料化と山頂展望台へのシャトルバスの運行についても、引き続き実施してまいります。

次に、三つ目の柱の住みよい快適なまちについてであります。

将来の町の市街地整備基本方針を定めた都市計画マスタープランを推進する観点から、駅周辺を中心とした市街地整備を町民、商業関係者、まちづくり活動関係者などからの提言と、道や関係機関との調整を図り、地域住民や民間企業との話し合いを重ねながら、都市計画の決定など事業化に向けた作業を進めてまいります。

道道上富良野停車場線から繁華街を結ぶ通称銀座通りの整備については、町民の社交の場、日ごろの疲れをいやし、あすへの活力を見出す場として、市街中心部を構成する極めて重要な場所が繁華街であるとの認識から、装飾歩道の敷設やデザイン街路灯の設置など、楽しく、より安心な歩行者に配慮した整備を住民参加型の手法により進めてまいります。

また、整備後においても、地域住民による主体的な活動への支援も視野に入れた取り組みを進めてまいります。

議会を初め、多くの町民の方から意見が寄せられておりました町内主要施設への誘導案内サインの整備については、花人街道２３７案内サインガイドラインとの調整を図りながら、町民、来町者にわかりやすい統一された誘導サインの設置を計画的に進めます。

このたび、北海道においては、北海道美しい景観のくにづくり条例、いわゆる景観条例を制定し、本年４月から施行されます。この中では、道民、事業者、自治体がそれぞれの役割を担い、景観を守り、創り、整えることを目的に、必要な施策についても明記されております。

本町においても、景観に関心を寄せられる方々が多いこと、また、自然を初めとする良好な景観の維持は、町民の皆様が生活を営む上でも必要不可欠なものであると言えます。このことから、本年度はこの財産を未来に継承していくために、景観条例の制定を視野に入れた基本調査を進めてまいります。

公園事業については、日の出公園、島津公園の施設管理業務を株式会社上富良野振興公社に委託し、より効率的な施設の管理運営に努めてまいります。

平成１１年に改修しました日の出公園西斜面整備を公園事業の補助を受け、園路整備などを行ってまいります。

日の出公園の花壇などの整備については、ラベンダーの植えかえを引き続き行います。

また、森林部については土壌調査を行い、町民の声や関係機関の助言をいただきながら植林を進めてまいります。

地区公園、街区公園の整備点検については、本年度から５カ年計画で進めるとともに、要望の多い日の出公園エントランスゾーンの噴水と、せせらぎ水の供給を、町水道の循環方式から地下水の利用に変更し、幼児などが安心して水と楽しめるように改善を図り、地域の交流の場、憩いの場として楽しい利用ができるよう努めてまいります。

町営住宅整備については、町の町営住宅再生マスタープランに基づき、泉町北団地の建てかえ全体計画に着手し、高齢者に配慮した３棟２４戸の建設を進める計画で、本年度は１号棟８戸の建設を行ってまいります。

既設町営住宅については、町営住宅ストック総合活用計画に基づき、住居改善と建てかえ計画の見直しを進めてまいります。

また、扇町団地の４棟の屋根ふきかえを行うとともに、町営住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

飲料水供給施設整備事業については、水道未普及地域である清富地区に、本年度から２カ年計画で施設を整備してまいります。本年度は、根幹的な施設として浄水場及び排水池などの建設に着手し、平成１５年度上期の完成を目指し、安全な水の安定供給に努めてまいります。

上水道については、昭和４８年の供給以来稼働している電気計装設備の老朽化により、本年度に設備の更新を行ってまいります。

また、老朽化の計画的更新を進めるとともに漏水防止に努め、有収率の向上を図り、公共の福祉の増進と企業の経済性発揮という使命を持って経営の健全化に努め、豊富、低廉で良質な水の安定供給を図ってまいります。

公共下水道については、計画的な事業の推進を図り、本年度光町、西町地区の汚水管渠工事を実施してまいります。

また、環境整備に伴う汚水量の増加に対処するために、昨年度から整備を進めてまいりました水処理施設の３池目を本年度完成させ、引き続き未普及者の水洗化を督励し、衛生的で快適な生活住環境の向上に努めてまいります。

浄化センターの管理運営については、本年度より従来の運転管理業務に維持管理業務を加えた一部包括委託方式をとり、さらなるコストの縮減を念頭に、公共用水域の水質保全に努めてまいります。

また、発生する汚泥の量も毎年増加しますが、緑

農地還元を基本とした土づくり対策への有効利用を図ってまいります。

ごみの処理については、循環型社会形成を目指した中で、国の容器包装リサイクル法が制定されて以来、廃棄物の資源化が急速に進展してまいりました。町においても、分別収集推進のため、富良野生活圏における広域分担処理体制や関係施設の整備を進め、資源のリサイクル体制を向上させてまいります。

広域分担処理における基本的な合意事項として、１市町村が１処理を担うものとし、本町においては、クリーンセンターの最新設備により、粗大ごみの破砕処理を受け持つことになっており、地域住民の理解を得ることを最優先の課題として取り組みを進めてまいります。

新たな分別を予定している生ごみについては、地域住民の御協力により、昨年市街地の３地区でモデル分別収集を試行的に行ったところ、良好な結果を得ることができました。本年１０月より受け入れ態勢が整備される富良野地区環境衛生組合汚泥再生処理センターへの搬入に向け、地域説明会などを開催してきめ細かな周知を図ることにより、市街地区全体でのスムーズな収集を進めてまいります。

なお、生ごみの排出減量化促進のため、引き続きコンポストの普及に対し助成策を講じてまいります。

町では、新たな共同処理体系や分別収集体制を進め、ごみの減量化と資源化の徹底を図ることにより、循環型社会の構築を推進するため、町民の御協力をいただいているところであります。分別や減量化を進める上では、排出者側の協力を得ることはもちろん、排出量に応じた公平な受益者負担をいただくことについて、廃棄物減量等推進審議会からも御意見をいただいたとろこであります。

また、町民や事業者においては、一層の資源化、減量化に向けての御協力をお願いするとともに、ごみ処理に対するさらなる意識の高まりを期待するところであります。

また、町財政の健全化を維持するためとごみの減量化のため、最終処理を行う一般廃棄物についてのみ、その処理に要する費用の一部を排出者である町民及び事業者に御負担をいただくため、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの有料化を本年１０月から実施したいと考えております。

クリーンセンターの運営については、平成１２年１２月より、ダイオキシン問題により、地域や町民に御心配をおかけいたしてまいりましたが、設置事業者の責任において、各種の原因調査及び改善策が講じられ、平成１３年１２月の測定結果では、５ナノグラム以下の数値を得ることができました。

また、地域住民に対しても、なお一層の安全を確保するため、活性炭利用による運転稼働を行うなどの諸対策の報告を行ったところであります。

今後も本施設の安定稼働に向け、細心の注意を払いながら運営してまいります。

し尿処理については、富良野地区環境衛生組合において新施設の整備が進められ、本年１１月より全量受け入れ態勢が整う予定となったことから、排出体制の整備を進めてまいります。このことから、老朽化が著しい衛生センターについては残渣処理などを行い、年度内閉鎖に向けての作業を進めてまいります。

交通安全防犯対策については、町民のだれもが事件や交通事故の加害者、被害者にならないという願いで、何よりも事故発生の抑制を主眼に、引き続き交通安全推進委員会、交通安全協会、防犯協会など関係機関、団体の協力を得ながら啓発活動の充実に力を注いでまいります。

御承知のとおり、平成１３年８月４日には、それまで続いておりました交通事故死ゼロが、残念にも６１７日で途絶えてしまいましたが、その後関係機関や団体との一致した活動など多くの御協力をいただき、事故発生件数もわずかではありますが減少しております。今後も交通事故死ゼロ５００日、１，０００日に向けた取り組みをより一層進めてまいります。

防災対策については、十勝岳噴火などの災害から町民の生命と財産を守るための基本計画である上富良野町地域防災計画書を本年度に全面改定し、現状に即した体制づくりを進めてまいります。

また、災害発生時には、適時適切な情報伝達が重要であることから、防衛施設庁所管の民生安定事業により、平成１３年度から１５年度までの継続事業として、防災行政無線施設の各設備を更新し、整備を進めてまいります。

国においては、公共事業の抜本的見直しが検討されるなど、社会資本整備を取り巻く状況は大きく変化しております。このような中で、地域の自立を支えるには、社会資本整備の重点化と効率化を図っていく必要があるという認識のもと、環境に配慮した安心して暮らせる地域社会の形成、地域の産業を支える基盤づくりを基本に据えながら、道路網の整備や災害から町民を守り、安心して暮らせる生活環境を確保するために、河川改修、砂防事業などを国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、効率的に事業を推進してまいります。

また、町内において、国、道が実施及び計画しております公共事業についても、関係地域住民の意見を反映させながら円滑に事業が促進できるよう、各

関係機関との連携をより一層強めながら早期実現に努めてまいります。

道路、河川、橋梁の整備関係については、国土交通省や防衛施設庁の補助事業などにより、９路線の道路改良、舗装工事、６河川の改修、９０式戦車対応として、富原橋の架け替えとデボツナイ川第２号橋の架け替えを実施してまいります。

街路灯設置事業及び公共施設等サイン設置事業については、防衛施設庁の調整交付金を活用し、計画的に進めてまいります。

除排雪関係については、住民サービスの低下にならないよう除雪や運搬排雪の強化、路面整正及び交差点の安全対策などを重点に行います。

また、融雪機設置補助融資事業を継続して実施してまいります。

町営バスの運行については、町民の日常生活を支える大切な交通機関であります。特に、児童生徒や高齢者など、みずから移動手段のない町民にとっては唯一の交通手段であるため、路線バスの運行については、昨年同様３台のバスで５路線を運行いたします。

また、バス停留所の看板などの整備も進めてまいります。

新しく町民などへの情報公開の一手法として、行政ホームページを１０月１日に開設するよう計画しております。ホームページに掲載する内容については、組織内において検討する機関を設け、町民生活に密着した情報、町民にお知らせすべき情報、町民が知っていると便利な情報、町民からよく問い合わせがある情報などを掲載するよう考えております。

次に、四つ目の柱の、共に創るまちについてであります。

各自治会へ送付しています広報啓発などの文書、チラシなどは原則廃止し、新たにお知らせ版を毎月２５日に発行し、町広報紙への集約化を図るとともに、防災行政無線の有効利用により、情報伝達のスピード化と、より充実した情報提供を目指しながら、配布書類の削減と情報の一元化に努めてまいります。

広報広聴業務については、町民と行政が一体となったまちづくりに取り組めるよう、双方向に情報と意見を交換できる場づくりに努め、行政と町民による協働のまちづくりを進めてまいります。

自衛隊に関しては、基地調整室を総合窓口として、地域活動や行政各分野での連携を図りながら、自衛隊とのより一層の協調関係を築き上げてまいります。

また、本年度から９０式戦車が上富良野駐屯地に配備されることから、地域周辺に大きな障害が起きないよう申し入れを行うとともに、今後の対応策などについて関係機関と十分協議し、万全を期してまいります。

開かれた行政推進については、平成１３年１０月に施行した情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、さまざまな機会や手段を通じて町民の情報の共有化を図り、協働のまちづくりを進めます。特に情報通信技術の導入と活用については、１５年度からの整備に向けて具体的検討を始めてまいります。

本年度執行される上富良野町農業委員会委員選挙及び本年度末から来年度初めに執行が予定されている北海道知事、北海道議会議員選挙については、公正な執行に努めてまいります。

２１世紀初頭における上富良野町のまちづくりの方向を定めた第４次上富良野町総合計画の実現に向け、組織内の意識統一を図るため、課長会議や政策調整会議の場で、施策や行政課題などについての検討協議を進めてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源としての税収確保は極めて重要であります。課税に当たっては、適正な課税客体の把握に努め、税負担の公平と公正を期してまいります。

また、納税については、町民の御理解をいただき、納期内完納の推進を図るとともに、滞納税につきましては、滞納者に対して足を運ぶ回数をふやし、納入意識の高揚に努め、折衝を重ねることにより生活実態を把握し、納税の約束の取りつけるなど、収納率向上のため、職員一丸となり取り組みを進めます。

さらに、年３回の徴収強化月間を設定し、昨年に引き続き、管理職全員による町税等滞納処理対策プロジェクトによる徴収と納付督励に一層の努力をしてまいります。

国においては、現在の大変厳しい経済情勢に対応する措置として、平成１４年度の地方税の改正が検討されています。主な改正点としては、個人住民税における非課税限度額の引き上げ、株式譲渡益にかかわる申告を不要とする特例の創設、新築住宅に係る固定資産税の軽減措置適用期限の延長、固定資産税における情報開示の推進などであります。

町においても、地方税などの改正案の成立を待って、町税条例の改正を行う予定であります。

行政財政改革については、平成１３年度から１５年度の３カ年を期間に、簡素で効率的な行政運営の実施と、健全財政維持方針を基調にした行財政改革大綱に基づき、行財政改革実施計画を推進中でありますが、２年次目となる本年度においては、より具体的な取り組みを進め、最終年次である１５年度への目標達成につなげてまいります。

公共工事の入札と契約については、公共工事の入

札及び契約の適正化の促進に関する法律が平成１３年４月に施行され、透明性の確保や公正な競争の促進がより強く求められており、発注者としての適切な執行に努めてまいります。

また、入札と契約に関する情報の公表や予定価格の事前公表を初め、共同企業体についても、より公正で公平な取り扱いに向けて制度の改善に努めてまいります。

行政組織については、平成１１年に実施した課など組織再編や、一部スタッフ制の導入を通過点としてとらえ、より横断的、機動的なかつ効率的な組織改革が必要と考えているところであります。

本年度から始まる職員数適正化計画や職員人材育成ビジョンの策定、また民間活力の導入などを図りながら、多様化、高度化する行政需要に適確に対応できる体制の構築と、それぞれの職員が知識と情報を共有し、さまざまな施策目標にスタッフ機能が十分発揮でき得る新たな組織機構への改革に取り組みます。

また、比較的高い水準に位置する職員給与制度に検討を加えるほか、事務事業の効率的執行による経常経費の削減に努めてまいります。

以上、平成１４年度町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成１４年度予算案の概要を申し上げます。

まず、一般会計の予算規模は７８億５,１００万円で、前年度当初予算比６.７％の減となっております。

一般会計から特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などとしては、国民健康保険特別会計には、保険税軽減の措置などとして、老人保健特別会計及び介護保険特別会計には、基準に基づくものとして、ラベンダーハイツ事業特別会計には事業運営費として、また公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計には、建設費及び公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ計上いたしました。

また、公営企業会計であります病院事業会計には、基準に基づく経費、経営健全化の経費などとして、水道事業会計には、水道事業に伴う負担措置として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計９億８,７２０万円、老人保健特別会計１４億５,７６０万円、公共下水道事業特別会計８億８,７３０万円、簡易水道事業特別会計６,５４０万円、ラベンダーハイツ事業特別会計２億９,９８０万円、介護保険特別会計５億３,３２０万円、病院事業会計１１億６,７９３万円、水道事業会計２億８,６７０万円となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は、５６億８,５１３万円となり、一般会計予算と合わせた町の総予算額は１３５億３,６１３万円で、前年度当初予算対比３.３％減、額にして４億６,３７７万円減の財政規模になっております。

以上、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成１４年度の町政執行方針といたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長高橋英勝君。

○教育長（高橋英勝君）　平成１４年度第１回定例町議会の開会に当たり、教育委員会の所管する教育行政の主要な方針について申し上げ、町議会並びに町民の皆さんの深い御理解と御協力をいただきたいと思います。

初めに、昨年は２１世紀の幕を開く大きな節目の年でありましたが、学校、家庭、地域社会において、心の痛むような凶悪な事件や痛ましい事故が次々と起こり、また米国での同時多発テロの影響により、世界経済が不透明を増す一方、国内では経済や財政など、あらゆる分野での聖域なき構造改革が進められ、教育においても、教育改革を推進する関連法案が整備されるなど、大きく揺れ動いた年でありました。

今、私たちを取り巻く社会環境は、国際化、情報化、科学の進展、さらには少子高齢化や核家族の進行など、社会は急激な変化の中にあり、今後においても楽観のできない先行き不透明な激動の時代となることが予想されます。

このように、めまぐるしく変化する社会情勢の中で、創造的で活力に満ち、町民一人一人が心豊かでよりよい生き方を求め、人間的な触れ合いを深めながら新しい時代を切り開いていく力を身につけていくことが大切であります。そのためには、今日的な課題を適確に把握し、それぞれの立場で知恵を寄せ合い、将来を見据えた理想の姿と、あるべき姿の展望を築き上げ、その展望に向かって実現する道を着実に見出すことの取り組みが、何よりも大切なことであると考えております。

ことしは、総合的な学習の時間を盛り込んだ新学習指導要領が本格的にスタートし、また完全学校週５日制が実施されるなど、さまざまな教育改革が本格的に推進されます。

教育委員会としても、こうした教育改革の動向を踏まえ、教育改革の方向や地方分権の流れをしっかり見据え、新しい時代の要請と町民皆さんの期待にこたえるため、その使命と役割を認識し、これまで

以上に学校、家庭、地域社会との協力、連携を図り、教育、文化、スポーツなどの活動の振興と充実のため、町民の皆さんの御理解と御支援をいただきながら、学校教育と社会教育の重点目標を指針とし、適切な教育行政の推進に、なお一層最善の努力をしてまいります。

最初に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、本年４月から完全学校週５日制のもとで､新学習指導要領が実施されます。これからの学校教育は、子供たちにゆとりの中で豊かな人間性を育て、社会の変化に柔軟に対応できる基礎基本を身につけさせ、自ら学び、自ら考える力を育むとともに、心豊かな人間性を育んでいくことのできるよう、心の教育の充実を目指した教育活動を展開し、成果を得ることが大切であります。

このため、新しい学習指導要領の着実な推進や教育改革のねらいなど、その背景となる教育指針を十分見定めながら、地域の自然や人材、文化などを活用し、地域の独自性をより発揮し、創意工夫を凝らして特色ある学習を進めるとともに、人間として調和のとれた資質や能力の育成のため、学校、家庭、地域社会が一体となり、力をあわせ教育内容の充実に努めてまいります。

また、学校を生涯学習の拠点として活用していただくよう積極的に開放し、地域と結びついた「地域に開かれ、親しまれる特色ある学校づくり」の推進に努めてまいります。

次に、学習指導についてでありますが、本年度より新学習指導要領の実践がスタートします。新学習指導要領は、完全学校週５日制が実施されることを意に含め、総合的な学習時間や基礎、基本の徹底を主眼に置き、ゆとりある教育の中で生きる力をはぐくむことを命題とし、授業時間で１割、教育内容で３割減らすといった、これまでの学校制度や教育の枠組みを変えていく大幅な改革であります。

各学校においては、これまでも独自の学校目標を掲げ、その目標達成に向け鋭意努力されておりますが、新しい教育改革の趣旨を視野に入れ、さらにゆとり教育が学力低下を招くのではといった疑問視する声もありますので､教育課程の編成などを重視し、さまざまな研究や工夫を凝らし、それぞれの学校、地域の実態に応じた特色ある学習指導の充実に努めてまいります。

次に、生徒指導についてでありますが、各学校において教職員の協力体制のもと、日常的な教育相談や児童生徒の悩みや問題行動の早期発見を図るなど、適切な指導に努め成果を上げているところであります。

心身ともに健全な児童生徒の育成は、学校のみならず、家庭や地域社会を通して行われるという教育の基本に立ち、上富良野の青少年健全育成をすすめる会を初め、各関係機関、団体等の指導と協力をいただき、連携を深めながら生徒指導の充実に努めてまいります。

また、上富良野中学校に配置しております心の教室相談員につきましては､生徒のきめ細やかな指導、相談を行い、学校からも高い評価を得ておりますので、引き続き配置し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

教職員の研修活動についてでありますが、学校教育の成果と、児童生徒が楽しく充実した学校生活を送るためには、直接その任に携わっている教職員の努力と情熱、そして指導力に負うところが大きく、教職員自らが社会の新しい時代に対応する教育についての視野を広め、自らがその使命と専門性を自覚し、実践的指導力の向上を図ることが極めて重要であります。このため、教職員に専門的知識の習得や実践的な指導力の向上を図っていただくため、校内研修活動の充実を初め、各種研修会の参加など、研究、研修活動の一層の充実に努めてまいります。

次に、健康・安全教育についてでありますが、今日の社会環境や生活様式の変化に伴い、児童生徒の体力、運動能力の低下やストレスなど、さまざまな問題が提起されております。子供たちが生涯にわたって生きる力を身につけるためには、その基礎となる健康増進や体力の向上が極めて重要なことであります。

このため、生命の尊さや健康に対する意識を高めるとともに、自ら進んで運動に対する意識や親しみを持ち、体力の向上を育むよう、児童生徒の実態に即した体育・保健教育の推進に努めてまいります。

また、交通事故や学校における事件、事故、火山噴火等の非常災害に対する危機管理対策については、適切な判断力と行動がとれるよう、その防止も含めて、安全教育と防災教育の一層の推進に努めてまいります。

次に、僻地・複式教育についてでありますが、小規模校の特性を生かし、一人一人の児童の個性や能力を適確に把握し、そのよさを生かし、学ぶ意欲を高める学習の工夫や、他校との共同学習を取り入れながら地域の恵まれた自然や文化の教育環境の活用を図り、体験的な活動や学習を推進し、地域と一体となった特色ある僻地複式教育の充実に努めてまいります。

次に、特殊教育についてでありますが、心身に障害を持つ児童生徒が、将来の社会参加や自立が可能となるよう、個々の障害の程度に応じ、適切な教育ができるよう努めることが大切であります。

本町においては、年々対象児童者が増えている状況にありますが、これらに対応した指導体制と特殊教育施設は十分とは言えず、早期に解決を図らなければならない課題となっております。このため、本年度上富良野小学校の特殊教育施設整備のための実施設計を行うよう、所要の予算措置をいたしました。

今後も、各学校における障害児においては、障害の状態に応じたきめ細やかな指導が行われるよう研究会、研修会への参加を初め、各学校間はもとより、家庭や関係機関との連携を一層密にし、効果的な指導に努めるとともに、施設の改善計画と指導体制の確立を図り、一人一人の発達を促す特殊教育の充実に努めてまいります。

教育環境と教職員住宅の整備についてでありますが、各学校の教育施設と設備の整備につきましては、適切な維持管理に努めておりますが、建物の年数により、大規模改修と適切な維持管理を要する時期にきている施設も相当数あり、整備には、今後大きな財政投資が必要となってまいります。

当面、町の財政事情から、全面的な早期解決は困難でありますので、本年度は児童生徒の安全と急を有するところの改善を優先的に行い、今後も年次計画で教育施設と設備の整備に努めてまいります。

また、２１世紀は科学技術などが急速に進歩し、多様な学習活動に対応するコンピューターを中心とした情報教育が重要となってまいります。

情報通信ネットワークの効果的活用を図るため、全学校に配置しているコンピューターをインターネットに接続し、情報化に対応した児童生徒の育成を図るよう、学校教育の設備の充実に努めてまいります。

教職員住宅の環境整備につきましては、現在７７戸を各地域に配置しておりますが、いずれの住宅も老朽化が進み、居住している教職員より、早期の改善を強く要望されているところであります。今後も年次計画で逐次居住環境の整備を進めてまいりますが、本年度は７戸の住宅改修工事と、急を有するところの維持補修に努めてまいります。

また、今後の教職員住宅の建てかえについては、全面的に町の責務での整備を行うことは財政的に困難な事情にありますので、民間活力での整備の可能性も視野に入れ、整備計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食についてでありますが、児童生徒にバランスのとれた安全でおいしい給食を提供するよう、今後も献立内容の工夫や嗜好も取り入れ、また衛生管理や安全対策に細心の注意を払い、児童生徒に喜ばれる学校給食を提供してまいります。

現在、学校給食費は小学生２１０円、中学生２５０円の保護者負担をしていただいておりますが、給食内容をより充実するため、現行の小中学生の給食費をそれぞれ１０円引き上げるよう学校給食センター審議会に諮問し、審議していただき答申を得ましたので、４月より実施いたしますので、御理解を賜りたいと思います。

また、学校給食は、町の直営で運営しておりますが、財政と運営の効率化を図るため、町の行財政改革実施計画が策定され、その中で民間の活力を生かしての委託について、教育委員会、学校給食センター審議会などで審議した結果、町の責務としての一定条件を保持し、かつ確保されるのであれば、合理的な運営改善を進めるべきとの意見をいただきましたので、本年度より米飯の炊事と給食の配送・回収及び施設管理業務の一部を民間に委託し、運営し、運営の合理化を図り、給食センターの運営を行ってまいります。

次に、幼稚園教育についてでありますが、幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて大切な時期であります。その重要性を認識し、基本的な生活習慣や道徳性を身につけるなど、一人一人のよさを伸ばし、健康で明るく伸び伸びと行動する子供の成長を目指し、学校、保育所との交流や家庭教育学級の開催、地域の人々の交流、預かり保育の継続など、創意に富んだ幼稚園教育活動の充実が図られるよう支援してまいります。

次に、道立上富良野高等学校の振興について申し上げます。

上富良野高等学校は、地元の高等学校の場として通学の便がよく、父母の負担軽減が図られ、また、まちづくりの推進の上からも、すぐれた人材の確保や経済への波及など、高等学校が町内に設置されているその効果は、極めて大きなものがあります。

近年の少子化の影響や、町外高校への進路を求める傾向が強まる中で、安定した学校運営のための生徒確保については、大きな課題であります。上富良野高校の地域に根ざした魅力ある学校づくりのために、上富良野高等学校振興会を初め、各関係機関との連携を密にし、教育活動の充実のための支援や、地元高校への志向がなお一層高まるよう努力してまいりたいと考えております。

また、懸案でありました上富良野高等学校の校舎改築につきましては、町民挙げての熱意が功を成しまして、本年度から３カ年計画で新校舎建設の決定がなされたとの情報を得ておりますので、御報告申し上げます。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進についてでありますが、今日急激に変化する社会環境のもとに、人々の生活環境や生

活意識も変わり、価値観の多様化と高齢化が進み、多岐にわたるさまざまな課題が生じてきております。

このように厳しい変化の中にあっても、人々が生涯にわたり生きがいを持って活躍することのできる社会を築いていくことは、これからの時代の要請でもあります。このため、新しい時代の変化に適切に対応する力や、町民一人一人が健康で生きがいのある人生を築き、より豊かで充実した人生を送っていただくためには、生涯学習社会の実現を目指した社会教育の果たす役割・使命は、ますます重要になってまいります。

本町においても、子供から高齢者まで生涯のあらゆる時期に教育、文化、スポーツ、余暇活動などの学習の機会を選択し、いつでも、どこでも、だれでも、何でも自由に学ぶことができる環境づくりや、学校教育と社会教育が相互に協調し、一体となって取り組む学社融合の活動をより一層推進してまいります。

また、学校、家庭、地域社会が相互に連携、補完し合い、それぞれの持つ機能や役割を十分発揮しながら、町民のニーズに対応した生涯学習社会の実現を目指して、第５次社会教育中期計画を基調とし、その目的実現に向けての推進に努めてまいります。

家庭教育についてでありますが、幼児期において家庭は人格の基礎を培い、また社会生活に必要な生活習慣やしつけを身につけさせるなど、家庭での教育は非常に大切であります。しかしながら、家庭環境を取り巻くさまざまな変化の中で、親子のきずなの希薄化や他人任せの教育など、本来家庭が果たすべき教育力の低下も指摘されております。

このため、子供の発達段階に応じた子育てのための家庭教育学級や子育てセミナーの開設など、家庭での教育力を高める学習機会の充実や、学校、家庭、保育所、幼稚園、保護者と連携した子育て支援体制などの諸活動を推進し、健やかな子育てのための学習活動の拡大と充実に努めてまいります。

次に、少年の学習活動についてであります。

少年期は、心身ともに著しく発達を遂げる時期で、運動能力、思考力、社会性など人間形成の基礎を培う大切な時期であり、運動能力の向上のほか、自主性、創造性、感受性を発揮したり、協調性や道徳観念を身につけさせるための自然体験や体験学習が必要であります。

このため、完全学校週５日制も視野に入れながら、子供会、スポーツ少年団など各団体、サークルの活動をより活発化するよう推進するとともに、自然体験や社会経験などの多様な体験活動や学習機会をより充実し、家庭、学校、地域社会との連携を深めながら、心身ともに健全な子供の育成に努めてまいります。

青少年の凶悪事件や、学校における生徒指導上の諸問題が深刻な社会問題になっておりますので、上富良野の青少年健全育成を進める会との連携を深めながら青少年の健全育成を進めてまいります。

次に、青年・成人の学習についてでありますが、青年の学習活動につきましては、近年の急激な社会構造の変化や価値観の多様化に伴い、青年の地域社会への参加や学習活動は、停滞の傾向にあります。このため、関係機関、団体、職場などの連携を図り、社会参加や地域行事への積極的な参加を促進するとともに、各種青年団活動の支援や学習機会の充実に努めてまいります。

また、本年６月に、当町で北海道青年祭が開催されますので、支援をしてまいります。

成人の学習活動につきましては、さまざまな学級、講座や文化、体育団体などの活動とサークル、グループでの学習が積極的に進められ、それなりの効果を上げております。しかし、住民の学習ニーズはますます多様化、高度化の傾向を示し、学習内容の充実を求められております。

今後も成人や女性の領域に応じて関係機関や団体、職場との連携を図り、幅広い学習機会の充実や個人学習の支援体制を充実するとともに、地域づくりのための活動への積極的な参加の促進に努めてまいります。

次に、高齢化社会の学習活動についてでありますが、本町においても、高齢化社会が急速に進んでおり、高齢者が安心して健康で生活を送ることができるよう、諸制度の充実や環境整備が必要であります。このため、いしずえ大学を初め、地域の老人クラブなどにおけるさまざまな学習活動をより促進するとともに、年齢、体力の個人差も広がっておりますので、個々の興味、関心に応じた学習機会の提供や、高齢者の持つ豊かな経験と学習の成果を生かせるよう、異なる世代との交流や社会参加の機会を提供するよう努めてまいります。

また、本年は、いしずえ大学が開設されて３０周年の節目の年でありますので、その記念事業に対しての支援をしてまいります。

次に、文化の振興について申し上げます。

生活水準の向上や余暇時間の増大に伴い、心の豊かさを求め、文化活動に対する要求や地域文化の創造への関心が高まっております。このため、本町の文化活動に大きな役割を担っていただいている文化連盟を中心に、より文化活動への興味、関心を高めるための学習の場や、活動への参加機会の拡充と芸術文化に広く接する観賞機会の促進に努めるととも

に、各種団体やサークルなどで行う創作発表などの自主的活動に対しての支援や活動組織の育成を図り、町民の豊かな心を培う文化活動の推進に努めてまいります。

次に、郷土館と開拓記念館についてでありますが、現施設の狭隘や展示品の固定化といったこともあり、効率的な運用については、さらなる努力が必要と考えております。町の歴史や文化に興味を持っていただけるよう、展示物の配置がえや情報の提供などの工夫を図るとともに、郷土学習における文化財の保護、活用と伝承と文化保存のための伝承活動への推進に努めてまいります。

次に、公民館図書室についてでありますが、町の生涯学習活動の重要な拠点でもある公民館図書室は老朽化し、狭隘で施設機能も悪く、大変不便な中で御利用いただいておりますが、町民の皆さんの図書を通じての学習意欲が向上し、平成１２年度の利用実績は、貸し出し総数３万６,８２６冊で、１日平均１２８冊の貸し出しを行っている現状であります。図書の利用度は、その町の文化度をはかるバロメーターとも言われておます。施設の問題もありますが、工夫をしながら利用者の学習、教養、調査、娯楽など、さまざまな要求に応じるよう配慮し、利用促進に努めてまいります。

図書館建設は、町民の皆さんから早期実現を熱望されている町の重要な懸案事業でもありますので、１年でも早く町民の皆さんの期待にこたえるよう、より一層努力をしてまいりたいと思います。

次に、スポーツの振興についてでありますが、町民の健康づくりや体力の維持増進、スポーツを通した人とのふれあい活動などは、高齢化や余暇時間の増大に伴い、日常生活はもとより、生涯学習の観点からも、ますます重要になってまいります。このため、各種スポーツ活動機会の推進やスポーツ団体、サークルなどの自主活動を奨励するとともに、体育協会、スポーツ団体、体育指導員、地域スポーツ推進員との連携協力のもと、子供から高齢者に至るまでの各期に合わせた生涯スポーツの推進に努めてまいります。

町の懸案事業でありましたパークゴルフ場の整備につきましては、昨年造成工事が完了し、本年度は管理棟、駐車場等の整備を行い、９月には仮オープンし、平成１５年５月より正式に供用開始をいたします。

また、社会教育の使用料については、行財政改革実施計画に基づき、利用者負担の適正化を図るべく、使用料金と減免基準を見直すよう関係条例と規則の改正を行いますので、特段の御理解を賜りたいと存じます。

次に、情報通信技術講習についてでありますが、今日の飛躍的に進展する情報化社会に対応するため、学校教育のみならず、町民の皆さんにもパソコンやインターネットの基礎技術を習得していただくため、昨年道の助成を受け３４講座を開設し、大変好評を得たところであります。

本年度も道の助成を受け継続し、２７講座のＩＴ講習会を計画し、推進してまいります。

次に、国際理解教育についてでありますが、豊かな国際感覚や外国の生活、文化、歴史などについての理解を深め、また自分の考えを表現できる基礎的な力を育成するため、英語指導助手として昨年８月、カムローズ市よりモリーン・ボルディングさんを招致し、学校教育と社会教育で活躍いただいているところであります。

今後も中学生に生きた外国語教育の充実を図るとともに、小学生にも国際理解教育の一環として、英会話になれ親しむ機会の拡大に努めてまいります。

以上、平成１４年度の教育行政執行の重点について申し上げましたが、町民の皆さんの負託にこたえるため、教育、文化、スポーツの振興などに最善の努力をしてまいりたいと考えておりますので、町議会始め町民各位の御理解と御協力、御支援をお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　以上で、執行方針の説明を終わります。

この際、２０分間休憩いたします。

午前１０時２５分　休憩
午前１０時５０分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま町長から町政各般にわたりましての執行方針と、教育長からは教育行政執行方針を申し上げましたので、それらに基づき編成いたしまた一般会計予算の概要の説明をいたします。

まず、表紙をお開き願いたいと思います。

目次におきまして、予算書と、それに関する説明書とに区分してそれぞれページを付してございます。この中で地方自治法に定められてございます議会の議決対象となる予算の部分につきましては、１ページから１０ページにわたり記載してございます。

次に、地方自治法施行令に基づく予算に関する説

明書につきましては、１１ページ以降の部分となりますが、この項目ごとの内容につきましては、目次に記載のとおりでございます。

それでは、１ページから１０ページまでの議決項目につきまして、朗読しながら御説明申し上げます。

議案第１号平成１４年度上富良野町一般会計予算。

平成１４年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７８億５,１００万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表、債務負担行為による。

地方債。

第３条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的､限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、地方債による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、１５億円と定める。

次、２ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算につきまして、款ごとの金額のみ申し上げます。

１、歳入。

１款町税９億３３７万３,０００円、２款地方譲与税１億５,２００万円、３款利子割交付金１,５００万円、４款地方消費税交付金１億１,８００万円、５款国有提供施設等所在市町村助成交付金８,９３０万円、６款自動車取得税交付金５,８００万円、７款地方特例交付金３,４７０万円、８款地方交付税３２億５,０００万円、９款交通安全対策特別交付金３００万円、１０款分担金及び負担金７,３２３万１,０００円。

３ページに入ります。

１１款使用料及び手数料１億１,１６０万４,０００円、１２款国庫支出金１４億５,４８２万６,０００円、１３款道支出金２億９,４９５万円、１４款財産収入１,４５１万９,０００円、１５款寄附金１万円、１６款繰入金２億１５万８,０００円、１７款繰越金３,５００万円、１８款諸収入２億５,７２２万９,０００円。

４ページに移ります。

１９款町債７億８,６１０万円、歳入合計７８億５,１００万円となります。

次に、５ページの歳出の内訳を申し上げます。

１款議会費８,１９１万８,０００円、２款総務費３億６,０９３万４,０００円、３款民生費６億１,６０２万１,０００円、４款衛生費９億７,８８６万６,０００円、５款労働費１１８万６,０００円、６款農林業費４億６,３６８万１,０００円、７款商工費２億１,２７８万９,０００円。

次、６ページに移ります。

８款土木費１８億８１１万円、９款消防費２億５,６８２万８,０００円、１０款教育費５億５,３１９万７,０００円、１１款災害復旧費６３４万１,０００円、１２款公債費１１億３,３７４万５,０００円、１３款諸支出金１,５５４万５,０００円、１４款給与費１３億４,６８３万９,０００円、１５款予備費１,５００万円。

７ページの歳出合計につきましては、同じく７８億５,１００万円となります。

８ページの債務負担行為の関係につきまして申し上げます。

ここでは、翌年度に向けましての債務が発生する６件の事務事業につきまして、それぞれその期間と限度を記載のとおり定めまして、事業の推進を図るものでございます。

１点目の地域防災計画策定事業でございますが、昭和６１年に策定いたしました現計画が、社会情勢などの変化から現状に合わなくなっておりますので、全面的に見直しを行い、新計画書を作成するためのものでございます。

２点目の富原橋の架け替え事業から、６点目の南部地区の土砂流出対策事業までの各事業につきましては、計画的に取り進めいたします既定の事業でございます。国の２カ年、国庫債務負担行為などによることによりまし、合わせまして債務負担行為を設定し、事業の推進を図るものでございます。

次に、９ページの地方債につきまして御説明申し上げます。

その発行限度額の総額を７億８,６１０万円といたします。本年度の事業計画のうち、無線放送施設、保健福祉施設、農道及び用排水路等農業施設の整備を初め、生活関連の飲料水供給施設や道路、橋梁の整備、町営住宅並びにパークゴルフ場整備など２２事業に対しまして、補助金のほか地方債を財源としまして推進を図るものであります。

また、あわせまして、国の恒久的減税に対応するため、減税補てん債の発行と、昨年に引き続きまして地方財政対策としまして、地方交付税から一部地方債に振替措置されます特例の臨時財政対策債につ

きましては、昨年の２倍を超える２億８,０１３万円を見込んで歳入財源といたします。

次に、起債の借入条件としましては、いずれの起債の目的も、起債の方法としましては普通貸借または証券発行といたします。

利率の上限は、今後の金利動向の見きわめが非常に難しいことから、５％以内といたしまして設定いたします。そのうち、減税補てん債及び臨時財政対策債につきましては、利率見直し方式となる見込みから、それに対応できる内容といたします。

償還の方法は、まず政府資金につきましては、その融資条件によることといたします。

銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによることといたします。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借り替えすることができることといたします。

次、１１ページ以降につきましては、冒頭申し上げましたように、地方自治法施行令に定めております予算に関する説明書の内容でございます。既にご高覧いただいていることから、総括及び歳入歳出の事項別明細等につきましては、説明を省略させていただきます。

ページが後ろの方に飛びますが、１８３ページから１９０ページにわたりましては、給与費の内訳及び債務負担行為、地方債の内容につきまして所定の様式に従いまして調書を添付してございます。

また、予算審議の資料としまして、別冊で平成１４年度一般会計予算説明資料をあわせまして事前に配付させていただいておりますので、審議の参考としていただきたいと存じます。

以上、平成１４年度一般会計予算の説明といたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、国民健康保険特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　上程されました議案第２号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、医療保険制度は高齢化、経済不況によります制度維持の不安、地方財政の悪化など、その環境は深刻な様相を呈しております。

国におきましても、医療保険制度の健全化を目指し、制度改正に向け検討が進められていることは、既に御案内のとおりでありますが、本提案内容は、制度改正等について未確定のこともあり、現行制度に対応しての計上でございます。

国民健康保険に関しましては、構造自体高齢者を中心とする加入者が中心となっていることに加え、生活習慣病など継続的な診療を要する状況、さらに医療技術の向上は、より高度な性質も加わり、医療費の増嵩を呈しております。

このような状況から、老人保健制度や退職医療制度、保健基盤の安定制度など各種の対応により国保運営財政基盤の安定化支援がなされてはおりますが、厳しい環境であることは違いはありません。

御提案申し上げます新年度予算につきましては、過去の医療費支払いや対象疾病などを考慮し、保険給付費に要する支出を前年対比約７％、全体として５.７％増の予算規模といたしたところであります。

予算編成に当たりましては、経常経費の節減などに努め、歳入に関しましても、過去３年間の実績を基本としながらも、現下の所得状況を勘案した減税収入を計上し、なお不足する額を国民健康保険財政調整基金の一部支消を見込み、現税率の改定は可能な限り避けたいと考えております。

以下、議案を朗読しながら説明申し上げます。

議案第２号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成１４年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ９億８,７２０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は３億円と定める。

歳出予算の流用。

第３条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項間の流用。

１ページをお開きいただきたいと存じます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

款のみの予算額を申し上げます。

１款国民健康保険税３億１,４２５万６,０００円、２款国庫支出金４億８２９万７,０００円、３款療養給付費交付金９,６５６万８,０００円、４款道支出金８０万円、５款共同事業交付金１,２９８万３,０００円、６款連合会支出金１,０００円、７款財産収入１,０００円、８款繰入金１億５,４０８万４,０００円、９款繰越金２,０００円、１０款諸収

入２０万８,０００円、歳入合計９億８,７２０万円。
次、２ページ。
２、歳出。
１款総務費４,８５６万８,０００円、２款保険給付費６億７０６万８,０００円、３款老人保健拠出金２億５,９０１万８,０００円、４款介護納付金５,０３５万７,０００円、５款共同事業拠出金１,２９８万４,０００円、６款保健事業費４０８万８,０００円、７款基金積立金１,０００円、８款公債費２０万円、９款諸支出金７５万２,０００円、１０款予備費４１６万４,０００円、歳出合計９億８,７２０万円でございます。
３ページ、４ページ、歳入歳出予算事項別明細書、１、総括につきましては、説明を省略させていただきます。
５ページをお開きいただきたいと存じます。
２、歳入。
１款国民健康保険税につきましては、一般の医療費分、介護分の保険税の計上で、昨年同様９５％収納率で計上をさせていただいてございます。
また、退職の医療、介護分につきましては、９８％の計上をさせていただいているところでございます。
７ページをお開きいただきたいと思います。
２款国庫支出金でございますが、事務費、療養給付費、財政調整交付金等を計上いたしたものでございます。
３款療養給付費交付金につきましては、各保険者からの交付金であります。
９ページをお開きいただきたいと存じます。
４款の道支出金につきましては、財政健全化対策事業補助で、前年同額の計上でございます。
５款の共同事業交付金につきましては、高額医療共同事業交付金の計上であります。
６款の連合会支出金のうち、介護円滑導入給付金につきましては、介護保険の導入に関しまして収納率の低下、収納対策のために２年間の事業として措置されたものでありますが、平成１４年度より廃止されるため、廃目といたしました。
また、新たな１４年度単年度事業として、連合会が医療費の縮減をねらうための推進事業として予定されておりました。これに対応し、科目の設定を計上したものでございます。
７款の財産収入につきましては、科目の設定でございます。
８款の繰入金につきましては、制度におきます町の一般会計からの繰り入れと、財政調整基金からの一部支消による繰り入れを計上したところでございます。
９款繰越金につきましては、科目の設定でございます。
次に、１３ページをお開きいただきたいと存じます。
１０款の諸収入につきましては、前年同額の計上をさせていただいたものでございます。
１５ページをお開きいただきたいと思います。
３、歳出。
１５ページから１８ページまでの１款総務費につきましては保健事業に係ります職員給与費及び電算処理委託のほか、賦課事務、納税奨励運営協議会等に関しましての計上でございます。
１９ページをお開きいただきたいと存じます。
同じく１款総務費の趣旨普及費及び医療費適正化特別対策事業費といたしまして、レセプト点検及び医療費抑制としての保健事業推進機器の整備等の計上でございます。
２１ページをお開きいただきたいと存じます。
２１ページから２４ページにわたります２款の保険給付費につきまして、一般退職の療養費の高額療養、出産費、葬祭費等の計上でございます。
２５ページをお開きいただきたいと存じます。
３款老人保健拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払い基金の算出割合に応じて計上するものであります。
４款介護納付金につきましては、２号被保険者の数に応じ、対応、計上するものでございます。
３款共同事業拠出金につきましては、高額医療拠出金等でございます。
２７ページをお開きいただきたいと存じます。
６款の保健事業費につきましは、循環器系疾患、とりわけ高血圧症の医療費対策として、引き続き保健事業として推進してまいりたいというものでございます。
７款及び８款につきましては、科目の設定でございます。
２９ページをお開きいただきたいと存じます。
９款諸支出金につきましては、保険税の還付等の計上でございます。
１０款につきましては、予備費でございます。
３１ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。御参照を賜りたいと存じます。
以上で説明を終わらせていただきます。御審議を賜りまして、お認めいただきたいと存じます。
以上であります。
○議長（平田喜臣君）　次に、老人保健特別会計予算について説明を求めます。
町民生活課長。
○町民生活課長（米田末範君）　上程いただきまし

た議案第３号平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

老人保健特別会計予算につきましては、過去の医療諸費の状況並びに受給者数を見込み、昨年に比べ医療諸費で９,１９０万円の増、総体で９,２９０万円増の１４億５,７６０万円の予算計上としたところであります。

受給者につきましては、前年より６０人程度の増で１,７５０人を見込んでおります。

なお、制度改正の動き等もございますが、未確定でありますことから、現行制度により御提案を申し上げます。

以下、議案を朗読し、説明をさせていただきます。

議案第３号平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成１４年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１４億５,７６０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

１ページをお開きいただきたいと存じます。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

款のみの予算額を申し上げます。

１款支払基金交付金１０億１,９１８万７,０００円、２款国庫支出金２億９,００４万７,０００円、３款道支出金７,２４５万５,０００円、４款繰入金７,５９０万８,０００円、５款繰越金１,０００円、６款諸収入２,０００円、歳入合計１４億５,７６０万円。

２ページ目でございます。

２、歳出。

１款総務費３６８万円、２款医療諸費１４億５,３９１万７,０００円、３款諸支出金３,０００円、歳出合計１４億５,７６０万円でございます。

３ページ、４ページの歳入歳出予算事項別明細書、１、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

５ページをお開きいただきたいと存じます。

２、歳入。

歳入の１款から４款につきましては、医療費に要します費用を支払基金から７０％、国の負担２０％、道負担５％、町負担５％、ほかに事務に要する費用それぞれの区分によって計上いたしたところでございます。

５款、６款につきましては、科目の設定であります。

次に、９ページをお開きいただきたいと存じます。

３、歳出につきましては、１款から３款まで事務費用及び医療費等について計上したものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議をいただきまして、お認めをいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程いただきました議案第４号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

介護保険特別会計の歳入予算につきましては、被保険者が納める保険料と、国、道、町からの公費を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に対する介護サービス費用や、事業の運営に係る事務費などの費用を賄おうとする基本的な考え方により、予算を計上したところであります。

その中でも、予算の根幹であります保険給付費につきましては、居宅施設など各介護サービスのこれまでの給付実績、推移を見きわめるとともに、一般会計において措置しております低所得者の利用料負担軽減、在宅サービス利用促進補助などの費用負担の軽減策の効果を考慮しながら、利用者数、サービス量の動向などを見込んで計上したところであります。

次に、第１号被保険者の保険料でありますが、昨年の９月まで、国の特別対策により軽減措置が図られておりましたが、本年度は本来の保険料の額、満額を御負担していただくよう予算計上したところでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第４号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成１４年度上富良野町の介護保険特別会計予算の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億３,３２０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第２条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

１、保険給付費の各項に計上された予算額に過不

足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

１ページをお開き願います。

第１表、歳入歳出予算。

款のみ申し上げます。

１、歳入。

１款介護保険料８,５６８万６,０００円、２款国庫支出金１億３,１１４万９,０００円、３款道支出金６,１１１万５,０００円、４款支払基金交付金１億６,１３４万５,０００円、５款財産収入１,０００円、６款繰入金９,３８９万６,０００円、７款繰越金１,０００円、８款諸収入７,０００円、歳入合計５億３,３２０万円。

次、２、歳出。

１款総務費３,４３５万６,０００円、２款保険給付費４億８,９０１万１,０００円、３款財政安定化基金拠出金２５８万４,０００円、４款特別給付費２５０万円、５款基金積立金１,０００円、６款諸支出金５,０００円、７款予備費４７４万３,０００円、歳出合計が５億３,３２０万円であります。

次、３ページ、４ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、省略させていただきます。

５ページでございます。款のみ申し上げます。

２、歳入。

１款介護保険料につきましては、第１号被保険者の保険料の本来の額を計上してございまして、国の特別対策により、保険料の軽減を行いました前年度より増額となってございます。

２款国庫支出金につきましては、保険給付費を賄う国の財源負担割合に応じた介護給付費負担金、調整交付金、それから介護認定審査会費用などに対します事務費交付金の計上であります。

次、３款道支出金につきましては、保険給付費に係る道の負担割合に応じた負担金であります。

次、７ページお願いいたします。

４款支払基金交付金、第２号被保険者の保険料負担分であります。社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

５款財産収入につきましは、科目の設定であります。

６款繰入金につきましては、制度に基づく保険給付費の財源負担分であります。それから、職員給与費、事務費用、その他繰り入れとして上乗せサービスの特別給付費の繰入金の計上であります。

次、９ページをお願いいたします。

７款繰越金につきましては、科目の設定であります。

８款につきましても、いずれも科目の設定であります。

１１ページをお開き願います。

３、歳出。

１款総務費、これにつきましては、１１ページから１５ページの上段まで総務費でございますが、保険者としての介護保険事業運営に要します職員給与費、それから事務費用の計上。

それから、次の１３ページにつきましては、賦課徴収費として、納入通知書とか郵送料の賦課徴収に係る費用でございます。それから、介護認定審査会運営費用と、それから認定調査費用のものが主なものでございます。

それから、１５ページの趣旨普及費につきましては、本年度介護保険事業計画作成の見直し作業を行うこととなってございまして、その作業に基づきまして計画書を作成することになりますが、それらの印刷費用等の内容であります。

２款保険給付費、これにつきましては、介護保険での基本サービスに係る居宅介護、施設介護、介護支援、住宅改修などの給付費につきまして、これまでの給付実績とサービスの量、利用人数などの動向を見きわめて給付費を計上したところであります。

次、１７ページでございます。介護保険サービス利用の自己負担額が一定割合を超えた場合に支給する高額介護サービスの費用の計上であります。

次、３款財政安定化基金拠出金、前年度と同額の計上であります。

４款特別給付費、これにつきましては、訪問介護、短期入所の介護サービスを保険給付費の支給限度額を超えて利用する場合に、町独自の上乗せサービスの給付費用であります。

５款基金積立金につきましては、科目の設定であります。

次、１９ページでございます。

６款につきましては、いずれも科目の設定であります。

７款予備費を計上とするものでございます。

次の２１ページから２６ページまでの給与費明細書につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　次に、簡易水道事業特別会計予算説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました簡易水道事業特別会計につきまして、概要を申し上げます。

予算総額６,５４０万円を計上させていただいて

おります。前年度対比では、１億１,９６０万円、６４.６％の減となっております。

主な減額要素といたしまして、東中地区の石綿セメント管更新事業、同じく同地区の計装設備更新事業の完了によるものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第５号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成１４年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６,５４０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

地方債。

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的､限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第２表、地方債による。

次のページお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

款のみの予算額を申し上げます。

１、歳入。

１款使用料及び手数料１,８５８万４,０００円、２款繰入金３,８４９万３,０００円、３款繰越金１,０００円、４款諸収入８３２万２,０００円、歳入の合計といたしまして６,５４０万円でございます。

２、歳出。

１款衛生費３,２１８万４,０００円、２款公債費３,３２１万５,０００円、３款繰出金１,０００円、歳出の合計といたしまして、６,５４０万円でございます。

次の２ページから３ページの事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

４ページお開き願いたいと思います。

２、歳入。

１款使用料及び手数料につきましては、東中、西部、江花の３地区分の水道使用料及び給水工事などに伴いましての設計審査及び工事検査手数料の計上でございます。

２款繰入金につきましては、一般会計からの助成金でございます。

３款繰越金につきましては、節の設定でございます。

４款諸収入につきましては、前年度事業に対しましての消費税の還付金並びに道路工事及び橋梁架け替え工事などに伴いましての水道管の移設補償費などの計上でございます。

なお、今年度建設事業の計画がありませんので、国庫支出金、町債などの計上はありません。

６ページお開き願いたいと思います。

３、歳出。

１款衛生費につきましては、簡易水道事業に係る１名分の職員給与費及び浄水場４カ所分の維持管理費用並びに各道路工事、橋梁架け替え工事に伴いましての支障水道管移設工事費用などが主なものでございます。

８ページをお開き願いたいと思います。

２款公債費につきましては、地方債の元金及び利子の計上でございます。

３款繰出金については、節の設定でございます。

次の１０ページからの給与費明細書につきましては、１２ページまでを説明を省略させていただきます。

１３ページをお開き願いたいと思います。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。当該年度の数字のみ申し上げます。

東中地区簡易水道事業の償還見込み額６４７万８,０００円でございます。西部地区簡易水道の償還見込み額９０６万９,０００円でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　次に、公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第６号公共下水道事業特別会計につきまして、初めに概要を申し上げます。

予算総額８億８,７３０万円を計上いたしております。前年当初比では５,３９０万円、６.５％の増となっております。

主な増額要素としまして、面整備に伴いまして、汚水量の増加に対処するため、処理場の水処理施設３池目の増設工事を平成１３年度から２カ年の継続事業として実施しており、本年度分の事業量及び事業費の割合が多いことにより増になっているものでございます。

汚水管渠工事につきましては、昨年に引き続き光町工区、新たに西町工区を施工区域として予定しております。

また、同区域内におきまして、実施調査設計を行う予定でございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第６号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成１４年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８億８,７３０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第２条、地方自治法第２１４条の規定より債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第２表債務負担行為による。

地方債。

第３条地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第３表、地方債による。

一時借入金。

第４条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、４億５,０００万円と定める。

次のページお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

１、歳入。

款のみの予算額を申し上げます。

１款分担金及び負担金１,６６７万円、２款使用料及び手数料１億１０万９,０００円、３款国庫支出金２億６,８２０万円、４款繰入金２億１,５２１万７,０００円、５款繰越金２,３５０万円、６款諸収入７３０万４,０００円、７款町債２億５,６３０万円、歳入の合計といたしまして、８億８,７３０万円でございます。

２、歳出。

１款下水道事業費６億４,８５６万３,０００円、２款公債費２億３,８２３万７,０００円、３款予備費５０万円、歳出の合計としまして、８億８,７３０万円でございます。

次のページお開き願いたいと思います。

第２表債務負担行為。

平成１４年度水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金の期間につきましては、平成１４年度から平成１８年度、限度額につきましては、貸付実績額に対する利子相当額でございます。

なお、平成１４年度といたしまして、１０件を見込んでおります。

第３表地方債。

起債の目的、公共下水道事業限度額２億５,６３０万円。

起債の方法、普通貸借または証券発行、利率５.０％以内。

償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件によることとします。銀行その他の場合には、その債権者の協定するものによることとします。ただし、町財政の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借りかえすることができることとします。

次の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

７ページお開き願いたいと思います。

２、歳入。

１款分担金及び負担金につきましては、公共下水道事業の受益者負担金、平成１０年度から平成１４年度賦課の分割分及び平成１４年度賦課分の一括納付見込みを含めましての計上でございます。

使用料につきましては、下水道の使用戸数３,７６３戸に、１４年度新規予定といたしまして８０戸分を見込んでの計上でございます。

２項の手数料につきましては、配水設備工事の確認申請及び工事検査の見込みとしまして８０戸分の計上でございます。

３款国庫支出金につきましては、汚水管渠の補助対象事業費に対しまして１０分の５、処理場の水処理施設工事につきましても、対象事業に対しまして高率１０分の５.５、低率１０分の５分の計上でございます。

９ページお開き願いたいと思います。

４款繰入金、一般会計繰入金につきましては、起債の元利償還並びに予備費への繰入金として計上いたしているところでございます。

５款繰越金につきましては、前年度事業の収支見込みの差額分の計上でございます。

６款諸収入、１項、２項につきましては節の設定でございます。

１１ページお開き願いたいと思います。

３項貸付元利収入につきましては、水洗化と改善資金、改造資金、預託金元利収入の元金としまして、前年度までの貸付残高の３分の１に相当額利子につきましては、元金に対しての計上でございます。

４項消費税還付金につきましては、平成１３年度事業によります消費税の還付金の見込み分の計上でございます。

５項雑入につきましては、節の設定でございます。

７款町債につきましては、汚水管渠工事及び水処理施設増設工事分の補助残分並びに汚水管渠工事などの単独起債対象事業に対しましての起債充当率分の計上でございます。

次の１３ページお開き願いたいと思います。

３、歳出。

１款下水道事業費、１項下水道管理費につきまし

は、主なものといたしまして公共下水道事業に係る職員４名分の給与費及び受益者負担金、前納報償金並びに水洗化等改造補助金などの計上でございます。

施設管理費につきましては、各種機器類の運転、保守点検などの一部包括委託料などが主なものでございます。

建設事業につきましては、昨年度から実施をしております水処理施設の３池目の継続推進、１４年度完成の予定でございます。

汚水管渠につきましても、引き続きまして光町、新たに西町区域などを含めましての計上でございます。

１９ページお開き願いたいと思います。

２款公債費につきましては、地方債の元金及び償還利子並びに一時借入金利子の計上でございます。

３款予備費につきましては、５０万円を計上しようとするものでございます。

次の２１ページからの給与費明細書につきましては、２４ページまで説明を省略させていただきます。

２５ページをお開き願いたいと思います。

２５ページの債務負担行為に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次の２６ページにつきましては、地方債の現在高見込みに関する調書でございます。当該年度中の数字のみ申し上げます。

下水道事業債の起債見込み額２億５,６３０万円、償還見込み額１億１０３万７,０００円でございます。

以上で説明を終わります。御審議いただきましてお認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（林下和義君）　ただいま上程いただきました議案第７号につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ラベンダーハイツ事業につきましては、利用者が生きがいある生活が送れますよう、創意工夫により質の高い施設サービス並びに居宅介護サービスの提供に努めるよう、予算の編成に当たったところでございます。

予算の総額は、前年に比較して１,４７０万円、率にいたしまして５.２％増の２億９,９８０万円となっております。

予算の内容につきましては、第１点といたしまして、歳入でございますが、サービス収入は、前年度の状況並びに今後の利用状況を十分勘案し、予算を計上いたしたところでございます。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、前年度に比し、約１,３３０万円の減額に努め、施設の適正化を図ったところでございます。

第２点といたしまして、歳出でございますが、施設内における経常経費の節減、効率化に努め、健全経営に努めるよう予算を計上いたしたところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第７号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成１４年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出予算それぞれ２億９,９８０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第２条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、４,０００万円と定める。

１ページをお開き願いたいと思います。

第１表、歳入歳出予算。

款のみ申し上げたいと思います。

１款サービス収入２億５,３８６万２,０００円、２款道支出金２７０万円、３款寄附金５万円、４款繰入金３,２９０万円、５款繰越金１,０００万円、６款諸収入２８万８,０００円、歳入合計は、２億９,９８０万円でございます。

２、歳出。

１款総務費１億８,８１４万７,０００円、２款サービス事業費７,８０７万４,０００円、３款施設整備費６９３万円、４款公債費２,６５４万９,０００円、５款予備費１０万円、歳出合計は、２億９,９８０万円でございます。

次の歳入歳出予算事項別明細書は、省略させていただきたいと思います。

次の５ページをお開きいただきたいと思います。

２、歳入。

１款サービス収入、これはデイサービス収入、ショートステイ収入、特別養護老人ホーム収入、自己負担金収入でございます。

次、２款道支出金、これは道の補助金でございます。

次、７ページをお開き願いたいと思います。

３款寄附金、これは科目の設定でございます。４款繰入金、一般会計の繰入金でございます。５款繰

越金、これは前年度の繰越金でございます。６款諸収入、施設実習等の支払金等でございます。

９ページをお開き願いたいと思います。

３、歳出。

１款総務費、これは２２名分の人件費と施設維持管理経費でございます。

次、１１ページをお開き願いたいと思います。

２、サービス事業費、１目、これはデイサービスセンターとショートステイの運営経費の計上でございます。２目はサテライトサービス、デイサービスです。自立者等の運営経費の計上でございます。

次、１３ページをお開き願いたいと思います。

１目、これは特別養護老人ホームの運営経費でございます。

次、１５ページをお開き願いたいと思います。

３款施設整備費、これは施設に対する整備費の計上でございます。４款公債費、公債費の計上でございます。５款予備費、予備費でございます。

次の１７ページから２２ページまでは給与費明細でございますので、説明は省略させていただきます。

２３ページは債務負担行為に関する調書でございます。

２４ページは地方債に関する調書として添付してございます。既に御高覧いただいたものとして説明は省略させていただきたいと思います。

以上で説明にかえさせていただきます。御審議を賜り、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　次に、水道事業会計について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第８号につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額１億８,５８０万円を計上いたしております。前年当初費では１７０万円、０.９％の減となっております。既拡張事業分の償還金などの負担金としまして、１,１０８万８,０００円が一般会計より繰り入れされてございます。

また、資本的収入の予算額３,７１０万円を計上いたしております。前年当初費では３,２４０万円、６８９.４％の増となっております。

資本的支出の予算額は、１億９０万円を計上いたしております。前年当初費では１,８２０万円、２２.０％の増となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

主な増額要素としまして、昭和４８年からの供用開始以来稼働しております日の出浄水場の電気計装設備が老朽化による故障など頻繁に起きており、修繕費用もかかることから、本年度更新事業として計上したことにより増になったものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開き願いたい。

議案第８号平成１４年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第１条、平成１４年度上富良野町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

１、給水戸数４,２２８戸。

２、年間早急水量９０万２,０００立方メートル。

３、１日平均給水量２,４７１立方メートル。

収益的収入及び支出。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

款のみ朗読させていただきます。

収入。

第１款水道事業収益１億８,５８０万円でございます。

支出。

第１款水道事業費用１億８,５８０万円でございます。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額６,３８０万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金６,３８０万円で補てんしようとするものでございます。

収入。

第１款資本的収入３,７１０万円でございます。

支出。

第１款資本的支出１億９０万円でございます。

企業債。

第５条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、日の出地区浄水場電気計装設備更新事業。限度額、３,５００万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、５.０％以内。償還の方法、政府資金につきましては、その融資条件によることとします。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによることとします。ただし、企業財政その他の都合により、据え置き期間及び償還期限を短縮し、もしくは低利に借り換えすることができる

こととします。
一時借入金。
第６条、一時借入金の限度額は、５,０００万円と定める。
議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
第７条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
１、職員給与費３,９７８万４,０００円。
２、交際費５万円。
他会計からの補助金。
第８条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、１,１０８万８,０００円でございます。
たな卸資産購入限度額。
第９条、たな卸資産の購入限度額は、１,２５０万２,０００円と定める。
次の１ページからの平成１４年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、１０ページまで説明を省略させていただきます。
１１ページをお開き願いたいと思います。
平成１４年と上富良野町水道事業会計予算説明書。
収益的収入及び支出。
１、収入。
１款水道事業収益につきましては､水道使用料金、給水管工事などに伴いましての設計審査手数料並びに下水道、簡易水道使用料の徴収収納手数料及び一般会計から施設各所分の公債費の一部及び消火栓移設、仕切り弁の嵩上げ費用への補助金などが主なものでございます。
１３ページをお開き願いたいと思います。
２、支出。
１款水道事業費用につきましては、各浄水場などの維持管理費用及び水道事業に係る４名分の職員給与費並びに配水管などの漏水修理、漏水調査及び減価償却費、企業債の支払利息などが主なものでございます。
１９ページをお開き願いたいと思います。
資本的収入及び支出。
１、収入。
１款資本的収入につきましては、日の出浄水場電気計装設備の老朽化による更新事業に対しましての企業債並びに公共下水道新設工事に伴う水道管移設工事補償の負担金などが主な計上でございます。
２１ページをお開き願いたいと思います。
２、支出。
１款資本的支出につきましては、日の出浄水場の電気計装設備の老朽化により更新を行うための施設整備費及び企業債償還金元金分などが主な計上でございます。
２３ページをお願いいたします。２３ページからの給与費明細書につきましては、２５ページまで説明を省略させていただきます。
２６ページをお開き願いたいと思います。
債務負担行為に関する調書につきましては、水道料金調定、企業会計業務電算処理事業の債務負担行為でございます。
以上で説明を終わります｡御審議いただきまして、お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。
○議長（平田喜臣君）　次に、病院事業会計予算について説明を求めます。
病院事務長。
○町立病院事務長（三好稔君）　ただいま上程いただきました議案第９号平成１４年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を御説明申し上げます。
病院事業につきましては、国の医療費抑制政策が進展している中、さらに本年度診療報酬の本体マイナスの改定のほか、薬価、診療材料等の引き下げが行われるといったことから、病院経営を取り巻く情勢、非常に厳しいものとなってございます。
こうした中、病院におきましては、当然にして病院の健全化に向けた取り組み、また診療体制の一層の充実といったことで、医療機械の整備等を図りたいといったようなことから､１４年度予算について、これら所要の費用を計上させていただいているところでございます。
まず、１４年度の予算規模でございますが、１１億６,７９３万円、前年比１,４３３万円、１.２％の増となったところでございます。このうち、３条予算、収益的収支におきましては、１０億１,４５７万６,０００円、前年比１億４１１万３,０００円、９.３％の減でございます。これにつきましては、外来外科患者等の減少がある中において、業務量の見直しを行ったことによるものでございます。
また、４条予算、収益的収支におきましては、１億５,３３５万４,０００円、前年比１億１,８４４万３,０００円、３３９.３％、大きな増額の予算計上とさせていただいたところでございます。
これにつきましては、耐久年数が大きく超えていることによって、著しい劣化が見られる医療機器についての更新整備をさせていただきたい。そんなことから、所要の予算計上をさせていただいておるところでございます。

この３条、４条の予算総額に対しまして、町からの繰入金の総額は２億４,８６４万９,０００円となったところでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第９号平成１４年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第１条、平成１４年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第２条、業務の予定量は、次のとおりとする。

１、業務量。

イ、病床数、一般病床４４床、療養型病床３６床。うち医療型１６床、うち指定介護療養型２０床。

ロ、患者数、年間８万１,６６２人、１日平均３０１人。入院患者、一般病床及び療養型病床のうち、医療型病床年間１万６,０６０人、１日平均４４人。療養型病床のうち、指定介護療養型、年間７,３００人、１日平均２０人。外来患者年間５万８,３０２人、１日平均２３７人。

収益的収入及び支出。

第３条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

款のみ申し上げます。

収入。

第１款病院事業収益１０億１,４５７万６,０００円。

支出。

第１款病院事業費用１０億１,４５７万６,０００円。

資本的収入及び支出。

第４条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第１款資本的収入１億５,３３５万４,０００円。

支出。

第１款資本的支出１億５,３３５万４,０００円。

債務負担行為。

第５条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、電子複写機リース、期間、平成１４年から平成１９年、限度額１１３万４,０００円。

次に、企業債でございます。

第６条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、医療機械等整備事業。限度額、１億１,８５０万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、５％以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件による。銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。ただし、企業財政その他都合により据え置き期間及び償還期限が短縮し、もしくは低利に借りかえすることができる。

一時借入金。

第７条、一時借入金の限度額は７億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第８条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

１、医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第９条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

１、職員給与費６億４,１４５万５,０００円。

２、交際費１７０万円。

他会計からの補助金。

第１０条、一時借入金利子及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は６,２３３万７,０００円である。

たな卸資産購入限度額。

第１１条、たな卸資産の購入限度額は、２億１,７１７万５,０００円と定める。

次に、１ページの実施計画から９ページにおきますところの予定貸借対照表の説明は、省略させていただきます。

１０ページをお開きいただきたいと思います。

平成１４年度上富良野町病院事業会計予算説明書でございますが、収入につきましては、１０億１,４５７万６,０００円ということで、前年比１億４１１万３,０００円と大きな減となってございますが、これにつきましては、患者の減に伴う収益の減と一般会計からの補助金の減によるものでございます。

医業収益におきましては、一般病床また療養型病床の入院患者の収益、外来患者の収益を計上いたしてございます。

そのほか、予防接種業務、公衆衛生活動収益と、また一般会計からの負担金等も計上いたしておるところでございます。

この一般会計からの負担金につきましては、救急医療の確保に関して、町からの繰り入れをいただいているところでございます。

また、医業外収益につきましては、一時借入金の利子、企業債の償還利子、不良債務の改善対策などのほか、事業費に係る町からの補助金、負担金等の繰り入れの計上でございます。

１２ページから１７ページの支出でございます

が、この支出につきましては、職員５２名の給料、手当、準職員１名、臨時職員３２名の賃金、出張医師の報酬、また嘱託職員にかかわる報酬等の計上でございます。

また、材料費としての薬品費、そして給食材料費等計上いたしてございます。

また、１６ページにかけての経費につきましては、病院事業等業務執行にかかわる諸経費を計上いたしておるところでございます。

次に、１６ページの医業外費用につきましては、企業債一時借入金の支払い利息でございます。

以上が３条予算の収益的収入及び支出でございます。

次に、１８ページの資本的収入及び支出でございますが、この予算計上につきましては、１億5,３３５万4,０００円、前年比で１億1,８４４万3,０００円、３３９.３％、大きな増額の予算計上となったところでございます。

出資金につきましては、一般会計から企業債元金の償還にかかわる部分、また建設改良事業に対して、町からの繰り入れ等をいただいておるところでございます。

企業債１億1,８５０万円につきましては、医療機械、医療事務機等６点の更新と整備事業の財源措置として企業債を計上させていただいたところでございます。

次に、支出でございますが、資本的支出といたしまして、企業債償還金で2,６９７万4,０００円の計上、建設改良費に１億2,６３８万円を計上し、総体で前年比で１億1,８４４万3,０００円の増となってございます。

この建設改良費の内訳でございますが、資産購入費で１億1,８５０万円計上いたしてございます。現在使用しております医療機械が資産の耐久年数を大きく超えたことにより、機械の本来有する精度等に劣化が見られること、また現有のＣＴにつきましては、近年のＣＴが有する機能、精密度等に大きな差異があることから、迅速で高度な検査等の業務を行うに当たっても支障があるということから、より適切な医療を提供するために必要であると考えておりまして、これら医療機械の更新整備を図るものでございます。

また、医療事務システムにつきましても、現有機械の処理能力が限界となっているといったことから、現在システム化されていない医療請求事務と財務会計と連携を図ることによる業務間の事務処理の効率化を図りたいといったことから、これら事務機器のシステムの導入を図りたいと考えてございます。

次に、また工事請負費で７８８万円計上させていただいておりますが、これらにつきましては、病院玄関前の前庭の整備といたしまして、救急車の旋回を行うための前庭の整備、玄関前通路に凹凸があるといったことから、これら解消のための整備、さらに給湯管取りかえ補修工事につきましては、施設設置時に設置したものということで、２２年が経過する中において、給湯管の劣化が見られるということで取りかえをしなければならないということで、その所要の工事でございます。

また、冷暖房設備工事につきましては、調理と給食配膳に安全な環境を保持するために、厨房の一定の温度を保つといったことで、冷房装置等の設置するものでございます。

以上が４条予算の資本的収入及び支出でございます。

次の２０ページから２３ページにおきます給与明細書については、説明を省略させていただきます。

さらに、２４ページの債務負担行為にかかわる調書についても、説明を省略させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　以上で議案の説明を終わります。

昼食休憩の時間に入っておりますが、若干お時間をいただきまして審議を続行させていただきたいと思います。

これから、質疑に入ります。

なお、先ほど前段で説明されました町長並びに教育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の行政執行方針の概要についてのみの質疑といたしたいと思います。

また、質疑の回数は、上富良野町議会議会運営に関する先例によりまして、１人１回限りといたします。

これより、質疑をお受けしたいと思います。

１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　ただいま町長の１４年度の町の執行方針並びに教育長の教育方針が述べられましたですけれども、その中で子育て環境づくりへの支援など、福祉と健康のまちづくりを積極的に推進していまいりますとありますけれども、１４年度の予算等のどこを見ましてもそのような盛り込みが、子育て環境づくりの支援に対する積極的なというところが見えないのですけれども、この説明の１４年度の予算の説明を見ましても、相変わらず同じような新しい取り組みというのがありませんで、何

か保健福祉センター施設づくりの方に目が向いているのではないかと、子育て支援が取り残されているような感じがいたしますのですけれども、もっと優先順位としましては、私はやっぱり将来を担う子供たち、この子育て環境支援こそが、もっともっと積極的に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、町長の積極的に取り組むとありますけれども、どうなのかと思いますので、ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、地域の医療の中核となるべきというふうにこれから位置づけてとおっしゃっておられますけれども、今上富良野町が小野沢病院とベッド提携をいたしまして、上富良野町立病院と非常にうまくいっていると思うのですけれども、例えば今協会病院が建て直しをするとか､それから中富良野町立病院、上富良野町立病院ともに赤字経営と申しましょうか、同じような事情を抱えていると思うのですけれども、地域の医療の中核をなすとするならば、富良野広域といいましょうか、そういう連携あるいは総合病院的などんどん連携をとっていくとか、そういう将来の病院のあり方をお考えになられてはどうかと思うのですが、いかがでございましょうか。

それと、９ページのところで富良野地域人材開発センターに対する費用負担を行うとありまして、これは本当に力を入れていただきたい。といいますのも、今農業も商工業も、それから新規卒業者も雇用の状況が大変厳しい中にありまして、それこそ雇用拡大に一層の力を入れるべきではないかと、もっともっとそれこそ緊急雇用対策を考えてはいいのではないかと思うのですけれども、そういうのを盛り込んでいかれたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、教育の方針につきましては、４月から完全週休２日制になりまして、これはゆとりの学習とか３割教育内容削減とありまして、教育の方が少し低下するのでないかという話も出ておりますけれども、今度総合学習というのが取り入れられまして、これがやっぱり行われるとなれば、新しい取り組みですし、それこそ先生の能力といいましょうか、一応総合学習の取り組みというのが、先生の資質が問われることになるのではないかと思うのですけれども、それに加えて、そういうゆとり学習をしようという半面、何かきょうの記事に出ておりました１年を２学期にするという、何かそういう１学期、２学期、３学期とありますのを、全部の学校ではありませんけれども、一部の学校を、その１年を２学期制を取り入りれるというようなことが出ておりましたけれども、それらからしますと、ちょっと何か完全週休２日制との絡みが、逆にどうなるのかなという気がいたしておりますけれども、教育長にその点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、第１点目の子育て支援センターの件でありますけれども、私の方から申し上げておりますように、この対応につきましては、町部局、教育委員会部局でそれぞれに行政として、現状では最大限の支援体制を組んでいるというふうに認識いたしております。まだまだ不足だわということにつきましては、理解できるわけでありますが、現状の中で町が対応しているこの支援体制につきましては、十二分に機能しているというふうに認識いたしております。

その細部につきましては、もう既に皆さん方のお手元の方にお渡ししております平成１４年度一般会計予算の説明資料の中で、それぞれ子育て支援事業については、保健婦や栄養士による家庭訪問、離乳食教室、乳幼児相談、１歳６カ月検診時の保育士の活用、また保育所における児童テレホン相談や地域活動事業を行うほか、教育委員会との連携により育児サークルへの支援に積極的に取り組んでいく事業を展開するということで予算措置させていただいておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、町立病院の将来的な部分でありますが、今現在町は、町立病院に多額の赤字状況の中で繰出金を対応しながら、町民の健康管理のために病院経営を存続いたしているところでありますが、これらにつきましては、いつも申し上げておりますように、町立病院が中核となす、従前のように地域住民の健康を維持するために、民間医療施設との供用を図りながら、その不足する部分を町立病院として補完していく、そういうような手法を考えながら病院経営を進めていきたいというふうに思っております。

そういう中にありまして、町立病院が今後どのような形の中で運営していくべきなのか、そういった部分につきましては、議員御質問にありましたように、今後の大きな課題として検討を加えていかなければならないというふうに思っております。

平成１５年の１０月までには、一般病棟等々の部分を含めた中での大幅な改正を必要とする状況下にありますので、それまでの間、町としてはその方向を定めながら、療養型病床群の取り入れ等々も含めて町立病院の将来像を定めながら対処していかなければならないというふうに思っております。

かといって、富良野圏域二次医療圏域の中に主幹病院としての富良野協会病院等々があるわけでありますが、町立病院をなくして広域圏の中での対応を図れるかということになりますと、やはり町民の健

康管理上、主課題も生ずるのではないかなというようなことを認識すると、町立病院というものの位置づけを十分配慮した中での病院経営の継続を図っていかなければいかんというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、人材開発センターにつきましては、議員御質問にありましたように、私もそういう観点に立ちながら、人材開発センターへの負担金の対応を図りながら、我が町からのそういった資格者取得のために対処しているところでありますが、現在人材開発センターでも、我が町からの利用者が非常に多いということにつきましては、それなりの負担をしながらも、町民の皆さん方の利用が大いに促進されて、そしてそれぞれの中で資格を習得し、再就職に寄与しているというようなことを考えますと有効であるというふうに思っておりますし、雇用対策につながっていくものというふうに認識いたしております。

我が町も雇用対策を進めてはということでありますが、町としても緊急雇用対策、国の対応の中で雇用対策を進めながら取り進めているところでありますし、今年度は、公園整備等々におきます国の緊急雇用対策の助成をいただいて対処していきたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１５番村上議員の御質問なのですけれども、ことしからいよいよ５日制の問題が始まりますし、新学習指導要領が始まります。それで、きょうも新聞に載っておりましたけれども、私の執行方針の中でも、創意工夫を凝らして地域に合った学校経営をというようなことで、何か西小学校の２学期制がマイナス要因ということには、全然中身的にはならないのです。むしろ、このことによって先生のリスクというのか、子供たちの目線に立って、父兄が子供たちの学校の評価に対してという部分で一生懸命汗を流していただいておりますので、これについては、詳細にはまた後ほどこういうメリットがありますという資料がありますので、お渡ししたいと思いますけれども、そんなことで、地域に根ざした特色ある教育ということで、過去踏襲、現状維持ではなくて、これから教育という面では、私たちも学校現場も一緒に力をあわせて頑張っていきたいと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１１番梨澤議員。

○１１番（梨澤節三君）　町長に１点と、それから教育長に２点お尋ねします。

まず、町長にですが、これは一般質問でもお尋ねいたしますけれども、１点お尋ねします。

国は、自主的な市町村合併を今進めています。道も、道の予算案を見てわかるように、積極的に合併推進策を進めています。国の言う自主的合併というのは、よく話し合いをしなさいということではないかと思います。そして、合併には約２年間の準備期間が必要であるということも言っています。この期間は、平成１７年の３月まで、優遇策というのはそこまでですよと、その後合併する気になったらできます。しかし、優遇策はなくなるということです。そうすると、ことしの秋ころまでに、単独の話し合いというのは仕上げておかなければならないのではないかというように思います。広域連合の話を幾らしても、これは流れに逆らった話となります。これは、合併をしないということの前提になることにもつながります。そういうことでは、これはちょっと住民の方には話は通じないと思います。

それで、この執行方針になぜ町民の皆さんに市町村合併の論議を深めましょうという１行を入れられなかったのか、お尋ねをいたします。

これは私が言っているのであません。国、道が言っていることを私がただここで言っているだけにしかすぎないことです。よくおわかりだと思いますが、これについてお尋ねをします。

次、教育長ですが、主要施策の概要のトップに、生涯学習のまちづくり、すばらしいのがぽんと出ているのです。それで、ふだん教育長とお話をしておりまして、教育長の教育にかける熱い思いというのは、よく受けとめております。それで、この学校５日制、それから定年後の学習習得、それから生涯学習、これがつながっていきますが、生涯学習ということについて、生涯学習センターというのがなければ、幾ら熱い思いを持っていても、教育長の考えを実現することはできないのでないかと。であるならば、これは今町長に質問したのにも関係ありますが、合併するしないに関係なく、米１００俵の精神ですよ。この生涯学習センターをつくることが、この町をつくっていくことなのです。ですから、教育長は自分の身を投げて町長と刺し違えるぐらいの気持ちでなぜこれをやってくれないのだということ、上程をしなかったのか、この件についてまず１点お尋ねをします。

それから、次に国際化しております、今いろいろとですね。国際化している中で一番大切なことは、日本人であるということが大切なのです。地球人なんて言ったら、世界の人間から相手にされなくなります。そこで、そういうことに関する教育はどこでやっているのか、どこで示しているのか、どのようなお考えなのかということについて２点お尋ねしま

す。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併について、なぜ執行方針の中で述べなかったかという御質問でありますが、私といたしましては、市町村合併というのは、議員がいつもおっしゃるように、国や道の指導のもとで合併すべきものではないと。

また、優遇政策が１７年度まであるから、その優遇施策に間に合うように合併を計画して進めなければならないという考え方を持って市町村合併ということについての頭の中にはございません。今広域の中で、広域連合で最大限それぞれの自治体の経費を節減しながら、広域連合の中で、その対応を図っていけるものは広域連合で取り進めていくと。そして、将来的に合併ありきの広域連合はつくらないということを基本としながら、現在広域の中では取り進めさせていただいておりますが、私としては、ことし１年かけまして、いつも申し上げておりますように、町民との町村合併に対する懇談会、話し合い、トーク等の会合を持ちながら、町民との町村合併についてのプラス・マイナス面、いろいろなものを語り合って、ことし１年はいきたいなというふうに思っておりますが、基本的に今町民が願うのは、町村合併という道を願っているのか、それとも小さく厳しい自治体であっても、上富良野町として、富良野盆地の母村としての上富良野町の継続を願っているのか、そういうふうなことを十分町民の意思を確認しながら今後の課題として取り進めていきたいものだなというふうに思っております。

国が言う優遇措置につきましても、永劫末代に優遇措置していただくわけでありません。ある一定期間だけの措置をしていただくわけでありますから、そのことを念頭に置いての町村合併ということを進めていくという考え方は、私は持ち合わせておりません。あくまでも合併の基本的な考え方の結論は町民の意思である。その町民の意思をことし１年かけていろいろとお聞きしながら、今後の町村合併に対する町としての考え方を方向づけていきたいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　梨澤議員からの２点の御質問にお答えしたいと思いますけれども、１点については、私たちに叱咤激励してもらっているのかなというようなことでちょっと感じているのですけれども、生涯学習、これ本当にこれから大事になると思います。そういう意味では、図書館の問題、それから子供から高齢者までの生涯学習の拠点づくり、これはたくさんの分野にありますけれども、そういう意味では、私も事あるごとに町民の皆さんの熱い心、また議会からのいろいろな御意見をいただきながら、町長に１年でも早く実行していただくように、さらなる努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、もう１点の国際化に伴う国旗・国歌の問題については、これ当然法治国家ですから法制化されて、当然日本人の誇りとして式やなんかの一つの伝統だとか、これまで培ったいろいろな習慣だとかは、これきちっと履行しないいとならんというのは、もう認識同じです。

今学校現場やなんかも、この国旗・国歌に、歌う歌わないは別といたしまして、特にこのことに対して、私たちに対して抵抗を示して反旗を翻すようなことの行動は一切ありません。私は、これからも学校では指導要領の中にもきちっとうたわれているわけですから、その中でそのことを履行できるかどうかのさらなる努力をしていくことの認識には立っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

５番吉武議員。

○５番（吉武敏彦君）　町政執行方針で１点、教育行政で１点質問させていただきます。

農業の家族経営形態を確立するため、家族経営協定の締結とありますけれども、私の認識不足かもしれませんけれども、家族経営協定というものはいかなるものかお伺いをいたします。

また、もう１点は、給食業務についての委託についてでありますけれども、米飯の炊事、それから配食、回収、また施設管理を含めてお任せできるような業者は町内に何戸ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　農業委員会事務局長、答弁。

○農業委員会事務局長（谷口昭夫君）　５番吉武議員の御質問にお答えいたします。

家族経営協定でございますけれども、これは家庭においていわゆる休日を定めたりだとか、あるいはお年寄りの給料を定めたりとか、家族の中でそれぞれ仕事の分担の役割だとか、そういう部分の第三者を入れた協定をするという意味でございます。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　５番吉武議員の執行方針も申し上げておりますように、給食センターの合理

化をこれから民間活力で図っていくということでございます。これについては、米飯の炊き出しの問題、回送、それから搬送の問題、それから施設の管理業務の問題がございます。それで、炊飯については町の業者、1,３００食以上の対応できる業者は１件ございます。ただ、私たちは直接米の問題だとかいろいろありますので、直接町の業者と私たち行政と教育委員会と契約するのでなくて、道の給食会を通じて契約をして、そこで地元業者に発注するという形になるかと思います。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　教育方針についてお伺いいたしますが、いわゆる学校週５日制に向けての諸課題という形でうたわれています。各種先生等の研修等も含め、あるいは子育て支援もしていきたいというふうな表現にはなっておりますが、具体的に今年度におけるこの学習完全週５日制に向けた重点項目は、この点を柱として、子供たちの教育あるいは発達を、そういうものを願うために、先生たちの研修はここをもっと伸ばしていきたい、そういう重点項目があればお伺いしたい。

これを見てますと、そういった重点項目は何かということが一向にわからないという状況に今なっています。

それと、西小と東中における、いわゆる２学期制を方針にするということでありますが、今回この教育方針の中には、一向にその表現すら述べられていない。本来であれば、そういうものを基本として推進していくのであれば、きちっとこの教育行政方針の中にうたって、こういう方針でやりますという形の表現が載ってしかるべきだと思いますが、なぜこういう表現がなされていないのか、この点をさらに伺いたいというふうに思います。

子育て支援でもう一つお伺いしたいのは、それぞれ幼稚園、保育、学校、社会教育、児童福祉関係にわたって、いわゆる子育てを支援するネットワークという体制をもっととる必要があるのではないかと。上富良野の場合見てますと、この点における統一したやはりものがない。それぞれ連絡はとっているけれども、やっぱり拠点がないものですから、それぞれがやはり弱いという状況になっているのではないかというふうに思います。この点をどういうふうに今後されるのか、お伺いいたします。

それと、雇用の問題でありますが、町の方で確かに雇用創出の予算で組んで、公園整備等がうたわれています。しかし、今上富良野町の職を求めている人等の話を聞きましたら、もっと行政でも、やはり雇用における対策をとってくれないかという話が聞かれます。

上富良野町における雇用創出ということで、翁公園の整備という形になっておりますが、翁公園の整備が本当に雇用創出につながるのかどうなのか、活用されてないという問題もありますが、しかし今やはり大幅に１０人単位、せめて上富良野町で言えば１０人、２０人ぐらいのやはり雇用を生む、やはりそういう政策というものをきちっと打ち出すべきではないかというふうに思います。そういった点では、何か平均的にはやっているけれども、しかし目玉として、予算全般に言えることですが、なかなかそういったものが出てきてないという点では、残念だというふうに思いますが、町長はこの点についてどういう見解をお持ちなのか、お伺いします。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　米沢議員の２点の質問にお答えしたいと思いますけれども、１点は週休５日制に伴いまして、子供たちにどういう施策で具体的な課題を予算の中に位置づけされているのかということだと思います。

また、現場にあずかる先生方がどういう対応をするのだということでございますけれども、私たちもソフトとハード両面ございますし、私たちも教育委員会内で、職員ができる範疇のことについては、例えばいろいろな子供たちの活動に対して一生懸命やろうと。要するに、行政がその切り口を開いていこうというようなことで一生懸命やっておりますし、また先生方も５日制に伴って、今学社融合という部分で、総合学習のことも視野に入れながら、今教育委員会と学校現場で子供たちのためにということでいろいろな課題を出し合って今検討しておりますので、その中でも、具体的にこれはやりましょうということについては、本年度予算の中でも、額については大きな額ではありませんけれども、一応配慮してありますので、また予算委員会等の中でも具体的にお示しをしていきたいと思っております。

それから、２学期制の問題については、これ１年前から取り組んでいる課題でございまして、たまたまいろいろな、私たちも初めてな経験なものですから、議員の皆さんが心配しているようなことのいろいろな課題を抽出しながら検討を重ねまして、最終的には、２月２６日の教育委員会で最終的決定をしたというようなことで、決定しないうちに、管理規則を直さないうちに執行方針で出すということについては、ちょっと先走るというようなことで、執行方針の中には出しておりませんけれども、ただ言葉としては、そういう言葉を入れてあると思います。濁ってよくわからないと思いますけれども、そんなことで御理解いただきたいと思いますし、先ほど村上議員の言いましたように、２学期になって、より

子供たち、父兄がわかりやすい、そしてより進展するというようなことで意を尽くしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、町長答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　米沢議員の雇用促進についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたように、国の緊急雇用対策事業の一環として、公園整備等々における対応を図っていくということで申し上げているところでありますが、そのほかにも今農業振興課並びに商工観光まちづくり課に指示しておりますのは、それぞれの事業部の中で、事業担当の中でそういった促進を図れる、雇用を図れる、これは短期的なもので長期的なものにはつながっていかないでありましょうけれども、そういうようなものを対応できるその手法を検討しなさいということで指示させていただいております。

特に、今年度農業離農者が、働き盛りの方々が離農しているということに対するその対応を進めるようにということで指示しているところでありますが、今現在農業労働力も不足しているという、ある面ではそういう部分等々も対応した中で、その対処、離農者等々の対応を図っていくような連携を、農協並びに農業委員会等々との関係農業機関との連携を図っていきたいなというように思っておりますし、また他の部分につきましては、商業振興条例並びに企業振興措置条例等々でそれぞれの起業家、商店、そういった方々の皆さん方の持続ある活性化を図って、その中で一人でも雇用を促進していただける、そういうような体制整備が整うようにというようなことから、商業振興条例並びに企業振興措置条例の改正等々もさせていただきながら取り進めておりますので、そういった地域活力が芽生えてくるような助成策を通じながら、雇用につながっていく道筋を対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、質疑を終了したいと思います。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

ただいま議案となっている議案第１号から議案第９号は、なお十分な審議を要するものと思われますので、この際、議長を除く１９名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第９号については、議長を除く１９名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

◎休　会　の　議　決

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

議事の都合により、３月６日から３月１１日までの６日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、３月６日から３月１１日までの６日間休会することに決しました。

◎散　会　宣　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明６日から３月１１日までの６日間は、休会といたします。

３月１２日は、本定例会の３日目で、開会は９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後０時３８分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１４年３月５日

上富良野町議会議長　　平　　田　　喜　　臣

署名議員　　小　　野　　忠

署名議員　　向　　山　　富　　夫

平成１４年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第３号）

平成１４年３月１２日（火曜日）

○議事日程（第３号）

第　１　会議録署名議員の指名の件

第　２　町の一般行政について質問

○出席議員（１９名）

１　番　中　村　有　秀　君　　２　番　中　川　一　男　君

５　番　吉　武　敏　彦　君　　６　番　西　村　昭　教　君

７　番　石　川　洋　次　君　　８　番　仲　島　康　行　君

９　番　岩　崎　治　男　君　　１０番　佐　藤　政　幸　君

１１番　梨　澤　節　三　君　　１２番　米　沢　義　英　君

１３番　長谷川　徳　行　君　　１４番　徳　島　　稔　君

１５番　村　上　和　子　君　　１６番　清　水　茂　雄　君

１７番　小　野　　忠　君　　１８番　向　山　富　夫　君

１９番　久保田　英　市　君　　２０番　平　田　喜　臣　君

○欠席議員（１名）

４番　笹　木　光　広　君

○遅参議員（１名）

３番　福　塚　賢　一　君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
農業委員会会長	小松　博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長	上村　延君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長	佐藤　修君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	越智章夫君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	早川俊博君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ﾎｰﾑ所長	林下和義君	上下水道課長	田中　博君
町立病院事務長	三好　稔君		

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　１９名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は１８名であります。

これより、平成１４年第１回上富良野町議会定例会３日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外７名の議員から一般質問の通告があり、その要旨はお手元にお配りしたとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。

質問の順序は、通告を受理した順序となっております。

また、質問の日割りについては、さきに御案内のとおりでございます。御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

１　９番　久保田　英　市　君
　　１番　中　村　有　秀　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政についての質問

○議長（平田喜臣君）　日程第２　町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、１５番村上和子君。

○１５番（村上和子君）　私は、さきに通告してあります１項目７点について質問いたします。

平成１４年度町長の執行方針の中に、まちづくり４本柱として、共につくる町とあるわけですが、協働型社会の推進についてお尋ねいたします。

町民だけでなく、また企業だけでも、行政だけでも上富良野町のまちづくりは難しい。行政ばかりがこうするでは、まちづくりはできないと町長はよくおっしゃいますが、新しい手法、新しい発想で協働型社会を実現してはどうかと考えますが、町長のお考えをお願いいたします。

まず、１点目はごみの減量化を競ってはどうか。町民としては、住民会、町内にクリーン推進委員が配置されていますけれども、これらの人にどこの町内が一番減量化が進んでいるか調査をしてもらってはどうか。企業の中でも、クリーン推進委員のような係を配置して産業ごみの減量を図ってもらってはどうか。行政では、役場の庁舎内のごみ箱を廃止するとかしてはどうか、お尋ねいたします。

２点目は、労働の分配、ワークシェアリングを考えてはどうか。リストラや離農者、地元高校の新卒者等雇用の厳しき折、まず役所での時間外労働を短縮して、もっと多くの町民に雇用の機会を与えてはどうか。例えば、新卒者を年数を区切って臨時等で採用の道をつけてはどうか。

ちなみに、今年の上富良野卒業者は５８名で、１６名が進学希望、３７名が就職を希望しておりますが、１７名が内定、自営業の方は５名ということで約４０％、１５名がまだ決まっていない状態であります。

３点目は、上富良野高校の普通科高校から１クラス職業等の実技を伴うＩＴ等専門技術コースをつくって道に要望してはどうでしょうか。これは教育長にお尋ねいたします。

４点目は、地方分権を進める中、職員の方もいっぱいアイデア、発想を持っていらっしゃると思いますので、職員の方の能力を引き出すためにも、提案制度を取り入れてはどうでしょうか。

５点目は、役場庁舎の玄関ロビーの壁を町民の希望する人に展示場所に提供してはどうか。展示物はほかの公共施設というお考えだと思います。このような発想はないかと考えまして、例えば庁舎が時には町民の展示の発表の場になれば、町民にとっても身近な存在になるのでないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。現在、ロビーの壁にずっと同じ展示物が飾られたままになっておりますので、こういうお考えもいかがでしょうか、お尋ねいたします。

６点目は、各住民会に職員、何々地区担当というふうに割り当てを振ってはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

７点目は、先例、前例にとらわれない新しい手法、民営化でもない、外部委託でもない、第三セクターとも違う、プライベート・ファイナンス・イニシア

ティブの手法を考えてはと思いますが、いかがでしょうか。

以上、７点質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、御質問の１番目の協働型社会の推進についてお答えさせていただきます。

まず、１点目の町内会等によりますごみの減量コンクール的な発想につきましては、大変ユニークな御提言と受けてとめております。循環型社会を形成していく上で、示唆をいただいたものと考えているところであります。

町におきましても、資源化、減量化は今後一層の創意工夫が必要であり、住民の皆さんの特段の御協力をいただきながら推進すべき課題であると考えております。ただ、御提言内容を具現化するためには、基盤となる排出量調査やら、日常の排出量の調査など、基礎データ収集に相当の労力と費用を要するなど、解決すべき課題が多いことが予測されるわけであります。したがいまして、当面は分別排出の徹底を推進することを柱に、各クリーン推進委員の皆様の研修会やクリーン推進員の協力をいただきながら、可能な限り小さい単位での地域説明会などを開催し、分別、減量化について町民各位の御協力をいただくよう、意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、企業内での減量化、資源化の推進のために、担当を置いていただくことにつきましては、基本的に分別、減量化推進の理解を求めつつ、企業としての自主的対応をお願いしていきたいと考えております。

また、役場庁舎内につきましては、率先して減量化に努めることは言うまでもありませんが、現在用紙類のリサイクルを中心に、事務物品の節減とも相まって排出ごみの減量に取り組んでおり、ごみ箱類につきましては、基本的に分別を目的としておりますことから、継続して設置はいたしますが、検証を進めつつ、なお一層の分別と減量化に努めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の労働の分配についての御質問にお答えいたします。

我が国の経済は、輸出や生産部門では大幅に減収し、企業収益、設備投資も減収している状況にあって、雇用情勢は極めて厳しい状況であると認識しております。

本町においても、地元上富良野高校の新卒者の就職内定の実態や、離農者などの新たな勤め先の問題が地域の大きな課題ととらえておりますが、これは国内的、構造的な問題でもあり、一自治体で解決できるような簡単なものではない重い課題であります。

しかしながら、一部の自治体においては既定経費を削減し、その財源を新たな雇用に充てるなどの方法のワークシェアリングに取り組む自治体があることも十分承知しておりますが、本町では特別な予算の措置はしておりません。

この問題の解決策として、一時的な雇用創出ととらえて対処するのか、雇用関係を継続的に対処していくかなど、他の自治体の今後の推移を見きわめながら慎重に考えていきたいと思っているところであります。

３点目の上富良野高校に関するご質問につきましては、後ほど教育長の方からお答えさせます。

次に、４点目についてお答えします。

役場の職員は、日常的に行政施策の企画立案にかかわっており、その実施する施策内容により行政水準を左右するとも言われております。特に研修など重要であると認識いたしております。御意見をいただきました職員の提案制度については、私といたしましても職員個々の企画能力を高めていく上でも必要であると考えておりますので、どのような内容にしたらよいのか、種々制度化に向けて取り組みをしてまいりたいと思っております。

次に、５点目の質問ですが、この種の御意見は特に耳にすることはないわけでありますが、役場庁舎にかかわらず、公共施設の利用可能な場所に、室内装飾の観点や個人技能の丹誠込めた作品発表の場として、展示行為をすることは非常によいことと考えておりますので、希望する人に対して受け入れするよう検討させていただきたいと思います。

次に、６点目の地区担当制についての御質問にお答えいたします。

組織的な地域担当制については、行政推進の一つの方法として、他の自治体で取り入れているところもありますが、どのような効果、メリットがあるのかを承知いたしておりませんので、先進地の事例などをお聞きし、研究してまいたいと存じます。

なお、現在地域からの意見、要望等を行政がどのような方法で受け入れ、どう行政に反映していくかの手法として取り進めてまいっております電子メールやファクシミリ、町民ポストあるいは住民会を通じた方法や小グループでの意見交換など、幅広い方法で対応していることでもありますので、その方法をさらに充実してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、７点目のＰＦＩの導入を考えてはどうかと

の御質問でありますが、最近全国各地でこのＰＦＩの方式により、公共施設の建設や廃棄物処理施設などの整備が進められてきております。町におきましては、厳しい財政状況に対処するため、平成１３年３月に行財政改革実施計画を策定いたしました。この計画の中で、民間活力導入の実施項目の一つとして、御質問にありますＰＦＩの活用に関する調査研究を行うよう計画をいたしているところであります。厳しい財政下の中で民間の資金、経営能力を活用するＰＦＩは非常に有益な手法との認識から、総合計画の実施計画で後年度に予定されている事業の中で、ＰＦＩに適合するような事業があるのか見きわめを行うとともに、ＰＦＩについてのメリット・デメリット、そして制度の内容など調査研究を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１５番村上議員の協働型社会の推進についての３点目の御質問にお答えさせていただきます。

北海道におきましては、高等学校教育の一層の充実を図るため、各学区における中学校卒業者数の状況を踏まえ、地域の実情に配慮しながら学級数の調整や学校、学科の再編などを検討し、学校規模の適正化を進めているところであります。

上富良野高校の所在する上川第３学区におきましても、富良野工業高校と富良野農業高校、また富良野高校の商業科が統合され、職業学科として新たに富良野緑峰高校が平成１１年４月に開校しているところであります。

今後の見通しといたしましても、中学校卒業者の減少により、平成１６年から平成１９年までの４年間で、第３学区内では１間口から２間口の減が予想されるところであります。

上富良野高校におきましては、平成１４年度より現状の普通科２間口規模の新校舎改築が着工されますが、これまでも改築にあわせ職業学科新設の要望を行ってまいりました。しかし、緑峰高校との関係もありまして、上富良野高校の職業学科の設置は、現段階では不可能であるとの道の見解をいただいているところでございます。

上富良野高校は、普通科でありますが、教育課程の編成において、社会に出て役に立つ商業系、福祉系、文化系と各自が選択できる教科を取り入れ、進路希望に合わせた学科ができるよう取り組んでいただいているところでございます。

また、地域と密着した学校開放事業として、これまでもＩＴ講習、料理、囲碁等の講座を開いていただいており、今後町といたしましても、高等学校振興などの一環として、積極的に地域に開かれた学校づくりの推進を図っていただくよう、町といたしましてもこれまで同様継続し、側面的に支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　再質問させていただきます。

１点目のごみの減量化を競ってはどうかの件で、大変ユニークな提言と受けとめていただいたようですけれども、町の方としても、減量化については推進すべき課題ととらえておられるのでしたら、町も企業も行政も一丸となって、共につくるまちづくりとおっしゃるならば、今何事ももうばらばらで行われているような感じがいたしますので、町民一つになって取り組むことの主導を、行政の方でもいま一度減量化の主導をすべきではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

それから、２点目のワークシェアリングの件でございますけれども、ことしは特別な予算の措置をとっていないと、こうおっしゃっておられますけれども、これから現状を見きわめてというような、そういう悠長な現況ではないと思うのです。一時的に対処して、継続的に雇用を起こすか一時的かと、そういう御答弁でございますけれども、時間外労働の短縮をしていただきますならば、平成１４年度の行革の効果見込み額が大体６,３５８万円ですか、これの約５.２％、３００万円ぐらいこの効果を見込むと。時間外労働の短縮の費用を３００万円ぐらいを見込んでいらっしゃるわけですけれども、ここのところをもう少し短縮を図って１０％ぐらいにしていただきましたならば、１０人ぐらいの雇用が生まれるのでないかと考えるのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、３点目の上高の普通科高校から専門技術コースをつくってはということで、ただいま教育長から御答弁でちょっと難しいというお話でございますが、富良野高校は普通科だと、緑峰高校は商業科、工業科、農業科でしょうか。上富良野高校も普通科ですので、福祉関係など、ほかの高校にないものを総合学科として特色を持った観光文化のカリキュラムなんかを入れてみては、もしそういう１クラス無理だとおっしゃいますならば、そういうカリキュラムを取り込むということはかがでございましょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの減量化を競うということでありますが、もう減量化施策につきましては、行政として町民の皆さん方の御理解をいただきながら、最大限減量化に推進していかなければならない。職員挙げて、町挙げて対処しなければならない課題であるというふうに認識しております。ただ、それぞれの町内会ごと、あるいはごみステーションごとの排出するごみの量を減量化を競うということは、先ほど申し上げました基礎データをつくらなけれければいけないわと。クリーン推進委員の皆さん方は、町内に１名選任されているわけでありますけれども、ごみステーションは、町内に一つではなくて数カ所設置されていると。そういう中にあって、毎日ごみの量をこのクリーン推進委員の皆さん方にボランティアで測定をしていただけるのか、そういった労力的な部分の対応ということを考えますと、非常に労力的には大きな課題であるなと。しかし、そうした手法もとりながら、ある面では減量化の促進を図っていかなけばいけないという課題であるというふうには認識しておりますけれども、今これらの対処をするためには、クリーン推進委員組織というものをもう少し考え直しながら、見直しながらクリーン推進委員の皆さん方の御理解がどの程度得られるのか、そういったことも十分考えて配慮しないとならない課題であるなというふうに思っておりますので、ひとつこれらにつきましては、まだまだ労力的な、あるいは費用的なそういった部分の課題が大きく残っているということで御理解を賜りたいと思います。

また、企業等々につきましては、当然企業は出てくる部分につきましては、それぞれの費用を節減するために、企業の皆さん方は非常にその対応を綿密にしていただいているというのが現状でありますが、より一層企業排出につきましても、減量化の促進に協力をいただくように促進を図っていきたいというふうに思います。

また行政も、先ほど申し上げましたように常に減量化、再利用化、これを基本としながら分別収集の徹底を図って対処していかなければならいなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議員おっしゃるとおり、この種の課題につきましては、すべての課題がそうでありますが、特に町民の皆さん方とともに協働をして対処していかなければならない。分別につきましても、減量化につきましても、協働して対処してかなければならない課題と押さえておりますので、今後も町民の皆さん方の御理解をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、ワークシェアリングの件でありますけれども、町といたしましては、先ほどもお答えさせていただきました。短期的な雇用を重点として考えるのか、長期的な雇用の対策を講じていくように考えるのか、そういったことを十分認識しながら、御案内のとおり、町費をもって高等学校の就職あっせんのための職員を１名派遣し、就職あっせんのために対応を重ねているところでございまして、そういったことから､議員も御心配のようでありますけれども、我々も心配しているわけでありますが、就職率も現状のところで７９％近くの方々が就職内定あるいは決定しているというような報告を聞いているところでありまして、今なお９名の方が職を探しておられるというようなお話も聞いております。そういったことで、基本的にそういった部分で町は新卒者に対する支援策を講じているわけであります。

ただ、ワークシェアリングによって、町は時間外労働の短縮につきましては、財政的な見地から行財政改革実施計画に基づいた計画にのっとった超過勤務手当の削減、これを実施してきているところでありますが、どうしても超勤が生ずる部署、そういう部署が多々あるわけであります。このワークシェアリングで新卒者を短期的に雇用するということになりますと、単純な労働については対応が図れるかと思いますが、専門職的な対応の中では、なかなか短期労働、臨時で雇用するというとになると、最大限で１０カ月、この間にその業務に専念することによって、本人の再就職活動が停滞するようなことがあれば、また逆にマイナス面にもつながるのではないかなというようなことも考えますので、今後その状況を見きわめながら町としては検討してまいりたいと。

町は、先ほど議員から御質問ありましたように、ただ放置しているのではなくて、職員を１名派遣して就職あっせんの対応を図っているということで、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１５番村上議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、１点は職業学科の設置については、緑峰高校との関係もありまして、まず不可能でございます。

ただ、私も答弁させていただきましたとおり、富良野高校と上高普通科なのですけれども、上高、富良野高校に負けないような特色ある、また魅力ある学校づくりのためにということで、今までは普通学科の知識だけでなくて、社会に出てすぐ役に立つような、その生徒個々の進路に合わせた教育課程の編成というようなことで、いま福祉系、文化系、それから技術の習得やなんかで一生懸命学校現場で取り組んでいただいておりますので、そういう面では、

より一層進展するように私たちも上富高校に対して思いを込めて、また子供たちが本当に上富良野高校に入ってよかったなというような学校にするようにさらなる努力をしてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　１点目のごみの減量化を競ってはどうかの件でございますけれども、ごみの減量化のことにつきましては、町としても問題意識を持っていらっしゃるとおっしゃいながら、町内の減量化の調査ですとか、収集に相当の費用、労力を要するということで、やってもみないで、もう面倒くさいことは何かおやりになろうとしない。やっぱりこれ役所的発想ではないでしょうか。もしこういうことが大変労力はかかるとおっしゃるならば、違う発想でもって、まず町民が一丸となって取り組む姿勢というのをやっぱり行政が主導するべきではないかということを申し上げているのですけれども、それは常に町長がおっしゃるともにつくるまちづくり、もう何でも町民に減量化について御協力、御理解を賜りたいと、こういうふうにおっしゃるわけでございますが、行政の方もひとつ、面倒くさい、費用もかかるかもしれませんけれども、ひとつ率先して減量化、毎日ごみは出るわけでございまして、たまる一方でございまして、やはり問題意識を持っていらっしゃるならば、この方法がだめでございましたら、ひとつまた違う方法で、発想でぜひ取り組んでいただきたいと思うのですけれども、最後にもう一度町長いかがでございましょうか、よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１５番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えした部分を聞いていただいていないのかなと、町は何もしないよということを言っているのでありません。町は減量化ということは重要なことで、町民との協働で対応しなければいけないのだ。だけれども、いま村上議員の御提案いただいております減量化の競うということについては、いろいろな課題があるから研究しなければいけないわ。この課題を対応していかなければならないということでお答えさせていただいておりますが、その他のこと一切しないということを申し上げているのでなくて、さきにもお答えさせていただきましたように、クリーン推進委員の皆さんとの研修会だとか、あるいは可能な限りの小さな小単位で地域ごとの説明会だとか、あるいは分別、減量化に対する町民との話し合いの場だとか、意識高揚の対応に町としては、行政としては進めてまいりますよということを先に冒頭にお答えさせていただいておりますので、この減量化策をただ町民に御協力ください御協力くださいと言って行政は何もしていないということではなくて、この競うということについては、労力的ないろいろな課題がある。クリーン推進委員の皆さん方に一々毎朝何カ所もあるところに行って測量してはかって、はい何ぼでしたよというようなことがクリーン推進委員の皆さん方にそういうことをお願いでき得るのかどうか、そういうことを考えたときに、ちょっとこのユニークな形ではありますけれども、実践するとなるといろいろな課題が残っているな、だから研究しなければいけないということを申し上げている。だけれども、そのほかにやはり減量化、分別、これに対する研究会だとか、あるいは啓蒙活動というものは、十分行政としての責任の中で対処していかなければならないというお答えをさせていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１５番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　私は、さきに通告いたしました２項目について町長にお伺いをいたします。

まず、第１点目は、男女共同参画社会の推進にして質問をいたします。

平成１１年６月、男女共同参画社会基本法が制定されております。少子化、高齢化、経済活動の成熟化など､急速な社会の変化を対応していくためにも、この法律の理念の実現を必要だと私は考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

また、我が町の施策に積極的に女性の声を反映させることが必要ではないかと考えますが、各種委員会や審議会の女性の登用を進めるため、クォーター制の、つまり女性に一定以上の割り当てをすることを条例化するようなお考えはないか、お伺いをいたしたいと思います。

２点目は、役場職員の町内居住対策について質問をいたします。

町が定住化対策について、種々の政策を実施している中で、我が町の職員でありながら、町内に居住していない職員がおり、町民税はもちろん、消費などに大きな影響を与えていると思います。

１点目として、町外居住の職員は何人いるのかお伺いをいたします。

２点目として、大きな災害が発生した場合、職員の招集のおくれなど業務に支障が出るのではないかと心配しておりますが、そのような問題についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

３点目は、居住の自由については憲法に保障されているので、町内居住に義務づけることはできないのは承知しておりますが、町内居住についての何らかの対策を行っているのかをお伺いをいたしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、男女共同参画型社会の推進についての御質問にお答えさせていただきます。

平成１１年６月、男女共同参画社会基本法が制定され、先進的な事例も耳にするところであります。北海道においては、平成１３年４月に北海道男女平等参画推進条例が施行され、道内の市町村においては２町で条例制定、１１市２町で男女共同参画プランがこれまで制定されております。男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会実現をしていくことは、本町にとりましても極めて重要な課題であり、議員と意をともにするものであります。

男女共同参画型社会を形成していくためには、その視点に立ったこれまでの制度の慣行の見直し、意識の改革をベースとして、雇用等における均等な機会や待遇、男女職業生活の過程、地域生活の両立の支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯的な取り組みが必要と考えるところであり、本町における条例制定もしくは推進プランの策定に向けては、調査研究、また町民合意の形成等のための期間が今しばらく必要な状況と認識いたしているところであります。

議員御指摘のように､附属機関等への女性登用は、町政に女性の声を反映させていく上において重要な課題であり、昨年１０月に附属機関等の設置及び運営に関する規定を制定し、この中において２０％以上を目標値とする女性委員の積極的な登用を規定したところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２点目の役場職員の町内居住対策の３項目について御質問にお答えさせていただきます。

まず最初の町外居住職員の数の御質問でありますが、現在旭川から２名、富良野方面から３人、合わせて５人となっております。

次に、災害時の招集対応についてですが、連絡体制については、連絡網により電話で行うこととしておりますので、当然にして町外居住者には距離的なことが問題となりますが、突発的なときは町内居住者におきましてもなかなか連絡が取れ切れない実態もあります。災害対応の方法は、その実態に応じて全体の組織力が発揮されるなど、臨機応変な対応が求められることと考えているところであります。現状では、大きな問題が生じないものと考えております。

次の町内居住奨励策の御質問にお答えいたします。

新規採用時には、町内居住を基本としておりますが、採用後の長い勤務期間において、家庭の事情からやむを得なく町外での生活となっている経過にあります。

町が基本としていることは、町において職員住宅を設けるなどの方法ではなく、職員みずから町内に住宅を持っていただく意味を持ち、持ち家手当額を国よりも高い水準としているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　今町長の御答弁を賜りました。これは、今回町政執行方針の中にもうたわれておりますが、これ男女共同参画基本というものは、もう全く急がなければならない。そして、本町においても、全く今までの各種委員会、また審議会等において、男女が本当に見えない部分がございます。この中にも、例えば児童委員会、これは清水議員さんが頭になっていると思いますが、これらが１０名がなっておりますけれども、１名しか女性はいません。こういうことが一つの基本になってきているのだと思いますが、今後この点につきまして、今町では条例を、プランを策定していくのだと、このように報告がなされておりますが、ここにおきまして町長にまずお聞きしたいのは、クォーター制、例えばこのクォーター制というのは、差別のない女性の登用ということになるかと思います。これは２５％ぐらいは女性を登用しなさいと、このようにうたわれておりますが、この今お考えになっている２０％以上と目標値が出ておりますけれども、これらを、２０％以上ですから２５％ぐらにいになるのでしょうね。ですから、これらに制定しておりますので、ひとつクォーター制の推進に係って、一応条例を制定されるかされないのか、前向きに御答弁をいただきたいなと思います。

次に、役場職員の町内居住対策についてお伺いいたしたい。

町外から５名の方がおられると、このように今答弁がありました。全くこれは町内というのは、全くこれ私たち言いたいのは、税金はもちろん、消費などにはかなり大きな影響を与えているのではなかろうかと私は思います。これは、この５名の中にも、

やっぱり最高トップでおる方もおられるのでなかろうかと思います。この方たちが町外からおるということは、やっぱり上富良野町の何かが出たというときは対応はできるのだと、このよう御答弁がございますが、やっぱり一番先になってこの対応を図っていただかなければならないのでありますから、そういう点は今後町長はどのように対応されていくのか。これ新規採用にも町内居住を基本とするのだと、このように御答弁がございますが、これは当然新規採用にときにはそういう意見もございましょう。それは家庭の事情で行くこともありますが、これはもう職員の手当というものは、国より高い水準を支払っていると、これは住宅料でないかと思います。それであるならば、やっぱり頭に、トップにおる方は上富良野に居住されて、そして上富良野町のお考えに、私たちの意見に尊重できるような職に努めていただきたいなと思います。この点をもう一度、町長の御答弁を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　ちょっとお待ちください。小野議員にお聞きしますが、再質問の中での男女共同参画社会の推進ということで、１０名中の中、１名が女性だということだと思うのですが、その審議会名はおわかりになりましたですか。

○１７番（小野忠君）　審議会はここに出ているのですけれども、青少年問題協議会。これを見ましたら、１名に。

○議長（平田喜臣君）　わかりました。青少年問題協議会。

○１７番（小野忠君）　それは一応参考のためなのですけれども。

○議長（平田喜臣君）　踏まえて答弁をいただきます。

町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、男女共同参画型社会の形成のための女性の各行政附属機関等々への任用でありますが、これは私自身も、この必要性を十分に感じながら、先ほども申し上げましたように規則を制定し、それぞれの組織の中において、２０％以上の女性の登用を図るように、そしてまた一部または全部について公募制をとるようにというような規則を制定させていただきました。ただ、今議員から御質問のありました部分については、教育委員会所管の青少年問題協議会、あるいは各機関の中で当て職で組織を形成している部分もございます。そのようなことで、当て職の関係から女性委員の登用が難しいという部分もありますので、そういった部分については、十分今後その基本たる条例あるいは規則等々の見直しを図りながら、附属機関等の設置及び運営に関する規定が有効に対応できるように取り進めていきたいなというふうに思っております。

ただ、これも町民の皆さん方の意識改革というか、意識を持っていただきたいのですが、行政はこういった組織に一般公募をいたします。しかし、一般公募をしても応募者が出てこない。仕方なし、どなたかおりませんかということで、また言うなれば指名のような形をせざるを得ない。中にはそういう場合もありますし、また一般公募すると、名前を挙げていただく方は、言いますと同じ方。新たな方が応募していただけない。この組織中にもこの方応募してくれ、この組織の中にもこの方が応募してくれという、来てというような、そういうような状況で人選等々も配慮させていただいておりますが、やはりこういった部分につきましても、女性の皆さん方のひとつ意識改革をもって、関心を持って公募するときに大勢の方が応募していただき、抽選で対応させていただけるような、そういう形が整えるような環境づくりを目指したいなというふうに思っておりすますので、この考え方は議員のお考えと全く同じ考えを持っておりますので、ひとつ御協力を賜りたいものだなというふうに思うところであります。

また、２点目の職員の町外居住者の件でありますけれども、採用時点におきましては、職員に対しましては町内在住を前提とした中で採用いたします。しかし、２０年、３０年という長い年月の中にありまして、いろいろと家庭的な状況で万やむを得ず町外に居住せざるを得ないという職員が生じてくる。このことにつきましては、基本的に議員と私は考え方を同じにするものでありますが、かといって、その家庭的な事情を考慮するときに、町外居住を認めないというわけには相ならん。そのようなことを考えながら、最大限町内に居住していただけるようなことを前提として指導していきたいというふうに思いますが、どうしても万やむを得ない家庭的な事情の中にあっては、それを認めざるを得ないという部分も御理解を賜り、そういった部分におきましては、職員全体がともにそれらの不足する部分と申しますか、支障たる部分を職員全員で補っていくというような協調体制、共同体制を組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１７番小野忠君。

○１７番（小野忠君）　今女性参画社会推進について、町長は今申されました答弁の中で、確かに女性の方の登用がなかなか難しいということはよくわかるのですけれども、そのためにも、この男女共同参

画推進という一つの基本法ができたのでありますから、この基本法に基づいて直ちに条例を結び、その意識改革の問題だと思います。これが条例化されますと、女の方々も真剣になって、とかく出なければならないのだという気持ちになってくるのでないかと思います。

また、今後こういうことが形成されましたら、１人１役というような形もお考えになっていただきたい。今は何か１人で３役を持っているというような形もたくさんあるようでもありますので、こういう点をお考えをいただいて制定していただきたい。

これいつごろまでに町長は、ここまで御答弁が出ているのですから、いつごろまでに制定をお考えになってるのか、前向きに御答弁を最後ですからいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の再々質問にお答えさせていただきます。

共同参画型社会形成のための各組織等々に対するこの条例制定でありますが、まだ十分研究しなければならないし、また先ほど申し上げました附属機関等々の設置に伴う規定につきましても、これはあくまでも規定として対応し、これを推進していく中で、これらのことが達成でき得る状況、一つには、今目標と定めている２０％以上女性を登用できると、そしてまた基本として定めております１名の方が重複した組織の中に、機関の中に重複した委嘱をしないと、また何年間かの期間を置いて、それ以上延長しての再任は差し控えるというようないろいろな規定をつくってございますが、それらの中のものが対応でき得るような状況を見きわめた中で、条例制定に取り組んでいかなければならないのかなと。条例で制定しますと、その枠の中に対応ができ得ない場合においては、その組織が機能しなくなるという厳しい問題もございますので、そういったことを含み置きながら、今後共同参画型社会のまちづくりのために、他の自治体で形成しております推進条例等々もあわせて研究も進めていきたいというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１７番小野忠君の一般質問を終了いたします。

次に、１１番梨澤節三君。

○１１番（梨澤節三君）　私は、通告に従い質問いたします。

初めに、市町村合併についてですが、２月２１日富良野青年会議所主催、上富良野町商工青年部協力で市町村合併の説明会が開催されました。富良野ＪＣは、完全な全国規模の民間組織ですが、会場正面には国旗を掲げ、例会、開会とともに起立をして国旗に静態をし、国歌斉唱を実施していましたが、民間の、そして青年の集団であるだけに、すがすがしさを感じたところです。

また、こういう組織がまちづくりの勉強をすると、若いだけに首長とか議会を継続的に監視することができ、住民にとってはまことに心強い限りではないかと考えられます。

国旗・国歌を尊重する人、組織は、信頼するに足るものであると私は受けとめています。

当日の講師は、道市町村課の主査の方でしたが、きょうこの報道されております。ここにありますが、ここ細部出ておりまして、ちょっとこれを読んだ方には重複するかと思いますが、内容について要約をしますと、少子化のために、２０２５年ごろまでには、富良野市は人口１万８,０００人台、現在２万５,０００はいるかと思います。上富良野町は９,０００人台、中富は３,０００人台、南富は１,７００人台、占冠は７００人台となる。人口減に伴う交付税の削減、財政難の中、行政サービスを維持できるのか、そして合併は目的ではなく、必要に迫られるもの。私流に言えば、地方の構造改革ではないかというように受けとめています。

また、講師は一方で、私的意見ですがとことわりながら、市町村合併については、勝ち組、負け組ということになる。さらに役場を残すのか、地域を残すのかということも言っておられました。

また、合併の延期はあっても、特例、優遇策の延期はないということも言っておりました。

そこでお聞きいたします。

平成１３年８月３０日付、このときにいただいた資料なのですが、市町村合併支援本部決定の市町村合併支援プランの概要、支援項目、支援策７７項目について承知しておられますか、お聞きします。

二つ目は、上記支援項目に基づく建設計画等の研究、検討、組織、例えば商工青年部を基幹とした民間組織を設置してはいかがでしょうか。この内容には、優先重点項目として３３項目があります。道路、市街地、住環境、それから廃棄物、消防防災、情報通信、農林業の振興整備等となっています。そのほかに、今言ったのは最重点のものですね。そのほかに拡充、新規、継続等の項目があり、これらについて一つ一つ研究、検討が必要ではないかと思います。

三つ目に、町として正規に国または道から担当講師を招き、説明会を開いてはいかがですか。新たな段階に入った情報とか資料等も来るのではないかと思います。

四つ目に、さきの１２月定例議会で、市町村合併を担当する課を指定してはいかがかとお聞きしたところ、そのような考えはないということでございま

したが、もう既に予算を見ても、市町村合併という項目が入ってきております。この件については、いかがでしょうか。

五つ目に、富良野管内には、合併によって２００億円を超える合併特例債が入ってきます。

また、減額はされても、１５０億円を超える地方交付金が１０年間保証されるということになりますが、このことについては何ら話し合いはしないのか、どのようにされるのか、お考えをお聞きします。

次に、自治労問題についてお聞きします。

さきの道議会で、自民党の東道議の一般質問ですが、法令に違反して職員給与から組合費の天引きしていることを指摘され、堀達也知事は、これを是正する考えを示したとあります。道は、職員の利便を図る目的で、個々の同意を得て実施していたと背景を説明しましたが、東道議は、労使なれ合い体質によるものと是正を求めたのに対し、知事は法令の趣旨に反する面もあり、今後厳正に対処したいと、したとあります。それで職員給与から組合費の天引きについて、改善する考えはないかお聞きいたします。

二つ目、以前から自治労壁新聞と称して役場内に選挙ポスターを張ったり、選挙運動、政治活動をしているのを苦々しく思い、再三質問もしていますが、自治労の選挙活動等をどのようにお考えになるかお聞きします。

三つ目、さきの１２月定例議会前後は、自治労不正疑惑の報道のない日がない状況でしたが、議会終了後から自治労の赤腕章をして勤務する職員、看護婦がおる。あれは何のためにしているのかと私に聞く町民の方が何人かおりました。それで病院に行きますと、職員、看護婦が自治労の赤腕章をつけている。役場に行くと、職員がやはり赤腕章をつけている。そこで、ある課長のところに行き、どういうことでこの腕章をつけているのかと聞いたところ、どうも説明がわからないのです。何言っているのかわからない。それで、前の席にいた係長に聞いたところ、答えることはできない、このように言われました。管理職の課長の前ではっきりと言われました。勤務時間中に、みずからのしていることを町民に聞かれ、答えない、答えられないということは、地方公務員違反とはならないか。

また、住民が自治労、すなわち役場職員が恐ろしくて聞けない。なぜ今この時期、新聞で騒がれているこの時期に、自治労の赤腕章なのかという住民の声は聞こえていないのかと思います。勤務時間中の組合活動は、明瞭な法令違反ではないか、お聞きいたします。

四つ目に、町民は脱税、裏金づくりをする自治労に使われる職員を採用はしていないと思います。中立、公正、信頼できる職員を求めていると思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

五つ目に、職員教育で、地方公務員法第３５条の職務専念義務、職員は法律または条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならないとあります。注意力のすべて、そして役場の仕事以外はしてはいけませんよと法律で言っているのです。

それと、３６条の政治的行為の制限では、要するに庁内では政治的行為は一切できないこととなっているということなのです。これをしっかり教育しているかどうか、お尋ねをいたします。

そこで、最後にですが、北教組には教育委員会がついております。これは新聞の切り抜きですが、勤務中に組合活動、９７４人が処分対象、道教委となっております。きっちり監督しております。

郵便局は、これは民営化ということと、自助努力でもって真剣に今取り組んでいるのではないかと思います。

では、自治労はというと、町長は前の議会でも答弁しているように、手も足も出ないというような状況ではないかと思います。では、だれが監視・監督をするのかというと、だれもいないのが実態であります。移動もなく、この町で終生最も恵まれた、さっきの質問では、この町におられない方もおりますが、終生最も恵まれた身分、給与を保証される役場職員への町民の目は厳しい。でも赤腕章、選挙運動をする自治労は、住民は憂慮しているのです。これを自覚しなければならないと思います。

そこで、町長から自治労など脱退をしてはいかがかとお勧めしてはいかがかとお尋ねをいたします。

以上で終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番、梨澤議員の１番目、市町村合併に関する５点の御質問でありますが、まず１点目の合併支援プランについてのお答えをさせていただきます。

平成１３年８月３０日決定の市町村合併支援プランが国の市町村合併支援本部から北海道、そして上川支庁を通じて、本町に昨年の９月１３日に文書により通知があったことから、合併支援プランの存在については承知をいたしているところであります。

この支援プランの内容につきましては、自主的な市町村の合併を強力に推進するための支援策などを定めたものでありまして、これまで示されていた支援項目のほかに、町長間の連携による新規事項、また拡充による支援項目が策定されたことにより、市

町村合併に対する優遇支援策は、全体で７７項目が示されているところであります。

次に、２点目の研究会の設置についてでありますが、私といたしましては、市町村合併は地域の実情に応じ、関係市町村や住民の意思が尊重されることが重要であるとの考え方から、住民の皆さんが自主的に将来の上富良野町のあるべき姿、とりわけ市町村合併などについて大いに議論をし、研究されることについて期待をするところであります。

今後町といたしましても、町民の方々がみずから合併について考える場の研究会等に対しまして、情報の提供などを積極的に協力していく考えでおりますので、御理解を賜りたいと思います。

３点目の合併説明会の講師についてのお尋ねでありますが、さきの御質問にもお答えさせていただきましたが、住民の皆様方がみずから市町村合併について大いに議論されることは、大変喜ばしいことと考えております。平成１４年度においては、町の広聴活動の一つであります「夢、未来を語ろうまちづくりトーク」において、テーマに市町村合併を設定するなどして、住民の方々の御意見等を伺ってまいりたいと考えております。

また、このほかにも町民の皆さんに合併を考える機会を設け、講師などが必要とする場合においては、合併に関して幅広い意見が伺えるよう配慮してまいりたいと考えております。

４点目についてでありますが、市町村合併の担当課の設置については、現在市町村合併にかかわる事務は企画調整課といたしておりますことから、今後も企画調整課を担当部署として事務執行を行ってまいりたいと考えております。

市町村合併にかかわる最後の質問の優遇策についてでありますが、市町村合併は町の将来にかかわる大きな課題であることから、優遇策があるから合併をするような考え方ではなくて、将来の上富良野町のあるべき姿について研究を重ねるとともに、議会及び住民の意見等を十分にお伺いし、今後の方向性を定めてまいりたいと私は考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

２番目の自治体労働組合に関する御質問にお答えいたします。

上富良野町職員の労働組合として、上富良野町職員組合が組織されており、全国自治体労働者組織としての全日本自治体労働組合、いわゆる自治労に加入していると承知しております。

また、自治労が全日本労働組合総連合、いわゆる連合に加盟していることから、全国労働者組合の一員ともなっているわけであります。

一つ目の御質問についてですが、労使なれ合いと御指摘の件については、地方公務員法及び労働三法に基づき、労使の審議のもとで適正に処理しているものと考えており、腐敗の根源との御発言については、いささか残念に思うところであります。

組合費の天引きについては、労働基準法で法令に特段の定めのある場合、または労働組合との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができるとの規定に基づくものであり、昭和４１年の職員組合設立時の協定により、預貯金や各種保険料などと同じく法定外控除として給与からの組合費控除を行っております。

ただ、梨澤議員の質問通告を受けて調査を行ったところ、組合、町の双方で当時の協定を称する書類が探し出せなかったため、再度調査を進めて適切な処理をしたいと考えております。

次に、政治活動についてでありますが、一般的に政治上の主義、施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、または公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う直接・間接の一切の行為とされております。直接参政権の行使である選挙投票を含め、大いに参加すべきものと考えております。

しかし、一つに、政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、二つ目に、特定の公職の候補者を推薦し、支持し、またはこれに反対することを本来の目的とする団体、一つ目と二つ目のことを組織的、継続的に行う団体、いわゆる政治団体が行う政治活動については、法令で制約されているところであります。

このようなことから、労働者団体である職員組合は、政治団体ではありませんので、法令に違反する行為とはとらえておりません。

次に、執務期間中に着用する赤腕章については、役場庁舎内には不特定多数の来庁者があることからも、好ましくないものと考えておりますが、今までのところ町民からの苦情は、私の耳には届いておりません。

二つ目の職員採用に関してでありますが、憲法第１４条に示されている人権、心情、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないことを趣旨として、平等主義に基づいて取り進めているところであります。

さらに、憲法第１９条に規定される思想及び良心の自由を侵害することは、あってはならないものと考えております。しかし、地方公務員としての資質と適正については、人物を見きわめる必要があるため、面接による考査を加えているのが実情であります。

なお、労働組合の組織や管理については、特定の法律で制限されているものを除き、労働組合法の規定により保証されているものでありますので、御理解賜りたいと思います。

三つ目の職員の職務専念義務と政治的行為の制限についての御質問にお答えいたしますが、職務時間中の職員においては、職務に専念する義務を課しており、職務以外の行為については、法令または町例規に基づく休暇時間、休日、年次有給休暇、育児時間及び産前産後休暇などの時間に行っているものと解しております。

また、地方公務員法で職員が政治活動、政治的行為を行うことについては禁止されておりますが、職員団体が政治活動、政治的行為を行うことについては、地方公務員法上は禁止されておりません。しかし、職員団体の政治活動または政治的行為と職員個々の政治活動または政治的行為との区分の境界線が極めて微妙な部分も多く、また個人のプライバシーの領域とも重複するため、難しい問題と判断いたしておりますが、職員として違反する行為がある場合においては、厳正に対処してまいる所存であります。

次に、４点目の自治労の脱退に関する質問については、職員組合独自の判断することでありまして、私が関与する問題でないと考えております。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１１番梨澤議員。

○１１番（梨澤節三君）　最初に、市町村合併について。これちょっとお互い非常に頭の痛い話ですが、真剣にお話をしていきましょう。

まず、9月１３日に受けたと答弁されております。その間に９月定例議会があり、１２月定例議会がある。私が言わなければ、今３月定例議会にも、このことは全然明るみに出ない。それで情報公開の場に行って確認もしております、この議会開会前に。これは収入役に立ち会っていただきました。で、やはり出ていない。

それで、委員会、情報公開の条例制定のときに、作為してはいけませんよということを私は企画課長に言いました。そのときに、委員長もさらに念を押しています。

そこで、半年以上こういう重要な情報を放っておくということは、情報公開しないということは、これは議会を軽視しているのではないか。こういうことが、要するになれ合いの根元になるのです。上があれなんだから、おれたちもここでやるよと、そういうものにつながる。

これは、もう少しすると罰則にかかります。市町村合併の罰則がありますが、これは議員協議会という限定しておりますけれども、これがおくれるということで、広いことにいくと、その罰則にもかかわるのではないかともとられます。

この資料について、これは議員全員に、予算委員会もあることですから、議員全員に配付をしていただきたいというように思います。重要な項目がいっぱい入っております。それが１点ですね。

それから、次にこういう財政のことに入りますが、市町村合併というのは、まことに即効の話から、この自治体がなくなるかというような全部含みます。この話は後にしましょうか。

私は、２年前に町長に合併が来ますよと、それでよい子悪い子普通の子に例えて、基金、貯金を持って合併に向かうのですかと、それよりも町民の皆様が喜ぶ悪い子になっていろいろなこと然でやってはどうですかというような質問をしたことを覚えておられると思います。

ここに富良野市の予算が出ています。継続の大型事業がメジロ押しです。この中には生涯学習施設、生涯学習センター、これ７億円ですね。そのほかいっぱい出ております。

それから中富良野町です。中富良野町、大型事業が相次いで完了、しかし新規事業は盛りだくさん。

上富良野町、作文がずっと載っております。目玉がないのです。やるべきことがない。健全財政ということではないかと思いますが。

そこで、これを見て、この富良野と中富良野を見てわかるように、もう合併の準備に入っていっているのです。やれということなのです。やっていっているのです。やっていって、そして地方債現在高ふえていくのです、やっていけば。そして、合併のとき、それは合併の町全部みんなで払ってください。はっきりしてます、これは。そして貯金を持ってきたところは、ああこれは使わせていただきますと、こういうことになるのでしょうね。

それで、そこでただしですよ、ただし合併になった場合の一歩進みます。合併になった場合に、先ほど言ったように２００億円の優遇策来ますけれども、借金があるからおれのところ少なくとは言わないのです。人口割でもらいますよ。２００億円来るなら富良野市、ああ私半分以上なのですから１００億円以上もらいますよと、必ずこういうことになっていくと思うのです。そして、そのようになっていっているのですね、こういうように。そして、その合併の暁には、まだまだはっきりしているのは、富良野市は市役所建てますと言うのです、富良野の町の真ん中に。文化会館もこんなのでは小さいからもっとでっかいのということは、もう目に見えており

ます。

そこで、これから大きなものといっても、なかなか大変なことかと思いますので、私は町長に合併前にきめの細かい行政をしていただきたい。

私の掌握している最も身近な話をします。五つ、六つですね。南町３丁目の集会施設、江花の講堂つきの集会所、それから総合グラウンドのスロープ化、そして排水の措置、それから宮町２丁目、これはあの辺伊東さん宅ひん曲がっているのですけれども、それと同じく３丁目のきくや裏のこれの舗装、それから若い人はよく言います。ふれあい通りを雪のないようにしてもらえないか、ロードヒーティング化です。それから、旭町４丁目の瀬田さんの横に道路がないために、回覧板を持つのに観光道まで出なければならないという話も出ています。あれに道路を新設して、職員住宅前につなぐと。

そのほか、要望たしか上がってきているはずです、いろいろなものが上がってきていると思います。私にはわかりませんけれども。そういうようなの全部やってあげてはいかがですか。大きなものをやらなくていいですよ。きめの細かいのだっとやったらいかがですか。福祉施設はやるべきですよ。福祉施設はもうがっちりやるべきだと思います。

合併が来ると、こういう小さい話にはならなくなるのですよ。この合併に当たって、執行者と議会は車の両輪です。後で議員は何やっていたと必ず言われます。町長も言われます。これは講師の先生も言っておりましたね。言われますよ言われますよということを言っておりました。

そして、これやっぱり論議もする。話しもするが、やることもやっていった方が私はいいと思います。時間的にはもう今しかないというように思いますが、今言ったことについて、町長いかがお考えになりますか。

次に、自治労関連についてですが、相変わらず町長は自治労に手も足も出ないということを言っておられます。

また、今の答弁の説明、何かわかりません、聞いていて。だめだと言ったかと思ったらいい、どうなんだ、結論がさっぱりわからないのです。

それで、富良野市議会がきのうありました。同じ質問がありました。今、富良野市は選挙の真っ最中です。同じ質問がありましたので私行って、傍聴に行きました。そうすると、市長は当事者ですから、助役が答弁に立ちまして、職員の選挙活動は地方公務員法第３６条に違反する。違反行為のないように厳重に指導する、この一言で終わりです。この一言でいいのです。何ぼ何かわからないことを１時間言われてもわからないです。

それでお聞きしますが、この議会が終わったら春闘と称して、すぐまた赤腕章が出てくると思います。これを町長は許可をされるのか。議員も含め、住民の質問に職員は答えられるのか、どのように対処するのか。赤腕章何でしているのかと聞かれて説明をしたそのときには、即職務専念義務違反になります。質問に答えない場合も、町民の質問に答えない、これも義務違反になります。こういうつらい立場に置かれるのです。いじめて言っているのではないのですから、私は。どちらも地方公務員法違反で、これは処罰の対象ともなります。赤腕章ということを聞いたら、私はこれ聞きに行きます。しかも、管理職をそばに置いて聞きたいと思いますが、いかがお考えになりますか。

今の質問、最初の資料を９月１３日に受けておりながら、７カ月、下手すると１０カ月ですよ、６月まで。なぜこういうことになったのか。議会軽視をしたのですかということを聞いているのです。この議会軽視をしたのですかということについては、同僚議員もいろいろなところで言っているのです、いろいろなところで。車の件であるとか、しかしなかなか核心に入れない。これは議会軽視につながるということが、これが１点と、あと自治労の件ですね。お尋ねをいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、市町村合併についてでありますが、どうも議員と市町村合併は歯車合わないのかなと。私といたしましては、市町村合併は反対でもなければ、賛成でもない。これは町民の皆さん方が最終的に決断をするものという認識におります。

市町村合併支援プランが９月１３日に町の方に来ていたのが、議員に提供されていない、これは議会軽視でないかということでありますが、行政情報というのは、我々自治体に国から道から、それから上川支庁を通じて、あるいは開発建設部だとかいろいろな部分から行政情報というのは自治体に入ってまいります。これらの情報をすべて議会の皆さん方に情報を提供するということにつきましては、それぞれ皆さん方が必要な希望する情報については、決して隠しはしません。要望に対しましては、その配付はさせていただきますが、自治体に入りましたこれらのすべての膨大な情報をすべて逐一、申しわけございませんが、議員の皆さん方にすべてを提供するということにつきましては、なかなか難しい部分もあるなというふうに思いますので、必要な情報について、ひとつ要求をしていただきたいというふうに思うところでありまして、決してそうなかったから

議会軽視である、国から自治体に入ってきた情報を議会に提出しなかったから議会軽視であるという判断には、ひとつ立たないでいただきたいと。我々は、情報提供は決してしないということを申し上げているわけではないということで御理解をいただきたいと思います。

また、この市町村合併支援プランの今情報公開をしております部署に、市町村合併のコーナーをつくってございます。そこに議員が御指摘のように対応されていなかったということにつきましては、これはまことに申しわけなかったと。即担当部署に指示をいたしまして、市町村合併に関係するそのものについて、開示の場所に対応させるよう指示をいたしたいと思います。

それから、市町村合併につきましては、先ほど来申し上げておりますように、ことしは町民の皆さん方の声を聞きながら、その方向を定めていきたいなと、町民の皆さん方の御意見を聞きたいなというふうに思っております。ただ、私の耳に入ってくるすべては、町村合併については、ノーという町民の声がすべて私の耳に入ってきております。ただ、そうでないイエスの人も多々いるであろう。中にはいるであろうというふうに思っておりますが、ただ私としては、さきにも申し上げましたように、安易にあめにぶら下がって町村合併の道を選ぶのか、今厳しい財政状況の中で、むちを打たれているのが現実でありますが、それに耐えていくのか、将来的に我が町を町村合併をしてどういう将来像を描いていくのか、このままの状態で富良野盆地母村の上富良野町として、小さくとも、ささやかでも、町民とともにできるまちづくりを目指していくのか。私は、決して財政的には厳しいむちが今打たれてきておりますから、厳しい過渡期があると。これに耐え得るためには、先ほど来言っている健全財政維持方針に基づいた、あるいは行財政自治改革を十分に見きわめながら、財政の運営に過ちのない対応をとり進めながらまちづくりを目指していかなければならない。合併すれば、議員おっしゃるように１０年間という期間はありますけれども、優遇措置されます。しかし、昭和の大合併で合併した各地域が、やはりどういうまちづくりの結果を生んでいるかというようなことも含めながら、十分に北の端におる上富良野町が、合併によってどうなるのかということを将来像を十分描いた上で判断をしなければならないし、町民の皆さん方がその道を選んでいただきたい。

今、若い青年部の皆さん方が、この問題について始終研究会を開いているということは、大変いいことだなと。そういう盛り上がりが町民の中から出てくることによって、町はそういったものに支援をしながら、協力をしながら、情報提供しながら、町民の皆さん方が最終的な我が町の将来像を描いてくれるものと。それに対して、行政が判断するべきものというふうに考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいなというふうに思います。

それから、次の自治労問題でありますが、町長はまるっきり何も自治労には歯が立たないのかということでありますが、職員組合とは、もう既に今定例会にも職員定数の削減を、条例の改正を提案させていただいておりますが、あるいは特殊勤務手当、いろいろな部分について職員組合との話し合いの中で取り進めさせていただいておりますし、昨年暮れの寒冷地特別加算につきましても、我が町と南富良野町は率先して廃止をするということで、職員組合の理解は得ておりませんが、職員組合としては賛同はしていただいておりませんけれども、そういう対応を進めてきているというようなことで、職員組合と労使双方の関係というのは、これは労働組合法で認められた運動展開、団体交渉権を持っているわけでありますから、労使双方の関係というのは、円満にうまく仲良く対応していける関係を維持していきたいというふうに思っております。

ただし、地方公務員法、我が町の例規集すべて規定条例等々の中で、違反する行為がある部分につきましては、厳選な処分をしなければならない。処分をもって対処していくべきものというふうに認識しております。

また、赤腕章の問題につきましても、決して多くの町民が来庁するこの施設で、赤腕章というものは認められるものでありません。私としては、承認をいたしているわけではありませんが、組合運動の一環として、職員が対応するそれぞれの機関における赤腕章の設置につきましては、私としてはそれを承認いたしてはいないということで御理解を賜りたいなというふうに思います。

職員もまた、そういった認識でもって、組合活動においても常識ある活動をしてくれるものと、常識ある職員であるということを私は信じてやまないというふうなことで御理解をいただきたいと思います。

ちょっと１点、先に戻ります。道庁の職員が合併したのが勝ち組みで、合併しないのが負け組みだという発言をしたわという議員の御質問状をちょうだいいたしました。私は、上川支庁あるいは道に対し、道職員が自治体合併をそのように見ているのか、そういうふうに指導しているのかにつきましては、今道が自治体合併の推進要綱を定めて、各自治体の自主的な判断でもって市町村合併の推進を図るということを基本に設けた道は推進を図っているわけであ

りますから、その中で、合併したのは勝ち組で合併しないのは負け組だぞと一職員が、道職員が言ったということにつきましては、私は近々札幌へ出たときには、厳重にこのことにつきましては担当者、上司に対して、総合企画部の地域振興室長に対して厳重に申し入れていきたいというふうに思っております。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１１番梨澤議員。

○１１番（梨澤節三君）　ここに町長、ただいま件はここに、きょうのこれに載っておりますから証拠もあるわけですね。町長が言うと反対するような、合併反対と聞こえますよ。

それで、この中にありますけれども、昭和の合併は失敗だったと。何でだと言ったら、住民の声を無視した官主導の体質が指摘されているのです。住民の声を、住民の声なんか出っこないじゃないですか、資料も何も出さなかったら。町長の言うあめというのはどこにあるのですか、あめどこにもないんじゃないですか。話も何もできないのです。

それで、こういう口振りになっても一生懸命だということでもって。

それで、ちょっと先一緒に考えましょう。さきの議員協議会で、同僚議員の質問の中に、町財政の中期試算について、なぜ平成２０年まで試算をしないかということで、けんけんがくがく白熱した議論が展開されたのですね。私も大変関心を持って聞いていました。ところが、議長が質問議員の質問をとめに入られたり、いつの間にか休憩になったりということで、お聞きしたかったのですが、今お聞きしたいと思います。同僚議員もここで質問やっておりますね。それで、私聞いてみたいと思います。

その前に、ずっと考えていきますよ。平成１５年、来年です。統一地方選挙があるのです。我々議員の選挙です。翌１６年１２月に町長選挙があります。その３カ月後に、平成１７年３月ですよ。合併特例法がなくなるのです。だからやるかやらないか、そこまでなのです。やらなかったら、ああいいですよといって、国はもうお金やらないで済むから喜んで、ああいいですよといって、その後何ぼやったって知ったことではないですよということなのです。だからといって、町長ここで私がやるぞということを言っているのでないように聞いてください。ちょっとも反対ではないのですよね。私も推進ではないのですよ。

それで、合併となったら、平成１７年に町長はいなくなり、議員は激変緩和策で設置選挙が行われるのです、平成１７年。そうすると、国、道の中期予算は激変緩和ということで、平成１８年度までは合併前の予算が示されるのかと思います。平成１９年３月に、１５年、１６年、１７年選挙です。１９年は正規の選挙があって、正規の市長、市議会選挙が行われて、完全に上富良野町という自治体が消滅します、１９年に。１９年４月以降。そうするとどうです、恐ろしいでしょう、消滅するのですよ。そして、平成１４年度の、いいですか、これは情報ですよ。平成１４年度の富良野市の特別交付税も４億円削減されてきています。

また、同僚議員が前に質問しておりました、予算委員会ですね。議員協議会ですか。中富良野、上富良野の町立病院はどうするのだということを言っておりましたけれども、これは前にちょっと言いましたけれども、上富良野には厚生病院が新築されて、これは壊されます。中富良野は新しいから療養型病床群になっていくという、こういう話も出ているのです。こういうことで、この自治体が１９年になくなっているわ、病院はこうなるわという話が進んでいっていると思わなければなりません。真剣に我々、だから取り組まなければならないと思うのです。

国益という言葉がありますが、我々はこの地域の地域益ですよ。住民に決して損をさせないように、早目早目に情報を出して、真剣に住民の皆さんに考えていただかなければならないように、町長も議会も取り組まなければならないのです。

町長にお尋ねしますけれども、平成１９年、いや１７年ですかね、上富良野町という自治体は存在しているかどうか、どのようにお考えになるかお聞きいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１１番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきますが、合併は、私はもう私の立場で現在反対でもなければ賛成でもないと。ただ、個人的な考えはあると。しかし申し上げるわけにはいかないと。町民の皆さん方が基本的に判断していただけるものと、私はそのためにことし１年町民の皆さん方と、この合併をテーマに語り合っていきたいと、そういう広聴活動をしたいということで考えております。

今、議員町長よと、平成１９年になったら上富良野町なくなるのだぞと、上富良野町の町立病院もなくなって厚生病院ができるのだぞと、もう厚生病院ができるのはありがたいことだなと思いますが、まだそんな話は全くありません。町民が知らないうちに、議会が知らないうちに、言うならば町長である私も知らないうちに、いつの間にか上富良野町がなくなって、どこかへ行ってしまったわということには、これはまるきり国の施策と言えども、１００％生ずることではないと、私はそう思っております。

国は、１７年までの、この優遇措置期間中に合併推進を図っていけば、そのスケジュールの中で、１９年には最終的なその合併した自治体の選挙を開始して、新しい首長を決め、新しい議会議員を設定する、その最終の年月が１９年であるというふうには私は認識しておりますが、そのときに上富良野町がなくなるということは、１００％考えておりません。

そういうようなことで、この合併につきましては、あくまでも今後町民の皆さん方と十分に語り合いながら、そして今後の上富良野町の将来像をどのようにして描いていくのか、今我が町が描いている第４次総合計画をどのように実現、具現化していける対応ができるのか、そういうことも十分考えながら合併の道を選ぶのか、独自の自治体形成で、富良野盆地の母村としてこのまま上富良野町として自治体形成をしていくのか、これらは地域住民の大きな判断であるというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１１番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時４５分　休憩
午前１１時０４分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１番中村有秀君。

○１番（中村有秀君）　私は、さきに通告をいたしております３項目８点につきまして一般質問を行いたいと思います。

まず、第１点目は、地域高規格道路旭川十勝道路についてでございます。

昨年の秋ごろから、富良野市中心におきまして、この旭川十勝道路の中の富良野道路の関係について、いろいろ議論が市民の中で展開をされております。そういうことで、早晩何年後になるかわかりませんけれども、旭川から占冠、そして十勝にこの道路がつながるように承っております。したがいまして、それらの関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、第１点は、旭川十勝道路整備促進期成会が平成６年１２月１５日に、我が上富良野を含めて９市町村にて設立総会が行われました。このらの設立目的と経過及び当町の期成会の参加姿勢についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、第２点は、旭川十勝道路の計画路線の指定、それから調査区間の指定、整備区間の指定ということで、平成６年から順次本年までそれぞれ進んでおります。したがいまして、それらの視点についての経過はどのように進んでいるのか、これらをお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、第３点は、当町の関係では十勝岳噴火に備える防災面での必要性が強調されております。しかし、半面観光面で危惧されているのが非常に大きいので、それらを含めた方針についてお伺いをいたしたいと思います。

次に、第２点目、町民証の発行についてでございます。

町内外のさまざまな分野で氏名、住所、生年月日、年齢等の本人を証明する機会がふえてきています。実際証明を要するときには、保険証や運転免許証等を持参し、その証明の求めに応じております。しかし、高齢者になれば、運転免許証等の持たない方もいらっしゃいます。

また、施設等の利用のたびたびに保険証や運転免許証を持参するのも大変であり、特に亡失等も考えられます。

また、今定例町議会で町内の各施設利用に、６５歳以上は無料化への条例改正が提案されています。各施設の利用の際の確認とともに、事故や災害の発生時に氏名、住所、連絡先等が速やかに確認ができます。

以上の観点から、写真入りの町民証の発行を行うべきと考えるが、それらについてお尋ねをいたしたいと思います。

次に、第３点目、町立病院の運営でございます。

町立病院の運営については、非常に厳しい意見が町民等にもあります。したがいまして、当面４点についてお伺いをいたしたいと思います。

第１点目は、平成１３年２月から院外処方箋が発行されている。過去１年間の発行状況を院内、院外別どのような状況になっているかお尋ねいたします。

それから、第２点目は、院外処方箋移行前と現行実施での必要薬剤師の算出基礎数についてお尋ねいたします。

次に、第３点は、処方箋の発行に伴う応需薬局へのファックスの利用状況はどのようになっているか。昨年の１２月設置をされておりますけれども、それらを含めて御答弁をお願いたいしたいと思います。

それから、第４点目は、薬剤管理指導業務の取り組みについてでございます。

平成６年の薬剤の関係の法律改正によって、薬剤管理指導業務が新たに出ております。それらの関係で、当町立病院でのこの取り組み状況はどうなって

いるかということでお尋ねいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番中村議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１点目の御質問の地域高規格道路、旭川十勝道路に関する１点目、旭川十勝道路整備促進期成会の設立目的、経過等についてでありますが、平成６年１２月に旭川市、東川町、東神楽町、美瑛町と富良野圏域５市町村の２市６町１村の九つの自治体の構成により、旭川十勝道路促進期成会が発足を見たところであります。

この会は、上川中部、南部圏域と十勝圏域を高速で連絡する旭川十勝道路の早期実現を目的に結成されたものであります。本町にとりましても旭川十勝道路は、活火山十勝岳を抱えていることから、有事の際の避難経路、緊急医療の搬送ルート、農畜産物等の物流経路の確保、また観光振興の面からもスムーズな移動による観光客の増加等が期待できるなどの点から、設立当初より期成会に参加し、要望活動を行ってきているところであります。

２点目でありますが、平成６年１２月に旭川市から占冠村までの間約１２０キロが計画路線の指定を受けて以降、調査区間といたしましては、平成７年に中富良野町と富良野市の間２０キロが指定を受け、平成８年に旭川市から東神楽町の２３キロ、平成１２年には東神楽町から美瑛町の１６キロが指定されてきております。

また、平成１０年には、富良野市学田から富良野市上五区の８キロが整備区間の指定を受け、環境アセスメントの手続を経て、平成１３年に該当市町村における説明会が行われてきております。

３点目についてでありますが、本町の観光の主体をなす観光資源は、十勝岳、ラベンダー、温泉、また、なだらかな丘が続く景観であると考えております。現在のところ、国の方からルート設定の協議は一切ございませんが、議員から御意見がありましたように、景観保全等の観点から危惧される点も考えられますので、これらの観光資源に配慮し、自然と調和した道づくりを強く要望してまいりたいと考えております。

次に、御質問２番目の町民証の発行につきましては、既に市町村において実施されているところもありますが、御質問いただきましたとおり、各地の施設利用などに関しましては、年齢要件等の区分も必要になってきており、本人確認に対応するものについては、運転免許証などが一般的に提示さているのが現状であろうかと思います。しかし、より簡易な方法で本人確認のため町民証のようなものについて検討することは、町民の皆様方の利便性にも対応し得るものではないかと存じます。

一方で、個人情報などプライバシーについては、より高い制度で守らなければならない社会でもありますので、今後もこれら本人確認手法の一つとしての御提案の町民証発行につきまして、他市町村事例等を参考にしながら可能な方法を模索し、実現に向けて研究を進めてまいりたいと考えます。

次に、３番目の町立病院の運営に関しての御質問の、１点目の過去１年間の処方箋発行状況でありますが、時期によって若干の変動はありますが、昨年２月から本年１月までの平均は、１日１１８件で、うち院内処方が６０件、院外処方が５８件と、ほぼ半数が院外処方となっておる現状であります。

次に、２点目の院外処方箋発行前と発行後の必要薬剤師の算出基礎数についてでありますが、薬剤師の配置は医療法に定められており、算出に当たっては、療養型病床群にかかわる病室に収容されている入院患者の数を１５０をもって除した数と、療養型以外の病床群以外の病室に収容されている入院患者の数を７０をもって除した数、及び外来患者にかかわる取り扱い処方箋の数を７５をもって除した数を加えた数が必要な薬剤師になっております。

この算出から、院外処方箋移行前には２.９３人必要とされ、薬剤師１名が不足でありましたが、移行後１年が経過した現在は、１.６７人でよいことから、現行の２人体制により薬剤業務等を行っております。

次に、３点目の院外処方箋発行に伴う応需薬局へのファックス利用状況でありますが、昨年２月の院外処方箋発行時に、院外処方の促進及び定着のための患者サービスとして、病院側から患者の希望する応需薬局へのファックス送信を開始いたしました。

病院側での取り扱いは一定期間とし、引き続き応需薬局が業務を行うということで、応需薬局みずからファックスの設置など諸準備を進めてまいりましたが、稼働に当たっての課題処理のため、現在まだ患者さんの皆さんには御利用いただけない状況下にございます。

このファックスの取り扱いについては、引き続き応需薬局と協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４点目の薬剤管理指導業務の取り組みの状況でありますが、入院患者に対する投薬、注射に関しての指導の実施に向けて、薬剤師と医師などの協議において、薬局薬剤業務の見直し及び指導のマニュアル化等体制の整備を進めております。

この業務処理を新年度予算に計上いたしております医療事務システムの中に取り組んで計画をしていることから、これら機器の整備後において業務に着

手し、２カ月程度の試行後、北海道への提出を行い、本格的には下期から業務を開始するよう進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　まず、十勝道路の関係で、期成会の関係でまずお尋ねをいたしたいと思います。

成立当初より期成会に参加をされてということで、今町長の答弁がありました。その中で、参加をして要望活動を行ってきたところですという答弁だった。したがいまして、私たち一番心配するのは、どこのルートに行くのか、それからインターがどこに設置をされるのか、それからもう一つは、国がやるとは言っても、やはりいろいろな要望をしていかなければだめでないかという関係もございます。そういうことで、町長としてどのような要望を行ってきたのか、その内容について確認をいたしたいと思います。

それから、第２点は、平成１４年１月２１日に、上川地域連携会議の南部ブロック会議が開催されました。これは国、道からも来ております。その中で、議題として地域高規格道路旭川十勝道路について、ある面では新聞記事によりますと、早期完成を求めるという首長もいたし、それからもう一つは、既存の国道の道路改良を優先すべきだという意見もあったということでございます。そういうことで、その会議の場で、上富良野町長としてどのように発言をされたかお伺いをいたしたいと思います。

それから、第２点目の路線の指定、調査区間、整備区間の指定でございます。先般、旭川開発建設部主催で、３月１日に第１回景観検討委員会が開催をされたという新聞記事があります。その中で、旭川十勝道路の一部、いわゆる富良野道路、富良野山部から中富良野福原間の２０キロメートルの関係で記事が掲載をされておりました。この経過の中で、今町長の方から答弁のあった富良野、中富良野２０キロは平成７年８月２３日、それから旭川東神楽、これ旭川空港までということで、これは平成８年８月３０日、これが２３キロありますよと。そうすると、東神楽から美瑛間、美瑛町美馬牛まで、これが平成１２年１２月２０日に、これ１６キロメートルが調査区間になっている。そうすると、完全に中富良野と上富を通って美馬牛の間がどうなっているかというのが、一番町民が関心の持っているところなのです。ところが、旭川開発建設部の図面を見ますと、このように全部工事区間Ａ、区間Ｂ、区間Ｃ、区間Ｄということで明らかになっているのですね。ですから町長の言う共に町をつくるということであれば、これらのことを町民に知らしめたり、もしくは商工会だとか観光業者だとか、そういうものを含めていろいろな意見を聴取すべき立場であろうし、また議会にもそういうことで知らせるべきでないかという感じがいたします。そういうことで、これらの関係について、町長はどう考えているかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、第３点目、十勝岳噴火ということで非常に上富良野町民としては、有事の際の避難道路の確保、もしくは旭川から富良野に向ける人たちの避難道路の確保ということで、非常に心配をされている面があります。しかし、現実にバイパスができたときに、上富良野の町内の商工業者が自動販売機は大幅減だ、それからガソリンスタンドもそうだわ、それから車が通る回数が少なくなって町への活気がなくなったと、いろいろな心配をされております。当然今町長が答弁された上富良野町の景観をどう保持していくかということで、いろいろトンネルを掘るだとか、いろいろな関係が今言われておりますし、それから今回山部から中富良野福原につきましては、基本的にこういう景観保持等、それからやっていくということで今出されております。それで、まちの中ではいろいろな意見があります。当初この道路をつくるときに、東回り、それから西回り、それからもう一つは、市街地の現在の国道に高架でやるという三つのルートがあったのだけれども、最終的に西回りということで、今のルートが確定をしております。そんな関係で、僕はやっぱり観光面ばかりでなくて、いろいろな面を含めて、やはり町として関係団体に意見を聞き、そして要望するところは要望すると。言うなれば、もう現国道からどんどんどんどん離れていって、山の中を通るということになると、今の富良野の言うなれば宣伝力を対抗していくと、やはり上富良野には、今の段階で思い出の富良野、それから松尾ジンギスカンのところを通って、そのままもう富田ファームへ行くという通路になりつつあります。そうすると、いよいよ上富に通過する観光客等が激減することが予想されます。そんな関係で、町としてそれらの関係をどのように考えているかということでお尋ねいたしたいと思います。

それから、２項目めの町民証の発行でございます。現実に、私も何カ町村に、東川にお邪魔をしたり、それから今実施されている東川町、それから留萌、それから６月から実施されようとしている千歳等にも電話等で確認をいたしました。すると意外な経費で、安い経費でできているということなのです。例えば、東川のことを申し上げますと、平成１３年４月１日から実施をしております。顔写真はデジカメで町で撮影をすると。それから、表面の表紙、言う

なれば名刺よりちょっと大きいような形でつくられているということで、大雪山だとかいろいろなあそこの東川町の写真の町も含めて、そういうようなものの表紙を１０パターンを用意をしていると。今、観光協会で名刺の販売をやってますけれども、あれと似たような形で１０パターン。留萌ではこれを１２パターンをつくってますね。

それから、ラミネート仕上げで、東川の場合発行手数料１枚５００円と、それから留萌の場合は諸証明料ということで２００円でやっております。そういうことで、留萌の場合、自衛隊の方もおられますけれども、記念でそれを、留萌に住んでたということで、記念でそのまま持ち帰っている方もいらっしゃるのですね。そんな関係で、有効期間は５年で、それぞれの自治体の中でしか有効できないとうようなことで取り決めをしながらやっているということでございます。

そういうことで、今町長の答弁では、他の市町村の事例等も研究してということでございますので、できればいつごろ実施をするかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、第３点目の町立病院の関係でございます。平成１２年１２月に、翌年の２月、言うなれば１３年２月から院外処方箋をやりますよ、それから１３年１２月の議会で同僚議員の質問に対しても答えてますけれども、院外処方箋の発行に関する病院の基本的な考え方は、原則院外ということで考えていますということでございます。それで、資料を見ますと、院外処方箋の最高が５４.９％なのですよね。最低が４５.１％、ということで、非常に低率なのですね。

ちなみに、美瑛町で聞きました。美瑛町は医事課の人に聞きましたら９８％院外に出していると言うのですね。そういうことで、非常に基本的に院外をするという感覚から言うと、ずっと月別のデータを見ましても、大体最高は５４、最低が４５だといったら、おのずから５０％前後というような状況が確認をされます。したがって、私はできるならば院外へ、できるだけそれらの高齢者、それから今までの流れからの事情があろうかと思いますけれど、何とかそれをクリアしながら、この原則院外という方法で何とかこのパーセントを上げていって、そして必要薬剤師等の今後の、言うなれば利益を上げるための方法ということを具体的に考えていかなければならないのでないかと、そういうことで今後の院外処方箋の発行の姿勢ということでお尋ねをいたしたいといと思います。

それから２点目は、院外処方箋以前と薬剤師の算出根拠でございますけれども、今の答弁によりますと、今までは非常に多かったと。２.９３人のところを薬剤師２人でやっていたと。今回の移行後は、試算資料では１.６７人ということで、２人でよいということで、０.３３が浮く形になります。人の関係だから、それはもう１.６７というわけにいきませんので、２人ということで、現行の薬剤師体制で行くということは、私は結構だろうと思いますけれども、ただ薬剤師２名、それから正職員１名、臨時職員２名の体制で今まで来ておりました。しかし、それらの薬剤師以外の職員の、臨時職員の関係等も含めて、やはり院外処方箋が５０％前後になっている、これからまた上がっていくということになると、これらの関係について十分検討すべき事項ではないかということを考えます。それらについて、確認をいたしたいと思います。

それから３番目、院外処方箋発行のための応需薬局のファックスの利用なのですが、平成１３年１２月にファックスが設置をされているのですね。そして使用方法も、①はどこどこ、②はどこどこ、③はどこどこの薬局というようことで、使用方法があそこに掲示されているのを私も何回か見たのですけれども、その後これらが進んでいないと。それで、この応需薬局の窓口である若林さんにちょっとお聞きしたのですね。そうすると、そういうことで応需薬局として体制をつくってほしいということで、電話債券７万円を買った。電話の工事料もかかった。そして電話番号も４５の９８０１ということにもなった。しかし、使ってはならないと。この使ってはならないというのは、特に利用される方が高齢者であり、そういうことで、今の状況では２週間に１回の薬ということであれば、なかなか１回だれかに教えられても、なかなか覚え切らないという現状も僕は理解をできます。

そういうことで、これらの関係について、設置されたのに、まだこれらが稼働ができなかったという理由、稼働に当たっては課題処理のためということで、現在まだ皆さんに利用いただけない状況ということでありますけれども、これは１２月、１月、２月、３月、それらの期間の中で、この課題処理がなぜできなかったのかという点をお尋ねしたいと思います。

それで、若林さんに聞きましたら、あそこの町立病院の中に一応ファックスは置くと。そういうことで、１４年の３月１日付で目的外使用の書類を出してくれと言われていると。そうすると、もう具体的に煮詰まっているのかなという気がいたします。ですから、申請を出してくれと言った段階では、これらが進められているのかなという気がしますので、その点、応需薬局の窓口である若林さんとどういう

話でそのことが言っているかということでお尋ねいたしたいと思います。

それから、第４点目の薬剤管理業務の指導の取り組み状況です。昨年１２月の定例議会で、町長はこういう答弁をしているのですね。平成１３年２月に院外処方を実施した段階で、新年度からということは、平成１４年度から、薬剤管理業務を行い、年度からすれば平成１３年度になりますね。新年度から薬剤管理指導を行い、入院患者に対する指導を行うよう指示しておりましたが、病院内の調整が十分進まないままということで、私といたしましては、早急に実現するよう指示しているということでございます。そういうことで、本来ならば１３年２月から実施した段階で、もう１３年の新年度から、これはもう取り組んでいく姿勢があるべきだなという気がいたします。

ところが、きょうの答弁を見ますと、業務処理を新年度予算に計上しております。医療事務システムの中に組み込みを計画され、これらの機器の整備後において業務に着手ということで、言うなれば薬剤師の時間的なものが非常に多くなってきている。そのためには、この薬剤管理指導料というもので十分収入をつくるべきだと、そういう姿勢がこの取り組み状況から言うと、非常に希薄だという感じがいたします。町民の各分野で補助金の削減だとか、いろいろな面で負担を強いております。そうすると、こういう部面で、まあ１回指導すれば３５０点、１点１０円ですから３,５００円が入る。機械的に８０床があるからということにはならないと思いますけれども、あくまで１週間、１カ月に４回できるということであれば、それらについて努力をすべきだし、それらの機器の整備ということでなっておりますけれども、それであれば、これらの機器の整備が何が必要であってできなかったのか、その機器の整備の内容についてお伺いをいたしたいと思います。

ある面では、薬剤管理指導業務は平成６年の診療報酬改定で行われてきております。そうすると、その内容をずっと私見ますと、言うなればここで必要なものは、医薬品の情報管理室というものですか、そういうものが必要なのか、あとファックス等もいろいろある。コピーのあれ等もあるようですけれども、それらについて何も設備ができなくてこれまでおくれていたのか、それとも内部調整で薬剤師、医師との協議で十分進まなかったか、それらの理由についてお尋ねをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、第１点目の旭川十勝道路、ルート、インターチェンジがどこにできるのだ、私も全くわかっておりません。ただ、旭川占冠間１２０キロの計画路線はでき上がっていると言いますが、今議員が持っているような、そんな地図も私は見たことございません。旭川開建へ行っても、まだこの地域については全く東側へ行くのか西側へ行くのか全くわかっておりません。ただ、うわさでは西側へ行くだろう、西側へ行くだろうというような話は聞いております。今はっきり決まったのは、整備区間として決定された部分については、これははっきりアセスも終わってますから、この区間ははっきり決まっているということについては、私自身情報として受けとめます。ただ、他の部分については、今調査区間の部分についても、今どこをどう動くのかということについては、私は旭建の方からも、その情報は聞いておりません。わかっておりません。

今、東神楽から美馬牛まで、美瑛町の要望としては、東側を空港からの道路をつくりたいわという要望等々についてのお話は聞いております。ところが、国として、旭川開発建設部として、この十勝道路の図面は、一切私どもも承知しておりません。ですから、当然計画調査区間になっている部分についてもそういう状況ですから、調査区間の指定も受けてない上富良野美馬牛間、中富良野美馬牛間については、全く私どもの承知していないと。そういった部分が出てくれば、議員おっしゃるとおり住民の皆さん方の意見も十分聞きながら、東側がいいのか西側がいいのか、そういうようなことも含めて十分、先ほどお答えさせていただきましたように、我が町の観光の最も重要な資源であります景観を阻害させないような、そういうような対応を図っていくように調整をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

それから、今日までの要望の中で、我々期成会の中では、今計画路線が決定された。そして、その中で調査区間が指定されていない調査区間を早急に調査区間に指定してください。調査区間が指定されているところにつきましては、早急に整備区間としての昇格をしてくださいと。整備区間としての指定されている区間については、早急に工事着工に取り組んでくださいという今国に対する期成会としての要望を展開しているという状況でございます。

それから、過般１月、上川南部のブロック会議がございましたが、その中で一部首長さんの御意見が、あたかもこの十勝道路について、全面的に賛成できないわというような御意見のような報道がされましたが、決して皆さん方賛成していないのというのではなくて、この旭川十勝道路の建設に向かっては、

賛成はしているけれども、ただそれと同様に、現存の既存の国道の整備、これも同時にやってもらわないと困るよと。この国道の整備を渋滞交通事故防止策、いろいろな面でその対策を講じてもらわなければ困るということの強い要望であり、また一部につきましては、先ほど言ったように、我々は道路としては空港から東側を通る道路が欲しいのだわという要望であるということであって、決してこの旭川十勝道路に対する意見ではないというふうに私は認識しておりますし、私自身も当日御発言させていただきましたのは、国道２３７、花人街道として設定されておりますが、今国土交通省で対応しております景観道路の認定、これらを含めた中での２３７の対応について、私なりの考えを述べさせていただいたということであります。

それから、３月に入ってからの富良野市で行われた景観検討委員会につきましては、これは富良野市の主催でありまして、私細部掌握はいたしておりませんが、議員おっしゃるような報道は目を通させていただいておりますが、やはりどの地域も、この種の事業に対しましては、地域の景観と環境の問題が大きな課題になっているということを認識いたしておりますので、我が町の計画区間としての認定を受けた段階においては、そこらの部分も十分議員御心配の対応を図っていきたい。

特に我が町は、議員おっしゃるように防災面の対応も図らなければならない。そして、観光客が素通りされては困る。国道バイパスで我が町は経験をいたしておるわけでありますから、そういったことも含めた中で、十分精査した要望をしていかなければいけないというふうに思っております。

次に、町民証発行の件でありますが、これにつきましては、内部会議におきましても私としては、今定例議会に御提案させていただいております使用料、手数料の改正等々も含めた中で、６５歳以上の方々に対する減免措置だとかいろいろな対応が施設利用の中で数多く出てくるというようなことを含めて、この町民証の発行につきましては、先ほどお答えさせていただいたように、前向きで対処していきたいということで、各部署に検討するように、発行に向かって検討するように指示いたしております。

ただ、これらの部分につきましては、先ほど申し上げましたプライバシーの問題、いろいろな問題がございます。そういったことも、また議員からありました有料か無料か、そういった部分等もございますので、そういったことも検討しながら、私としては、できることならばパークゴルフ場の開始する来年度、新年度に向かっては、この町民証の発行について、全町民にするのか、高齢者にするのか、そういったことも含めて検討していきたいというふうに思っております。

それから、町立病院の件でありますが、院外処方が、何度もお答えさせていただいておりますように基本であります。今現在５０、５０の状況でありますが、これは患者さんの対応を見きわめた中で、院外処方の率は上げるように努めていきたいというふうに思っているところでありますし、そのことによります患者さんの不便をどう解消していくか、そして患者さんの要望を受けながら、どうしてもやはり院内で対処しなければいけない高齢者の方もいるのかなと。ただ、我が町の町立病院にも門前薬局ができました。そういうようなことも含めていくと、当初の考え方よりも以上に院外処方箋の推進が可能になったというふうに私自身は認識しておりますので、患者さんの不便さをある程度解消でき得たというふうにも考えておりますので、この推進方を取り進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ファックスの利用でありますが、これにつきましては、過般ある議員からの御質問にもありましたように、職員が対応することになりますと、ややもすると応需薬局の問題等々も含めていろいろな問題がありますので、私の方で指示しているのは、職員の対応は差し控えるようにと。最初の指導と申しますか、覚える段階については、その対応はある程度はやむを得ないにしても、職員が常時患者さんにかわって対応するということは、ややもすると応需薬局とのいろいろな問題があるので、私としては的確でないという判断をいたしておりますし、過般も他の議員から御質問で御指摘を受けておりますので、そういうことのないように十分注意したいと。

なぜファックスが設置されたのに、これが利用でき得ないのか。これは、私の方で簡単な報告を病院事務長から受けておりますのは、応需薬局間の調整がつかないという報告を聞いております。細部につきましては、病院事務長の方からこの件につきましての現状を、ひとつ事務局長の方から説明させたいと思います。

私の方の報告につきましては、病院の問題ではなく、応需薬局間の調整というような話を聞いております。これは事実かどうかにつきましても、事務長の方からお答えさせます。

それから、次の薬剤管理指導業務、これはもう私は何度も、前にも御質問他の議員からも何度もいただいております。この院外処方をやることによって、従前３名の薬剤師を設置しなければならない薬局に、今現在は院外処方をやった一つの大きな目的というのは、現状では３名の薬剤師を置かなければいけない。１名増員しなければいけない。今の町立病

院の経営状況で、薬剤師の増員ということは全く考えられない。そういうようなことから、院外処方に踏み切ったと。そして薬価が、差益も非常に減額されてきた。病院経営に大きな影響を及ぼさなくなってきている。そういう中に、増員は１００％不可能であるということで､院外処方を対応いたしました。そして､現在１.６何人の対応になってきておりますので、私は１３年度の当初から事務長を通じて病院の方には、薬剤管理指導業務を進めて、少しでも収入の上がる手法を取り組みなさい。今まで２人で３人分の御苦労をいただいていたわけですから､今１.６人でやっているわけですから、少々御苦労いただければ、薬剤管理指導業務ができるはずだと。少しでもこの厳しい病院経営の中で収入を上げるようにしなさいということで、事務長には何度も指示をいたしてきているところでありますが、残念ながら病院内部の意識改革が、職員の意識改革が十分でないと私は判断しております。現在の危機感を十二分に持っていないという認識をしております。

新年度に向かっては、薬局からの職員は何名か引き揚げさせよと、人事異動を対処しようということで、従前の薬局職員、人員は必要ないと。人員は人事異動で、４月１日では人員を減らそうという考え方でおりますが、その細部に対応でき得ない根本的な理由につきましては、この件につきましても病院事務長の方から御説明をさせたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（三好稔君）　１番中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、１点目のファックスの取り扱いに関することでございますが、先ほど御答弁の中で、課題処理というようなことで御答弁させていただいております。このことにつきましては、移行時病院が院外処方の促進、定着といったようなことを大きな目的といたしまして、みずからファックス送信を行っておりまし。このことにつきましては、公的病院が限られた薬局とのかかわりというようなことで適当でないといったことから、二、三カ月の期間行うと。その後につきましては、応需薬局みずからから行っていただくというようなことで、応需薬局との話し合いの中で進めてまいりました。

そんなことで､先ほど御意見がありましたように、１２月にはファックスを設置を完了し、患者の皆さんに応需薬局が設置したファックスを利用して処方箋を送っていただくということになってございましたが、その時点で、応需薬局と病院側との話し合いの中に不十分なものがあるといったようなことで、十分な話し合いをされたいというようなことでの議会からも御意見からをいただいたところでございます。そんなことから、応需薬局とも話し合いを持ちました。その結果といたしまして、病院側が再度と、いわゆる所管委員会等にかかわる事項というようなこと等の応需薬局の判断から、応需薬局と十分な話し合いにもならなかったといったことで、あくまでもそういった中において、病院としてはどうするかといったようなことで検討してまいりました。現在、１００％近くを病院側からファックス送信を行っているという状況でございますが、そういった中において、患者さんにいわゆるみずからどこどこの薬局に送りたいといったこととの違いがあるといったようなことでの苦情もありまして、そんなことから、現行のシステムについてはやっぱり改めなければならないというふうなことで、病院としての一つのものの考えを整理いたしました。そのことについて応じ薬局と話し合いをしたいといったようなことでしておりまして、応需薬局自身として、その薬局自身のものの考えを整理したいといったようなことになっておりまして、その話し合いが、まだ応需薬局自体において行われていないということで、予定としては、あすその話し合いが行われるといったようなことでございます。そういった話を整理していただいた中で、さらに病院側とこのファックス送信についての話し合いをさせていただくということになってございます。そんなことから、１２月には設置いたしましたが、まだ稼働状況になってないということで、こういった状況を踏まえて応需薬局と十分な話を進めてまいりたいと思っております。

あと、医療機関の内容は何かといったことでございますが、これにつきましては、本年度、新年度予算において医療義務のシステムというようなことを導入を計画いたしてございます。そんな中に、この薬剤管理指導の業務として処理しなければならない指導記録の作成等プログラムをこの中に盛り込んでございます。そんなことから、こういった機械処理をいたしたいと。そのことによって、業務の効率化を図りたいというようなことで考えておりまして、そのシステム化によって、積極的にあとは業務開始するよう進めていきたいと思っております。

また、おくれの理由につきましても、町長から何度かその指示を受けてございました。院内においてもそういったことで取り組みについて、積極的に取り組もうといったことで話し合いをしてきましたが、実態として今回お答えしたようなことでの取り組みといったようなことでございまして、このことについては、今町長からも御指摘あったように、非常に今速度遅い展開といったことで、大変申しわけないと思っております。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　まず、高規格道路の関係です。上富の地形的な問題から言えば、十勝岳、言うなればＪＲから東側のルートというのは、ちょっと考えられないだろうと。そうすると、当然今富良野から中富良野の福原まで進めていれば西ルート、あれから延長されるだろう。当然美馬牛のところそうだろう。そうすると、僕は美馬牛までは、旭川空港から美馬牛までは調査区間になりましたよ。そうすると、片一方も富良野の山部から中富良野の十分福原までも整備区間に入ってきます。そうすると、上富を通るのは、おのずからどこの接点とどこの接点になるだろうと思うのですね。まさか線路渡って、また向こうへ行くということも考えられないし、そうすると、調査区間に設定された段階で、上富良野町として関係団体や町民の皆さん方、議会の意見を聞いてどこがいいのかということを開発局に僕は要望としてきちっと出すべきでないか。

同僚議員であるし、商工会の会長であります中川さんからお話聞きました。商工会としては、基本的に反対ですということは、もうバイパスの例を見てもわかるとおり、そういう憂いが十分あるということなのですね。そうすると、いかに上富良野の近くに持ってくるか、それからもう一つは、インターをどこへ持ってくるかといういろいろな問題が僕は絡んでくると思う。そうすると、調査区間に設定される前から中富良野のところまで決まっている、美馬牛ところまで今調査でなるということになると、我が町の意見、要望をきちっと国に対して出すべきだと思うのです。それが一つ。

それからもう一つは、国道の整備ということで、今上富良野で渋滞になるのはどこかというような問題もまず先に、富良野も当然そうですし、中富もそうだった、特に観光シーズンになってくると。それらの国道整備、拡幅等もこの視野に入れて、言うなれば、この旭川十勝道路がいつになるかということは、非常に国の財政的な状況からいったら厳しいと思うのです。そうすると、それらについても十分国に意見反映をされるべきでないかという気がいたします。

それから、町民証の発行については、前向きに実施をするという方向で検討するということなので、何とかこれらについては、早急に実現するように取り計らいをお願いいたしたいと思います。

それから、町立病院の関係ですけれども、町長は厳しく町立病院事務長等に指示をしているし、それからもう一つは危機感も持っていない、それから人事管理も十分適さないというようなことでお話をしておりました。

僕は、本来的にはもう平成１３年の２月になったのであれば、このシステム化も当然その前段で、やはり議会等でも薬局の関係、それから婦人科の関係等も当然出たのですから、これらについては、早急にこれらを１年前にやるべきだったという気がいたします。そういうことで、これらの取り組みのおくれというのが、昨年の１２月で同僚議員からも意見があったように、やはり十分ではないのでないかという気がいたします。

それから、ファックスの関係ですけれども、明日応需薬局の打ち合わせ会議をやるというのは、私も聞いております。ですから、僕はそういう方向で、応需薬局の体制が整っていないという、町長は事務長から聞いているということであれば、そういう体制づくりにやはり助言をしていかなければならないのではないかという気がいたします。

ただ、町民のサービス、患者のサービスのためにやるというのと、ある面で必要だとは思うのですけれども、この件数から言えば、例えば昨年の２月、院外が１,２２６、それから３月が１,３１３と、平均的にこういう１,０００台の数字が出てきております。そうすると、これらを全部今の事務所の中での町立病院のファックスでということは、まず不可能のような気がいたします。そうすると、どうすべきかということでは、僕はある程度若林さんと話をしましたが、例えばあそこに商協の売店があります。そうすると、商協の売店に、この応需薬局と契約を結びながらあそこでやっていただく。というのは、今の状況であれば、職員がやるということで勝手に、例えば押すボタンを１を２に間違えたら違う薬局に行くわけですね。そういうことがならないように。

それからもう一つは、応需薬局でも職員やなんをあそこへ置いて指導、案内は物理的に不可能だということであれば、何かお互いに知恵を出し合いながら、何とかこれらの院外処方箋がある面で率を上げていく、そのためにはこういう方法で進めていくということで、ある程度応需薬局との十分な検討が必要ではないかという気がいたします。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

１番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、旭川十勝道路、今の段階で、もう既に国に対して町はどの地点にどうあるべきだという要望を出すべきでないかという御意見でありますが、私は計画区間が定まって、そして路線が対応できる状況、路線が決定する中で町民の皆さん方の御意見等々聞

きながら対処していきたいと。御心配されておりますのは、町民の皆さん方や町の意見を聞かないうちに着工されたら大変だという御心配だと思いますが、その心配はまずない。今現在、８キロの区間の整備区間がまだ工事着工区間になっていない。我々は一生懸命要望しておりますが、なかなか難しいと。今我々がどこの路線にどうあるべきだろうなんていうようなことを言いますと、やはりそこの用地の問題、いろいろな問題が絡んでまいります。ですから、簡単にここを通してくださいということには相ならんと。私は、国が対応する部分について、地域としての要望を十分受け入れてもらえるような形の中で今後取り進めていきたいというふうに思っています。

それから、病院につきましては、端的に言って院内の意識が十分であれば取り組める課題もたくさんある。医療事務システムにつきましては、これを昨年に購入して対応したらいかがだったかということでありますが、これはたまたま今年がちょうどこのシステムのリースが終了する。昨年におきましては、まだこのリースの継続期間中でありますから、今回このリースが今年度で、１４年度で中途で契約期間が、リース期間が終了する。それで、新しい医療事務システムに変えていくと。その中でいろいろなものを含めた、現在のシステム以上にいろいろな業務も総括できる、対応できるシステムに変えていきたいということで、今回予算お願いをいたしているということで御理解いただきたいと思います。

それから、もう一つファックスの問題、これにつきましては冒頭から言っているように、職員が対応することは、ややもすれば、さきの議会で御質問いただいたように誤解を生む。応需薬局との関係で誤解を生む問題であります。これは、あくまでも応需薬局の皆さん方が営業としてどう町立病院を見きわめていただけるのか、そういう観点から応需薬局の皆さん方の御理解をいただいていかなければならないなと。

応需薬局の中では、これまでします、あれまでしますという薬局もあるわけでありますから、しかし私としては、地域内にある各薬局が患者さんの平等な中で対応、営業が展開できる手法をということで、応需薬局間の調整を期待いたしているわけであります。ただ、応需薬局の中で、町立病院は大したことないから、そんなところからもらわんでもいいんだわということであれば、またこれは別だ。しかし、やはり応需薬局の皆さん方も営業として理解をしてほしいなというふうに思っております。これにつきましては、早急に患者さんに御迷惑のかからないように対処していくよう進めたいと思います。

あと、また御提言ありました売店のところに云々とかという部分については、これは応需薬局の皆さん方が手法を考えていただく課題というふうに思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

この際、昼食休憩といたします。

午後　０時０７分　休憩
午後　１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１８番向山富夫君。

○１８番（向山富夫君）　私は、先日、世界がもし１００人の村だったらという１冊の本を目にいたしました。既に読まれた方もおられるかと思いますが、地球上が１００人の村だったらと仮定をして、こう問いかけております。私たちの中に、もし冷蔵庫に食料があり、着る服があり、頭の上に屋根があり、寝る場所があるなら、その人はこの世界の７５％の人々より裕福ですと。

また、もし銀行に預金があり、財布にもお金があり、家のどこかに小銭の入った入れ物があるなら、その人は、この世界で最も裕福な上位８％のうちの１人ですと、こう書かれておりました。非常に多くのことを考えさせられる１冊でありました。

既に御案内のように、昨年から国の内外を問わず世界を震撼させるような大きな事件が続発し、身近なことでも、バブル崩壊により相次ぐ銀行の破綻に起因するデフレスパイラル、ボーダレスの景気の低迷、加えてＢＳＥ問題に端を発する雪印食品問題など、これらの結果、お互いが人間不信に陥っているような印象を受けるのであります。いずれの問題も、過度な利益の追求に走った当然の帰結であると思います。多くの教訓を残すことになったのであります。今その後始末で、国の経済も大きく揺るがし、激しい荒波が力の弱い地方へ地方へと押し寄せてきているのではないかと思います。

挙げ句の果てに国は、この難局に対応するため、窮余の策として、市町村に合併を推し進め、苦境をしのごうとしているような印象をも持たざるを得ないのであります。

私は、こんなときこそ、しっかりと自立できるまちづくりのために、町民一人一人が真剣にまちづくりに取り組むべきで、しかも一刻の猶予もないと思います。そのことが、今日の基礎を築いてくれた先

人に対する義務でもあり、次の世代に対する責任ではないかと思います。

このような観点から、私は我が町を支える基本は、何といっても産業が活性化することであると確信し、この際町長に５点について御質問させていただきたいと思います。

まず、１点目ですが、今日の我が町の農業、商工業は大変深刻な状況に直面しており、これらの状況に、町として早急に対策を講ずるべきと思いますが、健全財政維持方針のもとで財政運営が行われているのでありますが、町長の現状の認識と、財政運営上の基本的な対応のお考えをお伺いいたします。

２点目ですが、産業全般にわたる低迷から、我が町においても雇用環境は一段と厳しさを増してきておりますが、かねてより町長は、雇用の促進には起業家の促進や地元企業者による事業拡大、観光事業の振興を図り雇用を創出すると言われてきておりますが、現在どのような状況なのか、まずお尋ねいたします。

私は、今こそ我が町の農畜産業者や商工業者の方々が一体となって地元の生産物を生かした地産地消や高付加価値化に積極的に取り組むべきだと考えるのであります。こういう取り組みから新たな仕事が生まれ、雇用の創出につながるものだと思いますが、この点は町長と考えを一つにするものであります。しかし、残念ながら、現状を見ますと、意欲を持ちながらも、それぞれが自分の本業を守るだけで精いっぱいなのが実態ではないかと思います。そのため、ここでお互いがもう一歩踏み出せる牽引役を町が多様な主導力を発揮して推進するべきではないでしょうか。まして、こんなときだからこそ、すぐれた人材を求められるチャンスでもあるのではないかと思います。

もちろん、各自が自主的に取り組むことが基本であることは申すまでもありませんが、今はその余力さえも失っており、当面行政がリードするべきではないでしょうか、町長のお考えをお伺いいたします。

３点目ですが、商工業の活性を図る上において、町が進める都市計画事業と民間事業とは、一体不可分でなければならないと思います。そのような観点から、昨年都市計画マスタープランが示されたものだと思います。ぜひこの具体化を期待するものであります。

そこでお尋ねいたしますが、富良野農協の平成１４年度の事業計画を聞きますと、本年中に旧上富農協食品工場跡地に大型スーパーの出店を行うと言われておりますが、これは先ほど申し上げました都市マスプランの中で、きちっと位置づけがなされております中心商業業務地計画などと整合性は図られているのか、お伺いいたします。

次に、異常とも言える離農者の激増は、お聞きいたしますと３０戸にも達するという状況であり、本町の農業基盤を根底から揺るがす緊急事態であります。

私事になりますが、昨年いただいた同世代の方からの年賀状の一通に、こんな添え書きがありました。何十年も続けてきた農業経営を去年でやめる決心をしました。本当に残念でなりませんと力なく書かれてありました。仲間の一人として、こみ上げてくるものがあったのであります。

このような離農者急増に至った要因として、私は農地の条件整備のおくれにより、生産性が極めて低いという点があると強く感じております。この点に対し、常に町長は、基盤整備などは農家の自主性に負うと言われておりますが、私はこのような農業情勢にあっては、農家個々に余りにも価値観の違いがあり、地域内での合意形成を図ることは、極めて難しい実態であります。

半面、条件整備が進まない限り、抜本的な農業の再建は図れないと思います。一刻も早く行政主体で強力に推進するべきと思いますが、町長のお考えをお尋ねします。

最後に、以前にもお聞きし、私には前向きなお答えとは理解ができませんでした農業施策の拠点づくりに関する点であります。前段までの御質問で申し上げましたように、我が町の産業の低迷は、本当に深刻であり、特に農業においては離農者数や売却あっせん希望面積の増大などからも、その対策に一刻の猶予もありません。そのため、今こそ時代の変化に素早く適切に対策が講じられるよう、農業関係諸機関の拠点づくりを行い、一体的に仕事ができる仕組みづくりがぜひとも必要と感じるわけでありますが、改めて町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

加えて、進まない農地の流動化、将来に本当に不安を感ずる後継者不足など、実行ある対策の手法として、この際庁内に農地保有合理化法人を設立し、農地の流動化や後継者育成の核とするよう具体化を検討していただきたいと切望いたしますが、お考えをお伺いいたします。

以上、５点についてお尋ねいたしましたが、町長は保健福祉センターに関する審議の中で、常に力説されておりますが、この計画は介護が必要となる前に少しでも健康に過ごせる期間を伸ばさなければならず、そのためにどうしても必要な施設だと申されております。この点に、私も全く共感するものであります。

では、一方、町の産業もまさに人と同じように生

き物と言えるのではないでしょうか。むしろこちらの健康は、永久に介護が必要な体にはできないのであります。苦境に陥ってからの対処療法では、本当の活性化を図ることはできません。町民があすに希望を持って暮らすことができるまちづくりのため、力強いお答えをお願い申し上げ、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１８番向山議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、第１点目の農業、商工業における現状認識と対応につきましは、町の三本柱であります農業と商業ともに、かつて経験したことのない長い経済不況が続く中､一刻も早く経済の再生がなされるよう、国の対策をも含めて望んでいるところであります。

農業においては、野菜を初めとする農畜産物の輸入拡大、農畜産物価格の低迷などによって農業経営も厳しさを増してきております。離農を余儀なくされておりますし、これらの現状を十分認識し、第４次農業振興計画に基づく諸施策の展開を関係機関の協力のもとに推進し、生産性の向上と経営の安定が図られるよう努めているところであります。

商工業においても、大型店の進出、後継者不足等による閉店、廃業などがありますし、またペイオフ解禁を受けて、金融機関の再編に向けた動きがここ数年で進行することが予想されており、経営資金の融資が厳しい状況下にあります。このような中、町といたしましても中小企業に対する利子の補給助成、信用保証協会保証料補てん補助による緩和策を企業振興措置条例、商業振興条例に基づいて、意欲のある者に対する補助を行っているところであります。

今後も、支援が可能な事業について、関係期間とも十分協議、調整をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、２番目の地元産業振興についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、企業振興措置条例による雇用につきましては、平成１０年度から実績では、６３人の雇用となっております。

また、観光シーズンにおける短期雇用者を含めますと、雇用人数は昨年約３１０人となっているところであります。

町の異業種の集まりであります観光産業懇話会では、観光事業者と農畜産物生産者が観光と地元で生産される農畜産物を結びつけた付加価値のある商品を開発し、また事業化するような話題の提供など、論議がなされているところであります。ここでは、より具体的な検討を観光協会などともに進め、積極的に取り組んでいただける人材が育ち、その役割を果たしていただけるよう、町としても支援対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと存じます。

３番目の大型スーパーに関する御質問でありますが、旧上富良野農協工場跡地には、Ａコープふらのの上富良野店が本年度建設される予定となっており、開発行為申請等の手続が現在行われている状況にあります。

議員御質問のＡコープ店舗出店計画と都市計画マスタープランとの整合性についてでありますが、都市計画マスタープランに示す中心市街地の整備方針では、駅周辺を含む商業地域を町の中心として重点的に整備を進める内容となっております。この中において、現Ａコープ店舗も、その大きな役割を担うものと予定していたところから、今後の駅周辺を含む商業地域への影響は大きなものと思っており、あわせて当面の問題としては、現Ａコープ店舗を利用している消費者への利便性が創出されるものと懸念をいたしているところであります。

今後、中心市街地への整備方針への配慮とあわせて、商業振興の観点からも、商工会とも協議をし、対処していかなければならないと思っているところであります。

また、都市計画マスタープランの今後の市街地整備方針についても、駅北側の農協倉庫等跡地を含む周辺地域の土地利用については、将来において住宅地域とすることが望ましいとしており、周辺地域道路網の整備方針についても、生活関連の新たな店舗進出もできるよう、これらの見直しが必要になるものと考えております。

先般、町におきましては、店舗建設周辺地域の道路網整備に影響を及ぼすことをも理由に、Ａコープふらのに対しまして、店舗建設位置の計画見直しについて要請を行ったところであります。しかしながら、当町の道路網整備方針に理解を示しつつも、昨今の経済不況の中、Ａコープふらのの運営存続の基盤事業と位置づけた計画であるために、他に選択肢がないとの返答があり、町といたしましては、民間企業が行う経済行為に対し、法的にも規制できるものがないことから、必要以上の指導や権限の行使は適切ではなく、今回のＡコープ店舗出店計画は、認めざるを得ないものとして、その取り扱いを行ったところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、４点目の農地基盤整備の推進についてお答えさせていただきます。

農地の基盤整備については、従来より国営事業、道営事業などを積極的に取り入れ、推進してきてい

るところでありますが、事業実施により排水不良の改善、土壌改良、圃場の効率性など、農業生産の向上、安定的な農業経営を確立するためには、欠かせない事業であると認識しております。しかし、事業を行っていく上で、実施地区の取りまとめや受益者負担などの課題も多数ありますが、町といたしましても、今後も計画段階から農業者の意向を十分踏まえながら事業を推進するよう努めてまいりたいと考えております。

５点目の農業施策拠点づくりの必要性と農地の流動化、深刻化する後継者不足に対する方策についてお答えさせていただきます。

最初に、農業施策の拠点づくりについては、議員御承知のとおり、従前は庁舎内に各農業関係機関が置かれておりましたが、時代の変化とともに組織の効率化や事業の執行の効率化の観点から、広域化や合併が進められ、今日に至っているところであります。

クリーン農業の推進、農地整備などの営農指導、技術指導などの重要性は十分認識しておりますが、現行体制の中で農業委員会、農協、農業改良普及センターなどの関係機関とより一層綿密な連携を図りながら、適切な指導ができるよう取り進めてまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

農地の流動化､後継者不足などの方策については、離農とともに農地の処理も課題として出され、さらに農業の担い手も減少する状況で、今後も同様なことが見込まれることで、大変懸念をいたしているところであります。これらを解消していく一つの方策としては、例えば公社的な農業法人の設立により、農地の集約化や農作業の受委託、また農作業従事者として、これらの法人に就職するなどの方法が考えられます。私といたしましては、このようなことをも視野に入れ、関係機関と十分協議し、公的農業法人の設立が可能かどうか模索し、可能な場合には、行政として必要な支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１８番向山議員。

○１８番（向山富夫君）　再質問をさせていただきます。

まず、全般的にわたりまして、町長の非常に真剣に前向きに取り組んでいただける姿が見えてきておりますことを、私として評価するものであります。

まず、１点目でございますが、財政運営の基本的な考えにつきまして、町長は認識におきましては私と同様だと思いますが、その中で、かつて経験したことのない長い経済不況が続いているという認識を示されているわけでございますが、もしそのような認識をお持ちであるなら、当然予算措置の上でも、そのような配慮がなされてしかるべきでないかというふうに思いますが、私が見る限り、平成１２年度、平成１３年度と本年度比較たいしましても、特に産業の活性化を意識したような予算編成だというような感じは持てないわけでございます。もし町長がそういうような配慮もしてあるのだぞというような部分がもしあるのだとすれば、それもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

２番目の新規の起業家と雇用の問題でございますが、観光産業懇話会というのでしょうか、それらの活動や幾つかの朝市のグループもありまして、それらの活動についても見聞きさせていただいておりますが、さらにそれらが実際の行動や一段の広がりにまで至っていないというような感じを受けているのであります。そういう懇話会などを通じまして、あるいは小さなグループなどがすばらしいアイデアや意欲を持っておられるのですが、さきの質問の中でも申し上げましたように、もう一歩踏み出す余力がないということでございまして、都市計画プランにも掲げられておりますが、それらをさらに一歩進めるために、実験店などを設けてみてはというようなプランも示されておりますので、ぜひ実験店などを設置していただきまして、町民の融合の促進と活性化の起爆剤となるように活用されてはどうかと思いますが、そういうお考えについてお尋ね申し上げます。

３点目の中心商業業務地計画についてでございますが、この多くの町民が真剣に取り組んで策定された都市計画マスタープランにもかかわらず、先ほど町長の答弁の中にありますように、わずか２年もたたないうちに、その根幹部分が揺らいで見直しが必要になっくるということは、この計画そのものがどうだったのかということが問われている一面もあるのではないかと思うのです。

この計画書を見させていただいておりますけれども、この計画策定には、それぞれの団体を代表いたしまして､農協や商工会の方も参画されております。特に私は、これらの団体は町内においては非常に広域性が高いと思い、いわばまちづくりに対しましては、行政と両輪という形で位置づけられる存在ではないかというふうに認識しております。そういうようなことでありますので､さらに農協に対しまして、町が策定しております都市計画に基づきます計画に理解をいただけないかどうか、さらに粘り強く協議を行うつもりがあるかないか、ぜひこの点をお聞かせ願いたいと思います。

まさしく、こういうことにこそ町長としてのリーダーシップを発揮する仕事ではないかというふうに

考えております。

４点目にお尋ねいたしました農地の条件整備については、特にそれぞれ御案内のように、当町におきましては、水田においてそのおくれが顕著であります。例えば、水田の１枚の圃場の大きさなどで見ますと、隣の中富良野町と比較して見ますと、３０アール以下の圃場がどのぐらい水田の中で占められているかという比率で見ますと、中富良野町ではおおむね２８％でございます。それに対しまして、上富良野町では５１％、ほぼ倍でございます。半分以上が小さな区画でありまして、当然これらと比例いたしまして、用排水や農道の整備も大きくおくれているは実態であります。このような状況でありますから、特に転作作物の栽培に当たりましては、ちょっとした雨でも致命的な打撃を受けまして、大きく生産性を低下させている実態でございます。

さらに、このような圃場条件のもとでは、農地の流動化もせず、農地の価格も著しく低下しておりまして、これがさらに担保力の低下を招き、やがては離農に至る大きな要因になっている側面も否定できないのであります。一刻も早い整備の推進をぜひお願い申し上げるとともに、特に私は町長にお願い申し上げたいのは、地域の合意形成には非常に苦労が伴うと。質問の中でも申し上げましたけれども、それぞれ前向きに営農をされている方もあれば、離農の時期をいつにしようかというようなスタンスで営農されている農家があることも事実でございます。それらのいろいろな価値観の中で、そういう面的な整備を進めるというために、合意形成を図るということは、地域のそれぞれ農業者間で調整をするということは非常に無理がございます。ぜひこういう点におきしまして、町が積極的にかかわっていただきまして、合意形成を図れるような指導をお願いしたいものでございます。

最後にお尋ねいたしました農業施策に係ります拠点づくりでございますが、これで２回お尋ねさせていただいたわけでございますが、いずれも多少認識のずれがあるのかなというふうな感を再認識させられたわけでございます。

お答えの中にもありましたように、組織の効率化や事業執行の効率化を図るために、今日まで合併だとか統合がなされてきていると言われておりましたが、その結果どういうことが起きたかと申しますと、徐々に執行者側と農業者との距離ができまして、本当の農家の考えや悩みなど、農家の体温をじかにくみ取りにくくなっていったのではないかなというふうに感じているわけでございます。

私思いますに、行政の基本は、常に軸足を町民に近いところに置いて、タイムリーな施策を講じることだと思っております。こういう意味におきましても、ぜひ農業の施策の拠点づくりが必要だと強く感じておりますので、ぜひ町長にもそのような認識を持っていただけるようお願いしたいと思います。もう一度この点も確認させていただきたいと思います。

それから、農業の法人化でございますが、公社的法人の必要性は御認識いただけましたこと、まことにありがたく感じております。国におきましても、平城１４年度では重要な施策として位置づけがなされております。これを核といたしまして、加工や流通、作業受託などによりまして、雇用機会の提供など多様な展開が期待できるものでございます。現在取り組まれております新規就農事業も、こういう経営体を活用して行うことが有効ではなかろうかというふうに思っております。

そういう意味におきまして、ぜひ検討をさらに一歩前進させていただきまして、何としても具体化していただけるように、いま一度町長の強い意気込みをお聞かせ願いたいというふうに考えております。

以上、５点についてお答え願いたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１８番向山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営面から見た今の農業振興計画、商工振興計画等々の中で、予算措置がどうなされてきているのかということについてでありますが、御案内のとおり、第４次農業振興計画を農家の皆さん方が中心となって農業協同組合でつくっていただきました。これが平成１５年までの期間の推進計画でありまして、この農業振興計画をもとにした５カ年間の財政措置を講じているわけでありまして、これを単年度で終了させてしまうというのではなくて、これを長期的に対応することによって、例えば地力の増進等々の対応につきましては、単年度単年度でやるのでなくて、長期的に対応するとによって、その成果がまたあらわれてくるというようなことも含めながら、今農協さんが合併いたしましたけれども、上富良野町としては、第４次農業振興計画の期間は、この計画をもって推進するということを基本として財政予算措置をさせていただきながら事業の推進を図っているということで御理解をいだきたいなというふうに思います。

それからまた、商工業関係につきましては、新たに商業振興条例の設置、また企業振興措置条例の改正等々で意欲的に対応する商工業者に対する支援策を講じておりますし、これらにつきましても、今年度も１３年度に引き続き１４年度も予算措置をさせていただいているということで、その対応を図って

いるということで御理解を賜りたいなというふうに思っております。

それからまた、いろいろな農業と商業、観光、これらの異業種間の連携ということは、これからのまちづくりの中で非常に重要な課題の一つであるというよなうことから、先ほど申し上げました観光産業懇話会等々でも対応していただいておりますが、町長と語ろうというようなことで、昨年も実施させていただきました。それぞれの異業種間の皆さん方にお集まりいただいて、それぞれの御意見を承りながら、それらの対応を観光協会中心とした中で、その推進を図るべく会合を重ねてきているところでありまして、この中で議員からも御質問のありました農家の皆さん方の売店を経営する方々、そして地域の商業者の方々、観光業の方々、そういう方々との会合の場を設けながら、一歩一歩その異業種間の連携について取り進めてきているところでありますので、ひとつこの成果を期待いたしたいなというふうに思っておりますし、そういう中で出てくる課題について、出てくる対応について、行政としても最大限の支援をしていきたいというふうに思っておりますので、それらの異業種間の会合の中から出てくる課題に支援をしていくことを考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、都市計画マスタープラン、これにつきましては、議員御指摘のように作成して間もなくこのようなことに相なったわけでありますが、考えてみますれば、農業協同組合の広域合併がこういう結果になったのかなというふうに考えているところでありますが、これらにつきましては、ＪＡさんにもお願いを申し上げ、いろいろと話をしましたけれども、その対処はしていただけそうにもないということでありますので、議員もう少し根気よく調整をしたらということでありますが、もう既に開発行為の申請も出され、対応しているというような結果になっておりますので、私としては、これからＪＡさんと話し合っても解決めどは立たないというふうに認識いたしておりますので、次の段階として、駅周辺整備、中心市街地整備を含めた中で、その周辺の整備をどのように今検討を今年度で、最終年度で今計画構想を策定中でありますが、策定する委員の皆さん方がどのような構想をつくってきていただけるのか、そういうものを期待しながら、今後の行政として対応を図っていきたいなと。

それともう１点は、今Ａコープ店を利用している地域の皆さん方の対応を、今後商工会の皆さん方と御相談申し上げながら、その対応をも含めて今後の課題として検討を加えていかなければならないというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

また、次の基盤整備、水田地等々の基盤整備でありますが、これにつきましては、議員おっしゃるとおり、合意形成を図ることが非常に難しいということはよく承知しておりますが、行政指導をしながら対応をしていくということは、当然行政としても地域の皆さん方の中に入って対応しているころでありますけれども、やはり何としても個々の負担が伴うものということでありますから、行政が強制的に対応するということには相ならんという部分もありますので、ただこの基盤整備がいかに必要なのかということを十分理解していただける説明は、十二分に図りながら対処していきたいというふうに思っております。

今回は、残念ながら１地区で合意形成が図られませんでしたけれども、次の地区の整備については、何としても推進を図っていくように地域の農業者の皆さん方の御理解を賜らなければならないなというふうに考えておりますので、御理解願いたいと思います。

次に、農業施策の拠点づくりでありますが、これにつきましては、何度もお答えさせていただいておりますように、それぞれに残念ながら行政組織機構が別々であるというような部分もございまして、町の行政がどう対応でき得るのかという部分につきましては、町の農業振興課の中で対応できるものは、最大限その対応を図っていかなければならない。町の農業者に軸足を持った行政推進を図っていくのは当然でありますし、私自身もそういう認識のもとで農業振興策を講じているつもりでありますが、ただ単にその実行は、実践母体は行政が対応するということには相ならん。やはり行政は、そういう指導機関で指導しながら、行政指導を図りながら、また応分の助成策を講じて対処していく。今の行政人員の中で、行政が実施母体となって対応していくということにはなかなか難しいので、それぞれの組織、農業協同組合さんあるいは農業委員会さん、それぞれの組織の中で、ひとつそれらの部分を行政と調整をさせていただきながら、行政が支援をしながら助長していきたいものだというふうに思っております。

また、最後の農業法人化、これにつきましては、今農業協同組合の方で動いている中で、二、三の法人化が設立される方向に進んできているというような情報をお聞きいたしておりますが、何としてもこの農業法人化の設立を図って、農地の流動化対応も含めながら、また先ほども申し上げました離農された農家の皆さん方の労働力の働く場の確保をも含めながら、この農業法人化を促進していくために、行

政としても支援を惜しみなく対応していきたいなというふうに思っているところであります。

また、農地の流動化対応につきましては、今後相当の農地が滞る、そういう実態が出てくることは十二分に予測されるところでありまして、現状の中での農地の流動化が思うようにはかどらないという状況下にあっては、公社的な対応をも含めて、今後農協さん、あるいは農業委員会とも十分協議をしながら、その手法をも含めた中で検討していかなければならない課題であるというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１８番向山議員。

○１８番（向山富夫君）　何点か御質問させていただきます。

まず、財政運営についてお尋ねいたしますが、どうも私の感じ取る気持ちといたしましては、そういう現在町の経済が疲弊しているというような部分に配慮した予算編成ということは、町長の答弁からも、これだという御答弁もなかったように印象を持ったわけでございます。

この健全財政維持方針の中でも、きちっと位置づけなされておりますが、特に優先順位をつけて事業の推進をするというようなことも一考ありますが、私は考え方によっては、むしろこういうときだからこそ既定の計画を後年度に延ばしてでも、例えば経済の活性化を図るのであれば、そういったことの対応の方がむしろ優先だという解釈もできるのではないかというふうに理解しております。ぜひそういうような配慮が強くにじみ出るような予算編成に意を注いでいただけるようお願い申し上げる次第でございます。

それから、次に中心商業業務地の計画についてでございますが、町長のお答えによりますと、農協との話し合いは、一応区切りをつけたというようなお答えでございますが、これは例えば日の出山の公園の一層の充実だとか、あるいはそれを利用するためのアクセスの方法だとかということ、非常に大きく今後の町の観光政策にもかかわってくる私は重大な問題だというふうに認識しております。なぜここで協議を断念するのか、私は非常に残念でなりません。何とか、その建設計画そのものが考え直していただけないとするものであれば、せめてそのマスタープランにも示されております道路の計画等が実現できるような、そういう部分だけでも、ぜひ町に協力をしていただけるような話し合いを、私は町長としてこれはまだまだ粘り強くしていただきたいということで、この点もう一度強くお願い申し上げ、御答弁願いたいと思います。

それから、法人化の部分でございますが、これにつきましては、私はまずとりあえず今こういう非常に緊急の事態でございますので、何としても公共性の公社的法人を立ち上げていただきまして、そしてこれらによりまして農地の流動化や後継者対策を解決が図られるように、まず前向きに取り組んでいただきたいと。

それから、一言私の考えと申しますか、私なりに理解している部分申し上げますと、こういう法人化は、私といたしましてはあくまでも終局的には自立できる経営体を育成するための手段でありまして、これは目的ではないということだけ私は考えておりますので、町長の御認識もお聞かせ願えればと思います。

以上、３点よろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１８番向山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営でありますけれども、先ほども申し上げておりますように、農業施策につきましては、第４次農業振興計画を継続的に取り進めているのだということでありますが、それ以外に、やはり農業経営の状況に応じて貸付金の対応だとか、利子の補てんだとか、それは臨機応変に対応してきているつもりでおります。予算措置も、また債務負担行為の御議決も常にいただいておりますように、利子の補助等々の対応を進めさせていただいているわけでありますから、そういうような点につきまして一切なく、一同第４次農業振興のみを取り進めているという感覚ではないということをひとつ御理解を賜っておきたいな。

それから、商工業関係につきましても、先ほども申し上げましたように、今まで従前の商工業の活性化事業等々の対応を含めながら、今回はやはり商業振興条例に基づく意欲ある商業者の皆さん方に対する助成策を講じていこうと。

また、企業振興措置条例の改正によって、小規模な部分についても対処できるように、支援できるように取り進めていこうということで取り進めさせていただいているということで、ひとつその都度その都度予算措置がされているという、年度年度で予算措置がされているということで御理解を賜りたいと思います。

それからもう１点、２点目の中心市街地の問題でありますが、非常に向山議員のお考えと同時に、私自身も残念に思うところでありますが、今日まで文書をもったり、いろいろな話し合いをしたりしてお願いをしてまいってきております。しかし、今日まで来た結果、理解をしていただきつつも、こちらの

考え方に立ち向かっていただけないというようなことで、もう開発行為の申請がなされ、その措置が進められてきていると、もう最終段階に来ていると。今まだ農協さんと交渉してみても、１００％時間の浪費に終わってしまう。従前に、今までの間に対応させてきていただいているというようなことも含めて御理解をいただきたいと。議員御指摘のように、

今後の日の出公園のアクセスの問題、また市街地開発の問題、大きな拠点となった店舗がなくなってしまうということについては、大いにまちづくりの中で方向を、計画を十分煮詰め直さなければならないということにつきましては､残念ではありますが、相手方の御理解をいただけないということで御承知いただかなければならないというふうに思っております。

それから、最後の農業法人化でありますが、私も議員と同じように、一時的な過程で対応するのではなく、やはり将来的な基礎づくりをなされたい、永久的に営農が通じていけるような対応のもとで農業の法人化が進んでいくことでなければいけないというふうに思いますし、そのためには行政として農業の法人化設立に向かっては、できる限りの支援を講じながら育て上げると言うと語弊ありますが、育っていただけるように支援をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１８番向山富夫君の一般質問を終了いたします。

次に、８番仲島康行君。

○８番（仲島康行君）　私は、２点についてお伺いいたしたいと思いますが、私より先に質問している同じ項目あろうかなというふうには思いますけれども、一応誠意のあるお答えをいただければありがたいなと思っております。

雇用対策ということなのですが、町長のお考えもお聞きはいたしましたけれども、現在上高の卒業予定者､それらも聞いております。一応富良野市では、就職先が決まらない高校生を対象にいたして、短期雇用をするトライアル雇用対策事業というものを行っているそうです。人数は大体１０人ぐらい、期間中に働きながら就職を探しなさいということだそうでございます。市の観光課としても、若い人材が逃げていくということに対して非常に危惧しておりまして、何とか地元で仕事をしていただけるようにというふうに頑張っているわけであります。

我が町も高卒の卒業者、また今話ありましたように離農者等が非常に多くなって、初め２４、５件という話だったのですが、現在においては約３０件ぐらいの離農者が出るよという話も聞いております。それと農協の合併により、３月いっぱいに４５歳以上の人たちがとりあえず残るかやめるか決定しなさいという話までも聞いているわけであります。二、三日前に聞いた話によりますと、おおむね１０人ぐらい退職をするということになっているそうです。こういう非常に厳しい状況にあるわけですが、自衛隊に対しては、こないだの雇用協では３７名だか８名退職と、それも来年度から引き続き同じような人員が退職になってくるというようなことになっていると思います。

今いろいろな話を町長から聞いておりますけれども、やはりもう少し抜本的に突っ込んで、どうするのだということを少し煮詰めたところでお話をいただければありがたいかなというふうに私は思っております。

次に、時間外手当ということで、これは前に同僚議員が質問したとは思いますが、うちの町も努力はしていると思うのですが、管理職手当の削減と、こういうことで、これは雇用にもつながっていく問題であろうかなというふうに考えております。財政調整基金の取り崩しということで、一生懸命頑張っている状況であるわけですから、何とか時間外の手当というところも、もう少し思い切り踏み込んだところがないとだめでないかなというふうに私は思うのです。

新聞によく出ておりますけれども、礼文町では、全職員の３％から４％の本給の削減だというところまで踏み込んでいるわけです。これには期限を設けないという厳しい状況にあると思います。函館にしても、釧路にしても、どこでもみんな同じだと思うのですが、もう少しうちの町も、目に見える対策というのはつくっていく必要性があるのではないのかなと。これだけやっぱり離農も出る、農協さん合併になってきていると。今までの自衛隊退職者だけの対応というのは、もう全然中身が違ってきているのだと思うのですよ。そこら辺をもう少し深く追究して、今回の予算にも出てくるべきであろうと私は思うのですが、その辺を町長どのように考えているのかなというふうに思いますので、この２点ひとつよろしくお願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　８番仲島議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

まず､町内の雇用状況及びその対策でありますが、さきの議員にもお答えさせていただきましたが、上富良野高校の就職状況は、現在のところ就職予定者４２人中３３人の就職がほぼ決まっております。この内訳は、内定者２４人、内定待ち５人、自己営業などが４人となっております。全体で約７９％の内

定率ということであります。残りの９人につきましては、就職あっせんに努めているところでありますが、本人の事情から、来年度の進学を目指す人やら、就職を強く希望をしていない人も含まれているというようなことで御理解をいただきたいと思います。

参考に、主な就職先といたしましは、自衛官として５名、町内の民間企業に１０名、残りが町外というような状況下にございます。特に、町独自に就職活動の支援対策として、教育委員会内に嘱託職員を配置しての就職支援を積極的に進めており、この活動の成果も着実にあらわれておるものと思っているところであります。

また、町内にあります自衛隊募集事務所においては、美瑛町から占冠村までの自衛隊就職希望者に対する模擬試験の実施など積極的に行い、就職試験の合格率向上につなげており、その取り組みには感謝申し上げているところであります。

次に、自衛隊の退官者については、本年度は３７人で、このうち就職希望者２９人中２８人が内定したと承知しております。

また、来年度以降の退官者数も、ほぼ同じ程度でありますので、引き続き自衛隊援護センター、自衛隊退職者雇用協議会などとともに連携をとり、就職支援に努めてまいりたいと思っております。

国においては、構造改革に伴う公共事業の縮減がなされる中で、本町でも建設業に多くの人が従事しておりますが、農業の離農が進み、その影響が心配されているところであります。加えて、農協の広域合併による早期退職制度により、相当数の退職者が今後もあると聞いております。このような厳しい雇用環境の中にあって、町といたしましては、これまでも町振興公社を通じてキャンプ場、スキー場、公園の管理作業など雇用機会の確保に努めております。平成１４年度には翁公園、日の出公園パークゴルフ場、日の出公園の管理委託業務にかかわって計６名の新規雇用発生を予定しております。

また、町においても、臨時職員として上富良野高校から１名の雇用を予定いたしているところであります。

町内の民間企業においても、今年の春にオープン予定の後藤純男美術館やかみふらの牧場の増設に伴っても、新たな雇用が予定されております。しかしながら、依然として雇用環境が厳しいことから、雇用推進の連絡会議等々を開催するなど、町内の関係機関との連携を強め、できる限りの対応をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、２点目の時間外勤務手当等の御質問にお答えさせていただきます。

人件費の削減については、議員の発言にある礼文町にかかわらず、厳しい財政事情等を反映して、多くの自治体において対応を検討し、実施に向けた取り組みを行っていることは十分に承知しております。その対応策も、常勤特別職から一般職あるいは議員に至るなど、範囲や内容についても幅のある状況となっております。

本町では、昨年取り組んだ特殊勤務手当の見直しや行財政改革をより実効があるものとする観点から、常勤特別職の給与の削減、あるいは幹部職員の管理職手当の削減などにも既に着手したところであります。

また、さきに示しておりますように、行財政改革実施計画に基づき、職員の給与の見直しについても実施する課題として位置づけをしておりますことから、この具体方策として、全職員の給与を現行水準から１２カ月間据え置くことについて職員組合に提案を行っており、交渉中でありますので、現段階で新たな対応は考えておりません。

さらに、以前から御指摘をいだいております時間外勤務の解消につきましても、平成１４年度予算においては、総体的に削減した措置を行っており、その実効が上がるように組織的な行動をとってまいりたいと決意を新たにしておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思うところであります。

いずれにいたしましても、歳入での大きな役割を占める地方交付税が前年度額を下回るなど、過去に経験のない実態になっておりますので、財政健全維持方針や行財政改革実施計画内容に沿って、その着実な実行を優先する課題でありますので、御理解と御協力を賜りたいとお願いを申し上げる次第であります。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

８番仲島議員。

○８番（仲島康行君）　おおむね話はわかったのですが、国としても非常に大変な時代であると。今企業もリストラも嵐のように吹き荒れているよと。今まで４５歳以上の人が対応になってやめるなり、退職するなりというような対象になっていると思うのですが、今現在ではどうなっているかというと、もう３０歳から３５歳がリストラの対象になっている。非常に厳しい状態に今なっているわけですね。

函館においてもそうなのですが、ワークシェアリングということで、一応仕事の分かち合いというようなことも実施なさっていると。そういうことをもう少しやっぱり考えていく必要性があるだろうというふうに私は思うのですよ。

では、ここに一つ、これは残業手当の資料なのですが、総体的にしますと５,０００万円、これが我が

町における１年間の総体的に６,３５８万４,０００円と、これだけの残業手当が支払われているのですよ。それには、どうしても部分がある。病院だとか、それからラベンダーハイツと、こういうようなところこはちょっと手当の削減とはならないだろうというふうには思っておりますけれども、総務課、町民課、保健、そこらもそうですが、おむねそういうところが次々と残業が多いと、その残業の多いのは一体何なのかという問題が出てくると思うのですね。結局機構改革を町長はなさって、一生懸命町の中で、役場の中で仕事を分かち合いをしながら、残業をなるべくしないようにという改革をしたはずなのですが、一向に減ってはいないと。ほとんど減っていないと言ってもいいぐらいかなと思うのですが、幾らかは減ってはおります。

それと給料の問題なのですが、この沿線、管内、旭川から中川町までの資料によりますと、うちの町は極めてトップクラスなのです、給料の高いのは。１０２.０％、これは１３年、よそを見ると、もうどんどんどんどんやっぱり減ってきていると、こういう状況にあるわけなのですよ。だから今町長おっしゃっている割には、やっぱり努力がまだまだ足りないだろうと。だから今までの雇用とは、もっと違う面が出てくると思うのですね。だから今農協さんの職員さんが１０名近くもやめていくということになってくると、今現在役場でその残業手当の人の仕事をやれないかと、即戦力になると私は思うのですよ。だからそういうところをもう少し深く考えていかなければならないのでないのかなと。どうも今までやってきている延長線みたいな話ばかりで、本当に厳しいと思ったら、もうとっくに給料に手つけてしまうというところまで行かざるを得ない、こういう状況だと私思っているのです。だからそこを見ると、やっぱりちょっとのんびりし過ぎているのかなという感じがしないわけではないです。

この問題というのは、残業手当にしても、給料の問題にしても、前からも話があると思うのですが、さほど大きな進展はないと。働く人が給料減るというのは嫌なことはよくわかるのですが、今の経済状況を考えたときに、やっぱり企業として３０以上が定年、それがリストラというようなことになってくると、町職員だけが暗たんとして現在のままでいけるという状況では、もう全然ない状態になってしまったと私思います。だからやっぱりもう少し早く切り込んで、ことしの場合はもう仕方ないとしても、できればことしやってほしいぐらいなのですが、もう少し前向きに検討をするような姿勢というのが町長から見えてこないと、なかなか安心したものもできてこないと思うのですね。だから農家の人は、離農になったときにどんなふうな方法がいいのか、農業法人もいいのだろうとは思うのですが、農家の人の働き手もあるだろうと思いますから、その辺も考えてみる必要性もあるのかなというふうに思いますけれども、その件について、もう一度お答えをお願いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　８番仲島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、雇用問題でありますが、町としても雇用の確保につきましては、十分その部署を臨時職でありますけれども、考えながら対応させていただいておりますし、また農業離農者につきましては、その農業経験を生かした中で、現実には農業労働者が不足しているわけでありますから、これらの対応を図れる組織づくりと申しますか、昔の何々組的な、そういった組織づくりというものも含めた中で農協協同組合と調整させていただきながら、その離農後の働ける農業者の対応を含めて考えていくように関係機関と調整をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、残業手当等々の関係を含めてでありますが、町も今年度定数条例の削減の条例提案をさせていただいておりますように、職員の削減を図ってきております。そういうようなことを含めながら、また議員からその成果があらわれてないのでないかという御指摘もありましたけれども、例えば平成８年の決算と平成１２年の決算を比較してみますと、手当等々、さきに議員の方からお話しありました寒冷地手当だとか、あるいは時間外手当だとか管理職手当、夜間勤務手当等々の手当等々を含めた中で、平成８年度決算におきましては、５億１,３００万円の数字の決算になっております。平成１２年度決算の人件費に関する調書の中では、４億２,９００万円ということで、約８,４００万円の削減を図ってきてるところであります。給与全体で言いますと１２億１,０００万円、８年度の決算で人件費になっておりますが、平成１２年度決算では１０億８,０００万円ということで、１億３,０００万円、１０％近くの削減をした人件費決算というような人件費に関する調書の中で御報告させていただいているところでありまして、今年度に当たりましても、１４年度予算に当たりましても、手当等々につきましては、平成１０年度の予算では５億円の手当等の予算を計上させていただいておりましたが、１４年度予算では、３億９,０００万円の予算を組ませていただき、約２１％の削減を目指して対応を進めていくように厳しい財政状況の中で取り進めさせていただいておりますし、そのほかにも職員の定数の削減等々に取り組まさせ

ていただいているところであります。

ただ、今ラスパイレス等々の問題につきましては、議員御指摘のような問題を抱えておりますので、給与本体につきましては、今職員組合と先ほど報告させていただきましたように交渉の最中でございます。これにつきましては、ある程度職員組合の理解を得ることは難しい課題であるというふうには思っておりますが、やはり労使双方の調整を図って、最大限職員組合の理解を得ながら、得ることは難しいとは思いますが、理解をしていただけるように努力をして、その本俸に手をつけていかなければならないというふうに考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば。

以上をもちまして、８番仲島康行君の一般質問を終了いたします。

◎散　会　宣　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

明３月１３日は、本定例会の４日目で、開会は９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　２時０９分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１４年３月１２日

上富良野町議会議長　　平　　田　　喜　　臣

署名議員　　久　保田　　英　　市

署名議員　　中　　村　　有　　秀

平成１４年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第４号）

平成１４年３月１３日（水曜日）

○議事日程（第４号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　町の一般行政について質問
第　３　議案第１９号　保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
第　４　議案第２０号　上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例
第　５　議案第２１号　上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第　６　議案第２２号　上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第　７　議案第２３号　企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
第　８　議案第２５号　上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例
第　９　議案第２７号　上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例

○出席議員（２０名）

１番	中村有秀君	２番	中川一男君
３番	福塚賢一君	４番	笹木光広君
５番	吉武敏彦君	６番	西村昭教君
７番	石川洋次君	８番	仲島康行君
９番	岩崎治男君	１０番	佐藤政幸君
１１番	梨澤節三君	１２番	米沢義英君
１３番	長谷川徳行君	１４番	徳島　稔君
１５番	村上和子君	１６番	清水茂雄君
１７番	小野　忠君	１８番	向山富夫君
１９番	久保田英市君	２０番	平田喜臣君

○欠席議員（０名）

○早退議員（１名）

１３番　長谷川徳行君

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
農業委員会会長	小松　博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長	上村　延君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長	佐藤　修君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	越智章夫君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	早川俊博君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ﾎｰﾑ所長	林下和義君	上下水道課長	田中　博君
町立病院事務長	三好　稔君		

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　２０名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、２０名であります。

これより、平成１４年第１回上富良野町議会定例会４日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等、諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割表のとおりでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により議長において、

２番　　中　川　一　男　君
３番　　福　塚　賢　一　君

を指名いたします。

◎日程第２　町の一般行政について質問

○議長（平田喜臣君）　日程第２　昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、１２番米沢義英君。

○１２番（米沢義英君）　私は、さきに通告してありました点について、町長及び教育長の見解を求めるものであります。

第１番目には、保健福祉センターの建設についてであります。

新年度から、保健センターの建設に向けた実施設計費を含めた予算が計上されました。その理由として、乳幼児を初めとした高齢化の進展に伴う寝たきりや痴呆老人の予防対策の拠点としての位置づけから、着工したいという理由であります。私は、一定の高齢化社会の中で、また、乳幼児や住民健診の効率的な予防対策を求めるという点では、一定の必要性、理解はありますが、しかし、今改めて考えなければならないのは、国における交付税等の削減、補助率等の見直しなどによって、町の将来における財政の見通しが非常に不透明であるということであります。

こういう状況の中で､国営の白金灌排事業の償還、各種の事業の償還が重なり、また、老人医療費や国保会計、その他の予算も年々ふえるということを考えたときに、当然、これらの事業が財政を圧迫するということは明らかではないでしょうか｡ですから、町においても、行政改革という名のもとで、財政の見直しを行い、ことしに至っては、保育所、学校給食の一部民間委託、あるいは手数料、使用料の引き上げを行うということになっているのではないでしょうか。

今、住民は、小泉政権のもとで、改革の名のもとで、医療費の引き上げを初めとした新たな負担を求められ、その生活におけるしわ寄せは大変なものになっています。農業者、商業者、勤労者始め、まさに逃げ道がないというところまで追い込まれ、失業の不安、あるいは解雇という状況の中で、また、農畜産物の低迷という状況の中で､商業者に至っては、売上げが伸びない、あげくの果てに貸し渋りという状況の中で、経営が困難なところにまで追い込まれている。このことを考えたときに、町は今何をしなければならないのか、それは明らかであります。住民の生活を守ることを第一にした政策をきっちり町民の前に示す、これが本来の行政のあり方ではないでしょうか。しかし、今年度の予算を見ますと、こういった部分に対する政策の展開というのはまだまだ不十分であり、手直ししなければならない点がたくさんあるという状況になってきています。そういうことも考えるならば、当面、将来の住民に財政負担が伴う保健福祉センターにおいては、建設を中止すべきだと考えます。この点についての町長の見解を求めます。

次に、保育所、学校給食の民間委託についてであります。

今、民間委託があたかも時代の流れであるかのような風潮があります。町においても、経費の削減、サービスの向上等にとって避けては通れないとして、今回、学校給食や保育所を民間に一部委託するという方針を打ち出しました。しかし、よく考えてみると、委託をする前に、まだまだ不十分な政策であるということが浮き彫りになっているのではないでしょうか。各種の住民の要求に努力を重ね、努力に努力を重ねても、それが住民になかなか受け入れられない、納得されないという状況であればまだしも、民間委託したい、そういう方向での理解も得ら

れる状況がありますが、しかし、当町においては、そういった部分の改善や努力というのが、部分的には行われていたとしても、全くといって多くはまだまだこれからだという状況ではないでしょうか。そういう状況の中で民間委託を打ち出すというのは、住民や関係者にとっても到底理解できるものではないということは明らかでないでしょうか。

それでは、学校給食ではどうでしょうか。委託の理由として、経費の削減を全面に打ち出しています。しかし、ここに欠けているのは何でしょうか。子供にとって学校給食とは何かという中心問題について何一つ触れられていない、また、触れようとしていないという大きな問題点があり、関係する方々にも十分な説明がなされていないという問題があります。これでは教育の一環としての学校給食と呼べるのでありましょうか。余りにもお粗末と言わざるを得ません。

さらに、保育所の問題ではどうでしょうか。ここにも民間委託の意義と効果に、経費の軽減、保育所サービスの向上が決まり文句のように出てきています。民間でできて、公設の保育所では保護者の要望にこたえられないということでしょうか。しかし、決してそうではないと考えます。公設であっても民間であっても、それぞれが努力して、立派にその使命を、また役割を果たしている保育所というのがたくさんあります。また、それぞれの保育所の特色があるのも当然であります。本当にこの間、保護者や子供たちの要望にこたえる保育所、特色ある保育所、こういうものを求めてきたのでありましょうか。このことを考えたときに、やらなければならないこと、まだまだ改善しなければならないこと、たくさんあると私は考えます。その上での委託があるのなら、一定の理解もできるでしょう。しかし、町においては、保育所、学校給食に至っても、町の姿勢、町長自身の方針というのが全く感じられないというのが実情ではないでしょうか。私は、保護者の就業形態の多様化の中で、比較的均一の保育を保障していくことができるのは公設保育所だと考えています。保育サービスの提供者としての役割を担える部分、民間であっても公設であってもたくさんあります。当然、私立保育の役割というのも否定するものではありません。行政として、当然、子育て支援という立場から支援するというのは当然であります。

以上のことを申し上げ、町長にお伺いいたしますが、一つは、保育所、学校給食の民間委託の目的は何か。

二つ目には、民間委託はやめ、行政の役割をしっかりと担うべきではないかと考えますが、この点についての町長の明確な答弁を求めます。

次に、ごみ収集手数料の有料化の問題についてお伺いいたします。

今、ごみの減量化をどのように進めるのかは社会的な問題になっています。ごみ処理にかかわる費用が自治体の財政にも大きな影響を及ぼすという状況もあります。その背景には、遅々として進まない製造元におけるごみ処理の責任や、あるいは焼却施設にかかわった多大な建設費によって、地方自治体の財政がどんどん圧迫されている。本来であれば、この部分における国の財政支援というのをきっちりしなければならないにもかかわらず、相変わらず補助率においても負担率においても低いという状況の中で、地方自治体の財政が種々の対策によってもなかなか改善されない、こういうところにも財政負担を住民に求めてくる、こういう要素も生まれてきているのではないでしょうか。当然、自治体が消費者に負担の処理費用の転嫁をするという、そういう一方で矛盾も出てきています。当然、もちろん住民の協力なくしてごみの減量化やリサイクルも進まないということは言うまでもありません。ここにはたゆまない行政の努力と住民の努力が重ね合ったときに、住民のごみの減量化というのはきっちり進むものであります。こういったところにも努力を惜しまない先進地におけるところを見ますと、こういった部分における差が減量化につながっているかどうかの差になっているような気もいたします。

ごみ処理費用を一部住民にも負担してもらうという手法を取り入れれば、ごみの減量化にもつながるとしています。また、公平負担の原則にもかなうものだとして、有料化を進めたいとして、町においても１０月からごみ収集手数料の有料化を打ち出しました。有料化浮上論の経緯というのは一体どういうものでありましょうか。私は二つに大別されるものと考えます。一つは、リサイクル、減量化できるという方針。二つには、排出間に漂う受益と負担の不公平感が解消できる、この二つを達成する方法として、重量制有料化が出てきているものと考えます。そしてもう一方では、ごみ焼却施設の費用がかかるとして、財源確保の手段として有料化が用いられているということではないでしょうか。それでは、果たしてごみ有料化によってごみの減量化ができるのかどうなのか、進むのかどうなのかということであります。確かに有料化によって一時的には減量化という形の現象面が見受けられますが、しかし、各自治体の状況を見ますと、一時的な不法投棄がふえる、あるいは一時的に減ったかと見受けられても、２年後、３年後、５年後に、相変わらずごみが増大する、こういう状況になってきているのではないでしょうか。また、受益と負担の不公平感の解消ができるの

かという問題でも、いろいろな問題点があり、弱者には重い負担、こういうことも当然考えられます。

そこで、町長にお伺いいたしますが、ごみ収集手数料の有料化の目的は何なのか。

二つ目には、ごみ分別の効果はどのように得られているのか。ごみの有料化は住民に新たな負担を求めることになると考えるが、中止すべきだと考えます。この点についてお伺いいたします。

次に、入学時における算数セットの贈呈についてであります。

教育は無償を憲法では保障されておりますが、しかしまだまだこの点の原点が貫かれていないというのが実情であります。今、当町における小学校に入学する準備にかかる費用、保護者にとっても大変な負担になっています。当然だという声もあります。しかし、今、いろいろな家計費の負担が重いという状況の中で、一つ一つの負担が生活することに重くのしかかってきている。新１年生が小学校に入学する際に、さまざまな教材費購入時に保護者の負担が伴います。例えば算数セットは、勉強していく上では必要なものであります。授業には必ず使用しなければならないもの。父母負担の軽減につながる、そういう方向での対策として、教育父母負担の軽減の立場からも、贈呈してはいかがでしょうか。この点についての教育長の答弁を求め、以上で、町長、教育長の明確な答弁を求めるものであります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１点目の保健福祉施設についてでありますが、今、少子高齢化の問題は、国内的な問題となっておりまして、一自治体では解決することが困難であります。本町では、その対策として、ソフト事業を中心に対応してきておりますが、特に高齢化への対策では､既存の施設機能での対応が可能なものと、そうでないものとがございます。高齢化社会を迎えた今、加齢とともに衰える身体機能現状をできる限り維持して、さらに期間を延ばしていくことで、みずからに備わった身体機能をもって生きることを多くの町民が切望しており、この保健福祉施設の建設計画は、それに対応するための施設であると考えておりますし、健康を保持することでの将来の医療費負担の抑制策にもつながるものと考えているところであります。私は、この意味でも、町には必要な施設であり、将来に残さなければならない優先順位の高いものと認識しております。

しかしながら、議員が述べられたように、現下の経済情勢では、税を初め地方交付税など、主要な一般財源の伸びが期待できないどころか、前年の額を下回ってきているという状況にありますので、自治体の財政運営が極めて厳しい状況にあるということは言うまでもありません。今後の投資的事業の財源の確保においては、国における地方債の優遇制度となっている地域総合整備事業債が廃止されるなど、大幅に下方修正することで見直しすることとなっております。

しかし、町民の福祉の向上に向けて、保健福祉施設の整備計画が現に進行中であることから、従来の地域総合整備事業債が適用される見通しがついたこと、今後は現行の補助制度以上のメニューが国から出てくることは考えられない状況にあること、さらに、仮に本計画を一時中断した場合は、今後においてこの種の大規模施設建設は、財源確保面からも不可能であることなど、あらゆる要素を総合的に判断した結果、私としては、現段階では建設計画を思い切って実施していくべきものと考えておりますので、町民の皆さん初め議会の皆さんに特段の御理解と御協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げる次第であります。

次に、２番目の保育所、学校給食の委託に関する御質問にお答えさせていただきます。

１点目の、保育所、学校給食を外部委託する目的でありますが、まずは保育所につきましては、少子高齢化社会を迎えていく中で、核家族化の進展や女性の職場進出の増加などにより、保育に欠ける家庭の教育要望が高まってきております。特に０歳児、１、２歳児の低年齢児の保育ニーズを初めとして、障害児保育、一時保育、延長保育など、保護者のニーズも多様化してまいっております。また、法制度の改正により、民間企業による保育所運営も可能となったことから、特色ある保育サービスの提供や、効率的な運営がより一層求められておるところであります。このような状況下にあって、民間の持つ活力と経営の柔軟性などを積極的に活用することにより、保育サービスの向上や財政負担の軽減効果なども期待できるため、平成１５年度に向けて、西保育所を委託してまいりたいと考えております。

学校給食につきましても、民間の活力を生かすことにより、給食業務費用、施設管理運営業務費用などのコスト削減による町財政の負担軽減が期待できるとともに、運営の効率化が図られるため、本年度、米飯の炊飯と給食の配送、回収及び施設管理業務の一部を民間に委託し、給食センターの運営を行ってまいりたいと考えております。

２点目の、保育所、学校給食は外部委託を行わず、行政が役割を担うべきでないかとの御質問につきましては、保育所の運営に当たっては、町立の保育所として中央保育所が障害児保育や子育て支援事業等

の行政事業に積極的に対応してまいりますし、学校給食につきましても、児童・生徒の栄養管理上の献立業務などは給食センターが行いますので、町の責務としての役割を十分に果たせるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、３番目のごみの収集に関する使用料、手数料に関してお答えさせていただきます。

一般廃棄物の処理に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本町においても関係条例を定めて進めてまいりました。近年、生活水準の向上により、ごみ量の増大、ごみ質の多様化が進んでいる中で、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄という一方通行型の社会から、排出量の減量、再利用、再生利用、資源化などの循環型社会の形成が求められております。上富良野町におきましても、一般廃棄物の処理については、全量埋立処理から資源化への推進を図り、埋め立てするごみの減量、減容、また、焼却するごみの減量を進め、自然環境及び生活環境の保全に努めているところであります。

まず、１点目の有料化の目的についてでありますが、こうした中で、一般廃棄物の収集、運搬処理に多くの財政負担を要していることから、平成１１年、上富良野町廃棄物減量等推進審議会に有料化について諮問をし、平成１３年１１月に、焼却及び埋め立てするごみの減量と住民負担の公平化を図り、町の健全財政を維持するために有料化を実施することが望ましいとの答申をいただいたところであります。このことから、再生、資源化される廃棄物を除き、焼却及び埋め立てする廃棄物に要する費用の一部を、排出される量等に応じて町民の皆様に御負担をいただき、再生、資源化への分別推進を図るものであります。

次の、２点目のごみ分別の効果と費用負担の可否に関する御質問にお答えさせていただきます。

町では現在、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶、空き瓶、ペットボトル、廃乾電池、廃蛍光灯、プラスチック類の８分別により収集を行っておりますが、本年度からは一般ごみから生ごみを分別し、資源化を図り、有料化にあわせて、段ボール、古新聞、古雑誌の分別を予定しているところであります。これらの分別が確立されることにより、現在、クリーンセンターで焼却処理をしている一般ごみの減量がなされます。また、昨年１０月から取り組みを行っていたプラスチック類を分別したことにより、一般ごみの減量とともに、埋立処理をする不燃ごみが激減しており、最終処分場の延命も図られるものと確信しております。

以上のように、一般廃棄物の分別を推進することにより、燃やすごみ、埋めるごみを減らし、クリーンセンターの健全な維持運営と、延命化を図れるばかりではなく、地球環境保全、循環型社会形成といった大きな視野での廃棄物処理対策も図られております。

また、ごみの有料化については、議員の御指摘のとおり、住民に新たな負担を求めることとなりますが、１点目においてお答えさせていただきましたように、有料化の対象とするごみは、一般ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに限らせていただいたところであり、かつ、その対象経費につきましても、収集、運搬処理に要する費用とさせていただいたところであります。町民の皆様の御協力により、できる限りこれらのごみを減量していただくことが、地球環境保全、循環型社会形成がなされた健全な社会環境を保持していけるとともに、個々の御努力により、負担の軽減がなされるものでもあります。ごみの収集、運搬処理に関しましても、それぞれの排出量などに違いがあり、その量に応じた御負担をいただく受益者負担への理解をいただくことは、地方行政の自立と相まって、欠くことのできない近時の時代要請であるとも考えますので、有料化につきまして特段の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

４番目の教育行政に関する御質問は、教育長からお答えさせていただきます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１２番米沢議員の、教育行政についての児童の入学時における算数セットを贈呈してはどうかとのの質問にお答えいたしたいと思います。

町内の小学校における新１年生の学習活動に使用する学用品につきましては、学習指導上、同じ規格にそろえるため、学校で一括購入し、保護者に負担を願っているのが実態でございます。中でも算数セットにつきましては学習を補完する教材と認識しておりますので、保護者負担の軽減につきましては、今後の課題として検討させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　保健センターについてお伺いいたします。

確かに部分的に見ますと、財政の確保ができたというふうにいわゆる見受けられます。しかし、今ここで考えなければならないのは、町の財政が全般的にどういうふうに推移するのかというところの問題だというふうに思います。この間だけれども、１０万人以下の地方自治体においては、交付税のいわゆる削減が上富良野町だけでも５,０００万円になるという状況があります。町の中長期の試算によって

も、積み戻し等がなかなかすることができない。今年度の予算の方針に至っても、将来の財政の不安、歳入の面から見ても相当なものだというふうに書かれています。

それともう一つは、やはりそういう中で、民間における学校給食や保育所の委託が並行して行われているわけであります。これはなぜかというと、財政が大変で、ここまでしなければその財政が成り立たないという状況かというふうに考えます。そういったときに、一方で住民の切実な要求に対して民間委託を押しつけて、さらにこの大きな建設を行って、また新たな負担を求める、二重、三重の負担を住民に求めるということになります。この点がまず問題であります。

もう一つは、予防医療、いわゆる医療費の抑制の問題はどうかということ。保健施設が建ったから予防医療が進んで、そして医療費の１人当たりの抑制につながるというのではなくて、基本は予防医療の対策が網の目のようにどれだけ広がったかどうか、これによって医療費の抑制につながっているというのが実態であります。このことを考えたときに、必ずしもこの保健センターの建設によって、予防医療、いわゆる医療費の抑制につながるというのではなく、基本は、そういう対策を講じたかどうか、ここに問題点が私はあるというふうに考えています。今、農業者も商業者も勤労者も、すべての業種の方々が不況という状況の中で、今本当に大変なところまで追い込まれています。そういうことを考えたときに、将来、基金を取り崩し、そして積み戻すこともできない、将来の歳入の不安もある、税収の伸びもない、こういう状況の中で、住民サービスをほかに置いておいて、こういう建設に走るというのはいかがなものかと。こういう財政事情を考えたときに、当面、保健福祉センターの建設は中止して、農業や商業、勤労者の切実な部分に予算を回すべきだというふうに考えます。この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

次に、保育所、学校給食の民間委託の問題であります。

経費の節減だということで打ち出しました。西保育所を中央保育所に統合するということです。そこにいた人員を中央保育所に移すということなのです。全体の経費から見れば、移動するだけであって、何も変わりません。確かに西保育所の事業費から見れば１,３００万円何がしの負担が軽減されるやに見受けられますが、これは現象面だけであります。本質は変わっていない。逆に中央保育所に行くことによって、これは年齢の高い子供さんが入っています。そうすれば、保育単価も乳幼児と比べれば当然低いというのが実態であります。そうしますと、大体２,０００万円の増額、これが町の負担となるということは明らかではないでしょうか。

もう一つ、さらに強調したいのは、私は本当に住民の要望にこたえるだけの、そういったサービス向上の立場からの指導や、あるいは改善がなされてきたのかどうかという問題であります。町長は、この点について明確な答弁はされていません。ということは、町長自身の保育所の政策のあり方について、みずから失敗だったということを認めた上で、この民間に委託するということも当然考えられるわけであります。私は、そういうことを考えたときに、民間委託の前に、当然、努力して、それでもだめだったというのなら、保護者や関係者も理解するでしょう。

また、もう一つ抜け落ちているのは、やはりそこにいる子供たちの生活環境が委託によってがらりと変わるということです。例えば、あしたから委託によって先生もがらりと変わります。先生が変わったらどうでしょう。小さな子供さんはびっくりするでしょう。本当になじめるのですか、そういうところで。善良ないい保育ができるのでしょうか。私は、そういう問題もあると思う。

さらに、公設でなければできない保育というのも当然あるでしょう。民間の福祉法人の目的というのは、その趣旨に賛同する方々が入所する、こういう形態だと思います、わかりやすく言えば。その趣旨に賛同しなければやめていってもいいですよと。例えば裸足の保育、外で乾布摩擦する保育、こういうものが嫌な保護者や子供さんは出ていってください、こういうことにもなりかねないのではないでしょうか。そういう立場から、公設の保育というのは、一人一人のお父さんやお母さんの家庭状況、そして子供さんの置かれている状況を判断した上で、どういうふうに子育てのために子供たちを成長させていったらいいのか、こういう立場からの保育をやれる、本当にすばらしい保育を担っているということなのです。このことを町長はわかっていないのではないかと、私はこういうふうに考えます。こういう点でも、町長の見解を求めます。

さらに、学校給食ではどうでしょう。保育所と同じように、学校給食の原点というのは、学校給食法にも明記されているように、第１条では、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発展につながり、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであり、そこから学校給食活動の一環として、教育という立場から、食のあり方、そして文化のあり方、そういうものをやっぱり教える、学ぶ、これが原点なのです。しかし、今回の町の委託方針を見ますと、ただ経費

の削減が全面的に出てきて、また、それにかかわった関係する保護者についても十分な説明もされていない。一方的な行政の都合で何でもやってしまう、ここに問題があると思うのです。私は、こういう学校給食の問題でも、最善の努力をなされたのか、本当に子供たちにこういうすばらしい文化、食文化がある、人と人との関係が成り立っている、こういうものがあってしかるべきだけれども、これすら打ち出していない。どうしてこういう中で民間委託ということを打ち出すことができるのでしょうか。この点について、私は経費だけの問題ではない、公設の担う役割というのはきっちりある、今、多くの保護者は、添加物の問題、遺伝子の組み換えの問題等々で過敏になっています。こういう問題に対してもきっちり監視し、また指導できるのも、公の行政の役割だと思います。こういうことについても町長の明確な答弁を求めます。

次に、ごみの有料化についてお伺いいたします。

ごみの有料化、公平負担の原則だということをうたわれています。しかし、本当に公平なのでありましょうか、有料化は。私はそうでないと考えています。つまり消費税と同じで、お年寄りのように容量を出さないところには一定の負担を求める、税の二重どりではないでしょうか。仮にごみの袋を無料提供したとしても､それは住民の税金で賄われている。そのことを考えたときに、住民の税金を使った袋を提供し、そして新たに有料化するということになれば、二重、三重の税の負担を住民に求めているということではないでしょうか。町においては、この点がどうも理解されていないのではないか、私はこのように考えます。

また、不燃ごみ、一般ごみ、そして不燃ごみに絞って有料化を限定した、それにかかわる経費を有料化したということを言っています。しかし、お金というのは、ひとたび町の財布に入ったら、この部分に使われているのかどうなのかわからないでしょう。恐らく総体的な経費に使われるわけです。これはだれが考えても当たり前なのです。それをこの部分の経費に使うから認めてくれなどというのはとんでもない話です。今、住民の負担というのは本当に大変です。このことを考えたときに、私は、ごみの有料化、これはやめるべきだし、また、二重、三重の税の負担を押しつけるような仕組みはやめるべきだというふうに考えますが、この点についても町長の見解を求めます。

さらに、ごみの減量化というのは、当然、そのごみの中身を見ましたら、過剰な包装紙等々がごみの新たな量をふやす原因になっているのです。その原因というのが、企業側の原因者の責任、こういうものも一部リサイクル法という形の中で改善はされてきておりますが、しかしまだまだこれからという段階であります。当然そういう状況の中で、このことが根本から変わらない限りは、減量化を進めたとしても、新たなごみの量の排泄がふえるということは明らかではないでしょうか。当然そこには、減量化には町の指導、援助というのも当然必要です。こういうものもまだまだ私は不十分だと思います。有料化された伊達市においても、近隣の町村においても見た場合、有料化の一時的によってごみの減量化がされたかに思われますが、しかし、新たなごみの量、そして排出量がふえるという状況はどこでも同じであります。こういうことを考えたときに、ごみの減量化、住民に対する啓蒙、啓発、そして企業側の責任、こういうものをきっちり明確にした上で、お互いがきっちり手をつなぎあったときに、初めて減量化が進むのであって、有料化によって負担公平、受益者負担という形の中での減量化にはつながらない、新たな負担を求めるだけ、これはやめるべきだというふうに考えます。この点についての明確な答弁を求めます。

次に、学校教育の問題では、今後十分この問題について検討されるということでありますから、これは前向きに検討されるというふうに理解してよいのかどうなのか、この点についてお伺いします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、１番目の保健福祉施設の財源問題等々含めた御質問でありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、町といたしましては、このことによりまして高齢者の健康寿命の延伸を図っていく、そのことがこれからの国保税等々に対する節減にもつながっていくものということで、大いに期待をしながら、そしてそれらの事業を進めるのは、現在、保健福祉課が進めております寝たきり老人ゼロ作戦等々の種々の事業をより一層促進していくことによって、これらの成果があらわれてくるものというものを大いに期待をいたしているところでありまして、そういったことから、この種の施設の必要性を認識していると、さきにもお答えさせていただきましたようなことであります。

これらの一部につきましては、議員も御同意いただける部分もあるのかなというふうに思っておりますが、しからば財政的な、財源についてどうなのかということになりますと、議員御質問のとおり非常に厳しい、これは現実であります。今、中期の５カ年の財政計画を皆様方に御提示申し上げておるところでありますが、この状況を見極めても、非常に厳

しく、また、国の地方財源の対応がどのような方向に進んでくるのか、そこらあたりの見極めもつかないというようなことで、非常に厳しい状況にあるのは現実であります。

しかしながら、今、国は構造改革の中で、小泉内閣が言っている聖域なき構造改革の中で、従前、地方にありました補助金、助成金等々の削減、交付税の削減、また、それぞれの言うならば起債等々に対する交付税算入率の削減等々、厳しい状況下にございます。今後、議員も御承知のとおり、今、町がこの施設を建設するために利用しようとしております地域総合整備事業債、これにつきましては、償還に当たって国が５５％の元利金を見るわというのは、もう１４年から廃止ですよと。これから地域活性化事業債というのを創設して、これはこれからは３０％ですよというようなことで、だんだんだんだん国は地方に対する引き締めが来ております。

今、これは１４年で本当は中止なのですが、我が町の福祉施設は継続事業ということで認められて、この地域総合整備事業債の適用を受けられる。そのことによって起債の５５％が国の交付税算入で元利合計見てもらえるというような、この制度はこれを逃すと、もう我が町で利用するのは、先ほど申し上げました地域活性化事業債しかない。そうなりますと、なお厳しい財源の中で、大きな一般財源の負担を地域がしなければならない。そういうことになりますと、まずこの種のような箱物の建設というのは、将来、まず不可能である。今回を逃すと、我が町の財政状況からするならば不可能である。それで、現在、１４年度予算に実施計画の予算を計上させていただきました。この事業をとり進めることによって、５カ年間の財政状況はこういうふうになるけれども、建設に向けての財源処理はでき得たと。しかし、厳しい財政運営を強いられるというような結果ではありますが、地域の財政計画のもとにおいて、この保健福祉施設の建設に向かって私はとり進めていく。これを今逃すと、二度とこの建設は成り得ないという危惧を持ちながら、とり進めさせていただきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

次に、保育所並びに給食センターの民間委託の問題でありますが、私は、当初から申し上げておりますように、これからの地方自治のあり方、これはやはり厳しい財政運営を強いられながらのまちづくりを目指していかなければいけない。そういうようなことから、ことあるごとに、従前のように行政サービスは無料でこれからとり進めていくということはなかなか難しいですよと。これからは行政サービスにも負担と経費がかかるのだということを前提にした財政運営を図っていかなければ、まちづくりは進めていけない。そしてまた加えて、現在の行政組織機構の肥大化、バブル期からずっと伸びてきた行政組織機構の肥大化を縮小していかなければいけない。今定例会にも職員定数の削減の条例案を提案させていただいております。そういうふうに、現在の行政組織を簡素で効率的な組織に変えていかなければならない、私は常にそう思って行政運営をさせていただいております。

そしてそのかわり、民間ができるものは大いに民間にやっていただき、民間活力を導入して、民間に活力を、この今、厳しい経済状況の中で、商工業も農業も今厳しい。そういう中で、今まで行政がやっていたものを民間ができるものがあるとするならば、それを民間にやっていただいて、民間の活力を導入することによって１人でも２人でも雇用を促進していただく、あるいは、ときには利益を上げて税も払っていただけるような形になればそれに超したことはないけれども、私は民間活力を大いに、民間がやれるべきものは民間活力を導入していく。

保育所の民間委託、直営と委託についても、現在もわかば愛育園は、発足当時から営々として保育所としての責務を果たして、営業と申しますか、操業していただいております。議員の子弟もわかば愛育園で保育を受けられたというふうに思っておりますが、決して行政が直営でやるのと民間がやるのと、大きな問題点というものは生じないものと。あくまでも管理運営を対応するのであって、民間に委託しても、給食も同じでありますが、町の責任において、町の管理監督のもとにおいて民間に運営を委託するということでありますので、決して町の権限がなくなるということではありませんので、そういう対応の中での民間委託だということを御理解いただき、また、基本的には、先ほど申し上げましたように、財政的な部分もありますけれども、民間活力に手助けでき得るものは大いに民間に委託していきたい。そして行政の簡素化を図っていきたいというのが一つの基本的な考え方であり、その中で、今回御提案、御説明申し上げておる西保育所の問題、それから給食の一部委託の問題、こういう問題がありますが、決して給食も、民間に委託したから子供たちに学校給食というものの理念が教えられない、そういうことには私はつながらないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

次に、ごみの有料化でありますが、これにつきましても、先ほど来お答えさせていただいておりますように、行政サービスは今後すべて無料ということにはならない。一部御負担をいただかなければならない。特にこの一般廃棄物、ごみの処理については、

行政責任で対応しなければならない部分でありますが、この経費が非常に膨大化してきている。そういう中にあって、一部町民の皆さん方の御負担をいただかなければならない厳しい財政状況であるということを認識していただいた上で、答申を受けて、この方向に進めさせていただいている、有料化の方向で今定例議会に条例の改正案を提案させていただいているところでありますが､これらにつきましても、議員が税の二重ではないかということでありますけれども、今考えておりますのは、さきの所管委員会並びに議員協議会でも説明させていただきましたように、再利用する部分についても、袋は原価を御負担いただきますよと。それから、先ほど申し上げました有料化、焼却するもの、埋め立てするもの、粗大ごみ、これらについては、袋代プラス輸送経費の一部を御負担いただきますよという形でお願いを申し上げているところであります。ですから、袋代は税でつくるのではなくて、皆さん方に原価で相当の御負担をいただくということでありますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

この問題は、今日までいろいろと長い年月、論議を重ねてまいりました。私が就任以来、クリーンセンターの稼働と同時に、平成１１年度から有料化に向かってとり進めていきたいということで、町民の皆さん方ともいろいろと御相談を申し上げていた。しかし、議員も御心配いただいておりますようないろいろな課題も残っているというようなことで、今日まで調整をさせていただいて、今日までおくれてまいりましたが、どうしても今の我が町の財政状況からしても、これらの応分の御負担をいただく、行政サービスがすべて無料ではなく、応分の受益者負担の原則に基づいた御負担をいただく、そういうふうなことで、今定例会におきましては、各施設の使用料の改正等々の御提案もさせていただいておりますが、そういったことで現状認識をいただいた上で御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１２番米沢議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、今日の少子化時代で、今、新入学児童が入学されるということについては、本当に私も、子供たちは国の宝であり、町の宝だと思っておりますので、今後、学習活動に伴うこういうものについては、前向きにということの御答弁で受けとめていただいて結構だと思います。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　ごみの有料化の問題で、町長は、当然なのだという理由を滔々と述べています。また、原価だから大した負担ではないのだということの話だというふうに思います。しかし私は、再三再四申し上げますが、税の二重負担ではないかというのは、消費税と同じで、低所得者であっても高齢者であっても、そういうものに対して、ごみの量等々、排出量等も当然違うし、家計の、いわゆる年間収入、月５万円もらっている人も、３０万円もらっている人も、２０万円もらっている人も、年間にしたら１万何ぼの負担。負担率から言ったら、その負担割合はどうなのだということを考えたときに、当然、アンバランスが出てくるのだろうということを考えたら、当然、平等ではなくて、不公平感がそこに埋没しているのだということは、これはだれが考えても明らかなのです。そういうことを、やはり結局何をしたいのかということなのです、有料化は。言うなれば、経費がかかるから町民に負担を求めるということなのです。減量化が進むから、何が進むからということは、前講釈としては、前置きとしてはあるけれども、結局住民に負担を求めるということでしょう。その原因というのは、高い建設コスト､そこにかかわる人件費等が含まれていると。確かに間接的な人件費しか見ていないということの話でありますが、しかし、やはりこういったところに財政の負担の要因が重く地方自治体に、やっぱり重くウエートを占めているわけですから、根本的に国の財政や、そういったところに対する改善を求めない限りは、幾ら減量化、減量化といっても前に進まないし、財政負担の軽減といっても前に進まない話だというふうに思います。この間、町のごみ指導のあり方についても、十分まだまだ手を尽くす余地もありますし、検討する余地もあるというふうに考えます。

もう一つは、さらになりますが、こういう公平負担のアンバランスがある。アンバランスがあるのだったら、お年寄りに対して、この有料化の袋を無料配布してもいいのではないかという話も当然聞こえてきます。こういうものがなかなか住民の合意の中で、どういうふうにしていくのかというところがなかなか見えてこない｡確かに住民の代表という形で、このごみ推進協議会に諮ったという話でありますが、しかし、この点についてどういう審議がなされたのかということも住民はよく理解されていない、こういう問題も多数あります。そういう意味では、私は今でも、住民がいろいろな負担をして、さらに負担を求めるということは、税の二重どりであり、これは直ちにやめるべきだというふうに思いますが、これは町長は税の二重どりではないというふう

に解釈されるのでしょうか。また、住民に対しては、負担にはならないというふうに解釈されるのか、この点、もう一度確認します。

それと、保育所等の問題でありますが、いろいろな問題点が、話を聞いていてわかってきました。障害児保育をやりたいということで、中央保育所に集中したいと、比較的。そうすると、そういったところに、1カ所に集中していいのかという話なのです。私はそれぞれの場所に何人かの子供さんがいて、そこで子供たちが交わって、その人たちの生い立ちを理解する、そういう人間形成の場なのです。そういうことを含めたときに、果たして1カ所に集中していいのかという問題も浮かび上がってきます。

それと、民間保育でわかば保育の問題が出されました。確かにわかば保育所というのは、その方針に基づいて行われて、立派な保育をやっています。しかし、人件費の面で見るとどうだったのでしょうか。あそこは人員が入れかわっているのです。なぜ入れかわるのかというと、保障がない、あるいは財政的な何らかの理由で早くやめるという状況になっているのです。そういうことをわかっているのですか、町長。行政というのは、そういう保護者も含めて、働いている人たちも含めて、きちっとした労働の管理、そういうところをきちっと見ていける、そういう場所が保育所なのです、公的保育所の役割なのです。だから、町長が本当に財政面だけで見るということを言っていますけれども、結局給食センターにしても人員移動だけなのです、今のところを言えば。総体の器で言えば何も変わらないという話なのです。

そういうことを考えたときに、公立の保育所の役割というのは、本当に一人一人の子供に目が行き届いて、保護者の環境にも目が行き届く、そういうすばらしい保育所運営ができる場所なのだということを、町長みずから否定しているのではないですか。確かに表現では、サービスの向上、十分な対応ができるのだということを言われています。確かに民間でもやれるかもしれません。しかし、住民の選択というのは、今、民間と公立の保育所があって、初めてどちらの保育所に行ったらいいのかという、契約ですから、選べる、選択の自由があるのです。だけれども、子供にはその自由がないのです。万が一、例えばですよ、自分の親が勤務時間の関係でAという保育所に預けたと。しかし、預けてみたら大変だったと。Bという保育所に預けた方がもっとよかったのではないかということの選択は、子供はできないのです。できないからこそ、そこをどこがカバーするのかといったら、公立の保育所なのです。公立の保育所は、そういうものも含めて比較的に均一に保育ができるというのが実態なのです。そのことを何か忘れている、私はそう思いますが、町長はそう思いませんか。ただ経費の論理だけ、これですべてを解決しようというところに問題がある。だから、こういう経費の負担がかさむというのだったら、保健福祉センターの建設をやめて、そういった財源を住民の切実なところに回す、これが本来のあり方ですよ、行政の。既存の施設を利用して、保健センターの予防医療、十分まだまだできます。こういうことをやるべきではないですか。この点、再度お伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの有料化問題からでありますが、私といたしましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、御負担いただくのは平等な御負担をいただくものであるという認識であります。排出量によって御負担をいただくわけでありますから、排出量が少なくなれば、それだけ負担の量は減ると。排出量が多くなれば、それだけ負担が大きくなる、排出量が少なければ負担が少なくなるということからすると、その努力、それぞれの家庭における状況の中で、私は平等な対応ができ得るものというふうに思っております。そしてまた、そのことによりまして、どなたも有料化、金のかからない方向で対応していく、そのために分別が促進されてくるものということで期待をいたしております。再利用できるもの、リサイクルできるもの、そういったものの分別の中で、本当に燃やすもの、本当に埋め立てるもの、そういったものの分別が明確に対処していただけるようになると。そのことが施設の延命にもつながってくるというふうに認識いたしておりますし、それらの費用のすべてを賄ってくれというのではなくて、施設にかかったから、それを賄ってくれというのではなくて、これらの費用は基本的には輸送料、搬送料について一部を御負担いただきたいということでありますので、そういった部分で私は住民の皆さん方の御理解をいただけるものと。今日までいろいろな会合の中でこの話をしている中で、住民の皆さん方とのお話の中で、私は応分の負担については、これからの時代の中でやむを得ないという、負担増にはなるわと、それだけ住民の皆さん方の負担増にはなるけれども、やむを得ないねというようなお話を私は常に聞いてきております。

ただ、議員の言うように、まるっきり反対という御意見はまだ私の耳には届いておりませんが、住民も大変ではありますけれども、やむを得ない、仕方ないなという苦しい選択をしていただきながら、理

解をしていただいている方々もいるということで、私はこのことにつきましては住民の負担にならないという考え方は持っておりません。このことが住民のそれぞれの負担になることを認識しながら、住民の理解を得て対応していきたいというふうに考えております。

それから、委託の問題でありますが、この委託の問題というのは、どうも議員とは全く歯車が合わないなと。うちの職員組合との話と同じだというふうに思っております。職員組合も、この委託の話になると、なかなか歯車が合わなくなってくる。私は、民間がやるから、直営だからこうだわという、大きな差異というものは、私はそんなに生じてくるものではないと。直営でやっても、また、一部では直営というのはでき得ない部分も、民間ならでき得るという部分もあります。しかし、それほど直営だったら町民の皆さん方が安心するのだろうか、民間だったら安心できないと、民間とはそんなに信用がないのだろうか。私は民間だといっても、維持管理、監督は町がやっているわけですから、民間だって誠心誠意、その業務を遂行していただけるものと。それができない民間であれば、委託を早急に解消せざるを得ない。私は、民間活力がそういう世界の中で伸びていっていただきたい、そういう思いでおります。ですから、私は民間と直営との大きな違いというものは、実際においてはそう生じないものというふうに思っておりますし、ただ、基本的には、今、行政の組織の簡素化ということも含めながら、その対応を図っていかなければならない。

それから、議員が御心配いただいておりました、１カ所で一つの業務、例えば低年齢者を、０歳児についてはここでやるわ、３歳児についてはここの施設でやるわ、入学前の児童についてはここでやるわというようなことで決めるということについては、それぞれの施設の状況、施設の現況を見極めながら、どうしてもまとめなければならないというものではないと思う。それは話し合いの中で対処していけるものというふうに思っておりますので、ひとつこの件につきましても、有料化につきましても、ひとつ特段の御理解を賜りたいなというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、１２番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時１５分　休憩
午前１０時３５分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、３番福塚賢一君。

○３番（福塚賢一君）　私は、さきに通告してあります、町長のメンタリティについて３点、教育長に１点の一般質問をいたしますので、よろしく御答弁方お願いいたします。

最初に、健全財政維持方針についてであります。

私は、平成１２年１１月に発表された健全財政維持方針の中で、財政長期試算は平成２０年度まで蓄えられて推移して、きょうまで来ていますけれども、その内容を見ますと、平成２０年までは毎年４億円から５億円の収支赤字と。したがって、行財政のスリム化、向上的な財源不足の解消のため、基本方針を樹立したのだと、こう説明がありますが、どこがどのように今日改善されたのか、説明がないのでわかりません。したがいまして、今後、課題が未解決で存在しているのかどうか。また、本年達成しても、収支が赤字に転落、１５年、１６年には財源不足の見込みと報道されておりましたが、これが事実とするならば、どのように理解しておけばよいのか、お伺いしたいと思っておるところであります。自分がこだわるのは、方針の中の長期財政計画が平成２０年、町長は見通しを立てております。それが平成１８年でなくして平成２０年までの財政状況をなぜ示せないのか、その考え方がどこにあるのか、町長には説明する責任があると思いまして、この点、町長にその見解を賜りたいと思います。

２番目に、国営土地改良事業の負担金についてであります。

町長は１２月の定例議会で、一括償還により金利の軽減を図りたいと公言されましたが、このことは、そうなれば、将来、町の財政を根幹から揺るがす大きな問題となりかねないのではないかと思っておるからであります。一括償還するに当たり、町が債務補償することになるのかならないのかの関係でありまして、５％の金利を１.８％に引き下げるこは極めて有効だと考えますが、国の政策として、北海道は食糧基地、また、公共事業として景気浮揚策、これらを国家予算をもって事業の推進を今日までされてきました。国の税金をもって事業を推進したわけでありまして、金銭を借りて事業をしたとは全く思っていないからであります。バブルがはじけて１０数年、今日、デフレにあり、金利５％の発想は今日まで現存されておることは、どこかの怠慢による原因ではないかと思って、その理解ができないのであります。上富良野町議会は、昭和４０年代に事業費の負担割合を議決された経過にありますが、金利５％のいわゆる受益者負担がなされるという議決は記憶に新しいものがないのであります。

したがいまして、一括償還することは、町がハイリスクを先送り、国は交付税で補填とすることもなく、残高が消滅するわけですから、その辺の憂いもありますし、ついては、国が法律改正する努力をすれば、従来のシステムとなり、これが最善と考えますが、今日の一括償還、いわゆる農家が払えなくなったら税金で町が立てかえ、あるいは後日負担していただくということに対して、町長の見解を賜りたいと思います。

この際、また、フラヌイ事業の中止、空知川右岸の事業縮小による町の負担金について、今日、どういう押さえをしておるのか、重ねてこの際お伺いをしておきたいと思います。

３点目であります。職場の活性化について。

私は昨今、社会の高度化、複雑化、高齢化社会に対応するため、町職員は自主自立の精神を涵養し、きめ細やかな行政の展開が要求されていると思います。職員の個々の持っている能力を最大限発揮し、職場全体が意識改革に燃え、伸び伸びと職場が活性化されることとなると思います。

ついては、同じデスクに長い職員では７年近くも異動しない現実を見まして、これらは極めて人事の停滞であり、マンネリ化して、職員のためにも町のためにもならないと考えますので、人事異動について、町長は職員を今日、横断的に異動された経緯にありますが、基本として考えている人事異動の観点について、町長の見解を賜りたいと思います。

最後の質問でありますが、新学習指導要領についてであります。

新年度から、小中学校の学習指導要領が改定され、週５日制、学習内容３割減、総合的学習が実施されると思います。その中で、私は特に総合的な学習の時間についてお伺いいたします。

一人一人の子供たちが、児童・生徒が、生きる力を育成することを目的とした総合学習について、これを支えるためには、学校のみでは限界があると及ばずながら思います。ついては、地域の支援と財政支援があってこそ、始めて教育の効果があらわれるのではないかと私は考えております。

昨年、山形県の最上町を視察する機会がありましたが、そこでは、市教委の中に、教育委員会の中に学社融合主事を配置して、学校、地域社会、町の財政支援をもとに、有機的に結びつき、協調して、学習効果を上げていましたが、教育委員会として、学校のかかわりと財政の支援をどのように考えておられるのか、この際、お伺いしておきたいと思います。

以上であります。よろしく御答弁お願いいたします。終わります。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　ただいま３番福塚議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、１番目からお答えさせていただきます。

議員からは、以前にも健全財政維持方針についての御質問をいただき、お答えさせていただいておりますので、端的に申し上げますが、今後の財政運営の見通しが極めて厳しいことが危惧されますので、それに対処するための基本方針が平成１２年に策定した財政健全化維持方針であります。さらに、その方針に沿った具体的な行動プランである行財政改革実施計画などにつきましては、１年前の予算特別委員会の冒頭においても説明をさせていただいておりますので、内容については十分御承知のことと思いますが、これらを平成１５年度まで実践することで、成果を上げることにしておるところであります。したがいまして、既に成果を上げているもの、また、今後実践することで成果を上げるものなどがあります。

次に、平成１６年度には財源が不足する見込みとの報道内容については、昨年の１１月、当時の役場内部での予算編成会議の中で申し上げたことでありまして、この時点では、平成１５年度までは、資金計画でも示しておりますように、各種基金の取り崩し方針を決定しており、収支のバランスを図っておりますが、その後の平成１６年度以降は、各種の事務事業の位置づけ、あるいは歳入における財政調整基金など、各種基金などの使途を決定していないことから、大きな財源の不足となることを予測している状況下を説明したものであります。

また、将来の財政見通しと説明責任についてでありますが、長期の財政見通しが、この経済情勢の中にあって極めて難しいことはさきにも申し上げておりますので、御理解を願いたいと思うところであります。

説明責任のことにつきましては、説明する内容がいかに正確な情報なのかなど、説明を受ける側の立場を説明する側も十分考えて、その責任を果たさなければならない、大変難しいもので、私もその責任を重く受けとめているところであります。このたびの件については、今後の経済情勢の変化や、地方交付税の見直し状況などが明らかになった段階ごとに、中期財政試算を随時見直しを行い、説明をする予定でありますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、２点目の国営土地改良事業の負担についてのお答えをさせていただきます。

国営土地改良事業の負担金については、議員御指摘のように、負担額は町の分として２７億１,０００万円、受益者の分として８億３,５００万円で、総額

３５億4,５００万円となり、５％の償還利子を含めますと、５４億7,５００万円となることから、町の財政にとって大きな負担となります。このことから、土地改良法施行第５２条の２で定める償還利率５％の負担軽減を図るために、国、道の指導、支援を仰ぎ、新たな土地改良区を設立し、改良区による資金の借り入れを行い、町を経由して道に一括償還する仕組みを考えており、その後、町と受益者は、改良区に対し年賦償還するもので、改良区が借り入れをする資金に対し、町が債務保証を行う必要があるわけであります。償還金利５％の負担については、昭和５８年の１２月議会におきまして、上富良野町国営土地改良事業負担金など徴収条例を制定し、負担することで議決を賜っておりますので、御理解を願いたいと思います。一括償還する場合にあっても、交付税歳入はされるものであり、その予定額は約４億円程度を見込んでおり、一括償還する年次に算入される予定であります。

土地改良法については、平成１４年４月に改正施行される予定でありますが、この間、関係する市町村と協力して、償還金利の軽減などについて国、道に要請してまいりましたが、償還金利の改正については、残念ながら見送られておるところであります。

国営フラヌイ事業については、国営白金地区との施設共用により、事業費で約３６億円減額となり、町の負担は約３億4,３００万円となります。国営空知川右岸地区については、東中貯水池、用水路、頭首工の廃止により、町の負担は約3,０００万円となります。

私としては、特に国営白金事業の償還に当たって、償還金利５％を仮に1.８％にすると、町と受益者分をあわせて約１２億7,０００万円程度軽減できるものと考えております。このことから、新たな土地改良区を設立し、負担金の一括償還を行っていくことが、現時点では最善の方法と考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、３番目の職場の活性化の御質問にお答えさせていただきます。

人事管理は、議員も承知しているように、大変重要な事項であります。特に大きく変化する社会情勢のもとで、その時代に対応する行政組織として、常に見直しを図っていくことが必要でありますので、できる限り過去にとらわれることのないように考えております。この考え方に基づき、平成１１年から一部スタッフ制を取り入れ、職員の配置を行ったところであります。また、人事については、議員の意見にあるように、持っている職員の資質、あるいは身につけた能力を引き出すことにより、忌憚なく人材を生かすことができ、組織の力量が高まり、行政水準の向上にもつながるものと考えております。このような考え方を基本として、適材適所に人事異動を行っておりますが、異動を受ける側の職員の評価は、いつの時代においても同じように、全員が満足するものではないと思っております。私も職員の意欲を見極めることで効果的な人事異動になればとの考えに基づき、平成１１年度から、３年以上同じポストに配置されている職員を対象に、試行的に意識調査など、レポートの提出を願い、それらを参考として人事異動に生かしている状況にありますので、御理解を賜りたいと思います。

４番目の御質問につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

○議長（平田喜臣君）　次に、教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　３番福塚議員の４項目目の新学習指導要領についての御質問にお答えいたしたいと思います。

国の教育改革に伴いまして、新学習指導要領も大幅に改定され、本年４月よりその実践がスタートいたします。この学習指導要領の中に、総合的な学習時間が創設されたわけでありますが、この創設の趣旨につきましては、各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的、総合的な学習や、生徒の興味、関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行うことをねらいとしております。総合学習の取り組みにつきましては、２年間の移行期間も踏まえまして、既に各学校では教育課程や学習計画を作成し、本年度からその学習に支障のないように取り組んでいただいているところでございます。総合学習は、人間、自然、社会、文化などを対象に、幅広く創意工夫を生かした学習活動を展開することで、議員からの御質問のとおり、学校、家庭、地域社会との連携は、これからますます重要になってくるものと思っております。学校教育は、学校のみならず、家庭や地域社会を通して行われるものであることの教育の基本に立ち、これからも連携をより深め、教育内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、学校と社会教育との連携による学社融合につきましては、学校との連携のみならず、社会教育の各分野での活動展開におきましても、今後ますます力を注いでいかなければならない課題と認識しているところでございます。議員より、学社融合主事の専任配置で効果を上げている事例の御提言もありましたが、当面は教育委員会の現行の体制の中で効果を上げるよう、より一層努力してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

総合学習に伴う活動費につきましては、学校の意向を十分踏まえ、平成１２年度より試行活動費とし

て各学校に配分し、実践的な学習活動を行っており、本年度も予算措置をさせていただいております。今後も、学校、各関係機関、団体等と連携を深め、総合学習の内容の充実と、学社融合がより推進されるよう努力し、また、各諸活動に伴う必要な財源支援についても、今後十分配慮するよう、前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　再質問があれば賜ります。

３番福塚正議員。

○３番（福塚賢一君）　再質問をさせていただきます。

初めに、健全財政維持方針についてです。

私はさきの議員協議会で、了解したいと思って質問いたしましたが、私の考え方は、議員の発言はいつも自由であって、議会の名を傷つけたかのように議運に招聘されたことはまことに残念に思っておるところであります。あのときの思いを思い起こしまして再質問いたしたいと思います。

町長、私が聞いているのは極めて単純なのです。るる御答弁くださいましたけれども、平成２０年まで、本計画では赤字で、４億円の赤字で計画見通しを立てた、この経過にあった、町長の責任において払拭する責任が私は町民に対してあると思っているのです。それを１８年度にこだわるということは、いかにも画一的な、配慮の足りない、いわゆる計画であると、こう言わざるを得ません。したがいまして、町長の、先ほどメンタリティという言葉でごまかさせていただいたわけですけれども、少なくとも２０年まで計画を持った限りにあっては、その考え方を発表すべきだと、私はその１点で、過日、質問させていただいた経過にあるわけであります。

それで、説明する内容がいかに正確な情報のもとと、こういうくだりがあるわけですけれども、大変失礼ですけれども、ここに持参していますけれども、平成１２年１０月２６日現在、平成１３年７月１０日現在、１２年度の決算が終わっているそれぞれの費用については全く違っているわけです。上富良野町は二つ役場がないわけです。財政課も二つないわけです。したがって、今日、御案内のとおり極めて景気は不景気、デフレの状態、町税については２.２％増、法人割の期待ができるのかできないのか、その辺も極めてあいまいだし、個人町民税についても２.２％、平成２０年度、１８年まで見ても、自衛隊特別徴収、いわゆる給与関係があっても、５億円ぐらいの今日までは税収があると思いますけれども、町民税個人。御案内のとおり、ベースアップもない、昇給２.２％しているかどうか確認とれていませんけれども、そういう中で、町民税の伸びは極めて期待できない今日、バブルがはじけてもう１０数年たっているわけですけれども、まさしく政府にあっては、景気回復、景気回復と朝夕、テレビで、新聞で、メディアで言われておりますけれども、果たして景気がいつの時点で上向くのか、それすら自分には見通しがつかないわけです。こんな中で、正確性を、説明するにしても、説明受ける側にしても、正確、正確と、まことしやかに説明は聞きやすくされますけれども、全然大地に二本足がついていないと思うのです。先ほど触れましたけれども、１２年の決算が終わっている中でも、全然数字が違ってきている。この点は極めてあいまいすぎると思います。

したがって、この際、お願いですけれども、健全財政維持方針で２０年まで財政見通しを立てたわけですから、１８年まで立てた考え方で平成２０年度まで財政計画を発表されることを予算委員会でお約束いただけるかどうか、町長にお尋ねしたいと思います。

それから、２番目は、国営土地改良事業の負担金についてでありますけれども、国は税金で３５年間も公共事業として推進してきたことは御案内のとおりだと思います。事業費の負担と受益者は、高度成長期のバブル期における５％の金利、事業費に対しての、これを農家経済、農家の心情を今日思うときに、いわゆるつくったら売れる時代ではない。極めて厳しいこの農業情勢の中で、いわゆる農業についてもグローバル化されて、極めて規格、品質等が厳しくなってきている。今日、本当に農家の心情を思うときに、なぜこの金利５％、税金で、国の政策でやっていた事業がなぜこうなるのだろうかと、極めて、いわゆる国は農家の心情を踏まえ、問題意識に欠け、その責任は極めて重いと言いたいのであります。

ぜひ、そうであるとするならば、町長は、窓口でなくして、出先機関でなくして、町長が国のトップ、幸い北海道出身の農林大臣、実力者と言われておりました鈴木前開発庁長官は何かずっこけたようですけれども、それに次ぐ、今責任ある方は、まさしく７区選出の代議士が農林部会長をやっておられます。これらの方に、少なくとも北海道で畑総をやっている関係は五、六町あるかと思いますけれども、どこの町村も本当に５％の金利を負担するのだということになれば、農家の心情を思うときに、どこの首長さんも苦慮していると思われます。したがってこの際、上富良野町長、尾岸孝雄町長が、真っ先になって国に、リーダーシップをとって、関係町村と連動して、この実態を、農家の心情を全身で受けとめて、国に働きかけていただきたいと思っていますが、１２月の定例議会の補正予算でも、特別旅費で

５０万円補正しておるわけですから、残されたこの償還時期に入る前、残り少ないのかもしれませんけれども、町長の政治力にこの際期待をしたいと思いますが、町長の考え方はいかがですか。

それと、本事業については、私も本当に勝手に我田引水的に受けとめていたわけですけれども、上富良野町土地改良事業負担金徴収条例は、昭和５８年１２月、昭和５８年と言えば、ちょうど酒匂町長が就任された年であるかと思います。本事案については、昭和４０年前半、上川南部畑総として着工され、それが計変されて今日の事業名になったと思っております。終盤になってこういう問題が出てきたわけですけれども、上富良野町土地改良国営事業徴収条例が昭和５８年１２月２９日、条例第４０号で議決されていますが、私の認識の違いがあるかもしれませんが、先ほど申し上げたように、５８年８月、酒匂町長が就任され、私は５８年から６２年まで税務課におりました。６３年から平成４年まで耕地課で働かせてもらっていた５年間、この費用負担に関する認識は、土地改良法９０条関係で、事業費の負担割合については、昭和４０年前半、受益農家の本事業に参加する同意書をもらうとき、あくまでも町の負担は１０％、農家負担金２７％で議決をとっておられた確認をしておりましたが、５年間、一度も金利の話で開発局と話してきた経過にはありません。農家が重いということで、酒匂町長とともに、開発局と、建設部でありませんよ、開発局と交渉し、町の負担金が１０％から４分の１の２.５％、農家負担に対しては２７％から２０％に軽減してきた経過があります。そのときも、開発局では金利の説明は全然ありませんでした。

私が心配するのは、同意書に印鑑をもらうときには、間違いなく金利の話は出ていないと思うからであります。昭和４０年前半では、それから１８年経過した５８年の条例が議決されたときに、受益者にちゃんと説明したかどうかが気にかかるのでありまして、この５８年の条例の提案した趣旨説明を議事録で確認されることを理事者側にお願いしてきておるところでありますが、その辺はどういう提案理由をされたのか、この際、承りたいと思います。私が昭和６２年に耕地課に行ってからは、５％の条例の記述については、どういう考え方でいたかということになろうかと思いますが、それはタンクが、土地改良区ですね。土地改良区が制度資金を利用して国営事業をした場合と理解し、１点の疑いも抱くことなく、開発に照会はいたしませんでした。何はともあれ、国が税金で事業を半世紀近くもかけてやってきて、高度経済成長時代も、落とし子的な客体が、右下がり、デフレのこの時代に、景気の回復も芳しくない、農業情勢も悪い、農家の心情が全くされていない、こんなときに、反面国は、破綻した銀行には公的資金を容易に導入し、農家が困っているときに５％の金利を負担させ、さらに事業主の一部を負担されるということは、日本の農業については、国は何を考えておるのですかと言いたくなるわけであります。少なくても、国は今までに法律の施行規則を変え、市場金利にするのが国の努めであったのではないかと私は思うわけです。

従いまして、この点、町長の、ただ単に新しい土地改良区は黙っていても立ち上げなければならないと思うのです、水の管理がありますから。その改良区を打ち立てて、担保能力がない、したがってどこからお金を借りるのかわかりませんけれども、上富良野町議会でいわゆる債務保証をするという議決をとらなければならない。それを短絡的にいわゆる一時償還する、農家の払えないところは上富良野町の税金で、１０億円ない税金の中から払っていく、そういうことは、極めて僕は、これこそ説明責任というか、町長の行政配慮が足りないのではないかと言いたくなるわけです。少なくともこの点に対しては、所管委員会で説明されてきた経緯にあるのかもしれませんけれども、少なくとも全体の議員の中で集中審議をして、方向づけを持って、町長として言ってほしかった、このように考えるわけですけれども、町長の考え方はいかがですか。

それから、答弁の中で、いわゆる交付税の算定はされると。一括償還されるということで理解してよろしいですか。

それから、平成１４年４月、来年に土地改良法の改正が施行される予定と書いてありますけれども、答弁くださいましたけれども、この土地改良法のどこがどのようにこれに関連して変わるのですか、その点の答弁をお願いしたいと思います。

それから、いわゆる軽減をしてくれと、できませんと、現行法律によって直すことはできませんと、その問答した関係機関はどこですか。

白金については、最後に上富と美瑛との事業費割合の関係をパーセンテージでお知らせいただきたいと思います。

次に、フラヌイについては、これはいわゆるあくまでも自分が退職してからこうなったことで、よく実際は承知しておりませんけれども、いわゆる美瑛の三沢地区の水田の保水、それから線路を超えて西側の留辺蘂、それから御料、これらの畑灌、三沢の水田の保水が、水田は減反だから使わないと。いわゆる美瑛町が白金ダムの所在地として、そこに美瑛町の水利権が白金ダムに存在していたことによる補償工事として、美瑛町は末端を除く上水道の布設は

補償工事で全額国で手当してもらった経過にあります。その後、美瑛の市街に水道が布設され、農業事情が大きく変化する中で、三沢の水田の保水は要りません。西側の御料、留辺蘂の畑灌が要りません。こういう因果関係があってかどうか知りませんけれども、少なくともフラヌイでダムをつくると言ったことが、つけかえ道路もやり、用買も終わり、隧道も掘って、途中でやめたということは、それらが原因しているのと違いますか、その点をお尋ねしたいと思います。少なくとも３億４,０００万円という根拠はどこにあるのか。３億４,０００万円で用買費が払われたとするならば、ではその土地の関係は国と自治体はどういう関係になるのか、その点をお知らせしていただきたいと思います。

それから、国営事業については、空知川右岸が最後になると思いますけれども、いわゆる空知川右岸は、布部川から水を持ってきて、東中貯水池を東中土地改良区の落葉畑につくって、２３号まで水を持ってくる、それで水量調整をするという考え方は全く御破算になったわけですね。そうすると、残っているのは、空知川右岸から水を持ってきて、１５号と１６号の間を通りまして西中に水を持ってくると。これは大きな原因としては、鳥沼で漏水が極めて大きいと。したがって、水量が不足するので、東側に山手幹線を数百メートル移動するということに対して、３,０００万円を負担するということになっていますけれども、金額の大小よりも、いわゆる布部川の右岸事業をやめて、空知川右岸で山手幹線を持ってくる事業費に対して、いわゆる上富良野町の受益面積が全くないとは自分は思いませんけれども、いわゆる上富良野町が３,０００万円負担する理由についてお尋ねしたいと思います。

次に、職場の活性化についてでありますけれども、自分は、町長、いろいろ答弁してくださいましたけれども、１点なのです、聞いていることは。６年、７年も１カ所に同一勤務、デスクに座らせていることは問題でないですか、長すぎませんかと。したがって、大変言いづらいのでありますけれども、町長就任以来、幾つか町長は悩んできたことがあると思う。これはあくまでも惰性、マンネリ化、これが原因していると言ってもいいのではないかと思うのです。６年も７年も同じ仕事をさせているということは、町長のいわゆる横断的人事異動をやってきている考え方にも背くし、その辺を尋ねているのであって、この職員が該当している、いわゆる職員を異動させる考え方は端的に町長にはあるのですか、ないのですかと、これを聞いているだけなのです。その点、町長の考え方を御答弁いただきたいと思います。

それから、いわゆる新学習指導要領です。教育長のこの件に対する答弁は極めて心強く感じております。この気概を、少なくともいつまでも持って、学校とよく連携をとって、教育長のフレーズでありますす、いつも何か大きな事案に対して教育長は熱くという言葉を使われるわけですけれども、その考え方をいつまでも持ち続けて、熱く燃えて、学校教育の振興が図られることを引き続き大きく期待しておりますので、答弁は要りませんので、今後、教育長を頼りにしています。答弁は要りません。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　３番福塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、健全財政維持方針における中長期の２０年の計画を健全財政維持方針では立てたではないかと。そして、今出しているのは１８年まで、２年間不足しておると。これを平成２０年まで出して、予特の中で報告する気はないかということでありますが、何度も申し上げておりますように、現状の国の施策が方向が定まらない中にあって、平成２０年までの予測を立てるということはなかなか難しいということで、でき得ないということで御理解を賜りたいなというふうに思っております。

従前におきましては、地方財政計画というのが大蔵省、今の財務省から、ある期間を持った通達がまいります。それをもとに、地方自治体は国の地方財政計画に基づいた財政運用計画を立ててくるわけでありますが、御案内のとおり、１３年度の国の交付税額も、過般、最終的に受け取りまして、やっとわかる。今回、１４年度以降についても、国はその地方財政計画というものを地方に提示しております。しかし、今の改革の中で、ころころ変わってくる。その計画が、国の計画が、今出されている中で１８年までの予測を立てたわけでありますけれども、これとても大きく変更してくる危険性が十二分にある。１４年度の交付税額についても、皆さん御承知のとおり、人口段階的な部分については削減される、そういう予測を立てながらの歳入予測を立てさせていただいておりますけれども、なかなか見通しが立たないというようなことから、平成２０年までの対応については難しいということで御理解をいただきたいと思います。

次に、白金国営事業でありますが、私もこれは就任以来、この課題を抱えながら、当時の美瑛の水上町長とともに、また、斜里町等々の町長さん方々と、北海道の国営をやっている方々とともに、当時の国の、農水省の政務官であった金田先生、あるいは当時の、今もいろいろありますが、その先生方やら、いろいろな方にお願いを申し上げたり、今の農林水

産大臣である武部大臣ともお会いしながら、これらのことについてお願いをして、要望、陳情を展開してまいりました。しかし国としては、今言うように、なかなか我々の願いを十分聞いてもらえなかったと。そのかわり、２６.０２％の受益者負担分を軽減措置をしてくれたというようなことから、さきにもお示し申し上げましたように、受益者の軽減策は約１４億円からの負担軽減につながったと。ただし、この土地改良法で定められている５％、これについては、国がこの５％の利子が上がることを予定して財政運営を図っておるわけです。国の起債が、我々、利子が高いから償還したいわ、前払いしたいわと。しかし、それを国が認めてくれないのは、その利息で上がる収入をもとにして、もう既に国は使っておるわけです。ですから、この土地改良の５％についても、この５％は絶対軽減できないと、これは当初からのあれです。法律を改正したとしても、その改正した時点からは適用になるけれども、さかのぼって法律を適用していくことはでき得ない。この５％の金利は何としても変更することはできないと。議員おっしゃるとおり、国の農業施策の大きな問題点として、私どもも何度も何度もお願いをし、当時の北海道開発庁、あるいは農林水産省、いろいろとお願いをしてまいりましたが、なかなかでき得なかった。しかし、その中で、負担金の軽減については今の法律の枠の中で対処するということで、受益者、農家の皆さん方の２２億円からの負担分を８億３,０００万円に軽減していただいたというようなことで対応しておるところでありますが、今度、この５％については、これはもうこの国営事業がスタートする段階で、国営事業が終了した翌年から１５年償還の５％の金利で、１５年間で払うのですよということは当初からスタートしていたということでありますので、ひとつ発足当時からの部分でありますということで、御理解をいただきたいなと。

中間で説明、報告がなかったと。これにつきましては、その都度、事業計画変更を対応した段階において、今、第３回目の事業変更で、長い年月がかかったために９１３億円の総事業費になってしまった。この３回目の事業変更ごとに、議会の方にも所管委員会の方にも御説明は申し上げてきていたというふうに私は認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと。

それから、国の地方財政措置につきましては、今のところ大体約４億円弱あるだろうということにつきましては、これは一括償還をする１５年の当初に、国の方から一括対応していただけるものということでとり進め、交渉させていただいておるということで、御理解をいただきたいと思います。

次に、フラヌイの関係でありますが、フラヌイダムの建設を中止して、白金ダムの水を使うようになったと。この状況についてのいろいろな事業変更につきましては、それぞれの地区、美瑛地区、中富良野地区、上富良野地区、それぞれの地区の受益者の皆さん方の了解を得た中で、事業変更の計変の承諾得てとり進めているということで、基本的には議員のおっしゃるような部分もあるのかもしれませんが、基本は、国が公共事業の抑制ということが大きな基本の中にあって、御案内のとおり、白金ダムについても国の方の対象の事業に上がったというふうなことも含めながら、このフラヌイダムの建設を中止して、白金ダムの水を利用するという方向に変わったということで、ひとつ御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、空知川右岸の負担金３,０００万円の内容につきましては、所管課長から御説明申し上げたいと思います。

また、土地改良法の１４年４月から施行される改正の内容についてはいかがかという部分についても、担当課長の方から説明させたいと思います。

それから、白金地区の事業費の美瑛町と上富良野町の割合についても、担当課長の方から説明をさせたいと思います。

次に、活性化問題でありますけれども、職員の人事異動につきましては、議員も御指摘のとおり、私自身も職員の適材適所を旨としながら対応しているところでありますが、往々にして、適材適所と我々が判断しても、本人がいかがなのかというような部分も考えますと、私はそういった観点から、それぞれの職員にレポートを提出させて、その中でいろいろな意見を聞き、今後、もし異動するとするならば、どういう部署に行ってどういうようなことをやりたいと思っているかというようなことを書いていただいて、私はおおむねそれらの希望に沿った異動をさせていただいております。

しかし、専門的な職務の中で、どうしても異動を、資格の問題だとかいろいろなことで、議員が御質問にありますように、異動をさせられない職員もいると。その職員についても、そういった事情を十二分に聞きながら、担当課長からそういった意見を聞きながら、私は人事異動の前に、まず担当課長を呼んで、職員のみんなの考え方はどうだと、異動についてはどう考えておるかと。課長が考えておるのではなくて、職員の意見を、話を聞いてきなさいということで、人事異動以前に担当課長を個々に呼んでお聞きし、また、レポートの考え方をもとにしながら、最大限、適材適所で異動させていただいておりますが、今、議員御指摘のように、７年も、何年も同じ

ところにいるわという問題につきましては、私も頭を悩ませている部分もあります。専門職柄、やむを得ないなという部分もあります。ただ、私は、その専門職で、このことについては上富良野町職員の中でおれしか知らない、これがおれの専門分野だぞというようなことについての職員の理解があるならば、必ずしも、職員を異動していろいろな行政事務を勉強してもらうということもこれは大切です。しかし、この専門職を私は退職まで専門職として勉強していくのだ、やっていくのだという意気込みがあるのだとするならば、それをも育ててやりたいなというような部分もありますけれども、やはり若いうちには異動を十分対応させて、経験を広く積ませてやりたいというふうに思っております。これらにつきましても、十分意を注ぎながら人事異動に着手していきたいというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の３点の質問にお答えをいたします。

まず、土地改良法の改正でありますけれども、主な改正点のみ申し上げます。

１点目は、現行でありますけれども、事業の施行に当たって云々ということがありますけれども、その後に、環境との調和に配慮しつつという言葉が規定として加えられました。それが１点目であります。

２点目といたしまして、国営土地改良事業の負担金関係であります。法律で申し上げますと９０条関係でありますけれども、国営土地改良事業の廃止につきましての規定は、従来の法律にはないということであります。今回、その事業の廃止についての規定が加えられるところであります。したがいまして、その費用につきましても、都道府県が負担をするという規定が今回新たに加えられるところでございます。

それから、国営白金事業についての美瑛町と上富良野町の負担割合ベースで申し上げますと、５７％対４３％というようなことになります。上富良野町が４３％、美瑛町が５７％であります。

それから、空知川右岸の費用負担の関係でありますけれども、これにつきましては、先ほど町長が申し上げておるとおりでありますけれども、転作が定着をしてきたというようなことから、水の利用が減少してきております。こんなことから、東中貯水池、あるいは用水路、それから頭首工の計画をしておりましたけれども、計画変更により廃止にしたものでございます。このことから、総額で、中富良野町、富良野市、本町含めまして、総額で３８２億円になるところでありますけれども、その負担率も、国が７５％、道におきましては１７％、地元８％ということで、これらの負担率に基づきまして計算されておりまして、当初、上富良野町負担分１億９,８００万円予定されておりましたけれども、結果的にはこれらの廃止に伴いまして、約１億６,８００万円減額されまして、結果的には３,０００万円の負担になるという状況でございます。内容的には、これらの設計費にかかわるものでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　再々質問があれば賜ります。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　健全財政維持方針については、町長、るる説明して、答弁してくださいますけれども、自分は簡単に考えているのです。払拭しなければならないのでしょうと。地方財政の国の指導云々、それはそうでしょう。だけれども、健全財政、２０年まで立てたのだから、それを払拭しないのはなぜですかと、そこを１点聞いているのであって、する、しない、しないのであればこういう考え方だということに対しては理解できませんけれども、町長がかわっていないわけですから。その辺、端的に自分は聞いているのであって、余り難しく言われても理解できないのです。

それと、白金ですけれども、今承りまして、５８年１２月に、酒匂町長が８月に町長になって、１２月に提案されているわけですけれども、そのときの提案趣旨、条例の趣旨説明、これがどうであったのか。要するに町長、今さら５％のことを言われても、それは受益農家が納得することに対してはよくわかりませんけれども、極めて問題が多いと思うのです。初めから同意書に、畑総に参加するといったときに、判子をもらうときに、なぜそれを国は言わなかったのですか。それを今になってからそういうことを言われても、農家はそんなお金なんかないですよ。これから生産性は高まらない中で、払い込んでいけませんよ。町長の考え方でいったら、町の税金で立てかえ払いして、それが全部不良債務として残っていくわけです。こういうことが町民感情からいって許されるかどうかということなのです。

したがいまして、残余の幾つかの答弁漏れがありますけれども、これはまた理事者側とお話することで、自分は努めて理解しなければならないと思っていますけれども、いずれにしましても、それからちょっとバックさせてもらいますけれども、美瑛町の事業費の白金負担金は四分六ということでずっと来ているわけです。それが何百億という事業投資額の中で、上富良野町で３％伸びるということは大きいのですよ。これらの点も後日、この事業で、極めて淘汰的に考えたら、美瑛町が有益性を持っているわけです。うちは極めて劣悪の環境に置かれていると

言いたいわけですけれども、四分六の線が、美瑛が３％減って、上富良野町が３％増える、こんな不釣り合いな負担比率はどこにあるのか、その点も承知したいと思っていますが、いずれにしても、町長、問題が大きすぎます。したがって、上富良野町単独でないですから、３町にまたがっている事案ですけれども、いずれにしましても、債務保証が議決が要るとするならば、広く会議を起こし、少なくとも議会で議論を深めることが大事でないかと自分は判断するわけですけれども、この議論することに対して町長の見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　３番福塚議員の再々質問にお答えさせていただきます。

事業費割合の部分については担当所管の方から説明させます。

まず、健全財政維持方針につきましては、先ほど来、何度も申し上げておりますように、国が来年度のこともなかなか見通しが立たない、そういう状況の中で、見通しの全く立たない中で歳入を予測するということは難しいと。そういうことから、２０年までの部分についてはでき得ないということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、白金の問題でありますが、これにつきましては、もう既に白金の国営事業がスタートする段階で、受益者農家の皆さん方の分も町が全部払わなければいけない。受益者農家の皆さん方から回収にならなかった部分は、町が立てかえてでも払わなければいけないというのが基本的なスタートからの問題でありますし、それから５％ということは、受益者農家の皆さん方もよく認識して、私の就任以来、いろいろ期成会等の話の中では認識しております。

しかし、議員おっしゃるように、今の金利情勢の中で５％は高いのではないか、だからこれを軽減してほしいわというのは、受益者農家の皆さん方の強い要望であります。ですから、これに対して今、武部農水大臣やら金田自民党の農林水産部会長の御協力、御努力をいただきながら、これを１.８％、あるいは１.６％の金利に削減しようということで、今その手法をとり進めさせていただいているということで御理解をいただきたいなと。

そういう中にありまして、一括償還ということになりますと、土地改良区が借り入れを起こす、町が債務保証をする、これにつきましては議会の議決もいただかなければならない課題でありますから、よく議員の皆さん方との意見の調整もさせていただきたいなというふうに思っております。ただ、基本的にお考えいただきたいのは、これをしなくても、一括償還しなくても、５％の金利で農家の皆さん方が支払えない部分は町が立てかえて払わなければならないのが原則だということ。どうしても、国は受益者農家だとか町だとかと考えていなくて、地区ということで考えておりますので、そういう観点でスタートしているということで御理解を賜っておきたないというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（小澤誠一君）　福塚議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど答弁漏れというようなことがありまして、昭和５８年当時の提案理由の件でありますけれども、この件につきましては、国営土地改良負担金等の徴収条例の関係、それから、いずれにしても負担金納入の件が、これは道の方に納めるというようなことになりますので、これらも含めまして、その提案理由といたしましては、私も議事録を見た中では、第２回目の事業計画の変更を行うというようなことで提案がなされております。その中におきまして、負担をどうするのだというようなことも論議をされております。それが１点であります。

それから、美瑛町と本町における負担の６０％、４０％であったのではないかというようなことでありますけれども、美瑛町におきまして、道路関係が一部中止になっております。それと、農家におけますパイプラインの関係が設置されないというような状況が出てきておりますので、これらによります減が美瑛町で起きております。総体的には事業費も９１３億円ということで減ってきておりますので、それらの関係で比率が若干変わったということでございます。

○議長（平田喜臣君）　以上をもちまして、３番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を全部終了いたしました。

若干早いですが、昼食休憩といたします。

午前１１時４４分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　議案第１９号

○議長（平田喜臣君）　日程第３　議案第１９号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第１９号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

国におきましては、保健婦、助産婦、看護婦などの専門職の名称が女性と男性とで異なっている現状を改めるとともに、専門職にふさわしい名称とする必要により、保健婦助産婦看護婦法が改正されたところであります。その専門職の名称を、この３月から、保健師、助産師、看護師などと改められたことによりまして、本町におきましても法に基づく職名にあわせるために、関係する四つの条例を一括して改正するものでございます。

以下、議案第１９号につきまして、条例ごとに要点の御説明を申し上げます。

議案第１９号保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

まず、第１条の上富良野町税条例の一部改正でございますが、この条例の第５６条では、固定資産税の非課税の適用を受ける場合の規定の中で、医療法人で、看護婦、准看護婦、助産婦などの養成所の職名の文言を、法の改正にあわせまして改めるものでございます。

次の、第２条の上富良野町立病院往診手当等支給条例の一部改正でございますが、この条例の第２条におきましては、その手当の区分及び額を定めております。この中の第１号の往診手当におきましては、国の定めた内容を用いてございますので、さきの中央省庁等の再編によりまして大臣名を改めること、また、第６号の宿日直手当におきましては、看護婦の項目を設けてございますが、それを法の改正にあわせまして職名を改めるものでございます。

次の、第３条の上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

まず、別表第１では、助産婦、看護婦、准看護婦を除く職員に適用します給料表を定めてございます。また、別表第２におきましては、看護職に適用する給料表を定めておりますが、備考中に用いてございます看護婦などの職名につきまして、法の改正に伴い、文言を改めます。なお、町立病院の診療科目の変更に伴い、既に助産婦の職は置かないこととしたことから、その職は除くことといたします。

次に、別表第４では、看護職の級別職務分類表を定めてございます。また、別表第５では、特殊勤務手当の種類などを定めてございますが、それぞれで用いてございます看護婦など、職の名称を改めます。

次に、別表第６では、管理職手当の支給する職員の範囲及び額を定めてございますが、ここでは町立病院におけます看護婦長など、職の名称を改めるとともに、平成１１年に新たに採用いたしました理学療法士の職につきましても、他の職と同様に、将来、必要に応じまして管理職に位置づけできるよう、理学療法士長の職を１００分の８の区分として新たに加えるものとします。

次に、第４条の上富良野町看護婦等養成修学資金貸付条例の一部改正について申し上げますが、この条例につきましては、看護婦など専門職を養成する機関に在学する者に対しまして、修学に必要な資金を貸し付け、上富良野町の職員として業務に従事する看護婦などの専門職の育成をすることを目的とした条例でございます。この条例の題名を含めまして、それぞれの条文に用いてございます専門職の文言を改めますとともに、町立病院の診療科目の変更に伴い、助産婦の職は置かないこととしましたことから、その職は除くものであります。また、さきの中央省庁等の再編によりまして、大臣名を改めることが改正の内容となってございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

３番福塚議員。

○３番（福塚賢一君）　附則の文言でお尋ねしますけれども、法律改正が３月１日で施行されるということで受けとめるわけですけれども、この条例は公布の日から施行し、平成１４年３月１日から適用する、この文言で遡及するという表現はないのですけれども、これで何ら問題ないというぐあいに理解してよろしいでしょうか。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　３番福塚議員の御質問にお答えしますが、附則での適用期日につきましては、法令上、特に問題ございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第１９号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第４　議案第２０号

○議長（平田喜臣君）　日程第４　議案第２０号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第２０号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

社会情勢が大きく変化していく中で、職員の定員管理につきましては、国の行政機関始め地方自治体におきましても、その適正化に取り組むことが強く求められている状況にございます。

このような背景から、本町におきましても、行政水準を維持しつつ､行政運営の効率化を図る観点で、行政改革大綱に基づき、組織及び職員配置など見直しを行ってきました結果、条例総定数２６５名に対し、４月１日現員数は２３５人の執行体制を予定するなど、一定の成果を得ましたことから、実態にあったものとするために、関係する定数条例の改正を行うものでございます。

以下、議案第２０号につきまして、改正の要点を御説明申し上げます。

議案第２０号上富良野町職員定数条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員定数条例（昭和３５年上富良野町条例第１号）の一部を次のように改正する。

まず、第２条第１号では、町長の事務部局の職員数は１６２名と定めております。現員数が１５３名に、さらに今後の行政需要を考慮しまして、定数を１５５名に改めます。

また、第３号では、教育委員会の事務局などの職員数は２８名と定めておりますが、現員数が２２名であることから、定数を現員数に改めます。

また、第４号では、町立病院の事務部局の職員数は６３名と定めておりますが、現員数４８名に、医療従事者の法定基準などを考慮しまして、定数を５５名に改めるものでございます。

このようなことによりまして、このほかの議会事務局４名、水道事業５名、農業委員会事務局３名をあわせました、現行総定数２６５名が、ただいま申し上げましたように、改正することによりまして２４４人の総定数となるところでございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　この総定数見直しによる諸経費の減額要素としてはどのぐらい見込まれるのか。

それと、仮にこれが通りまして、現行の総数２４４名という形の中で、町の計画では適正な職員数の配置計画案というのが出されておりますが、１８年度までにおけるそれぞれ町長部局、教育委員会、町立病院等々の、現行に対して１８年度までにどのぐらいの定数を維持されようとしているのか､この点。

それと、成果を上げたというふうに表現されておりますが、これの成果で、一方で泣いている方もおられると思います。というのは、いわゆる臨時職員や嘱託職員数等がふえております。いわゆる臨時職員等に至ってあわせてお伺いいたしますが、処遇は今どのようになっておりますか。退職金制度、あるいはそれにかかわる育児休業制度等は十分、いわゆる今の社会情勢にあった中での体制がとられているのかどうなのか。

それと、ここにはいわゆる保育所の委託、その他の民間委託等も勘案された中での総定数という形で出されているわけであります。そういうことを考えたときに、まだ本来定数の配置においても、正職員という形で配置しなければならない部署等々があるにもかかわらず、これを削減するというものはいかがなものかというふうに思われます。こういうことを含めて、私は、現行定数の中で、十分な弾力的な運営を図りながら、何も総定数を減らさなくても、現行定数の中で十分運用できるものだというふうに思います。こういう考えは、今回、条例制定に当たってはなかったのかどうなのか、この点をお伺いいたします。

さらにお伺いいたしたいのは、いわゆる町長車にかかわって、相当時間外勤務等が、超過勤務等が多いというふうに見受けられます。定数の見直しにおいて､こういった町長車における職員の外部委託や、あるいは何らかの形でいわゆる民間委託等、実施されてもいいのではないか。こういったところについては聖域扱いで、ほかはもういいのだというような手法というのは納得できないものだというふうに思われますが、この点。

それと、給与に至っては、交付税で算入されている点も相当額あると思いますが、現行でかかる経費に対して交付税で認められている、算入されている部分というのは総額どのぐらいになるのか、この点を改めてお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　１２番米沢議員の御質問お答えします。

まず、１点目の、冒頭申し上げました成果がどの程度かということの御質問でありますが、昨年の予算特別委員会にも資料を提供してございますように、５カ年の行財政改革の成果を示したところであります。その中におきましても、定数の適正化計画に基づきましては、１億円を超える成果を得ているということで把握をしているところであります。

それと、２点目の、定数の関係におきまして、１８年度現在でどの程度で考えているのかという御質問でありますが、この４月より職員数の適正化計画を組織内で発足する予定としてございます。その中では、現行の職員数を２２０名程度にしてまいりたいというふうに考えているところであります。この中では、新たな行政需要もございますが、事業等含めまして、それぞれ終える要素等もございまして、それらの増減を見た中で、できるだけ現員の中でやれるような手法を講じるということでありまして、その間に定年退職を迎える職員につきましては、現行の中でできるだけ吸収していくという手法をもちまして、１８年時点では２２０名程度ということで考えているところであります。

それと、３点目の、臨時職員の処遇の御質問でありますが、臨時職員、それぞれ要綱を定めまして、それぞれとり進めているところでありますが、その中で、特に福祉施設等におきます職員につきましては、いわゆる正職員の例にならうべく処遇を位置づけしてございまして、その福祉施設におきます非常勤職員につきましては、退職金等も職員の例にならいまして取り扱うべく位置づけをしているところでございます。

それと、４点目の、町長車の関係でありますが、この町長車の運行方法等につきましては、種々、内外から議論があるところであります。私どもにおきましても、この効率的な運行方法がどのような方法があるのかにつきましては、従前から幅広く議論してございますが、いかんせん、特殊な要素もございまして、なかなか端的に外部の方にお願いするということには至らない要素もございまして、引き続き検討をしているところであります。議員がおっしゃるように、この部門につきましては聖域だということは私どもとしてもそのような認識は持ってございませんので、引き続き効率化に向けました検討をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

それと、５点目の、交付税の算入の関係でありますが、これらにつきましては、多種多様にわたりまして算入されてございますので、なかなか全体の把握につきましては非常に難しい面もありまして、現段階ではその全体の把握には至っていないところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

大変申しわけございません、１点漏れてございましたので、御答弁させていただきたいと思います。

現行定数条例を改正しなくて、現行定数の中で運用してはという御質問もありましたので、その点につきましてお答え申し上げますが、町におきましては、議員が今おっしゃるように、交付税の中におきましても、定員の適正化を図るということを前提に、いろいろな交付税の仕組み等も用いられていますことから、実態としましては積極的に効率化を図ることが結果として求められてございますので、そのような成果が今現在定着していることからすれば、議員がおっしゃるような、条例をそのまま置いておくというのも一つの考え方かもしれませんが、実態にあったような形で取り組むことが必要だろうという形で、今回、関係条例の改正ということでお願いしてございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　現行定数で取り組めないというのは、言うなれば、現行定数があれば、新たな要員の中で職員を採用しなければならない。今の国の行政改革という形の中で、定数削減、民間委託が行われるという状況の中で、総定数を低く抑えることによってさらに人員を引き下げることができるのだということの流れの中で、現行総定数を運用できないということだけの話だというふうに思います。非常に、やはりこういう問題等についても、やはり冷たく、ただ国の、あるいは運用に従うというだけの政策では、住民自治としての行政の体をなさないという状況にあるのではないかというふうに考えますが、この点を確認いたします。

さらに、臨時職員等の処遇の問題では、全部が全部そうではないと思いますが、退職金制度がないところもたくさんあります。そういう中で、私は、こういう人たちの犠牲の上というか、職を求めてきているのですから、当然そういう前提で理解もされて採用されているのだからいいのだという解釈が成り立つかもしれない。しかし今、地方自治体というのは、率先して、いわゆる待遇、労働基準、待遇、処遇の改善を率先してやるという状況の中で、退職金制度すら、育児の休業におけるそういう制度すらない部署がやっぱりあるという現状、これをやっぱりきちっと見る必要があると思う。こういうところの改善なくして、ただ定数だけを削減する、こういうものは道理にも納得も何もできない話だと思いますが、こういった部分を改善される計画をお持ちなのかどうなのか、お伺いいたします。

それと、臨時職員がふえてきておりますが、こう

いった部分の、やはりいわゆる正規職員で賄うといえる部署もたくさんあるのだろうというふうに思います。財政が困難だというのなら、こういった部分での、本来、臨時に任せている部分を、やはり正規職員で賄うという手法も変えてしかるべきだけれども、こういう方法すらもみじんも出てこない。町長車においては聖域ではないというけれども、前から言われているのだけれども、結局先送りだと。ここは聖域なのです、実際。そのことを先送りにして、あとは全部総定数見直しという、そこに大きな問題が私はあるというふうに思っています。今回の民間委託も含めて、私は、この現行定数をきちっと維持し、その中で弾力的な運営を行うと。そして見直せる部分については大いに見直しをかけるというのは当然だと思いますが、もう一度処遇の改善、町長車の問題等々についての、改めて町長の見解を、また担当者においても、これらの点についての答弁を求めます。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　ただいま米沢議員の方から、定数の関係についての御質問をいただきました。いわゆる現行定数を維持しながら、その中での運用というようなことでございますが、基本的には自治体には財政というのがあります。そういう中で、最小の経費で最大の効果という点もございます。したがいまして、こういう職員の関係につきましては、財政の中でも相当なウエートを占めるというようなことから、職員の定数については住民に明らかにしていくということが必要なことだというふうに思っております。かかることから、この定数については、やはり将来の見通し等も引っくるめて住民に明らかにして、さらに定数が必要なときにおいては、議会にもお諮りを申し上げながら、その定数を改正していくというのが基本的な考え方かというふうに思っております。

今回提案いたしております定数におきましては、今後の委託の動向等を見込んだ中での考え方ということは入れてございません。ということは、委託の方針が明らかになっていない段階で、その辺の見込みをということで入れているものではございませんので、現行の、いわゆる公務員というのは身分保障されておりますから、その身分確保という点におきましては、委託によって職がなくなる場合も想定されますけれども、その場合については、町としては配置転換等の措置によってそれらを講じていくということでございますので、その辺のところは入っていない状況にございます。5年先の状況を見ながら、この定員適正化計画を立てながら、現行の状態の中で配置転換等の余剰する人員等につきましては、今、病院等の方の関係がございまして、その部分については見てございますが、それ以外については見ていないところでございます。

また、臨時職員の労働条件等の観点につきましては、準職員というような形の中で、先ほど総務課長からお答えしましたように、退職手当制度等見てございます。また、嘱託職員制度については、退職手当等の規定はないところでございます。

それから、それ以外の臨時職員におきまして、休暇等の関係におきましても、労基法の定める中で、その適正な取り扱いをいたしている状況にございますので、まだこの辺の需要と供給の関係での条件的な面はあるかと思いますけれども、その状況を見ながら、欠けている部分につきましては今後検討していく考えでおりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２０号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第２０号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第２１号

○議長（平田喜臣君）　日程第５　議案第２１号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第２１号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

公務旅行に伴う費用を支弁するための旅費に関する規定につきましては、より実態に即したものとするため、見直しを行ってきたところでありますが、公務により外国旅行をする場合に支給される支度料につきましては、海外への旅行がより身近なものとなってきている社会状況の変化、それと行財政改革を推進する観点から、このたび支度料の廃止を行うために、関係する条例を改正するものでございます。

以下、議案第２１号につきまして、改正要点を御説明申し上げます。

議案第２１号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員等の旅費に関する条例（昭和３６年上富良野町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

まず、第６条第１項では、旅費の種類を規定しておりますので､この中で廃止する支度料を削ります。

また、第１２項におきましては、外国へ出張する場合に支給する支度料は定額である旨定めてございますので、この規定をなくすことといたします。

したがいまして、第１３項以下の項の番号につきましては、順次繰り上げすることといたします。

また、第２７条では、外国旅費の種類、額及び支給方法につきましては、実態に即して町長が規則で定めておりますことから、条文にあります「北海道職員等の旅費に関する条例に定める一般職の例により」の規定につきましては削除することといたします。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第２２号

○議長（平田喜臣君）　日程第６　議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第２２号上富良野職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

少子高齢化、核家族化などが進展する中で、職員が仕事と介護を一層容易に両立できるような措置を図る必要から､昨年８月の人事院勧告によりまして、国家公務員の介護休暇に関する制度が、現在の介護休暇の期間を３カ月から６カ月に期間延長することで改正されましたことに伴い、本町におきましても国と同様に、関係する条例を改正するものでございます。

以下、議案第２２号につきまして、改正の要点を御説明申し上げます。

議案第２２号上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成８年上富良野町条例第２号）の一部を次のように改正する。

この１５号では、介護休暇の期間を３カ月と定めてございますが、冒頭申し上げましたように、国と同じように６カ月に延長するものでございます。

この条例は平成１４年４月１日から施行することに当たって、経過措置としまして、既に介護休暇の初日から起算して３カ月を経過したもの、あるいは経過期間中のものは、この条例の施行日から、最初に当該介護休暇をした日から起算して６カ月を経過するまでの間は、当該要介護状態にかかわる介護休暇を再び取得できるようになるところでございます。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　正規職員が対応という形になっておりますが、非常勤や臨時については、これは実態としてこの適用除外というふうになっているかと思いますが、この実態等、また指導等はどのようにされているのか。当然、同じく業を営むということであれば、そういった方にも独自のやっぱり制度としてこれを運用すべき点もあるのではないかとうふうに思いますが、この点。

それと、育児休業等による昇任、昇給の延伸の問題で、現行ではまだ６割だとか７割だとかというような形の感じになっているかと思いますが、これをやはり１００％に復元できるというような、他の自治体で一部やっている状況もあるやに聞かれますが、こういった運用も独自でできるだろうというふうに思いますが、こういった点についてはどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　１２番米沢議員の御質問にお答えします。

まず、１点目の、臨時職員に対します適用等の関係でございますが、この介護休暇制度につきましては、国家公務員の実態を地方公務員におきましても適用している実態でございまして、議員言われるよ

うに、なかなか臨時任用している職員に対する適用については、非常に拡大することにつきましては難しい面もあるところでございます。そのようなことから、今後、大きく制度を拡大運用することにつきましては、なかなか難しいというふうに認識をしているところでございます。

それと、育児休業の関係での御質問がございましたので、その点につきましても申し上げますが、育児休業につきましても、国家公務員に関係する法律を受けまして、地方公務員におきましても法律ができてございまして、その法律の適用を受ける公務員につきまして、条例をもってその手続等の規定をしているところでございます。そのようなことで、なかなかこの件につきましても、給与等の復元、運用の拡大につきましては、非常に難しい面もあるかと思います。これらにつきましては、また国、他の状況等も見極める必要があるかと思いますが、現段階では非常に踏み込んだ改善等については難しいということで認識をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　国の方の指導であるとすれば、それにならってということで、仕方ないかなと思うのですけれども、どちらかといいますと介護に当たりますのは女性の方でないかなというふうに、男性の方もそういう必要がないとは言いませんけれども、男性の方であれば、御本人ということであれば、介護が必要とありますけれども、長期休暇というのもありますでしょうし、例えば介護を必要とするということですので、介護に当たるのだということで、６カ月、その休暇をとるとすれば、その介護の実態がわかる何らかの書類を提出するということになるのでしょうか、そこらはどうなるのかと思いまして。ちょっと６カ月といいますと、全部そこに介護、すべてそういうところの、本当に介護に当てるものかどうかということ、そこら辺はどういうことなるのでしょうか、ちょっとお尋ねしたい思います。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　１５番村上議員の御質問にお答えします。

この介護休暇制度につきましては、申し上げますように、条例でその手続のルールが定められているところでございます。なかなか実態としては少ないわけでございますが、その手続につきましては、ただいま申し上げますように、条例において届出をすることで、町長が承認することで取得できるということになってございます。ただ、その実態がどうかにつきましては、非常に運用面、難しい面もあると思いますが、これらについては、今現在、非常に限られた運用実例しかございませんが、その中では、特に条例に基づく手続において、私ども確認し、町長が承認するということでございますので、特に問題はないかと思います。

あと、この制度につきましては、当然、女性にかかわらず男性職員につきましても適用を受けることになりますので、それらについては、ルールに基づく適正な運用を図っていくことが必要だというふうに認識しているところでございます。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２２号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第２２号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第２３号

○議長（平田喜臣君）　日程第７　議案第２３号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第２３号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨といたしまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、同法においては、部分休業の対象となる子の年齢を、現行では１歳に満たないとなっておりますところを、今回、３歳に満たないに引き上げることと改正されるに伴いまして、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部の改正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第２３号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４５年上富良野町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中、１歳を３歳に改め、「の承認」の前に「又は上富良野町職員の勤務時間、休暇等に

関する条例（平成８年上富良野町条例第２号）第１５条に規定する介護休暇」を加える。

附則、この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第２５号

○議長（平田喜臣君）　日程第８　議案第２５号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程いただきました議案第２５号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

改正の要旨としましては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴いまして、平成１４年度から精神保健福祉業務の一部が市町村に委譲され、精神障害者に対して市町村が居宅生活支援を目的に訪問介護員を派遣できることとなったため、派遣対象に精神障害により日常生活に支障がある者を加えるとともに、対象者の規定を法律の条文にあわせまして、条文整理することを内容として改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第２５号上富良野町訪問介護員派遣条例の一部を改正する条例。

上富良野町訪問介護員派遣条例（平成１２年上富良野町条例第１５号)の一部を次のように改正する。

第１条中、第１５条の３の次に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５０条の３」を加え、「身体上又は精神上の障害」を「身体障害、知的障害又は精神障害」に改める。

第２条第２号及び第３号を次のように改める。

２、身体障害、知的障害又は精神障害があるため日常生活を営むのに支障がある者。

３、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童で日常生活を営むのに支障がある者。

附則、施行期日、１、この条例は平成１４年４月１日から施行する。

経過措置といたしまして、２、この条例施行の際、現にこの条例による改正前の上富良野町訪問介護員派遣条例の規定により訪問介護員派遣の承認を受けている者は、この条例による改正後の上富良野町訪問介護員派遣条例の規定により承認を受けたものとみなす。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

５番吉武議員。

○５番（吉武敏彦君）　(3)の身体に障害がある児童又は知的障害のある児童で、この児童には精神障害というのはないのかどうか、お伺いをします。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま５番吉武議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、この精神保健及び精神障害者福祉につきましては、児童の部分についてはこの条文には規定がございませんので、ただ、知的障害等の部分についての規定を法律に基づいて条文の整理をさせていただいたところであります。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　本来、道、そういったところがすべきものを、町の方に移管されたという形の内容かなというふうに思います。それで、現行ではこれらの対象となられると思われる方というのは現在どのぐらいあるのかという点と、現状でも、町の条例に基づいて施行されてきたという話でありますから、財政的な裏づけ、あるいは財源の移譲によって、新たな財源の配分があるのかどうなのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　１２番米沢議員の御質問にお答えいたします。

１点目の、対象者数でございますが、現在、精神障害者の手帳を有している方が８名、上富良野町にございますが、その方の中で、約２名ほど該当になられる方がおられるのではないかなということで見込んでございます。したがいまして、町で今、在宅

福祉推進の中で、社会福祉協議会に委託しております訪問介護員の事業の中で、この件について予算等については見込みを立てているところであります。

○議長（平田喜臣君）　１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　身体障害、知的障害者又は精神障害に改めると、今これで上がってきているのですけれども、何か４月１日以降、精神病の方に対しましてそのような言葉を使わないようなことをちょっと聞いたのですけれども、だから精神障害とは言わないのではないかというふうに、だからここに、又は精神障害に改めると、今わざわざ改めるわけですので、今後、これからは精神障害ということを言わないで、精神病の方に対して何か違うような名称を使うようなことを言われているのではないでしょうか。だから、ここに精神障害と言わないのではないかと思うのですけれども、そこらはどうなのでしょうか。

○議長（平田喜臣君）　保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　１５番村上議員の御質問でございますが、このたびの条例改正につきましては、先ほど冒頭御説明申し上げましたように、国の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律という、この法律の改正に伴いまして、町の条例を改正する必要性があるということで改正をさせていただいているところでございますので、精神の病気ですか、精神疾病に関する部分での今回の改正でございませんので、あくまでも精神障害の手帳を有する方で、市町村にこれらの事務が一部委譲されることに伴いましての、あわせた条例の改正でございます。障害ということについては、これは使うことでございます。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第２７号

○議長（平田喜臣君）　日程第９　議案第２７号上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（田中博君）　ただいま上程いただきました議案第２７号上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきまして、本年度から水源地を清富、村上武憲氏所有地内からの湧水により、厚生労働省の補助を受けまして、飲料水供給施設を設置するものでございますが、補助の申請をする折に、給水区域、給水人口、１日最大給水量の条例化されたものが必要となりますことから、今回、改正をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第２７号上富良野町飲料水供給施設設置条例の一部を改正する条例。

上富良野町飲料水供給施設設置条例（昭和５７年上富良野町条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表に次のように加える。清富地区、これは給水区域でございます。右に７８とありますのは、給水人口の７８人でございます。次、右に３８.５と書いてありますのが、１日最大給水量３８.５立方メートルでございます。

附則、この条例は平成１４年４月１日から施行する。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議賜りまして、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２７号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎休　会　の　議　決

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

議事の都合により、３月１４日から３月２１日までの８日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、３月１４日から３月２１日までの８日間、休会することに決しました。

◎散　　会　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたさせます。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明１４日から３月２１日までの８日間は休会といたします。３月２２日は本定例会の最終日で、開会は９時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の３月１４日、３月１５日、３月１８日、３月１９日は、予算特別委員会をいずれも９時から開会いたしますので、各会計の予算書等関係議案並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後　１時５６分　散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１４年３月１３日

上富良野町議会議長　　平　　田　　喜　　臣

署名議員　　中　　川　　一　　男

署名議員　　福　　塚　　賢　　一

平成１４年第１回定例会

上富良野町議会会議録（第５号）

平成１４年３月２２日（金曜日）

○**議事日程**（第５号）

第　１　会議録署名議員の指名の件
第　２　議案第２４号　上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
第　３　議案第２６号　上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
第　４　議案第２８号　上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例
第　５　議案第２９号　上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
第　６　議案第３０号　上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例
第　７　議案第３１号　上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例
第　８　議案第３２号　富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件
第　９　議案第３３号　富良野地区介護認定審査会規約の変更の件
第１０　議案第３４号　上富良野町財政調整基金の一部支消の件
第１１　議案第３５号　上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
第１２　議案第３６号　上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
第１３　議案第３７号　上富良野町道路線廃止の件
第１４　議案第３８号　上富良野町道路線認定の件
第１５　予算特別委員会付託
　　議案第　１号　平成１４年度上富良野町一般会計予算
　　議案第　２号　平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
　　議案第　３号　平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算
　　議案第　４号　平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算
　　議案第　５号　平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
　　議案第　６号　平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
　　議案第　７号　平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
　　議案第　８号　平成１４年度上富良野町水道事業会計予算
　　議案第　９号　平成１４年度上富良野町病院事業会計予算
第１６　議案第３９号　監査委員選任の件
第１７　諮問第　１号　人権擁護委員候補者の推薦の件
第１８　議案第４０号　北海道市町村総合事務組合規約の変更の件
第１９　議案第４１号　泉町北団地町営住宅新築工事（建設主体工事）請負契約締結の件
第２０　議案第４２号　特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例
第２１　報告第　４号　専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第２２　発議案第１号　懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議
第２３　発議案第２号　町内行政調査実施に関する決議
第２４　発議案第３号　町長の専決事項指定の件
第２５　発議案第４号　中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件
追加日程第１　発議案第５号　防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件
第２６　閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（２０名）

１　番　中村有秀君	２　番　中川一男君
３　番　福塚賢一君	４　番　笹木光広君
５　番　吉武敏彦君	６　番　西村昭教君
７　番　石川洋次君	８　番　仲島康行君
９　番　岩崎治男君	１０番　佐藤政幸君
１１番　梨澤節三君	１２番　米沢義英君
１３番　長谷川徳行君	１４番　徳島　稔君
１５番　村上和子君	１６番　清水茂雄君
１７番　小野　忠君	１８番　向山富夫君

１９番　久保田　英　市　君　　２０番　平　田　喜　臣　君

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
農業委員会会長	小松　博君	教育委員会委員長	久保儀之君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長上	村　延君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長佐	藤　修君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	越智章夫君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	早川俊博君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ﾎｰﾑ所長	林下和義君	上下水道課長田	中　博君
町立病院事務長	三　好　稔君		

○議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	菊池哲雄君
係長	北川徳幸君		

午前　９時００分　開議
（出席議員　２０名）

◎開　　議　　宣　　告

○議長（平田喜臣君）　御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は２０名であります。

これより、平成１４年第１回上富良野町議会定例会５日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸　般　の　報　告

○議長（平田喜臣君）　日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（北川雅一君）　御報告申し上げます。

町長から、議案第４０号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件、議案第４１号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件、議案第４２号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例及び報告第４号専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）が平成１４年３月２０日に提出されました。あらかじめ議会運営委員会において日程等の審議を了しておりますので、本日議事日程等を改めましてお手元に配付したとおりであります。

議案第３７号及び議案第３８号の審議資料として道路網図、また発議案第３号の審議資料として、平成１４年度地方税法改正案の趣旨をお手元にお配りしておりますので、審議の参考にしていただきますようお願い申し上げます。

予算特別委員長から、平成１４年度各会計予算について審査結果の報告がありました。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第３９号及び諮問第１号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第１　会議録署名議員の指名の件

○議長（平田喜臣君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、議長において、

４番　笹　木　光　広　君
５番　吉　武　敏　彦　君

を指名いたします。

◎日程第２　議案第２４号

○議長（平田喜臣君）　日程第２　議案第２４号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第２４号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例につきましては、町民の生活環境確保の上から欠くことのできないごみ対策として、各種の対策として取り組んでまいりましたが、多くの財政負担を要することから、一般廃棄物の収集運搬処理に関しまして、その一部を有料化するとともに、ごみの分別資源化、減量化を図るため、分別の細分化、排出の方法及び排出容器の指定などについて規定し、あわせて条文の整理をすることから、全文改正しようとするものであります。

内容といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、町の一般廃棄物の処理に関し定めようとするものでございます。

１点目は、処理区分として、家庭ごみと事業ごみの収集運搬処理区分を規定しようとすることでございます。

２点目は、排出方法として、排出者の管理義務及び指定容器または指定シール貼付を規定しようとするものでございます。

３点目といたしまして、処理手数料として、手数料条例において可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを有料とし、資源ごみについては無料とすることを規定しようとするものであります。

４点目として、その収入方法として、証紙によること、また災害時等を想定し、手数料の減免規定を設けようとすること。さらに、証紙の販売及び過料について規定しようとするものであります。

以下、条文を追って御説明を申し上げます。

議案第２４号上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例。

上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成５年上富良野町条例第１５号）の全部を改正する。

第１条は、条例の趣旨を定めようとするものでご

ざいます。

第２条は、用語の提議を定めようとするものであります。

第３条は、廃棄物減量推進審議会について定めようとするものであります。

第４条は、ごみ分別減量化推進に協力をいただくために、クリーン推進員の委嘱について定めようするものであります。

第５条では、一般廃棄物のうち、家庭から排出されるもの、事業所から排出されるものに関し、その処理区分を規定しようとするものであります。

第６条では、廃棄物の保管及び指定容器について規定するとともに、排出者の管理について定めようとするものであります。

第７条から第８条につきましては、家庭ごみの排出及び事業所ごみの排出運搬等について定めようとするものでございます。

第９条から第１４条までは、手数料に関し、手数料条例に定めること、収入の方法として証紙によること、証紙の売りさばき人を指定すること、売りさばき手数料について、１００分の７と定めようとすることなどについて規定しようとするものでございます。

第１５条では、手数料の減免について定めようとするものでございます。

第１６条から１７条では、一般廃棄物処理業等の許可申請などについて定めようとするものでございます。

第１８条では、不正行為等に対する過料を定めようとするものでございます。

第１９条は、規則への委任でございます。

附則、施行期日。

１、この条例は、平成１４年１０月１日より施行する。

次に、経過措置といたしまして、２、この条例施行の際、改正前の上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、一般廃棄物処理業等の許可の申請は、この条例の規定によりなされたものとみなす。

上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

３、上富良野町手数料条例（平成１２年上富良野町条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表中３５の項を次のように改めるものでございます。

ただいま御説明申し上げました条例本文中、第９条に定めます手数料について定めようとするものでありまして、分別排出をいただき、資源再生可能な瓶、缶、プラスチック類、ペットボトル、生ごみなど資源ごみとして排出されるものの収集運搬処理手数料を無料とし、町において最終的な処理を要する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについて、収集運搬処理に要する費用のうち、施設建設に要する費用や所管人件費等を除く費用のおおむね２分の１を排出の量に応じて御負担願うべく定めようとするもので、個々の価格につきましては、本表に記載のとおりでございます。

同表３６の項中、「第１６条」は「第１７条」に改める。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　廃棄物減量等審議委員会、１０名の方委員としておられますのですけれども、その方等の意見もお聞きになられたのでしょうか。

それと、１カ月普通の家庭でどれぐらいの試算をされているのか。

それと、また近隣市町村の資料等ありますでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　まず、第１点の審議会の御意見をちょうだいしたのかということでございますが、これにつきましては、平成１１年度以来御審議を賜りまして、平成１３年の１１月に御答申をちょうだいしているところでございまして、その中で、有料化を進めることは可とすることで御意見をちょうだいしているところでございます。

次に、平均して１世帯当たりどれぐらいかということでございますが、あくまで試算上の内容といたしまして、各種の容器類も全部含めまして、１世帯当たり月額といたしまして、おおむね１,３８０円程度ということでございます。

それから、近隣の部分につきましても、近隣といいますか、この近くというのは余り多くはございませんけれども、有料化をしているところについてのものにつきましては、審議会の御審議の中でも含めまして情報を確保しながら進めてきたということでございます。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　１５番村上議員。

○１５番（村上和子君）　審議会等にはこの金額、最終的な金額、４５リッターで１４０円ということはまだ諮られていないと思うのですよね。有料化については、避けては通れないと私も思うのですけれども、大体私試算してみますと、リサイクルにつきましては無料かとは思うのですけれども、大体燃え

るごみが週２回で月８回から９回、それから不燃ごみが月２回、空瓶が月１回、それから缶が月１回、プラスチックが月２回、それと、そのリサイクルのものは別としまして、大体１,０００円ぐらいだったらと思うのですけれども、この小さい袋、３０リットル、小家庭では、この小さい袋が非常にいいと思うのですね。３０リットル、これの９５円。これにつきましては、大体これで千幾らぐらいですかね。１,０００円ちょっと超えるのですけれども、このほかに、またごみ袋というのはかかるわけでございますし、ごみ袋入れますと１,９６０円ぐらいに、富良野市あたりで、資料あれしておりませんけれども、大体月に今７００円ぐらい。あそこは非常に分別が進んでおりまして、今ごみの方のコンクールでも優秀賞とられたという非常に進んでいるのですけれども、ちょっと私は、もう少しこれ検討してみる必要があるのでないかという気がするのですけれども。

それで、例えば今無料ですので、もう段階的に上げてみるというのもいかがなものでしょうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいまの御発言をいただいたわけでございますが、試算といたしまして、対象費用といたしましては、先ほど概略を申し上げたわけでございますけれども、町が最終的に処理を要するものとして、一般ごみといいますか、可燃ごみでございますが、不燃ごみ、それから粗大ごみの排出の量に応じて対応をいただきたいというところでございまして、対象費用といたしましても、それらにかかわっての収集運搬、それから処理にかかわる費用として対応させていただいているところでございます。

御発言のとおり、小さいもので排出の量が少なければ少ないだけ、それに対応して金額的にも下がってくるだろうということで予測をしているところでございますし、さらに現状の可燃ごみの部分につきましては、議員御発言のとおり、現状では現在週２回ということでございますが、実質非常にプラスチック類が分別されていくことによって、相当量減っていくということがございます。

それと、さらに段ボール類の分別についても、これらについて考慮していきたいという考え方も持ってございますものですから、可燃ごみそのものの排出量というのは、相当量落ちてくるのではないかということが一つ予想しているところでございまして、収集もおおむね週１回で可能になっていくのではないかというふうに実は考えているところでございます。

あわせまして、生ごみが分別されていきますということで、総体量といたしまして１,０００トン程度が分別の対象になっていくということから考えますと、現在可燃ごみの中に入ってございますので、これらの内容からいっても、相当量実質落ちていくのではないかというふうに考えてございまして、現在試算のものでは、あくまで全体量で割ってございますので、一般論として整理させていただいて試算をさせていただいてございます。

さらに、実際に実態として動いていったときに、どの程度それぞれ排出の抑制ができるかということについては、まだ試算段階として御理解をいただいておきながら進めているところでございまして、現状の金額的にも申し上げましたように、おおむね２分の１を御負担をちょうだいしたいという考え方でございまして、御提案をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。他にございませんか。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　まず、全道の分別、いわゆる収集手数料の実態等についてお伺いいたします。

近隣町村も含めてですが、上川管内、全道的には、この分別の手数料、どういったものが該当になっているのか、この点を明確に答えていただきたいというふうに思います。

さらに、料金設定の基準になっています、いわゆる５割負担という形になった根拠は何かと。試算では５割５分ぐらい、あるいは５割、４割という形の中で、３段階に分けた試算がなされておりますが、なぜその３段階を想定して、最終的には５割という決定がなされたのかという点をお伺いいたします。

今課長の答弁では、今後さらに細かい分別がなされるという話でありますから、今後この細かいいわゆる分別というのは、どういうものを計画されているのか。

さらに、そうすれば週１回程度に可燃ごみについてはなるという根拠も示されましたが、これはあいまいであってはならない話であって、どういう分別がなされて、週１回という形の中の減量化が進むのかというところもきちっと明確に、こういう大ざっぱなというのではなくて、明確に示していただきたいというふうに思います。

次に、この間同僚の議員の質問にもありましたが、いわゆる審議会等に十分な論議もしていただいたということでありますが、こういった試算の案、あるいは将来的な分別等についても十分な審議がなされたのか、どういう資料を提出して、最終的にこの審

議会がそういう結果になったのか。

もう一つは、審議会においてもいろいろな論議が出されたと思います。果たして、これが分別につながるのか、有料化がいいのかという詳細の審議経過を示していただきたいというふうに思います。

次に、その積算の根拠になった人件費あるいは焼却施設等の建設にかかわる部分については、いわゆる除いた、これは立派なことだと私思います。しかし、最終的にこれはお金入りましたらプールされますから、果たしてこれが実際分別収集の部分に使われているものか、あるいは建設部分に使われているものかというのはわからないというのが実態であります。こういう不明朗な中での料金設定というのは、果たしていかがなものかということが考えられますが、この点。

さらに伺いたいのは、この不燃ごみにおいても可燃ごみにおいても、当然いわゆる受益者が、当然生活にかかわって搬出するという形になります。しかし、一方で受益者にかかわるとかかわらざらないという状況の中で、過剰包装等あるいはそれに類似するもの、いわゆる業界の責任で処理しなければならないもの等々の混雑物が相当数可燃ごみ、不燃ごみにおいてもやはりあると思います。こういったものの割合というのは、町ではどのように押さえているのか。

また、こういう責任というのは、それを仮に受益者負担に料金設定の中に転嫁するということについては、これ問題があるというふうに思いますが、これらの根拠はどういうふうになっているのか。

根本は、やはりきちっとした分別収集のこの地域でのやっぱり啓蒙啓発が基本だというふうに思います。

そこでお伺いしたいのは、審議会委員１０名以内で組織する、あるいはクリーン推進員を各町内会等で委嘱するという条例が制定されております。この間見ていましたら、先進地といわゆる上富良野町との違いはどこにあるのかと、私ながら不十分な点もありますが、考えておりましたが、やはりこの分別収集におけるいわゆるこのクリーン推進員や、あるいは地域の町内会を使った運営がまだまだやはり徹底的にやられたという状況ではないのではないかというふうに考えます。

富良野市で言えば、当然このクリーンという形の中で、これは町のイメージにも相当数やはり大きな影響を与える。これがやはり進められれば、町のクリーンイメージも高まるという形の中で、やはり専門の部署をつくりました。上富良野町においては、そういうものはありませんが、一方で一定の体制もとりながらやってきましたが、しかし本当にこの分別収集を進めるというのであれば、そういう独自の体制もとりながら、根を深くやはり地域の中に入って、ひざ詰めでやっぱり納得いくまでの分別あるいはクリーンの対策というのをどう進めるのかというところをやはりやられてきたのかということになれば、まだまだ不十分さがあると思いますが、今後こういう体制も含めて、いわゆる４条、５条、３条の第４項４条にかかわって、どういう体制で、さらに町が目指す分別減量作戦をこういう人たち、あるいは町民全体に私も含めてですが、担ってもらおうというのか、この点を改めてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま御質問の件にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第１点目の全道の手数料にかかわりまして、どんなような状況になっているかということでございます。それぞれに非常に算定根拠というのはばらばらでございまして、一概にこうだというふうには言い切れていないのが現状でございます。実際に、その設定につきましても、おおむね１袋同じ４５リットル程度でございますが、２００円から３０円程度まであるということは現実でございます。現状といたしましては、そういう状況の中で推移されているということで御理解を賜りたいと思います。

それから、次の２点目の５０％の負担の決定の根拠ということでございますが、先ほども御説明申し上げましたが、あくまで町で最終的に排出の処理を要するものに対応いたしまして、対象費用をあくまで収集運搬、そして処理にかかわる部分で、その２分の１を御負担をちょうだいするというところで考え方を定めているということで御理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の分別の細分化にかかわりましては、先ほども申し上げましたが、今後富良野地区の衛生組合が設置をいたしております生ごみにかかわりましては、その稼働等に合わせて、その処理を資源化として対応したいという考え方が１点でございます。そのほかにつきましては、新たに紙類、それから段ボール類を分離していくという考え方でございます。したがいまして、現状、さきにも御呈示を申し上げてございます資料の中でも、プラスチック類につきまして、現在既に分類をしながら別の中間処理の場所へ移してございます。これら含めていきますと１,１２０トンが、全体が現状４,１９０トン程度のうち、1,１２０トン程度がさらに分別の方向に進んでいくという状況になっていくという考え方でございます。これらについては、有料化とあわせながら進めていきたいという考え方でございます。

それから、４点目の審議会での御論議をいただく段階で、将来的な分別等の関連について論議はなされたのかということでございますが、これにつきましては、生ごみですとか紙類等のその分別の細分化についても含めながら、減量化の方向について、あわせながら御検討をちょうだいしたところでございまして、先ほど申し上げました収集いたしました情報をそれら御提供させていただきながら御審議を賜ったところでもございます。

それから、５点目の収集した費用がプール化されていくのではないかということでございますが、先ほども申し上げましたように、あくまで対応、この部分につきましては、収集運搬処理に係ります、それも対象の費用を算出させていただいているわけでございまして、これの２分の１ということでございますので、その枠の中へ投入されるということで御理解を賜りたいと存じます。

それから、６点目のいわゆる過剰包装等にかかわりますものにつきまして試算をしたかということでございますが、これについては特段試算はいたしてございません。これらの処理の責任についてもいただいたわけでございますけれども、現状の中で申し上げますと、あくまで消費をされる方々の中で処理されているというのが現実だと思います。

これらをどう減量化していくかという問題については、一自治体のみではなくて、国内総体としての論議になっていくものではないかと、そのように思うところでございます。

さらに、７番目の啓蒙啓発にかわかりましての御質問でございますが、議員御発言のとおり、十分であるかという問題については、必ずしも十分だと言い切れるものではないということではありますが、これらの有料化等にあわせまして、さらなる分別を含めて、より小さい単位の地域への説明会を進めながら、さらにクリーン推進員の皆さん方に御理解を賜りながら、町内会等に御理解を賜りながら、分別のさらなるその推進について御説明を申し上げていきたいという考え方は変わってございませんし、これからも進めたいというふうに考えてございます。

それから、これらにあわせまして、現状カレンダーと、それから御提出いたしてございます若干のパンフレット等での分別の内容を出してございますが、さらに内容を整備いたしまして、比較的に整理ができるものをできるだけ早急に対応しながらご提出をさせていただきたいという考えを持っているところであります。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　各町内会ごとに説明会をするということでありますが、それではお聞きいたしますが、ここ４月からどういう日程で説明会に入るのか、何月の何日ごろこの地域という形の詳細のそういった計画というのが立てられているのかどうなのかお伺いいたします。

それと、いわゆる過剰包装等にかかわってでありますが、一自治体の問題ではないというような表現の仕方がされましたが、確かにその部分がありますが、しかしこれは一自治体の問題でもあり、住民にかかわってくる問題でもあるわけであります。こういう声をきっちり上げるということ、またこういう問題が内在してますよということをやはり理解してもらって、ここからこういう問題意識をさらに分別意識を高めてもらうということになれば、当然一自治体の問題ではないですか、担当課長どうですか。それを一自治体の問題でないというのは、物事の観点のとらえ方が、第一に私は間違っているというふうに思います。この点もう一度確認いたします。

次にお伺いしたいのは、いわゆる各自治体、道内における分別等の状況、有料化によってどのぐらい分別が促進され、減量されたのかということは、詳細につかんでいるようでつかんでないというような感じでありますが、私は具体的に、例えばこの自治体では､こういうふうに減量化あるいは推進されて、有料化になって減量化になりましたよというのも含めて、当然審議会等でも報告されているかと思いますが、そういう詳細の内容をお聞きしたいと思いますが、そこが一番この審議の上で、やはり大事な部分だと思いますが、改めて上川管内あるいは道内の先進地における実態等はどのようになっているのか、この点。

それと、有料化とあわせてですが、この部分に、半分にしたその根拠についても、ただ２分の１の設定だと、言うなれば公平に分かち合ってもらおうという方だけの単純な、いわゆるさほど根拠がない料金設定だというふうに思います。

仮に、そういう不燃ごみ、可燃ごみの中におけるそういったいろいろな受益者が、当然望まないにもかかわらず過剰包装等々があったということになれば、当然仮に有料化にするということになれば、その部分も引いた中での料金設定というのが当然しかるべきだが、しかし課長の話を聞いてますと、そういうものはあるかもしれないが、言うなれば折半してもらおうというような胆略的な料金設定ではないかというふうに私は思います。この点。

それに、料金の収集のいわゆる部分というのは、可燃ごみの運搬にかかわる部分のところに使われるという話ですが、しかしこれもまやかしであって、運搬というのは全部同じ車でやって、同じやってい

るわけですか、この部分にお金が使われたというのがわかる道理がないわけで、それもまさに根拠がない話だと思います。

これは、なぜそういうふうに行き着いたのかということになれば、結局建設費あるいはこれにかかわる費用がかさむという状況の中で、こういった部分を当然負担してもらおうという形の中で出てきた話だと思います。

私は、さきの一般質問でも言いましたが、やはり消費税と似た感じで、これが減量化になれば確かに出す部分が減りますから、その分というのは確かに減るでしょう。しかし、受益者からいけば、年金月額３万円もらっている人、あるいは月額２０万円の給与もらっている人、その負担割合からいっても、消費税と同じ弱者にこそ、いわゆる弱い者いじめであり、いわゆる負担率がかさむという、こういう危険な論理を含んで、これを上げれば上げるほど、弱い人ほどその負担率がふえるという感じのものであり、こういうものをこのままやはり許すわけにいかないというふうに思います。

この点について、私はもう一度町長も含めて、担当の課長も含めて、これらの点についての明確な答弁を求めたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　御質問の点にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第１点の４月からの説明会の計画につきましては、現在検討を進めている段階でございまして、細かい内容をお知らせする状況にはございません。

第２点目の、その過剰包装にかかわって議員御発言ございました。確かに過剰包装そのものについては、それぞれに今社会全体としての課題としてあるのではないかなというふうに思ってございます。先ほど申し上げましたように、一自治体だけで整理できるものというのは、すべてあるわけではないということでお話を申し上げましたが、消費者の皆さん方の御努力も、その中に加わっていくことによって、また変化が起きるのではないかなというふうに思うわけでございます。そういう意味で、それらの点につきましても、包装要らないものについては要らないというふうにお話をちょうだいするような方向につきましては、また説明会の中等でお話を申し上げていきたいというふうに考えます。

それから、３点目の分別の状況でございますが、各自治体での減量化に対応する方策というものは、それぞれ一様ではございません。先ほど申し上げましたように、生ごみの対応につきましても必ずしもそれぞれ一致している状況でもございませんし、条件等によって、それぞれ変わっているというのが現状でございまして、これら自治体それぞれの減量化対策の詳細について、現在私どものところであるのは若干のものでございますが、それについてはございますが、それもいろいろな面で一様でないということだけお話を申し上げたいと思います。

それから、４点目の有料化の５０％の決定の根拠でございますけれども、先ほども申し上げましたように、それぞれ対象費用を特定をいたしまして定めているということで、その中の５０％を御負担いただきたいということでございますので、御理解をちょうだいしたいと思います。

それから、負担のかかわりといいますか、消費税と同じではないかということでございますが、これにつきましては、あくまでそのごみの分別、それからもう一つは、いろいろなものの利用の展開によっても、減量をしていただく工夫等も含めて、それなりに対応もあるというふうに理解をいたしてございまして、排出する量を軽減することによって、少なくとも軽減されていく、その手数料等については軽減されるということについては事実でございますので、そのように御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま課長が申し上げたとおり、概要説明申し上げているわけでございますけれども、大体料金の関係の充当の関係ございまして、どこに使われるかわからないというような御発言がございましたけれども、基本的には予算の執行の中で充当を明らかにしていくということでございますので、この辺のところが明確になるものというふうに思ってございます。

当然ここの算定の根拠におきまして、どの費用にもってこの料金を算定したかということを算定してございますので、その費用に充てていくということで予算の中では充当が明らかになっていくということでございますので、その全体の中で占める財源の状況におきましては、議員のおっしゃるお考えも一つはあろうかと思いますけれども、実際有料化して町に使用料が入りまして、その使用料につきましては、どの費目にどういうふうに充てるかということは明らかにしていくということでございます。

それからもう１点、過剰包装等の関係につきましても、課長も申し上げておりますけれども、日本の今の消費構造の中で、諸外国に比べて過剰包装というのは、日本というのは独特のものがございまして、その辺このごみとの関係におきましては、非常に一つの大きな課題になってございます。

そういう中で、国おいてもこの辺のことをどうしようかという点も意見が出ているところでございます。しかしながら、現状の中におきまして、市町村が、このごみの収集の市町村長が責任を持たないという中に、現実的対応を図っていくということになります。そういう中で、やはりこの分別ということを徹底していくことによって、その辺のところの解消が図れていくものというふうに思いますし、また、その料金算定におきまして、有料化するということになりますと、その辺の意識も、この有料化によりまして分別への意識も大きく高まって、町民の皆さんが意識して考えていただけるものというふうに思っております。そういう観点で、このごみの問題というのは、一様にその解決する問題ではございませんけれども、町民とやはり行政が、ともにこの辺のところをよりよい姿にどう持っていくかということを行政の大きな課題として今後も取り進めていかなければならないというふうに思っておりますので、ひとつこの有料化につきましては、算定の根拠等におきましては、どの部分でどういうふうに適用するかということは、どれが正しいものというものはございませんけれども、一応上富良野町としては、こういう考えですということで御提案を申し上げているわけでございますので、その点御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　ごみのいわゆる分別における各町内会住民における周知という点では、まだ計画が練られてないということにあらわれるように、いわゆるそこまでの思いが、やはり十分その新年度に向けてのあり方としてとらえてないというところが、これを一つを見ても、私担当の課長もそれぞれ一生懸命やられているのだろうというふうに思います。しかし、やはりこういう問題というのは、そこにおけるやはりトップである町長のいわゆる考え方、それがやはり下にも多分に影響しているものではないかというふうに私は思います。そういう意味では、こういった提案された時点には、もう既に何時にこういう説明会をやるというような説明をきちっと、私もう計画の中に網羅されて、それから新年度スタートすると同時にやはり運びに、進められるということが基本だろうというふうに思っています。こういう熱意という点でも、まだまだ不十分さが残っている内容だというふうに思います。

また、手数料の問題でも、根拠はないわけですね。言うなれば４割にしようか、５割にしようか、６割にしようかと、負担をどこに落ちつけたら一番住民の方に納得されるのかというところの話だけで終わって、その背後にあるもの含めた中でのやはり料金設定でないというあいまいさを残したいわゆる条例の提案だというふうに思います。もう一度こういうものも含めて、私この提出された条例には、到底納得できるものでありません。こういうものをもう一度撤回していただくという方向の考え方ないのかどうなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、結論的に申し上げて、私といたしましては、米沢議員も御理解をいただきたいなということでお願いをしたいなと思うところであります。

基本的にクリーン推進員の、また町内会それぞれの１４年度からの研修会、講習会、説明会等々の日程計画がなされていないと、ずさんであるというお話でありますが、これは今年度でなくて１４年度からで、この実施につきましても１４年の１０月を私どもとしては予定いたしております。その間において、十分クリーン推進員の活動の展開等々も含めながら、講習会、説明会等々の実施を十分に果たしながら町民の理解を得ていきたいというふうに思っておるところでありますし、また有料化に対します何をもって対応するかと。我が町におきましては、収集運搬費用の２分の１相当額を御負担いただこうかというようなことであれしておりますが、これはそれぞれの自治体は同じかというと、担当課長からも説明ありましたように、それぞれの自治体の主体性の中で、地域の状況の中で何をもって有料化の根拠をするかということは、それぞれに変わってくるものというふうに思っておりますが、我が町といたしましては、運搬収集の部分の一部を御負担いただくということを基本として、この有料化に向かってきているということで、まず御理解を賜りたいなというふうに思っておりますし、これらにつきましても、常日ごろから各議員の皆様方からも御心配いただいております、やはり健全財政を堅持していくためには、何としても私どもが掲げております行財政改革の実施計画に基づいた対応を進めていかなければならないということを基本としながら、その中にあって、歳出につきましては十分な事業評価をしながらの対応を図るとともに、歳入につきましても、それぞれの対応の中で歳入確保を図って財政運営を図っていかなければいけないというようなことを基本としながら、財政運営の基本として、住民に対するサービスの低下を来さないように対処しながらも、やはり行政サービスは、従前のようにすべて無料ということでは、なかなか今後の財政運営は厳しいと。やはり相当の町民の皆さん方の御負担をいただいた、サービスにつきましても負担がかかるという基

本の中で、今後の財政運営を取り進めていかなければならないということを認識した上で、ひとつ何とか全議員の皆さん方の御理解を賜りたいというふうに思っているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　ほかに御意見もあろうかと思いますが、これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、なお慎重な審議を要すると思いますので、この際、教育民生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第２４号は、教育民生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

◎日程第３　議案第２６号

○議長（平田喜臣君）　日程第３　議案第２６号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　ただいま上程されました議案第２６号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

多くの町民の方々に御利用いただいております日の出公園、島津公園のより一層向上したサービスと、また効率的な施設管理を行うことを目的に、両公園の管理運営を出資法人に委託するよう改正するものであります。

以下、改正内容を御説明いたします。

議案第２６号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例。

上富良野町都市公園条例（昭和４３年上富良野町条例第１５号）の一部を次のように改正する。

改正条文に沿って御説明申し上げます。

第２条関係におきましては、島津公園（野球場は除く。）及び日の出公園の管理運営を委託することと、委託期間は通年となることから、町長が規定する期間を削除するものでございます。

第１７条関係におきましては、両公園において商行為などに係る使用料は、管理受託者の収入とするものでございます。

次の別表関係の（１）につきましては、公園面積の変更でございます。コルコニウシュ川の改修により、北栄公園用地買収と地籍錯誤等により面積を変更するものであります。０.３２ヘクタールから０.２９ヘクタールとするものでございます。

別表の（２）から（４）までにつきましては、第１７条の改正による調整でございます。

次の別表（５）につきましては、島津公園野球場の夜間照明の料金を他の体育施設使用料の見直しに合わせ改定をするものでございます。現行１時間１,８００円から２０分３００円に改正するものでございます。

附則。１、この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

上富良野町スキーリフトの設置及び管理に関する条例の一部改正。

２、上富良野町町営スキーリフトの設置運営に関する条例（昭和６０年上富良野町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第３条中「、町長が指定する期間」を削る。これにつきましては、条例との整合性を図るための改正でございます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　ナイター照明の夜間照明の関係なのですが、現条例では町外者が４,０００円、町内在住者が１,８００円ということで、２.２倍になっております。現実に、野球場の使用料が大体１.５倍になっています。ただ、私が質問したいことは、専用使用者が町外在住者の場合という前は条文があったので、結局今これからまた条例を改正をしようとする体育館の使用料、Ｂ＆Ｇ、武道館等も大体町外者の場合、基本料の３倍というような設定に今条例を出されております。そうすると、実際に町外の者が、やはりナイター照明を利用する場合、２０分間３００円ということは、非常に町内者と町外者の区分けをきちっとすべきでないか。というのは、東神楽だとか東川もナイター照明があって、そうすると旭川からどんどん来るというケースがあって、こういうような町内者、町外者、専用使用という項目にはなってますけれども、そうすると一律にナイター使用料３００円ということはいかがなものか。

それから、野球場の使用料自体も時間によっては変わってきてますけれども、言うなればこれから条例を出る３倍という形にはなってないのですね。ですから、そういう点の均衡をどうするかということでお尋ねをいたします。

○議長（平田喜臣君）　商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　１番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

島津公園野球場のナイター照明の料金の改正につきましてでございますけれども、これにつきましては、現行も夜間照明は５割の減免ということの取り扱いの経過の中でございました。これにつきまして、今回の条例改正に合わせまして、町外、町内を問わず、今御提案しました料金に改正をするといったことでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　野球場の使用料は大体１.５倍になっているのですね。だからナイターもね、僕は町外者と町内者ということで、ある面で区別をつけないと、これからの後の条例改正に出てくるところは、町外者３倍となっているのですよ。その整合性がないということで、どうなんだというこなとのです。その点。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　中村議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま料金設定の町内の関係で、従来の料金設定におきましては、減免措置を講じたものですから１８００円、そして町外については４,０００円という形でやっておりました。実体的に町外の者というのが、そう数がないだろうというのが第１点と、それから町外を認める場合につましては、いわゆるコインでやっておりますから、器具の設定を変えなければいけないという点がございまして、それと、その実体的なことも加味しまして、このような中で１本でという考えをとったところでございます。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　もう今助役の言う説明ね、やっぱり整合性ないんだわ。使わないかもしれないから町外あれだと。実際にこの条例を制定したときは、もうあくまで町内、町外という分けた形で野球場の使用料もナイターの使用料もなっているわけさ。であれば、先ほどごみの関係ではないけれども、これだけかかっているのだということであれば、それらも含めて、町外者はそれ以上の負担ということで、これから条例改正が出てくる。町外者は３倍ということで、もう明らかになっているのだから、それであればナイター照明だけこれということは、僕はあり得ないのでないかということでございますので、もう一度。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１番中村議員の御質問にお答えさせていただきますが、整合性がないということについては、そのとおりであります。残念なことだと思うのですが、今助役から答弁させましたように、町外の方々の利用状況が、過去の状況からして非常に少ないという中に、相当数の、コインでやっておりますから、今度例えば３倍にしますと、その３倍のあれをする器具を購入し、対応しなければいけないと。そのために、今利用度がはっきり少ない現実の中で、それだけの財政投資をして機器を整備して置いていくべきなのか、そこらあたりを十分精査した中で、今御提案させていただいておりますが、今後のこのナイター利用の町外の方々の状況を見きわめた中で、やはり整合性のある対応に向かって検討していかなければならないであろうというふうに認識いたしておりますが、現在はそういようなことで、相当の器具の設置し対応するということについて、今こういう形をとらさせていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

２番中川議員。

○２番（中川一男君）　コインというのは何、お金入れるの。使ったことないんでわからないんだよ。コインとというのはお金か、違うだろう。コインというのは教育委員会で出すあれでしょう。そのコインを３００円のやつ町外を６００円で出せばいいんでないの。何もコインを直すことないじゃねえかというような気がしているのですが、どんなもんでしょうか。

○議長（平田喜臣君）　社会教育課長。

○社会教育課長（尾崎茂雄君）　２番中川議員の質問にお答えします。

現状につきましては、利用者の方にコインを買っていただきまして利用していただいているところでございます。

この料金につきましては、想定の中では町内の使用者ということで限定して今回改正したところでございますが、まだ規則におきましても、それら検討してまいりたいと考えております。

○議長（平田喜臣君）　２番中川議員。

○２番（中川一男君）　助役の言うのあっているのか、課長の言っているのがあっているのか、ちょっと調整してもらいたい。

○議長（平田喜臣君）　暫時休憩いたします。

午前１０時０３分　休憩
午前１０時０３分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、２番中川議員の質問に対する答弁を求めます。

助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　中川議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

夜間照明につきましては、町内外問わないということで設定いたしたところでございます。基本料、いわゆる使用料の分につきましては、町外、町内という形で区分をいたしました。したがいまして、夜間照明については、統一して町内、町外問わないという形の中で設定をさせていただいたということで、島津公園につきましては、その部分が町外というのは落ちたということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第２６号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の職員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第２６号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第２８号から
日程第７　議案第３１号まで

○議長（平田喜臣君）　日程第４　議案第２８号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例、日程第５　議案第２９号上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第６　議案第３０号上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例、日程第７　議案第３１号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（尾崎茂雄君）　ただいま一括上程いただきました議案第２８号、第２９号、第３０号、第３１号につきまして、提案の趣旨を説明させていただきます。

町におきましては、平成１３年３月に策定しました行財政実施計画に基づき、受益者負担の適正化を図るため、体育施設の使用料について見直しを図るものであります。

議案第２８号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例につきましては、別表の体育館使用料にジョギングコース団体使用の基本使用料を新設しようとするものであり、さらに町内の個人使用者の利便性と利用促進を図るため、回数券を新設して優遇措置を講じるものであります。

議案第２９号上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、使用料は占用に使用する以外無料でありましたが、受益者負担の適正化により有料とし、回数券を新設して優遇措置を講じるものであります。

議案第３０号上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例につきましても、回数券を新設して優遇措置を講じるものであります。

議案第３１号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例につきましては、テニスコートの夜間照明基本料金を改正するものであります。

また、平成１４年度から実施の学校完全週５日制による町内の小・中・高校生並びに健康づくりへの対応としての満６５歳以上の方に対する個人使用料金につきましは、規則の改正により免除するよう優遇措置を講じるとともに、減免基準につきましても、利用者負担の適正化により見直しを図るものであります。

以下、議案の改正の要点について御説明申し上げます。

議案第２８号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例の要点でありますが、別表の１、ジョギングコース団体使用について、午前５００円、午後６００円、夜間７５０円、全日１,５００円に、また個人使用について、回数券として１２回券１,０００円を新設するものであります。

さらに備考に、８、回数券の使用は、町内在住者に限る。

９、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料の３倍の額とするを加えるものであります。

附則。この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

議案第２９号上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の要点でありますが、７条の使用料ですが、個人使用について、基本使用料として小・中・高校生それぞれ１回５０円、一般もそれぞれ１回１００円、また回数券として、１２回券１,０００円を新設するものであります。

さらに、備考に、１、回数券の使用は、町内在住者に限る。

２、専用使用の時間に１時間未満の端数がある場合は１時間に切り上げる。

３、使用時間は、使用のための準備及び現状回復に要する時間を含む。

４、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料

の３倍の額とするを加えるものであります。
附則。この条例は、平成１４年４月１日から施行する。
議案第３０号上富良野町武道館設置管理条例の一部を改正する条例の要点であります。
別表の個人使用について、回数券として１２回券１,０００円を新設するものであります。
さらに、備考に、４、回数券の使用は町内在住者に限る。
５、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料の３倍の額とするを加えるものであります。
附則。この条例は、平成１４年４月１日から施行する。
議案第３１号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例の要点でありますが、別表のテニスコートの夜間照明１時間につき３００円を３０分につき３００円に改めるものであります。
附則。この条例は、平成１４年４月１日から施行する。
以上、提案の説明とします。御審議いただき、議決くださいますよお願いを申し上げます。
○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより、議案第２８号、議案第２９号、議案第３０号、議案第３１号を一括して質疑に入ります。
１番中村議員。
○１番（中村有秀君）　まず、社教センターの関係の体育館の使用料の関係でございます。というのは、この基本使用料の時間設定は午前は９時から１２時、午後は１３時から１７時、夜間は１８時から２１時、それから全日は９時から２１時となっています。たまたま団体使用で、朝の９時から午後の３時までいった場合、その場合のお昼の１２時から１３時の料金設定がないのですね。そうすると、これは言うなればこの午前の部の料金設定か、午後の部の料金設定の方に入るかという、ちょっと僕今回条例改正で全部各条例、それから規則等を調べてみたら、まずそういう問題点が出てきたという。
それからもう一つ、各施設の時間の設定が、特に冬季と夏季の場合の料金があるのです。例えば、青少年会館は９時から１６時、１６時以降は冬季の料金なのですね。
それから、児童会館等その他のところもあれなのですけれども、青少年会館が４時から冬季は夜間の料金、それから公民館の分館関係も４時、それから上富良野町集会施設の設置ということで、東中会館ほか６館も４時から今度は夜間の料金で高くなっているということで、非常に上富良野町の公共施設の関係で、その整合性が非常にないということ。だから先ほど言った、これから今３倍の問題もあるけれども、電気代は同じですよ、それから野球場の使用料は１.５倍ですよと、町外者は。そうすると、これらの関係と、今町外者は３倍ということでございますけれども、それらの整合性が非常にないのでないかという問題。
それから、もう一つＢ＆Ｇの関係、回数券の発行の利用者は非常に喜ばれると思います。しかし町内者、町外者の確認方法というのは、どういう形でされるのかという問題。
それからもう一つ、今度の改正では、専用使用ということは載ってないのですね。３倍取るというのは。結局町外者が使用する場合ということで、今回新たに専用使用が１時間当たり４,０００円ということになってますけれども、これは町外者なのか、町内者の場合かというようなことで、先ほどの条例のいろいろな中で、町内者、町外者ということで分けているのに、今回のことでは、あくまで３倍ということでやっていくなということ。
それから、当然回数券の関係のところも、武道館の関係も、町外者は３倍ということになっておりますので、これらの回数券の販売と、それから関係含めて確認方法をどうするのかという点。
それからもう一つ、運動公園、条例を見ますと、ジョギングコース３,０００円という、３時間未満１,０００円ということになって、それでこれは条例改正ではないけれども、現実にそれらの点検確認といいますか、言うなれば運動公園ですから、日の出の野球場、それからテニスコート、それから運動広場の周辺を走るようなところだろうと思いますけれども、一応条例では３時間未満１,０００円となってますけれども、現実にそのことは確認でき得ないのでないかということと思いますけれども、これらの実態と、これからの運用をどうするかということで、以上確認をいたしたいと思います。
○議長（平田喜臣君）　社会教育課長、答弁。
○社会教育課長（尾崎茂雄君）　１番中村議員の御質問にお答えを申し上げます。
まず、１点目の体育館の時間に対する料金でございますけれども、この時間につきましては、実態を基本として料金をいただくということで御理解をいただきたいと思います。
それから、各施設の時間がばらばらだということの御質問でございますけれども、これにつきましては、利用の目的によって今まで時間が違うような感じで定めており、また建物の施設設置した時期によりましても利用料金の設定が別々でございます。これらにつきましては、今後規則等によりまして、できれば整合性があるような形で進めるようなことで

検討してまいりたいと思います。

次に、Ｂ＆Ｇの町内、町外者の確認方法ということでございますが、これにつきましては、町内、町外につきましては当然管理人がおりまして、料金をいただくような方法に考えておりますけれども、確認の方法につきましては、町内者につきましては窓口で町内者、町外者を管理人が確認して料金をいただくということでございます。

それで、今町民証というようなこともございました。これにつきましては、今年体育館もございますので、それら十分検討してまいりたいと思っております。

それから、運動公園のジョギングコースでございますが、これらにつきましては、団体の利用される方につきましては申請書を提起ということで、申請書を提出していただきまして料金をいただいているところでございますが、個人使用につきましては、管理人等もいませんので、それら確認は行ってないというようなことで御理解いただきたいと思います。

それから、Ｂ＆Ｇの町外使用の関係の専用使用料でございますけれども、これにつきましては、町内者の利用ということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしゅうございますか。

１番中村議員。

○１番（中村有秀君）　社教センターの特に団体の使用の関係で、午前、午後、それから午後と夜間の時間帯の実態を見てということではなくて、現実に団体利用がもうあり得るのだから、そうすると、そのお金をぴしっと１２時から１３時、１７時から１６時を僕はやっぱり明文化するか、規則の中でぴしっとつくっていかないと、僕はだめでないかなという気がするのです。利用者からすれば、安い時間帯に入れようということに極端に言えばなってくる場合もあり得るので、全日全部使う場合は、それぞれの合算額の合計というようなことで理解ができますけれども、そういう点で再度御検討をいただきたいと思います。

それから、プールのＢ＆Ｇの関係なのですが、現実に前の条例では、専用使用者が町内在住でない場合は５割を加算しした金額とするということがはっきり明文化されているのですね。今回の場合は、そういうことで明文化されてないものだから、言うなれば団体が使用する場合と個人が使用する場合と、おのずから違ってくると思うのですね。ですから、この専用使用者が町内在住でない場合、旧の今現行条例では５割を加算した額ということになっておりますけれども、であれば使用者が個人の場合と、それから専用で使用する場合と、やはりきちっと分けるべきではないかなという気がするのですね。ですから、先ほど島津球場のナイターの関係も、実態はないというので、これから起こり得ることも想定したものを条例としてはつくっていって、できるだけ公平を期する、万全を期するという形の方が僕は望ましいと思うのですが、この点、２点お願いします。

○議長（平田喜臣君）　社会教育課長、答弁。

○社会教育課長（尾崎茂雄君）　中村議員のプールの専用使用者の関係でございますけれども、専用使用者が町内在住でない場合につきましては５割を加算するもの、それから町外の個人使用者につきましては、３割を加算した額ということでございます。

以上でございます。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　１番中村議員の再質問の２点なのですけれども、一つは時間の使用の問題、これはうちの課長言いましたように、各施設使用形態がいろいろ違いますから、運動で使う場合、学習で使う場合いろいろありますので、そういうこともあるのかなということで再認識させていただきましたし、また料金についても、これは条例ですから、時間に合わせて申請のときに午前で何ぼ使って午後から何ぼ使うということで、特に問題がないかと思います。

それと、２点目のＢ＆Ｇの関係につきましては、これは全面改正でありませんので、前の条例で規定しているのはそのままですから、そのままストレートに、今回提案したやつで御理解いただくということで結構だと思います。ただ、運用については、先ほど５点ほどいろいろ内容言われましたので、聞いておりまして、この辺は規則で明確にしないと混乱するのだろうなと思っておりますので、その辺については、今後条例に基づいて規則で委任できる分についてはきちっと明確にして、利用する方がわかりやすい使用方法ということで検討していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　２番中川議員。

○２番（中川一男君）　回数券の使用するときに、買うときには私は上富良野町民だと。例えば夏休みあたり子供がどこかから来たときに、それを使うということになれば、回数券の使用段階で町民か町民でないか、やっぱりそれも確認するのですか。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　町内か町外か、これは例えば町民の利便性を図るということで、私たちも町内の人は最大限の優遇しようということで考えておりまして、その区分けはどうするのだということに

ついては、前の一般質問出ておりましたように、私たちの公共的なスポーツ、それから学習、そういう面については、町民にできるだけ町民証みたいなものを公共施設利用町民証とか、今町長も前向きに検討しますと言ってますので、全町民に渡すのでなくて、うちの部分で利用する部分についてはわかりやすい町民証の発行ということで考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　２番中川議員。

○２番（中川一男君）　では、子供もみんな出すということ。ちょっといいですか、例えば夏休みだから中富良野から遊びに来たと、ではうちの子と一緒に行きなさいと回数券持っていったら、それも全部調べると、あんたは中富だから３倍出しなさいと、そういうことかな。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　現実的には、条例からいけばそのとおりなのです。ですけれども、今町外者やなんかについては、自動販売機を置いて買っていただくように、これは町外、子供やなんですから、中には町内だと入るような方も中には何人かいるのかもしれませんけれども、うちは受付で町内の人については学生証なりいろいろなものでできると思いますし、また今それ以上に、私たちの町民だよ、うちの町の学生なんだよということのわかるようなものを間に合うようにつくりたいと思っております。

○議長（平田喜臣君）　２番中川議員。

○２番（中川一男君）　回数券の使用、回数券買うのは僕は買えるんだ。上富良野とわかっているから。その使用するときに、使用の問題、回数券を出すときに、そのプールの管理人がね、あなたは中富良野ですか、上富ですかと聞くのかと、使用料二つ持っていくんだ、２枚、二人で行ったときに。そしてこちらの方が中富の子供さんで、私は上富の子供さんだったらどっちなんだと。そのとき、あなたこれ回数券使えませんよとはっきり言って、あなた３倍の料金を買いなさいと、これまでするのかしないのかということを聞いているのです。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　これはパークゴルフなやなんか、これからいろいろな面が出てくると思いますし、例えばパークゴルフで例えば１２枚券買った。したら親戚の来た。その回数券を上げた。これは使用者の信義的なものを重んじてやるほかないと思ってますので、ただその回数券を１枚１枚出すとき、あなたは町外ですか町内ですかとやることができるのかどうか、その管理人を置けるのかといったら、僕はむしろ信義でやった方がいいのでないかということで内部では協議しておりますので、今中川議員から言われるようなきちっとやれということであれば、またそういうことの検討もしていかなければならないと思っておりますけれども、私たちはその買った人の自己責任の中で使っていただくということで考えております。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１６番清水議員。

○１６番（清水茂雄君）　教育長、前回使用料につきまして、団体使用と個人使用の格差について是正、改善に努めるという答弁をなされておるのですけれども、確かに回数券１２枚券で１,０００円ということではありますけれども、これでは是正に努めたと言われないと思うのですね。基本的なものが何ら変わってないわけですよ。その辺どうお考えなのか、今後また検討し直されるのか、その辺お答えいただきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　清水議員の公共施設の利用についての個人と団体の格差があるから是正せということで一般質問で出ておりましたので、私たちはそのことを主眼に置いて、ある程度内容を検討しております。それで、その中で回数券の問題、また規則に委任している、規則の中での減免の問題含めて全般的に検討しておりまして、今回議会の方に出しているのは、議決事項という部分だけ出しておりますので、その辺は清水議員の意図も十分入って改善していると思っております。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

他にございませんか。

６番西村議員。

○６番（西村昭教君）　ちょっと基本的な考え方お聞きしたいと思うのですが、実はここで料金を改めて決めるということについては結構だと思うのですが、一つ疑問に思うのは、いわゆる施設を使用に当たっての利用料という考え方で、今ここで料金出てくるのですけれども、本来はその施設を大いに利用してもらおうという考え方が基本だと思うのですよ。そういう観点に立ちますと、いわゆる町外の者については、ここに基本使用料の３倍という考え方が出て、何で３倍になったのかちょっとわかりませんですけれども、これは考え方だと思うのですけれども、なるだけいわゆる施設は大いに利用してもらえるような料金の設定の仕方、安いのか高いのか別にして、だとするならば、町外の方もある面では利用をしてもらうということも僕は大いにあってしかるべきだと思うのです。そういう部分で、基本使用料が３倍なるということになると、これ当然控えると思うのですね、使うのは。そうすると、一体町民専用の施設として第一義的に考えるのは結構なので

すけれども、施設そのものを大いに利用してもらおうという基本的な観点に立つと、やはりこの考え方でいいのかどうかという問題も僕は出てくるような気がするのですよね。ですから、その点でどう考えておられるのか。

それから、今Ｂ＆Ｇのことで今主眼に置いてしゃべったのですけれども、例えばこの社会教育総合センター、ジョギングコース、先ほど管理人も置かないし、確認もできないのだという部分もありましたですけれども、その中でも町外在住者は３倍だと、基本使用料。そうすると、またいろいろな問題出てくると思うのですよね。いわゆる決めたことに対して徹底さを欠いているとか、ちゃんとしてないとかという指摘を受けてもこれ仕方ないと思うのですよ。だとするならば、もう少しトータルに考えた中で、例えばそういう確認のできないものについては、ある意味では無料にしていくとか、あるいは施設を使う維持管理の本当にかかるものについては、はっきり使用料をもらうのだというそういう基本的な考え方持った上で、料金設定というのは僕はしていくべきでないかなという一面と、それから先ほど申し上げました大いに活用してもらおうということも十分考えた基本使用料というのですか、そういう考え方が僕は必要でないかなと思うのですけれども、そういう考え方がこの中にあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（平田喜臣君）　１６番清水議員。

○１６番（清水茂雄君）　ちょっと関連でお伺いしますけれども、上富に勤めておられる方で町外の方いらっしゃるわけですね。例えば、自衛隊であれば対鑑ミサイルですか、連隊の皆さんというのはほとんど中富良野に住んでおられる。小さく言えば、上富の職員であってもよそから勤めておられるという方もいらっしゃるわけですね。ほかの企業についても同じことが言えると思うのですけれども、そうした方の取り扱いは、やはり町外で３倍ということで処理されるのか、その辺ちょっと。

○議長（平田喜臣君）　教育長、答弁。

○教育長（高橋英勝君）　西村議員と清水議員の関連的なあれなのですけれども、施設の利用の町内、町外のものの考え方の私たちの管理責任としてどう対応するのだということの質問だと思うのですけれども、実際は今町外で体育館を使っているというより、ほとんど９割９分は町内の方です。構成も、例えば個人がジョギングしにわざわざ体育館に来るということには、まれには１年に何回かあるのでしょうけれども、ほとんどありません。ただ、団体利用については、これ減免措置で町内の人たちが利用しやすいような形になってますので、その中に例えばバレーだとかチームでやる部分については、確かに上富の自衛隊の中富に行っている人が入って一緒の構成メンバーでやるという部分については、町内、町外の取り扱いでなく、町内の団体ということの取り扱いになるかな。１回１回全部チェックできませんので、そんなことになるのかなと思っておりますし、また西村議員言っているように、町外の３倍に高くしてますけれども、特別なもののほかは、町内の町民の方に最優先でやるということを原則にしてますし、実態も９割以上は町内の方が使っているということですから、今の私たちは、３倍というのを今体育施設が例えば常に空いていて、宝の持ち腐れになっている状態でありませんから、もうどうやったら使えるかというぐらい今込んでますので、そういうことはないと思います。

それから、ジョギングのこういう関係についても、これは確かに今の体育館の上の方のジョギングは、これ健康管理やなんかで結構使っておりますけれども、ただ運動施設やなんかの管理についてはできませんので、その辺の管理運営形態の実態はこれから出てくるのだろうな。これは、また私たちも御提言いただきましたので、さらなる検討を含めてどういう形で使っていただくのが最善のベターなのか検討させてください。とりあえず今の段階では、こういう条例で決まったことについては守らなければならないということですから、あと運用をどうやっていくか、規則でどういうふうに委任してその弾力性を持つかということについては、十分検討したいと思っております。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第２８号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第２８号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号上富良野町Ｂ＆Ｇ海洋センターの設置及び管理に関する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第３０号上富良野町武道館設置管理条

例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号上富良野町運動公園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時３７分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第８　議案第３２号

○議長（平田喜臣君）　次に、日程第８　議案第３２号富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第３２号富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

富良野地区５カ市町村により構成されております富良野地区環境衛生組合におきまして、平成１３年度、１４年度の２カ年事業として、し尿、浄化槽汚泥の処理に加えまして、生ごみの堆肥化処理を行うべく施設整備が行われているところであります。

現行規約におきましては、生ごみの処理業務が規定されていないこと、また廃棄物の収集運搬については、他の共同処理と同じく、おのおのの構成市町村において対応することから、今般地方自治法２８６条第１項により、構成市町村の協議を要することから、各議会において規約の変更を議決をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３２号富良野地区環境衛生組合議会規約の変更の件。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、富良野地区環境衛生組合規約を次のとおり変更する。

富良野地区環境衛生組合規約の一部を変更する規約。

富良野地区環境衛生組合規約（平成１０年上振興第１８８号指令）の一部を次のとおり変更する。

第３条第２号中「し尿の汲取及び処理」を「し尿、浄化槽汚泥及び生ごみの処理」に変更し、同条第３号を削る。

附則。この規約は、許可の日から施行する。

これにつきましは、各構成市町村議会議決をもって北海道へ変更の許可申請を行うところでございます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３２号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第３３号

○議長（平田喜臣君）　日程第９　議案第３３号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案の理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤憲治君）　ただいま上程いただきました議案第３３号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、富良野地区介護認定審査会の運営体制といたしまして、現在２合議体を設けて審査を行っておりますが、それぞれの合議体に所属する委員は、８名で構成しております。

審査会につきましては、委員の負担等を考慮して、定足数の５名の出席により週２回開催し、運営を行ってきているところであります。

設置から２年を経過し、介護保険制度も定着していく中で、認定申請者数の増加により、１回当たりの審査件数も多くなったため、委員の負担軽減及び審査会の安定的運営等を図る目的から、委員数を現行１６名から２０名に改正しようとするものであります。

なお、合議体につきましては、４合議体を設けて

委員のローテーションが完全１週置きになるところでございます。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第３３号富良野地区介護認定審査会規約の変更の件。

地方自治法第２５２条の７の規定により、富良野地区介護認定審査会規約を次のとおり変更する。

富良野地区介護認定審査会規約の一部を改正する規約。

富良野地区介護認定審査会規約（平成１１年告示第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条第３項中「１６人以内」を「２０人以内」に改める。

附則。この規約は、平成１４年４月１日から施行する。

以上で説明といたします。御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３３号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第３４号及び
日程第１１　議案第３５号

○議長（平田喜臣君）　日程第１０　議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件、日程第１１　議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

平成１４年度一般会計予算の編成に当たりまして、パークゴルフ場など多額な財源を要する公共施設及び道路、学校など施設の更新や改善に多額の経費を要することから、その財源に充てるために、財政調整基金及び公共施設整備基金の一部を支消するため、それぞれ議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第６条の規定により議会の議決を求める。

記。

１、支消金額、１億円。

２、使用目的、多額の経費を必要とする特別な建設財源及び施設の更新､改善の財源に充当するため。

３、使用年度、平成１４年度。

次に、議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第３条第１項の規定により議会の議決を求める。

記。１、支消金額、３,０００万円。

２、使用目的、公共施設の整備財源に充当するため。

３、使用年度、平成１４年度。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第３４号、議案第３５号を一括して質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第３４号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３５号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第３６号

○議長（平田喜臣君）　日程第１２　議案第３６号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（米田末範君）　ただいま上程されました議案第３６号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件について、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成１４年度国民健康保険特別会計におきまして、歳入の国民健康保険税国庫支出金、特別調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付に充当し、予算の計上をいたしたところでございますが、なお不足する４,４００万円を財政調整基金から使用し、保険給付費に充てようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３６号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第６条の規定により、議会の議決を求める。

記。１、支消金額、４,４００万円。

２、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。

３、使用年度、平成１４年度。

以上、御説明といたします。御審議いただきましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第３６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第３７号及び
日程第１４　議案第３８号

○議長（平田喜臣君）　日程第１３　議案第３７号上富良野町道路線廃止の件、日程第１４　議案第３８号上富良野町道路線認定の件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

○道路河川課長（佐藤修君）　ただいま上程されました議案第３７号並びに議案第３８号につきまして、提案理由を申し上げます。

参考資料として、道路網図を提出させていただきます。

議案第３７号と議案第３８号の裏面、路線廃止及び路線認定の表と資料の道路網図をごらんいただきたいと思います。黒が廃止路線で、赤が認定路線であります。

今回、廃止１路線について、道路網図の上の方、路線番号６４６番里仁墓地道路につきましては、国営しろがね事業によるものであり、延長が変わるため廃止をして再認定をお願いするものであります。

同じく道路網図の中央部分、路線番号６６３番西４線仲道路は、町道北２６号と町道北２７号西道路に起点、終点がそれぞれ連絡されており、関係者６軒が農繁期に農作業、農作物の搬出に利用されております。

また、この路線には国の道路用地西４線北道路の号線が設定されております。

なお、周辺にはレストラン等があり、観光時期には多くの人が訪れるなど、将来的に地域の利便性と産業開発に必要な道路と勘案し、認定をお願いするものであります。

これらが認定されますと、町道は４２６路線、実延長で４１１.３２キロメートルとなります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第３７号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止するため、道路法第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第３７号の別紙路線廃止の表につきましては、先ほど御高覧いただきまいた道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

次に、議案第３８号上富良野町道路線認定の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり認定するため、道路法第８条第２項の規定により議会の議決を求める。

同じく裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第３８号の別紙路線認定の表につきましては、同じく道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。御承認くださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案第３７号、議案第３８号を一括し

て質疑に入りたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第３７号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３８号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　予算特別委員会付託

○議長（平田喜臣君）　日程第１５　予算特別委員会に付託審査の議案第１号平成１４年度上富良野町一般会計予算、議案第２号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第３号平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第４号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第５号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第６号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第７号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第８号平成１４年度上富良野町水道事業会計予算、議案第９号平成１４年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長久保田英市君。

○予算特別委員長（久保田英市君）　ただいま上程されました予算特別委員会報告は、朗読をもって御報告を申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の議案は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第７７条の規定により、審査等の経過等を付し報告する。

１、議案第１号平成１４年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

２、議案第２号平成１４年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

３、議案第３号平成１４年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

４、議案第４号平成１４年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

５、議案第５号平成１４年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

６、議案第６号平成１４年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

７、議案第７号平成１４年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

８、議案第８号平成１４年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

９、議案第９号平成１４年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

平成１４年３月１９日、予算特別委員長久保田英市。

記。１、審査の経過。

本委員会は、３月５日に設置され、同日議案第１号、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号及び議案第９号が付託された。

３月１４日、委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第１号歳入各款と歳出第１款から第４款までの款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

３月１５日、委員会を開き、議案第１号歳出第５款から第１５款まで、議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号及び議案第７号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

３月１８日、委員会を開き、議案第８号及び議案第９号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

３月１９日、委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行った。

議案審査の主な意見は、別記のとおりである。

２、表決。

議案第１号は、討論を行い、起立により採決を行った結果、賛成多数により原案可決となった。

議案第２号、議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第６号、議案第７号、議案第８号及び議案第９号は、討論を行わず、各議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となった。

なお、別記平成１４年度各会計予算特別委員会審査意見につきましは、説明を省略させていただきます。

以上で、特別委員会の審査意見の報告といたします。

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付していずれ

も原案可決であります。
　委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　よって、議案第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号、第８号、第９号は、委員長の報告のとおり決しました。
　この際、暫時休憩いたします。

午前１１時２６分　休憩
午後　１時１９分　再開

○議長（平田喜臣君）　昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第１６　議案第３９号

○議長（平田喜臣君）　次に、日程第１６　議案第３９号監査委員の選任の件を議題といたします。
　提出者から提案理由の説明を求めます。
　町長尾岸孝雄君。
○町長（尾岸孝雄君）　ただいま上程いただきました議案第３９号監査委員の選任の件につきまして、趣旨説明をさせていただきたいと存じます。
　元代表監査委員でありました十川薫氏が、健康を害されまして入院治療中というようなことから、本人から退任の申し出がございました。そのことによりまして、任期途中ではありますが、健康上の理由ということで、私も退任を承諾いたしまして、１月３１日付をもって退任の対応をさせていただいたところでございまして、現在監査委員の欠員に相なっている状況下にございます。
　そこで、新たに監査委員の選任を申し上げたく、人選を私なりにさせていただきましたところ、このたび上富良野高等学校の校長を退任いたします高口勤氏を選任いたしたく御提案を申し上げる次第でございます。議員皆様方の御理解を賜りますことをお願い申し上げ、議案朗読をもって御提案させていただきたいと思います。
　議案第３９号監査委員の選任の件。
　上富良野町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第１９６条の規定により、議会の同意を求める。
　記。住所、上富良野町●●●●●●●●●●。氏名、高口勤、●●●●●●●●●生まれであります。
　なお、高口勤氏の経歴等につきましては、皆様方のお手元に配付させていただいておりますので、参考としていただきたいと存じます。よろしく御審議賜りまして、御決定いただきますことをお願いいたします。
○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　お諮りいたします。
　本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　これより、議案第３９号を採決いたします。
　本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　よって、本件は、原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第１７　諮問第１号

○議長（平田喜臣君）　日程第１７　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。
　提出者から、提案の理由の説明を求めます。
　町長尾岸孝雄君。
○町長（尾岸孝雄君）　ただいま上程されました諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、趣旨につきまして御説明を申し上げたいと存じます。
　現在の人権擁護委員は佐藤操氏でございますが、佐藤操氏におかれましては、昭和５９年より、６期１８年間人権擁護委員として御苦労いただいたところでありますが、本人から健康的な部分も含めて、この際退任をいたしたいという意思が強うございました。
　そういうことから、新しく人権擁護委員候補者の推薦を申し上げたく、御提案をいたすところでございます。
　なお、参考までに、現在３名の人権擁護委員のうち、１名は女性でございます。
　それでは、朗読をもって御提案説明とさせていただきます。
　諮問第１号人権擁護委員候補者の推薦の件。
　人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。
　記。住所、上富良野町●●●●●●●●●●。氏名、三島功士、●●●●●●●●●生まれであります。
　なお、三島功士氏につきましての経歴書につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、御参考にしていただきたいと存じます。御審議賜りましてね御推薦の御意見を賜りますことをお願

い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

これより、諮問第１号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

◎日程第１８　議案第４０号

○議長（平田喜臣君）　日程第１８　議案第４０号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（早川俊博君）　ただいま上程されました議案第４０号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

公立学校の学校医、歯科医及び薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、学校医等の公務災害に対する補償に関する事務が平成１４年４月１日から市町村の事務になることから、当該事務を全道の市町村及び一部事務組合で組織しております北海道市町村総合事務組合管理者は、町村会の会長のえりも町長でございます。共同処理するため、地方自治法第２８６条第項の規定に基づき、議会の議決を賜ろうとするところでございます。

以下、議案の朗読により説明を申し上げます。

議案第４０号北海道市町村総合事務組合規約の変更の件。

地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

裏面をごらんいただきたいと思います。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。北海道市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成７年３月７日市町村第１９７３号指令）の一部を次のように改正する。

別表第２第９号の次に、１０項としまして非常勤の学校医当の公務災害に対する補償に関する事務を加え、構成団体の１７７町村の中に加入するものでございます。

附則としまして、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行し、平成１４年４月１日から適用するものでございます。

以上でございます。御審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４０号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１９　議案第４１号

○議長（平田喜臣君）　日程第１９　議案第４１号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案の理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　ただいま上程いただきました議案第４１号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結につきまして、提案の要旨を説明いたします。

本工事は、町の公営住宅再生マスタープラン計画により、国土交通省の補助を受けて整備をするものでございます。

国の経済対策を受け、本定例会におきまして債務負担行為補正をいただいたところでございます。

工事内容につきましては､鉄筋コンクリート造り、耐火構造２階建てでございます。玄関、トイレ、浴槽に手すりを取りつけ、段差のない高齢者等に配慮した住宅といたしております。

建築計画といたしましては、１階に高齢者向けといたしまして、２ＤＫ２戸、２ＬＤＫ２戸、２階には３ＬＤＫ４戸の計８戸と、外構工事といたしまして、芝吹きつけなどでございます。

建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事、それぞれ三つに分割して発注をしたところでございます。

建築主体工事は、地元を含めた五つの特定共同企業体を指名いたしまして、３月２０日入札の結果、

佐川・木津特定共同企業体が１億１,３９０万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の１億１,９５９万５,０００円の契約金額となったところでございます。

参考までに、２番札は、アラタ・岡崎特定共同企業体の１億１,４５０万円でありました。

また、議決議案以外となります機械設備工事につきましては、地元５社を指名いたし、同日入札の結果、株式会社西塚清掃社が１,７９０万円で落札し、消費税を加えました１,８７９万５,０００円で契約をいたしました。

電気設備工事につきましては、地元業者を含めた５社を指名、同日入札の結果、有限会社田中電気が１,１９０万円で落札し、消費税を加えた１,２４９万５,０００円で契約をいたしました。

今回、本年度から施行の予定価格の事前公表を行い、入札を行った結果、予定価格に対する落札価格率は、９８.６０％の率となったところであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第４１号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

記。１、契約の目的、泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）。

２、契約の方法、指名競争入札による。

３、契約金額、１億１,９５９万５,０００円。

４、契約の相手方、佐川・木津特定共同企業体。代表者、上富良野町栄町２丁目５番３号、株式会社佐川建設代表取締役佐川政喜。上富良野町大町１丁目８番７号、有限会社木津建設代表取締役木津雅文。

５、工期、契約の日から平成１４年１２月２０日。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

８番仲島議員。

○８番（仲島康行君）　資料を前回いただいた中に、建築でＢ、Ｃと二つに分かれているのですが、これ土木の方はＡ社となったら６,０００万円以上とか決まっている金額があると思うのですが、この建築においては、どういうふうになっているのかなと思うのですね。Ｂで、もう一人はＣランクだと、ランクづけでいくと。これ金額的にどのような形になっているのか、そこちょっと教えていただきたいなと思うのですが。

○議長（平田喜臣君）　総務課長、答弁。

○総務課長（田浦孝道君）　８番仲島議員の御質問にお答えします。

御質問内容につきましは、格付けごとの発注基準かと思いますので、その内容で御説明申し上げます。

建築部門におきまして、Ａの格付けにつきましては２,５００万円以上であります。これは、あくまでも単体発注ということで御理解を賜りたいと思いますが、Ｂの格付けにつきましては、１,０００万円以上５,０００万円未満という刻みになっているところでございます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

８番仲島議員。

○８番（仲島康行君）　要するに、２,５００万円以上というとは、上限がなくして１０億円でもいいということですか。これはＢ社の感覚でもいいということになっているということ。それであれば、理屈合うのだよね。土木みたいぴちっと決まっていると、あれちょっとこれ金額的にどうなるのかなと。片一方はＣ社になっているものだから、その辺がどうかなと思って、いやそれで決まってあるのならそれで結構なのです。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　過去、公営住宅の建築に当たって、落札された業者あると思いますが、どういう業者が落札されているのか、比較的佐川建設が多いような気もしますが、過去の実態等についてお伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　１２番米沢議員の御質問にお答えいたします。

１３年度におきましては、佐川・黄田共同企業体で東町公営住宅の請負を受けております。

１２年以前については、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、後で御報告させていただきます。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　去年も佐川と他の共同企業体という形になっております。偶然と言えば偶然なのでしょうが、今回も佐川企業体という形でありますから、ここに偶然にしては、余りにも同じ業者が入るという状況にはちょっと納得しかねるものもあると思うのですが、ここら辺の入札あるいは指名において、どういう手順で今回も指名業者を指名されたのか、もう一度その指名業者の公表と、手順について改めてお伺いしたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　助役、答弁。

○助役（植田耕一君）　米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、従前建築の関係につきましては、基本的には町としての地域への振興策という点がございまして、町内には建築にかかわる業者というのがございますので、その方々を従前どおり指名してございます。

今回も、この工事につきましてもＡランクの事業となります。そういう中におきまして、町内の企業の状況を見た中で、ジョイントベンチャー組んだ中で、この工事の受注をしていただくというような観点から指名の業者の選考をしてございます。したがいまして、特に従前と変わった内容で指名しているものではございませんし、その取り扱いに基づいた中で指名してございます。

当然指名業者等の関係につきましてはオープンにしてございますので、その辺のところは公表できるものでございますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４１号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第４１号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２０　議案第４２号

○議長（平田喜臣君）　日程第２０　議案第４２号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　ただいま上程いただきました議案第４２号特別職の職員の給料の臨時特例に関する条例につきまして、提案理由の要旨を御説明申し上げます。

このたび、職員の不手際から、中央墓地の区画を取り違えに至り、現下の厳しい財政状況にもかかわらず、貴重な財源を用いて解決する事態となったとについて、議員各位初め、町民の皆様に多大の御迷惑をおかけし、町政への信頼を著しく低下させたことに対しまして、組織の最高責任者として深く反省をし、心からお詫びを申し上げます。

この問題につきましては、みずからを厳しく律して、今後二度とこのようなことが起こらないよう執行体制の強化を図り、最も大切な町民の信頼回復に努めるとともに、町政進展のために全力を注いでまいる所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様の御寛大なる御理解と一層の御協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、議案の朗読を行い、説明にかえさせていただきます。

議案第４２号特別職の職員の給与の臨時特例に関する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和３５年上富良野町条例第１３号）第２条の規定により支給する町長の給料月額については、同条の規定にかかわらず、この条例の定めるところにより、平成１４年４月分の給与月額に限り、７５万５,０００円とする。

附則。１、この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

２、この条例は、平成１４年４月３０日に限り、その効力を失う。

以上でございます。何分よろしく御高配賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　今回も、町長の給与の減額という形で出てきました。これは再三出てきているわけでありまして、今回の墓地の使用等に当たってもそうですが、やはり問題は、安易に町長減額という形で出てきておりますが、当然その責任を果たすという点では、私評価するものでありますが、しかし再三こういう形で出てくるというのは、ちょっといかがなものかというふうに思う点もあるわけです。やはりそれ以前に、職員のこういった規律の問題等含めた、そういうものがきちっと内部でも十分末端まで行き届くような指導がやっぱりなされていなかったと。確かに人間ですから、間違うことも多分にあると思います。しかし、そういうものがずっと続いてきて、またこういう事態になったということに、何かやはり不徹底といいますか、やはり伝わらないものがあるのではないかなというふうに思います。そういう意味で、そういう町長のこの意思を評価しますが、一方でやはり前段これ以前の問題として、職員のやはり教育の問題等をきちっと対策をとらなければ、何回も出てくるということでは、安易に町長は住民に減額で、それで態度を示した、それで終わりでという形で見られては、また困る話で

ありますから、この点について、町長のこの条例の提出に当たっての職員内部におけるやっぱり規制その他についての考え方をまず伺っておきたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１２番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと存じます。

米沢議員の御質問のとおりであると私も思っております。そういうようなことから、日ごろから職員に対しましては規律の遵守、綱紀の粛正等々につきまして常に指導を徹底しているつもりでおりますが、今回のように何と申しますか、単純な不手際と申しますと失礼ではありますけれども、職員のうっかりしたミスによって、このような大きな結果に相なったということにつきましては、私自身も即この結果の是正に対しまして、所管課長を通じて是正策を講じさせたところであります。

今後こういったことが、職員みずからこういったことが生じないように、職員みずからが襟を正して行政執行に対応していく、そういう認識を持っていただくよう、より一層の指導強化を図ってまいりたいというふうに思っているところでございまして、これらに対しましても、議員御質問にありますとおり、そこの部分を十分対処しなければならない課題であると私自身も認識しておりますので、今後より一層の指導強化を図りながら、二度とこのようなことの生じないように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

１７番小野議員。

○１７番（小野忠君）　先日、そういう御意見を私出しておりましたけれども、町長は何か減俸されるんだということよりも、私の言うのは、やっぱりやった職員が、これからの世代を背負う職員なのですよ。この職員に対して厳しい姿勢を与えていただきたいということなのですよ。やったから、私が責任とればいいというものではないと思うのですよ。だから私は、町長の減俸については、全く反対です。特に職員に対してどういう規制を今回なされたかどうかなのですよね。だから、ただ口頭で注意を与えただけでは、今後ますますある。いろいろ私はこの６年間かなり職員にあります。だけれども、今回初めて出たのですよ。ですから、この点やっぱり厳重な注意、処分でなくてやっぱりきちっとした、町長の減俸よりも、その彼が減俸させなければいけないと思いますよ。

私は、町長の減俸に対しては、反対であります。

○議長（平田喜臣君）　答弁は。

○１７番（小野忠君）　答弁はいただきたい。反対ですから。

○議長（平田喜臣君）　町長、答弁。

○町長（尾岸孝雄君）　１７番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

さきにもお答えさせていただいたと思いますが、この問題が発生すると同時に、なぜこの問題が起きたのかというようなことを十分検証して、それの是正策を講じながら、それぞれの担当職員からてん末書の提出を受け、それぞれの実情を把握した中での是正策を講じてまいったところでありますが、それにてん末書の中身を見詰めながら、この結果を眺めて、現在の中でどういう処分ができるのかというようなことも総務課を通じて検討をさせました。その中で、最終的に私の判断として、さきにお答えさせていただきましたように、関係した全職員に対する厳重注意処分ということを決定し、職員に厳重注意処分をいたしたところでございます。その処分は、いかに減俸というそういうような部分とは違っても、公務員として厳重注意処分を受けるということは、重大な認識を持って受けとめていただかなければならないし、本人たちもそういうふうな認識を持って受けとめていただいているものというふうに私としては理解をいたしているところであります。

○議長（平田喜臣君）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第４２号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、議案第４２号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２１　報告第４号

○議長（平田喜臣君）　日程第２１　報告第４号専決処分（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）の報告を行います。

総務課長。

○総務課長（田浦孝道君）　ただいま上程いただきました報告第４号専決処分報告の件につきまして御説明を申し上げます。

本件は、本年２月１５日、役場上下水道課職員が公共下水道汚水管渠工事の完成に伴います現場の確認のため公用車を運転し、現場である町道北基線本町６丁目へ出向いて、道路左手に停車する際、道路左側付近に民家の車庫などがあり、適当でないとの

判断から右に方向転換しようとしたところ、後方から走行してきました相手方車両に接触し、双方の車両を破損させてしまったものでございます。

この事故の示談交渉におきましては、町は右に方向転換する際に、後方などの確認を怠った責任、一方の相手方には、前方不注意の責任があることをお互い認め合うことで合意しましたことから、平成１４年３月１３日に、相手方車両の損害額８万６,２０５円に対しまして、町の責任割合の９割相当額７万７,５８５円を損害賠償することで専決処分しましたことから、この報告を行うものでございます。

このような交通事故により、相手方に損害を賠償しなければならない事態に至ったことにつきましては、まことに申しわけなく、深く心からお詫びを申し上げる次第でございます。

引き続き職員に対しましては、十分に注意を払い、同じことを繰り返すことのないよう指導の徹底に努めてまいりますので、お許しいただきたくお願い申し上げる次第でございます。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

報告第４号専決処分報告の件。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

記。処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成１４年３月１３日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。１、和解の相手方、旭川市永山町８丁目３６の１、エム・エス・ケー東急機械株式会社旭川支店長押切道雄。

２、和解の内容。１、上富良野町は、相手方エム・エス・ケー東急機械株式会社旭川支店長押切道雄に対し、金７万７,５８５円を支払う。

２、相手方エム・エス・ケー東急機械株式会社旭川支店は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上、専決処分の報告といたします。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田喜臣君）　ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

先ほど、日程第１９　議案第４１号にて御質問の、１２番米沢議員よりありました御質問に対し、その答弁をいたさせます。

商工観光まちづくり課長。

○商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君）　１２番米沢議員の御質問でありました公営住宅の建築に係ります過去の請負業者の指名でございますけれども、まず１０年に行いました建築につきましては、その１、その２と工区が分かれておりまして、その１につきましては、佐川・マイホーム黄田となっております。それから、工区その２につきましては、木津・創成となってございます。

それから、同じく１１年から１２年に建築いたしました公住の請負でございますけれども、これもその１、その２に分かれておりまして、その１につきましては、木津・創成となっております。その２につきましては、佐川・黄田となっております。

以上であります。

◎日程第２２　発議案第１号

○議長（平田喜臣君）　次に、日程第２２　発議案第１号懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議の件を議題といたます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

２番中川一男君。

○２番（中川一男君）　発議案第１号、朗読をもって提案説明といたします。

発議案第１号懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議。

上記の議案を、次のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。

懸案事項促進要望等のための議員派遣に関する決議。

１、本議会は、次の事項のため、議員を派遣することができるものとする。

（１）町の懸案事項促進要望のため、関係機関に旅行する場合。

（２）議員の調査、研修への出席の場合。

（３）式典、会合に出席の場合。

２、派遣議員、派遣日時、派遣先については、案件を勘案してその都度議長において決定するものとする。

３、この決議は、議決があった日以降から平成１５年３月３１日までとする。

以上でございます。よろしくどうぞ。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説

明を終わります。
　これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
　これより、発議案第１号を採決いたします。
　本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２３　発議案第２号

○議長（平田喜臣君）　日程第２３　発議案第２号町内行政調査実施に関する決議の件を議題といたします。
　提出者から提案理由の説明を求めます。
　２番中川一男君。
○２番（中川一男君）　発議案第２号も、朗読をもって提案理由といたします。
　発議案第２号町内行政調査実施に関する決議。
　上記の発議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
　提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。
　町内行政調査実施に関する決議。
　本議会は、次により町内公共施設等の状況を調査する。
　１、実施の期日、議決の日以降において２日以内とする。
　２、実施の目的、町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察し、今後の議会活動の資とする。
　３、調査事項及び方法。
　（１）町内の公共施設及び財政援助を行った施設の現況を視察する。
　（２）全議員による合同調査とし、特に意見を付すものについては、各常任委員会の所管事務調査として、それぞれ行うものとする。
　（３）本件は、議会閉会中において調査を行うものとする。
　以上でございます。よろしくお願いします。
○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
　これより、発議案第２号を採決いたします。
　本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２４　発議案第３号

○議長（平田喜臣君）　日程第２４　発議案第３号町長の専決事項指定の件を議題といたします。
　提出者から提案理由の説明を求めます。
　２番中川一男君。
○２番（中川一男君）　発議案第３号も、朗読をもって提案理由といたします。
　発議案第３号町長の専決事項指定の件。
　上記の議案を次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。
　提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、同じく清水茂雄、同じく西村昭教。
　町長の専決事項指定の件。
　次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。
　記。平成１４年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を改正すること。
　以上でございます。よろしくお願いします。
○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。
　これより、質疑に入ります。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。
　これより、発議案第３号を採決いたします。
　本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。
　よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２５　発議案第４号

○議長（平田喜臣君）　日程第２５　発議案第４号中小企業の当面する金融上の困難を解消し､「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件を議題といたします。
　提出者から、提案理由の説明を求めます。
　６番西村昭教君。
○６番（西村昭教君）　朗読をもって発議案にかえさせていただきます。
　発議案第４号中小企業の当面する金融上の困難を

解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員西村昭教。賛成者、同じく中川一男、同じく清水茂雄。

中小企業の当面する金融上の困難を解消し、「金融アセスメント法」の早期制定を求める意見書。

政府が進めようとしている「不良債権の最終処理」によって、連鎖倒産や失業者の激増などが予想され、地域経済や中小企業経営の深刻な影響が危惧されている。

また、中小企業の実態に合わない金融庁「金融検査マニュアル」の一律適用と預金者の不安から特定金融機関に預金を集中させるペイオフ解禁によって、地域金融機関の資金不足と中小企業への融資抑制を生ずる懸念が高まっている。

よって、政府においては、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記。１、中小企業の当面する金融上の困難を解消し、地域経済を活性化させる対策として、（１）ペイオフ解禁の再延長または実行猶予の措置をとること。

（２）不良債権の最終処理に当たっては、中小企業と地域経済への影響を最小限とする方策を講じること。

（３）金融庁は、地域と中小企業の実態にあった別の基準をもとに「金融検査マニュアル」を作成し、中小企業に適用すること。

２、金融問題を抜本的に解決するために、「地域と中小企業への円滑な資金供給に努力する金融機関を公的に評価し、情報を開示することにより、地域と中小企業との共栄共存を図る金融機関を支援し、育てる」、「物的担保優先や連帯保証による割合を減らし、中小企業の潜在能力や事業性を重視する融資を拡大する」、「貸し手と借り手の公正な取引関係を確立する」ことを目的とする金融アセスメント法の早期制定を図ること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

よろしくお願いいたします。

申しわけありません。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、金融担当大臣、以上でございます。まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第４号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（平田喜臣君）　お諮りいたします。

ただいま、吉武敏彦君外７名から、発議案第５号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、発議案第５号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午後　２時０８分　休憩

午後　２時１０分　再開

○議長（平田喜臣君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎追加日程第１　発議案第５号

○議長（平田喜臣君）　次に、追加日程第１　発議案第５号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

５番吉武敏彦君。

○５番（吉武敏彦君）　発議案第５号の防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件につきまして、若干説明をさせていただきます。

防衛庁の省と庁の違いは何であるか、防衛庁は総理府の外局ですけれども、行政改革の一環として、省庁の改変により、内閣府の外局として横滑りしただけであります。庁と省との違いは何かということが問題であります。庁のままでは緊急事態の際、速やかな対応ができないということです。防衛庁長官名で閣議を開く要望ができないためです。内閣府の長である首相を通じて閣議を開くことを要請するという手続が必要になってまいります。大規模災害など、緊急事態などに、それらの対応に即応できないことがあります。

諸外国では皆省ですから、日本だけ庁だと、国際会議の際にバランスを欠くことがあります。省に昇格すれば、日本の独立と平和を守るために働く隊員たちの指揮を高めることが期待できます。このことによって、省に昇格することが重要なのであります。

よって、議案第５号を朗読をもって説明とかえさせていただきます。

発議案第５号防衛庁を「省」に昇格することを求める意見の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出いたします。

提案者、上富良野町議会議員吉武敏彦。賛成者、上富良野町議会議員中川一男、同じく小野忠、同じく梨澤節三、同じく村上和子、同じく福塚賢一、同じく長谷川徳行、同じく徳島稔。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛庁長官。

防衛庁を「省」に昇格することを求める意見書。

今日、自衛隊を取り巻く環境は、米国の同時多発テロの発生に見られるように、テロ等の新たな脅威が現実化しております。我が国周辺においても、不安定要因の存在と、以前として予断を許さない状況が継続しております。

一方、国内においても、阪神・淡路大震災等の帯規模災害が相次ぎ、国民の生命、財産の保護の活動が求められている中で、日本は世界平和への貢献も強く求められているなど、国の内外においては国防の重要性がますます増大しております。

このほど、２１世紀がスタートした平成１３年１月から、中央省庁は内閣府を初めとする１府１２省庁体制に新しく生まれかわりました。防衛庁は、そのまま内閣府の外局として位置づけられました。しかしながら主要各国では、防衛組織は省となっております。専任の大臣が置かれている実態にあります。

活火山十勝岳を抱え、駐屯地が存在する上富良野町において、また国連平和維持活動の一環として崇高な使命を受け東チモールに派遣されている隊員を身近に感じる自治体において、防衛庁を「省」に昇格し、安全保障、危機管理に適確に対応する体制を構築することにあります。国際的にも積極的な役割を果たすことが必要と考えます。

よって、政府及び関係機関に、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。

記。一つ、防衛庁を防衛省に昇格すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出いたします。

平成１４年３月２０日。

お認めいただきまして決議されることをよろしくお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　提案者に意見を求めさせていただきますが、いわゆる国会内における防衛庁を省にしなかった理由等の実態は、どのようにお伺いされているか、この点。

それと、自衛隊法では災害時における速やかないわゆる対策という形の中で、その中でも、現行の災害に備えるという形の規定が盛り込まれているわけです。そういうことを考えたときに、改めて省にしなくても、現行法の中でも十分な対応ができるものというふうに思いますが、どこに根拠を置いて、この十分な対応ができないとされているのか、この点。

さらに、この阪神・淡路大震災においても、初動体制のおくれというのが問題になりました。この初動体制のおくれというのは、どこにあったのかというふうに御存じか、お伺いいたします。

それと、安全保障と危機管理に対する体制の構築という形のことが表現されております。しかし、現行の中でも十分ないわゆる国外、外交を通じての安全保障、危機管理等をやれる体制というのも、十分あるかというふうに思います。改めて防衛省に昇格したいがために、こういう言葉というのは改めて提起しなくても、現行の中でも不備があれば、それを正すということも十分できる得るものと考えますが、この点についてもお伺いいたします。

平和の維持ということで言えば、やはり今有事法が国会でも検討されようとしています。この有事法の危険性というのは、どこにあるのかということで、今多くの方々からも論議がされております。これはいわゆる災害時という形の中で、自衛隊等が出動したとき、地方自治体の病院や、あるいは民間の建物まで強制的に使用をできるようなそういう危険性をはらんだものである。いわゆる住民の声を一方的に無視した形の中で、施設を強制使用できるという等々の大きな問題を含んでいるという形が今回論議の焦点にされています。

日本は、御存じのように、平和外交からいっても、第二次世界大戦のあの教訓から、いわゆる憲法９条も制定されて、自衛隊のひとり歩きを絶対許すことはできないという立場からの平和共存という形の中で、自衛隊法も一定自衛隊が制定され、こういう経過もあります。

以上も踏まえて、これらの点についての見解はどのように感じておられるのかお伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　５番吉武議員。

○５番（吉武敏彦君）　まず、省に昇格できなかっ

た理由と、これは政府の考えでありまして、私がここでもって理由を述べるあれにはありません。

また、派遣即応ということでありますけれども、先ほども述べましたように、閣議が開かれて、その中でもって派遣がされるわけでありまして、この閣議が開ける時期によって対応がおくれるわけです。阪神・淡路のときにも、これはだれの責任か、それは知事の責任も大きかったでしょう。しかし、派遣がおくれた。自衛隊の使命である生命財産を守る点においては、速やかに出て、一人でも多くの人を救出するということは大事なことであって、災害がある程度片づいた後の犠牲者の搬出といいますか、これは何も自衛隊でなくてもできるわけです。その危険の最中にあって活躍できるのが自衛隊であります。

それから、安全保障の問題でありますけれども、これは安全保障は、これは国と日米との協定でありまして、これについて私ごときがここで云々するというのも意味はないことであります。

それから、有事法制は、今国で十分いろいろ議論をされています。しかし、議論をされている中でもって、この法律の問題について、我々この一議員がここで発表する段階でもありません。したがって、これにもお答えすることはできません。

それから、平和憲法でありますけれども、憲法についてもここで述べるにはふさわしくないものと考えております。

以上です。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　提案者にもう一度お伺いいたしますが、これだけのものを出すときには、確かに国会やその関係するものの法律等があるかと思います。しかし、これだけの文章を出すということは、それなりに提案者自身が、この文に対して一つ一つに精通していなければならない。精通していないのに、こういう安易な形で出すというのは、私は本来の提案の趣旨からも反するものだというふうに思います。

淡路大震災の問題で何が問題になったかというと、いわゆる初動体制のおくれ、そこには消防体制や、あるいは日常的な住民とのいわゆる災害時の対応等のおくれ等々が問題視されました。こういう中で浮かび上がってきたのは、消防力の強化や消防署員の充足率の不足の問題、こういう問題等が浮かび上がってきました。

また、自衛隊法で言えば、あなた自身も言われたように、何も自衛隊が出なくても十分できる体制があるということも事実はそうだと思います。しかし、そういう中で、国の災害時だからともにこういう問題については国の機関の一環として、こういう災害に対応しようという形の中でのそういう制定でありますから、こういう問題等が、やはりこの間の震災あるいは災害時における点では、大きな問題点として改善を要するという形の中で、地方自治体においても、これらに関係するいわゆる充足率の強化ということがうたわれ、当町においてもいわゆる防火水槽の増設等もその一環であり、消防職員等の増員等も、その一環であるわけであります。

そういうことを考えたときに、そういう一つ一つの実態を知らないで、安易にこの文章を出すというのは、その趣旨に反する、あるいは何を意図としようとしているのかというところが、私自身わからないところがあるわけであります。ですから、有事法においても、強制使用の問題等々がいろいろ論議されております。日本は、その憲法があるわけですから、この立場に立って安全保障の問題でも、外交努力によって粘り強く物事を解決するというところが、やはり今世界においても、国内においても大きな世論、あるいは問題点になっているというふうに私は考えております。であれば、こういった問題に対して答えられないというのであれば、これを速やかにやはり撤回していただいて、引っ込めていただきたいと、私はこのように伺いますが、改めてもう一度お伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　５番吉武議員。

○５番（吉武敏彦君）　いろいろ質問されましたけれども、この趣旨については読んでいただければ十分わかることであります。

また、あなたと私とは政治信念が全く違います。幾らここで討論したって、一致点は見ることができない。いつまでたっても平行線であります。共産党と自民党では、大きな政治的考え方に隔たりがあります。ここであなたと私と幾ら議論しても、おさまりつきません。

よって、議長にここで採決をしていただくことをお願いいたします。

○議長（平田喜臣君）　１２番米沢議員。

○１２番（米沢義英君）　私は、それぞれの政党の違いはあったとしても、この平和の問題や災害時の問題では、その立場を超えて、やはり住民の暮らしや安全を守るという点では、同じ立場だというふうに思います。私は、そういう立場からの論議であって、政党間のいろいろな問題があったとしても、暮らしや平和を守るという点での論議でありますから、それぞれの立場や違いを大いに論議して、どちらの方向に向いていけば国民の安全に寄与できるのかという立場を、私は当然これは論議をされてしかるべきだ。ただ政党間の違いだけで問題を解決する

というような趣旨のものでもないでしょうし、また、この意見書においても、一つ一つのやはり字句そのものが提案者から、また出す以上納得できるような表現あるいは言葉でなければ、当然受け入れがたい、そういう内容だと思いますが、改めてこの点についてお伺いいたします。

○議長（平田喜臣君）　５番吉武議員。

○５番（吉武敏彦君）　安全については、同じく考えは等しいものはありますけれども、考え方において相違点があるということであります。それだけ理解していただければよろしいと思います。

○議長（平田喜臣君）　他に御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第５号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（平田喜臣君）　起立多数であります。

よって、発議案第４２号の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　閉会中の継続調査申出の件

○議長（平田喜臣君）　日程第２６　閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第７５条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平田喜臣君）　御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

◎町　長　あ　い　さ　つ

○議長（平田喜臣君）　本年度最初の議会でありますので、町長からごあいさつがあります。

町長尾岸孝雄君。

○町長（尾岸孝雄君）　平成１４年第１回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成１３年度の締めくくりを兼ねてごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、３月４日から本日２２日までの１９日間にわたり、平成１３年度各会計補正予算案及び平成１４年度各会計予算案並びに多くの案件につきまして御審議、御討議を賜り、所属の常任委員会付託で継続審議となりましたものを除き、すべて原案どおり御議決いただきましたことに対し、深くお礼を申し上げます。

なお、委員会への付託審議となりました上富良野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定につきましては、町民の皆様に新たな費用の負担をお願いすることから、十分な御審議を賜る中で、引き続き提案趣旨など具体の御説明を申し上げてまいりたいと思っております。

また、それぞれの議案審議に当たりまして、議員及び委員から御意見及び御提言をいただきましたので、今後公明、公正、町民本意を旨とする行政推進の原点に立ち返り、今強く求められている透明性の確保と説明責任を果たす取り組みを進めてまいりたいと思っております。

また、行政執行の中において、職員の適性を欠く言動から、町民の信頼を著しく低下させるような事態が二度と起こらぬよう、組織を挙げて取り組む所存であります。

また、今日慢性化した不況傾向が続く中で、金融機関の統廃合や農業協同組合の広域合併など、本町を取り巻く経済産業関係も大きな波にもまれつつあります。その影響は、商工業、農業経営を初め、各町民生活のさまざまな分野に試練をもたらさせているところであり、今後の地域課題となることが危惧されるところでもあります。

特に、今定例会におきましては、町の財政事情が一段と厳しいことの認識を議員各位と共有しながら予算審議を賜ったところであり、私といたしましても、現在取り組んでおります財政健全化維持方針に基づく行財政改革の実施いかんが今後の財政運営を左右するものと認識するところであります。

その着実な達成に向けて全力を尽くしてまいりますので、議員各位と町民の皆様の御理解と御協力をお願いするところであります。

この行財政改革実施計画の中では、国の規制が緩和されることなどから、行政が担っている広範な事務事業について、行政水準を維持しつつ、可能な範囲での外部委託や移譲などの手法によって、民間の経営ノウハウの活用を図りながら行政経費の縮減に努めるとともに、新たな雇用創出を模索する中で取り組みを進めてまいります。

また、少子高齢化が言われて久しくなりますが、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境づくりや、高齢者においては健康に生活できる期間を少し

でも延長し、保健予防対策の推進は極めて重要な施策として位置づけしております。

この拠点となる保健福祉施設の整備については、議会特別委員会や住民懇話会、説明会、計画検討協議会におけるコンセンサスの形成を得て、今般議会での実施設計の予算を認めていただいたところであり、いよいよ整備の実現に向けて着手してまいります。

町の基幹産業である農業を初め、商工業や観光振興については、行政機関のみでは取り組みができ得ない大きな地域課題であることから、関係機関、組織と十分に話し合い、その支援を講じてまいります。

前期の行政改革においては、日常的な事務事業経費の縮減を主体に取り組んでまいりましたが、これを引き続く平成１３年から１５年度の行財政改革実施計画では、人件費を初めとする経常経費の縮減と、手数料など税外収入の適正化見直しにも着手しております。

また、さきに述べました業務の民間委託についても、可能なものから随時実施する方針であり、町民の皆様の御理解と御協力は、欠かせないものと思っております。

いずれにいたましても、本町を取り巻く環境が大きく好転することを望めない状況にありますが、第４次総合計画の実現や市町村の合併論議など、山積する課題に対しては、積極的に情報を公開して、十分に説明を加え、町民の御理解と御協力を得るなど、新たな行政運営の手法を十分に考察しながら、町政運営に最善の努力をしてまいる所存でありますので、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げ、平成１４年第１回定例議会終了に当たりましてのごあいさつとお礼にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議　長　あ　い　さ　つ

○議長（平田喜臣君）　私の方からも、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

去る３月の４日から始まりました今期第１回定例町議会は、本日をもちまして、本年度一般会計予算を初め各会計予算、そして昨年１３年度の補正予算案等を極めて御熱心に御審議をいただき、ここにそのすべてが議了されましたことは大変にうれしく、皆様の御尽力のたまものと、心から感謝を申し上げたいと思います。

日本の長引く経済不況はいつまで続くのか、全くその先行きが見えない中で、しかも歳入の大幅な削減の中、本町の１４年度予算編成に当たりましては、町長初め理事者各位の皆様方の御苦労も大変であったろうと拝察をしているところであります。

今後におきましては、この御決定いただいた予算の執行に当たりまして、納税者である住民に対し、本当の行政サービスとなっているのか、一般質問あるいは予算委員会等で多くの議員から賜った意見が、その執行に当たっては十分に反映しているかの御認識を十分にお持ちいただき、執行に当たっていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、財政が大変厳しい中、効率のよい住民の負託に十分こたえられますことを強くお願いと要望したいと思っております。

さて、５月の末日、あと７０数日間で、日韓共同開催でワールドカップの、サッカーの世界ワールドカップ大会が日本の全国各地で開催される予定になっております。この中でも、冬季オリンピック同様に、多くの人々の感動があるものと今から期待をしているところであります。

行政執行におきましても、大きく変貌する社会にあって、大胆な発想の転換をする時期に来ていると思います。多くの町民が、感動のある行政執行を期待していることと思います。理事者の皆さん、そして議員各位ともどもに力を合わせて、よりよきまちづくりのために汗を流していただきたいと思っております。

最後になりますが、今定例会で賜りました議員各位、尾岸町長を初めとする理事者各位の御協力に対しまして、心からのお礼を申し上げまして、私からの閉会のごあいさつといたします。

◎閉　会　宣　告

○議長（平田喜臣君）　これにて、平成１４年度第１回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後　２時３８分　閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成１４年３月２２日

上富良野町議会議長　　平　　田　　喜　　臣

署名議員　　笹　　木　　光　　広

署名議員　　吉　　武　　敏　　彦